

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">炉心</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th rowspan="2">要求時間</th> <th colspan="2">検査可能期間</th> </tr> <tr> <th>A系48</th> <th>B系48</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23-7</td> <td>1号炉燃料圧力 (広域) (88-10と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-8</td> <td>1号炉燃料温度 (広域一低濃) (88-8と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-9</td> <td>1号炉燃料温度 (広域一低濃) (88-9と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-10</td> <td>1号炉燃料流量</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>8時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-11</td> <td>主蒸気ライン圧力 (88-16と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-12</td> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-13</td> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-14</td> <td>格納容器内水位 (88-19と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>1時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-15</td> <td>原子炉格納容器圧力 (88-18と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-16</td> <td>高圧注入流量 (88-12と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-17</td> <td>低圧注入流量 (88-17と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-18</td> <td>補助蒸気流量 (88-1と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-19</td> <td>補助蒸気ピット水位 (88-7と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-20</td> <td>圧力調整タンク水位 (88-28と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	備考	機能	炉心	燃料	要求時間	検査可能期間		A系48	B系48	23-7	1号炉燃料圧力 (広域) (88-10と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-8	1号炉燃料温度 (広域一低濃) (88-8と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-9	1号炉燃料温度 (広域一低濃) (88-9と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-10	1号炉燃料流量	DR/ SA	○	-	8時間	24時間	24時間	23-11	主蒸気ライン圧力 (88-16と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-12	蒸気発生器水位 (広域)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-13	蒸気発生器水位 (広域)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-14	格納容器内水位 (88-19と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	1時間	24時間	23-15	原子炉格納容器圧力 (88-18と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-16	高圧注入流量 (88-12と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-17	低圧注入流量 (88-17と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-18	補助蒸気流量 (88-1と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-19	補助蒸気ピット水位 (88-7と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	23-20	圧力調整タンク水位 (88-28と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
項目	備考	機能							炉心	燃料	要求時間	検査可能期間																																																																																																																	
			A系48	B系48																																																																																																																									
23-7	1号炉燃料圧力 (広域) (88-10と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-8	1号炉燃料温度 (広域一低濃) (88-8と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-9	1号炉燃料温度 (広域一低濃) (88-9と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-10	1号炉燃料流量	DR/ SA	○	-	8時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-11	主蒸気ライン圧力 (88-16と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-12	蒸気発生器水位 (広域)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-13	蒸気発生器水位 (広域)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-14	格納容器内水位 (88-19と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	1時間	24時間																																																																																																																						
23-15	原子炉格納容器圧力 (88-18と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-16	高圧注入流量 (88-12と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-17	低圧注入流量 (88-17と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-18	補助蒸気流量 (88-1と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-19	補助蒸気ピット水位 (88-7と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23-20	圧力調整タンク水位 (88-28と同じ)	DR/ SA	○	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																						
23条	計測制御系統施設	交流電源装置に使用 交流電源装置に使用																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の答覆	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要収時間 #11	区分1 1時間	区分II 1時間	区分III -
23条	計測制御系統施設	無	23-10	計測制御系統冷却水温度	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-11	格納容器内常置空気循環装置 (58-38と同じ)	DB/SA	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-12	格納容器内常置空気循環装置 (58-39と同じ)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-13	格納容器内常置空気循環装置二次D/W(56-25と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-14	格納容器内常置空気循環装置二次S/C(58-26と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-15	圧力制御装置	DB	-	-	-	1時間	-	1時間	-
			23-16	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量(58-9と同じ)	DB	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-17	原子炉心スプレッドポンプ出口流量(56-10と同じ)	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-18	低圧炉心スプレッドポンプ出口流量(56-11と同じ)	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-19	凝縮器冷却系ポンプ出口流量(58-12と同じ)	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
24条	安全装置回路	有	24-1	原子炉保護装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
25条	圧力制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉冷却水投入系(47-25と同じ)	DB/SA	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			26-1	外の状況に警報する設備*1(取水機放水計)	DB	-	-	-	8時間	8時間	8時間	-
26条	原子炉制御装置	有	26-2	外の状況に警報する設備*1(取水機放水計)	DB	-	-	-	8時間	8時間	8時間	-
			26-3	中央制御室空調設備(59-1と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			26-4	中央制御室空調設備(59-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #6	燃料 #7	要収時間 #8	区分A 24時間	区分B 24時間	区分C 24時間
23条	計測制御系統施設	無	23-21	格納容器内常置サブ水位(広域)(58-14と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-22	格納容器内常置サブ水位(狭域)(58-15と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-23	原子炉隔離時冷却水ポンプサブ水位(58-27と同じ)	DB	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-24	原子炉隔離時冷却水ポンプサブ水位(58-27と同じ)	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-25	制御室空気圧力	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-26	燃料格納容器サブ水位(58-13と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-27	格納容器内常置サブ水位(狭域)(58-20と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-28	格納容器内常置サブ水位(狭域)(58-21と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
24条	安全装置回路	有	24-1	原子炉保護装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
25条	圧力制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉冷却水投入系	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			26-1	外の状況に警報する設備*1(取水機放水計)	DB	-	-	-	8時間	8時間	8時間	-
			26-2	外の状況に警報する設備*1(取水機放水計)	DB	-	-	-	8時間	8時間	8時間	-
			26-3	外の状況に警報する設備*1(取水機放水計)	DB	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			26-4	中央制御室空調設備(59-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)  
 【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の種類	番号	電源供給する設備	機能	中心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
			32-2	可燃性ガス濃度制御系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
33条	保安電源設備	有	33-1	DC電源装置	DB/SA	-	-	1分	1分	1分
			33-2	DC電源装置	DB/SA	-	-	1分	1分	1分
			33-3	DC電源装置	DB/SA	-	-	1分	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
			35-1	無給電設備(固定/構築)	DB/SA	-	-	8時間	8時間	24時間
35条	潤滑油供給設備	有	35-2	無給電設備(固定/構築)	DB/SA	-	-	8時間	8時間	24時間
			35-3	安全バスターンシステム(SFDS/SG-3&4回L)	DB/SA	-	-	8時間	8時間	24時間
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	中心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間 A系#8 B系#8
26条	原子炉初期冷却	有	26-3	機器冷却・酸化防止装置	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングステーション	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
			32-1	アンモニア発生抑制装置	DB/SA	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
32条	原子炉格納施設	無	32-2	原子炉格納施設用ブレイク設備(47-2, 48-1, 51-1と同L)	DB/SA	-	-	-	-	交流電源復旧後使用
33条	保安電源設備	有	33-1	スタータクラック制御装置	DB/SA	-	-	1分	1分	1分
			33-2	パワーコントロールセンタ	DB/SA	-	-	1分	1分	1分
			33-3	ディジーゼル発電機初期冷却	DB/SA	-	-	1分	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策所(61-1と同L)	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
35条	通信連絡設備	有	35-1	通信連絡設備(62-1と同L)	DB/SA	-	-	-	-	専用電源から供給
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	-	-

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">追加要求事項の有無</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">電源供給する設備</th> <th rowspan="2">機殻</th> <th rowspan="2">炉心 #5</th> <th rowspan="2">格納 #6</th> <th rowspan="2">燃料 #7</th> <th rowspan="2">要求 時間</th> <th colspan="2">供給可能時間</th> </tr> <tr> <th>A系#8</th> <th>B系#6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">44条</td> <td rowspan="4">緊急停止事故時に発電用原子炉を承継昇にするための設備</td> <td rowspan="4">有</td> <td>44-6</td> <td>1社発電設備 (加圧蒸気発生機) (17-3と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-7</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-8</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-9</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">45条</td> <td rowspan="7">原子炉が封じ込めパワングレダリ高圧時に発電用原子炉を管理するための設備</td> <td rowspan="7">有</td> <td>45-1</td> <td>高圧注入系 (19-1と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>交流電源復旧後に使用</td> </tr> <tr> <td>45-2</td> <td>冷却水ポンプ (19-2, 21-1と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>交流電源復旧後に使用</td> </tr> <tr> <td>45-3</td> <td>補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>交流電源復旧後に使用</td> </tr> <tr> <td>45-4</td> <td>補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) (21-3と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>45-5</td> <td>1社発電設備 (加圧蒸気発生機) (17-3と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>45-6</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>45-7</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>45-8</td> <td>高圧注入系 (19-1と同じ)</td> <td>黒/SA</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>交流電源復旧後に使用</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機殻	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間		A系#8	B系#6	44条	緊急停止事故時に発電用原子炉を承継昇にするための設備	有	44-6	1社発電設備 (加圧蒸気発生機) (17-3と同じ)	黒/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	44-7	主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)	黒/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	44-8	主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)	黒/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	黒/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	45条	原子炉が封じ込めパワングレダリ高圧時に発電用原子炉を管理するための設備	有	45-1	高圧注入系 (19-1と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	45-2	冷却水ポンプ (19-2, 21-1と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	45-4	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) (21-3と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	5分	5分	5分	45-5	1社発電設備 (加圧蒸気発生機) (17-3と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	1時間	1時間	1時間	45-6	主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	1時間	1時間	1時間	45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間	45-8	高圧注入系 (19-1と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要求事項の有無											番号	電源供給する設備	機殻	炉心 #5				格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間																																																																																																																				
			A系#8	B系#6																																																																																																																																							
44条	緊急停止事故時に発電用原子炉を承継昇にするための設備	有	44-6	1社発電設備 (加圧蒸気発生機) (17-3と同じ)	黒/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																																
			44-7	主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)	黒/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																																
			44-8	主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)	黒/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																																
			44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	黒/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																
45条	原子炉が封じ込めパワングレダリ高圧時に発電用原子炉を管理するための設備	有	45-1	高圧注入系 (19-1と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用																																																																																																																																
			45-2	冷却水ポンプ (19-2, 21-1と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用																																																																																																																															
			45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用																																																																																																																															
			45-4	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) (21-3と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	5分	5分	5分																																																																																																																															
			45-5	1社発電設備 (加圧蒸気発生機) (17-3と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																															
			45-6	主蒸気設備 (主蒸気発生機) (21-4と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																															
			45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	黒/SA	○	-	-	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																															
45-8	高圧注入系 (19-1と同じ)	黒/SA	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用																																																																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-1	高圧注入系 (1P-1と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4	低圧代替注水系(減圧駆動型注水ポンプ) 低圧代替注水系(減圧駆動型注水ポンプ) 蒸気加熱去系 (1P-321-1と同一) 低圧炉心スプレー系 (1P-2と同一)	SA SA DB DB	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	- - - -	24時間 24時間 24時間 24時間	- - - -	- -	-
48条	最終ヒートシンクへ熱を搬送するための設備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7 48-8	原子炉格納容器冷却水系 耐圧強化ベント系 原子炉格納容器フィルタベント系*3*4 蒸気加熱去系 (1P-321-1と同一) 原子炉格納容器冷却水系 (2P-1と同一) 原子炉格納容器冷却水系 (2P-2と同一) 原子炉心スプレー管冷却却水 蒸気加熱去系 (1P-321-1と同一)	DB DB DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間	- - - - - - - -	- -	-
49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	有	49-1 49-2	原子炉格納容器代替スプレー冷却去系 (1P-321-1と同一) 蒸気加熱去系	SA DB	○ ○	○ ○	- -	24時間 24時間	- -	- -	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-1 46-2 46-3 46-4 46-5 46-6 46-7 46-8	高圧注入系 (1P-1と同一) 蒸気加熱去系 (1P-2,21-1と同一) 高圧注入系 (1P-3と同一) 補助給水設備 (電動駆動給水ポンプ) (21-2と同一) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) *3 1次冷却設備 (加圧器冷却却水) (17-3と同一) 主蒸気設備 (注水気速がし弁) (21-4と同一) 補助給水設備 (電動駆動給水ポンプ) (21-5と同一) 化学体積制御設備 (定てんポンプ) (20-1と同一)	DB/SA DB/SA DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- ○ - - - - - -	5分 1時間 1時間 1時間 24時間 24時間 24時間 24時間	- 5分 1時間 1時間 24時間	- 5分 1時間 1時間 24時間	-
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4 47-5	化学体積制御設備 (定てんポンプ) (20-1と同一) 原子炉格納容器スプレー設備 (32-2と同一) 高圧注入系 (1P-1と同一) 補助給水設備 (電動駆動給水ポンプ) (21-2と同一) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) *3 (21-3と同一)	DB/SA DB/SA DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	- - - - -	5分 5分 1時間 1時間 24時間	- -	- -	-

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>追加要 交代項 の有無</th> <th>番号</th> <th>電源供給する設備</th> <th>機種</th> <th>炉心 #5</th> <th>格納 #6</th> <th>燃料 #7</th> <th>要欠 時間</th> <th>供給可能時間 A: #6 B: #8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47条</td> <td>原子炉冷却材圧力パワランダリ 低圧時に発電用冷却水を冷却 するための設備</td> <td>有</td> <td>47-6 47-7 47-8</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気発生炉) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 山田発電機駆動弁) (21-5と同 じ) 冷却材供給管スプレッドポンプ</td> <td>DB DB DB</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1 時間 24 時間</td> <td>1時間 24時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>47-9</td> <td>冷却材供給管 (19-2E-1と同じ)</td> <td>DB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>48-1</td> <td>補助給水設備 (電機補助給水ポンプ) (21-2と同じ)</td> <td>DB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>48-2</td> <td>補助給水設備 (タービン動機補助 給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)</td> <td>DB</td> <td>○</td> <td></td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>48-3</td> <td>冷却材注入管 (19-1と同じ)</td> <td>DB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>48条</td> <td>蒸気ヒーティングシステムを輸送 するための設備</td> <td>有</td> <td>48-4 48-5 48-6 48-7</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ 山田発電機駆動弁) (21-5と同 じ) 原子炉冷却材冷却水設備 (22-1と同じ) 原子炉冷却材冷却水設備 (22-2と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気発生炉) (21-4と同じ)</td> <td>DB DB DB DB</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49-1</td> <td>原子炉冷却材冷却水設備 (22-1と同じ)</td> <td>DB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>49条</td> <td>原子炉冷却材冷却管内の冷却水の ための設備</td> <td>有</td> <td>49-2</td> <td>原子炉冷却材冷却水設備 (22-2と同じ)</td> <td>DB</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要 交代項 の有無	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要欠 時間	供給可能時間 A: #6 B: #8	47条	原子炉冷却材圧力パワランダリ 低圧時に発電用冷却水を冷却 するための設備	有	47-6 47-7 47-8	主蒸気設備 (主蒸気発生炉) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 山田発電機駆動弁) (21-5と同 じ) 冷却材供給管スプレッドポンプ	DB DB DB	○	-	1 時間 24 時間	1時間 24時間				47-9	冷却材供給管 (19-2E-1と同じ)	DB									48-1	補助給水設備 (電機補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	DB									48-2	補助給水設備 (タービン動機補助 給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB	○		5分	5分	5分				48-3	冷却材注入管 (19-1と同じ)	DB						48条	蒸気ヒーティングシステムを輸送 するための設備	有	48-4 48-5 48-6 48-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ 山田発電機駆動弁) (21-5と同 じ) 原子炉冷却材冷却水設備 (22-1と同じ) 原子炉冷却材冷却水設備 (22-2と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気発生炉) (21-4と同じ)	DB DB DB DB	○	-	24 時間	24時間	24時間				49-1	原子炉冷却材冷却水設備 (22-1と同じ)	DB						49条	原子炉冷却材冷却管内の冷却水の ための設備	有	49-2	原子炉冷却材冷却水設備 (22-2と同じ)	DB						<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要 交代項 の有無	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要欠 時間	供給可能時間 A: #6 B: #8																																																																																											
47条	原子炉冷却材圧力パワランダリ 低圧時に発電用冷却水を冷却 するための設備	有	47-6 47-7 47-8	主蒸気設備 (主蒸気発生炉) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 山田発電機駆動弁) (21-5と同 じ) 冷却材供給管スプレッドポンプ	DB DB DB	○	-	1 時間 24 時間	1時間 24時間																																																																																												
			47-9	冷却材供給管 (19-2E-1と同じ)	DB																																																																																																
			48-1	補助給水設備 (電機補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	DB																																																																																																
			48-2	補助給水設備 (タービン動機補助 給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB	○		5分	5分	5分																																																																																											
			48-3	冷却材注入管 (19-1と同じ)	DB																																																																																																
48条	蒸気ヒーティングシステムを輸送 するための設備	有	48-4 48-5 48-6 48-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ 山田発電機駆動弁) (21-5と同 じ) 原子炉冷却材冷却水設備 (22-1と同じ) 原子炉冷却材冷却水設備 (22-2と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気発生炉) (21-4と同じ)	DB DB DB DB	○	-	24 時間	24時間	24時間																																																																																											
			49-1	原子炉冷却材冷却水設備 (22-1と同じ)	DB																																																																																																
49条	原子炉冷却材冷却管内の冷却水の ための設備	有	49-2	原子炉冷却材冷却水設備 (22-2と同じ)	DB																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要修時間 #11	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器フィルタベント系3-3-4	SA	○	○	-	24時間	-
51条	原子炉格納容器下部の汚濁炉心を冷却するための設備	有	50-2	代替循環冷却系5	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
52条	原子炉格納容器下部の汚濁炉心を冷却するための設備	有	51-1	原子炉格納容器下部注水系	SA	○	○	-	24時間	-
53条	水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-1	原子炉格納容器フィルタベント系3-3-4	SA	-	-	-	24時間	-
54条	水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	53-1	原子炉格納容器内水素濃度4	SA	-	-	-	24時間	24時間
			53-2	静電検出式水素検出装置	SA	-	-	-	24時間	24時間
			53-3	動作監視装置	SA	-	-	-	24時間	24時間
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却管のための設備	有	54-1	燃料プール冷却浄化系	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			54-2	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)	SA	-	-	○	24時間	24時間
			54-3	使用済燃料プール水位/温度(ポイント式)	DB/SA	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
			54-4	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、高線量)	SA	-	-	○	24時間	24時間
			54-5	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
55条	工場外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-
56条	重大事故等の取除に必要な水の供給設備	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	(電源が必要な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要修時間 #8	供給可能時間 A系#8 B系#8
49条	原子炉格納容器内の冷却管のための設備	有	49-1	代替格納容器スプレイボシラ	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			49-2	原子炉格納容器スプレイ設備 (32-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (32-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			50-2	原子炉格納容器排水設備 (22-4と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			50-3	原子炉格納容器排水設備 (22-2と同じ)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			50-4	代替格納容器スプレイボシラ (32-2と同じ)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
51条	心を冷却するための設備(原子炉格納容器下部の設備)	有	51-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (32-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			51-2	代替格納容器スプレイボシラ (20-4と同じ)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			51-3	低圧注入系 (19-2,21-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			51-4	化学体積制御設備(蒸てんポンプ) (20-4と同じ)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			52-1	格納容器本体内水素濃度監視装置	SA	-	-	○	24時間	24時間
			52-2	原子炉格納容器内水素処理装置	SA	-	-	○	24時間	24時間
52条	水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-3	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (30-31と同じ)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-
			52-4	格納容器本体内水素濃度計測装置	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR  
 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉						相違理由																																																																																																																																																																																									
38条 計装設備	追加要求事項の有無	内容	番号	電源供給する設備		炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求期間	供給可能時間			炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間																																																																																																																																																																																										
				電圧供給する設備	電圧供給する設備					DB 低張	SA	DB/ SA					SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																																																															
																													電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																																														
																																														電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																													
																																																															電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																												
																																																																																電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																											
																																																																																																	電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																										
																																																																																																																		電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																									
																																																																																																																																			電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																								
																																																																																																																																																				電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																							
																																																																																																																																																																					電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																						
																																																																																																																																																																																						電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間					
																																																																																																																																																																																																							電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA
電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA			DB/ SA	SA	24 時間	24 時間				24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																																																																											
				電圧供給する設備	電圧供給する設備					DB 低張	SA	DB/ SA					SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																																																															
																													電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																																														
																																														電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																													
																																																															電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																												
																																																																																電圧供給する設備	電圧供給する設備	DB 低張	SA	DB/ SA	SA	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																											

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)  
 【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉											泊発電所3号炉											相違理由	
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機心 #8	機心 #9	機心 #10	燃料 #7	要求 時間 A系8	燃料 #7	機心 #6	機心 #5	機心 #4	機心 #3	機心 #2	機心 #1	区分II	区分III						
58条 計装設備		有	58-13	原子炉格納容器下部注水流量	DR	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	-						
			58-14	原子炉格納容器代層スプレイ流量	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-				
			58-15	ドライウェル温度	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	○	24時間	-	-			
			58-16	圧力抑制室内空室温度	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58-17	サプレッションプール水温度	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	○	24時間	-	-			
			58-18	ドライウェル圧力	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	-	-			
			58-19	圧力抑制室圧力	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	-	-			
			58-20	圧力抑制室水位	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58-21	原子炉格納容器下部水位	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58-22	ドライウェル水位	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58-23	格納容器内水素濃度(D/W)	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58-24	格納容器内水素濃度(S/C)	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58-25	格納容器内窒素計算値線毛二名(D/W)(23-13と同じ)	DR/DB/SA	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58-26	格納容器内窒素計算値線毛二名(S/C)(23-14と同じ)	DR/DB/SA	○	○	○	○	○	24時間	○	24時間	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-			
			58条 計装設備	有	有	58-5	蒸気発生器水位 (基準)(23-12と同じ)	DR/SA	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-		
						58-6	蒸気発生器水位 (広域)(23-13と同じ)	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-7	補助給水ポンプ水位 (23-19と同じ)	DR/DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-8	1次冷却器温度 (広域-高値)(23-9と同じ)	DR/DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-9	1次冷却器温度 (広域-低値)(23-9と同じ)	DR/DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-10	1次冷却器圧力 (広域)(23-7と同じ)	DR/DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-11	加圧器水位 (23-6と同じ)	DR/DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-12	高圧注入流量 (23-16と同じ)	DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-13	燃料取器用本ベケット水位 (23-20と同じ)	DR/SA	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
						58-14	格納容器内減速ポンプ水位 (広域)(23-21と同じ)	DR/DR	○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-	
58-15	格納容器内減速ポンプ水位 (狭域)(23-22と同じ)	DR/DR				○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-				
58-16	主蒸気ファン圧力 (23-11と同じ)	DR/DR				○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-				
58-17	低圧注入流量 (23-17と同じ)	DR				○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-				
58-18	原子炉格納容器圧力 (23-15と同じ)	DR/DR				○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-				
58-19	格納容器内温度 (23-14と同じ)	DR/DR				○	○	○	○	○	24時間	○	○	○	○	○	○	○	24時間	24時間	-				

【大飯】  
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】  
設備の相違  
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

本文	追加要求事項の形態	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格納 *9	燃料 *10	要求 時間	供給可能時間			
									区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	
58条 計装設備	有	58-27	起動試験モータ (23-17と同一)	DB/ SA	○	-	-	1 時間	1時間	-	-	
		58-28	昇降出力保護モータ (23-27と同一)	DB/ SA	○	-	-	1 時間	1時間	-	-	
		58-29	燃料調整弁出口燃料調整モ ータ	SA	-	○	-	24 時間	24時間	-	-	
		58-30	原子炉軽油冷却水系系保護 装置	DB 装置	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
		58-31	蒸気調整弁系系保護装置	DB 装置	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
		58-32	高圧炉心スプレー系ポンプ出 口圧力	DB 装置	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
		58-33	低圧炉心スプレー系ポンプ出 口圧力	DB 装置	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
		58-34	蒸気調整弁系系ポンプ出口注 力	DB 装置	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
		58-35	凝水貯留タンク水位	SA	○	○	-	24 時間	-	-	-	-
		58-36	高圧炉心注水系系ポンプ出口 圧力	SA	○	-	-	24 時間	-	-	-	-
		58-37	燃料調整弁系系系ポンプ出口 圧力	DB 装置	○	-	-	24 時間	-	-	-	-
		58-38	燃料調整弁系系系保護装置 DB/ SA	DB/ SA	○	-	-	24 時間	-	-	-	-
		58-39	燃料調整弁系系系保護装置 (23-4と同一)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	-	-	-	-
		58-40	高圧炉心注水系系ポンプ 出口流量	SA	○	○	-	24 時間	-	-	-	-
58-41	蒸気調整弁系系系ポンプ 出口圧力	SA	○	○	-	24 時間	-	-	-	-		

燃料調整弁系系系保護装置は格納モータ(D) (NW)(23-13)、燃料調整弁系系保護装置は格納モータ(S) (23-4)により流量が可変である。

本文	項目要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *6	格納 *6	燃料 *7	要求 時間	供給可能時間			
									A系*8	B系*8	日系*8	
58条 計装設備	有	58-20	燃料調整弁系系系系保護装置 (23-27と同)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	1時間	24時間	24時間	
		58-21	燃料調整弁系系系系保護装置 (23-28と同)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	1時間	24時間	24時間	
		58-22	燃料調整弁系系系保護装置	SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	
		58-23	燃料調整弁系系系保護装置	SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	
		58-24	燃料調整弁系系系保護装置 (AM用)	SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	
		58-25	燃料調整弁系系系保護装置 (格納装置 用)	SA	○	○	-	専用電源から供給	-	-	-	-
		58-26	燃料調整弁系系系保護装置 (冷媒装置 用)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
		58-27	燃料調整弁系系系保護装置 (23-25と同一)	DB 装置	○	○	-	24 時間	1時間	24時間	24時間	24時間
		58-28	燃料調整弁系系系保護装置 (23-20と同一)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
		58-29	燃料調整弁系系系保護装置	SA	-	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
		58-30	燃料調整弁系系系保護装置	SA	-	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
		58-31	燃料調整弁系系系保護装置 (33-2と同一)	SA	-	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間
		58-32	燃料調整弁系系系保護装置 (33-3と同一)	SA	-	○	-	24 時間	24時間	24時間	24時間	24時間

【大飯】  
 記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉					相違理由					
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	年終可能時間	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	年終可能時間	
56条	計装設備	有	59-42	原子炉格納釜下部温度	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
			59-43	原子炉格納釜下部温度	SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
			59-44	蒸気発生器入口温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
			59-45	蒸気発生器出口温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
59条	原子炉制御室	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
60条	監視測定設備	有	40-1	可搬式代替モニタリング設備	SA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			40-2	可搬式モニタリング設備	SA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
61条	緊急時対策所	有	41-1	緊急時対策電源 (34-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			42-1	懸垂降設設備 (図1) (降降)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
			42-2	懸垂降設設備 (図2) (降降)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	42-3	双方向無線機 (SPDS) (35-34と同じ)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	
-	-	無	0-1	タービン系統用 (警用系)	(警用系)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1時間	-

(凡例)  
 ■：区分Ⅰの蓄電池 (125V 蓄電池 2A) から電源供給  
 ■：区分Ⅱの蓄電池 (125V 蓄電池 2B) から電源供給  
 ■：区分Ⅲの蓄電池 (125V 蓄電池 2H) から電源供給  
 ■：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	年終可能時間
59条	原子炉制御室	有	59-1	中水研砕器完備設置 (26-4と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			59-2	フェニクスタス空気浄化設備 (32-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			59-3	可搬式照明 (SA)	SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			59-4	緊急降下・二酸化炭素濃度計 (26-5と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
60条	監視測定設備	有	60-1	可搬式モニタリングポスト	SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			60-2	可搬式気象観測設備	SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			60-3	放射能測定装置	SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			60-4	可燃物モニタリングユニット	SA	-	-	-	-	-	-	-	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策所 (34-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	62-1	通信連絡設備 (35-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	無	-	蒸気タービン保安装置等	SA	-	-	-	-	-	-	-	-

(凡例)  
 ■：蓄電池 (非常用) (A系) から電源供給  
 ■：蓄電池 (非常用) (B系) から電源供給  
 ■：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

【大飯】  
 記載の充実 (女川審査実績の反映)  
 【女川】  
 設備の相違  
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語)                      S/P: サプレッションプール                      D/W: ドライウェル                      S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ (自然現象監視カメラ、津波監視カメラ)、取水ビット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備 (火災感知器 (アナログ式を含む。)) 及び受信器) 及び消火設備 (全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備) であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力 (広帯域)、フィルタ装置出口圧力 (広帯域)、フィルタ装置水位 (広帯域) 及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状況を把握する設備は、監視カメラ (構内監視カメラ、津波監視カメラ)、潮位計、取水ビット水位計、気象観測設備、公的機関から気象情報入手できる設備があり、このうち津波監視カメラ及び取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備 (火災感知器 (アナログ式を含む。)) 及び受信機) 及び消火設備 (全域ガス消火設備) であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】                      記載内容の相違                      ・泊は略語を使用していない</p> <p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違                      ・女川: 自然現象監視カメラ⇔泊: 構内監視カメラ                      ・女川: 気象情報システム⇔泊: 公的機関から気象情報入手できる設備                      ・女川: 外の状況を監視する設備⇔泊: 外の状況を把握する設備</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む                      ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】                      設備名称の相違                      ・女川: 受信器⇔泊: 受信機                      ・女川: ガスタービン発電機⇔泊: 代替非常用発電機</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】                      供給開始時間の相違</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・泊にはない設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用) 及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇔泊: 使用済燃料ビット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容  
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

Main comparison table with 4 columns: 大飯発電所 3 / 4号炉, 女川原子力発電所 2号炉, 泊発電所 3号炉, 相違理由. Includes sub-tables for '主要設備' and '表 57-10-3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備'.

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>		<p>泊発電所3号炉</p>	
<p>設備許可基準要則</p>		<p>設備許可基準要則</p>	
<p>44</p>	<p>44</p>	<p>44</p>	
<p>45</p>	<p>45</p>	<p>45</p>	
<p>46</p>	<p>46</p>	<p>46</p>	
<p>47</p>	<p>47</p>	<p>47</p>	
<p>48</p>	<p>48</p>	<p>48</p>	
<p>49</p>	<p>49</p>	<p>49</p>	
<p>50</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	
<p>51</p>	<p>51</p>	<p>51</p>	
<p>52</p>	<p>52</p>	<p>52</p>	
<p>53</p>	<p>53</p>	<p>53</p>	
<p>54</p>	<p>54</p>	<p>54</p>	
<p>55</p>	<p>55</p>	<p>55</p>	
<p>56</p>	<p>56</p>	<p>56</p>	
<p>57</p>	<p>57</p>	<p>57</p>	
<p>58</p>	<p>58</p>	<p>58</p>	
<p>主要設備</p>	<p>主要設備</p>	<p>主要設備</p>	<p>相違理由</p>
<p>島根原電モニタ</p>	<p>島根原電モニタ</p>	<p>島根原電モニタ</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
<p>平均出力 原電モニタ</p>	<p>平均出力 原電モニタ</p>	<p>平均出力 原電モニタ</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
<p>ファイル監視水位 (原電機)</p>	<p>ファイル監視水位 (原電機)</p>	<p>ファイル監視水位 (原電機)</p>	
<p>ファイル監視入口圧力 (原電機)</p>	<p>ファイル監視入口圧力 (原電機)</p>	<p>ファイル監視入口圧力 (原電機)</p>	
<p>ファイル監視出口圧力 (原電機)</p>	<p>ファイル監視出口圧力 (原電機)</p>	<p>ファイル監視出口圧力 (原電機)</p>	
<p>ファイル監視流量</p>	<p>ファイル監視流量</p>	<p>ファイル監視流量</p>	
<p>ファイル監視出口放射線モニタ</p>	<p>ファイル監視出口放射線モニタ</p>	<p>ファイル監視出口放射線モニタ</p>	
<p>ファイル監視出口水質管理モニタ</p>	<p>ファイル監視出口水質管理モニタ</p>	<p>ファイル監視出口水質管理モニタ</p>	
<p>集約排水監視モニタ</p>	<p>集約排水監視モニタ</p>	<p>集約排水監視モニタ</p>	
<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	
<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	
<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	
<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	
<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	
<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	
<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	
<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	
<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	
<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	
<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	<p>集約排水監視出口放射線モニタ</p>	
<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	<p>集約排水監視出口水質管理モニタ</p>	
<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	<p>集約排水監視出口温度</p>	
<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>集約排水監視出口流量</p>	<p>：交流電源復旧後に使用する設備</p>







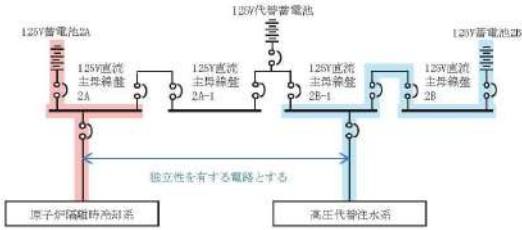
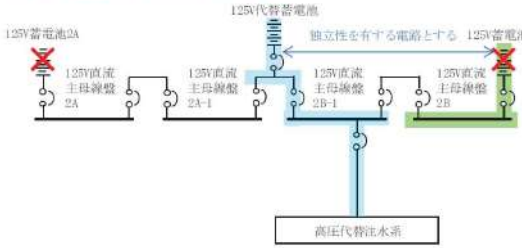
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇔ 高压代替注水系</p>  <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高压代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】                  設備構成の相違                  ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図 57-10-4 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁 (A系) ⇔ 主蒸気逃がし安全弁 (B系)</p> <p>図 57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図 57-10-5 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図 57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図 57.10.2 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>図 57.10.2 直流電源供給方法</p> <p>図 57.10.3 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図 57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を分けていない。</li> </ul> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の回路が分離された設計であるという点において同等である。</li> </ul> <p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

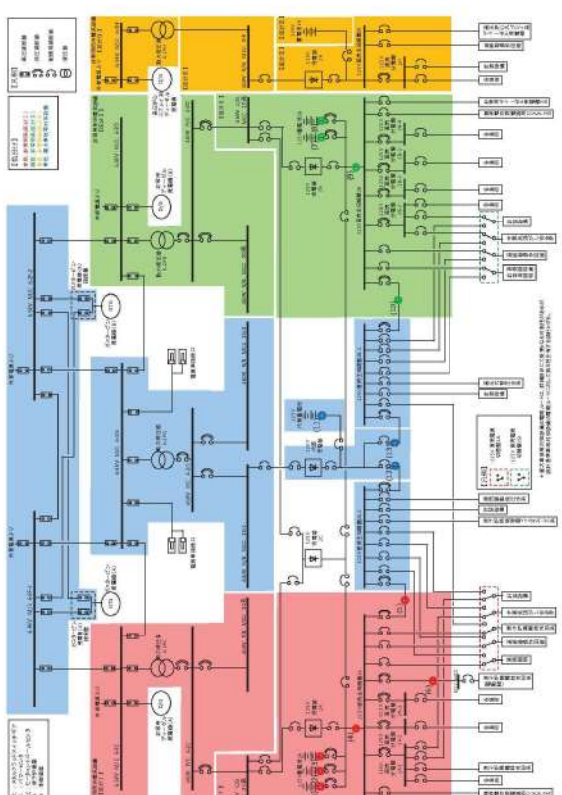
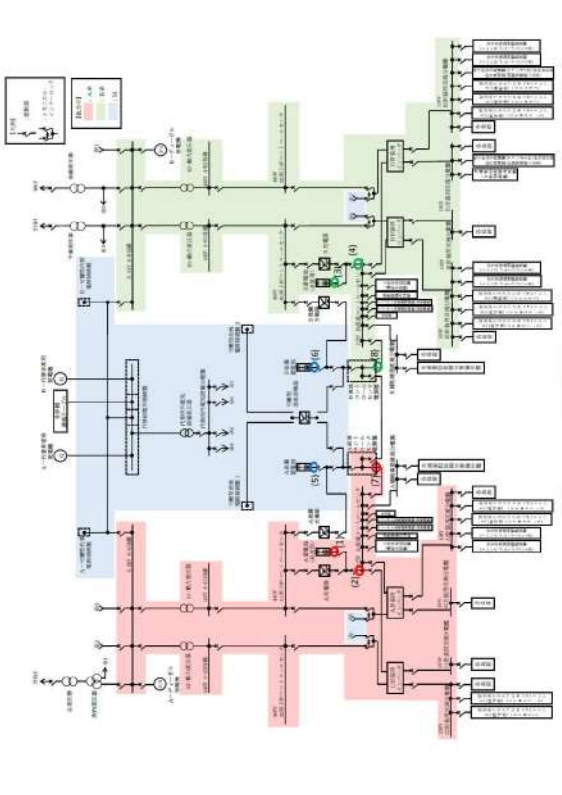
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992 年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-10-5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-10-5 電路ルート図 直流電源設備 (57 条)</p> <table border="1" data-bbox="678 347 1225 411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57-10-6</td> <td>図 57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	頁番号	図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992 年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.10.5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57.10.5 電路ルート図 直流電源設備 (57 条)</p> <table border="1" data-bbox="1265 347 1816 411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57.10.4</td> <td>図 57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	頁番号	図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
単線結線図	ルート図																		
	図番号	頁番号																	
図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																	
単線結線図	ルート図																		
	図番号	頁番号																	
図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33																	

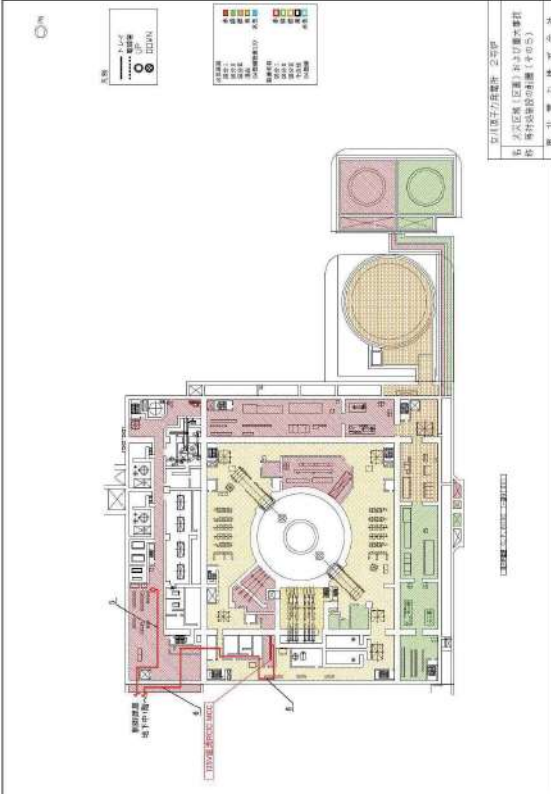
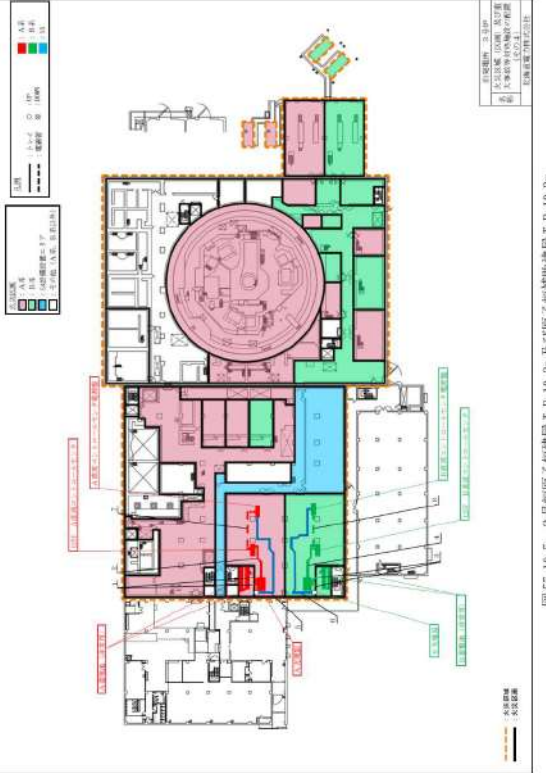
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図 57.10.4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

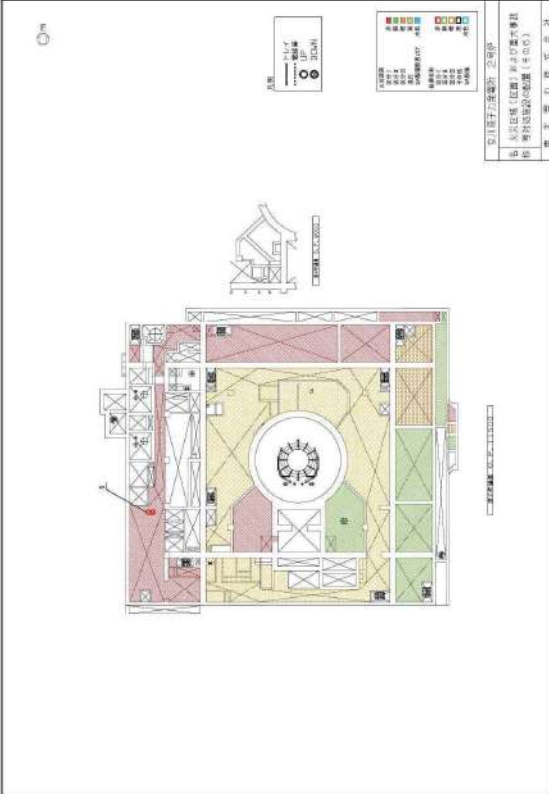
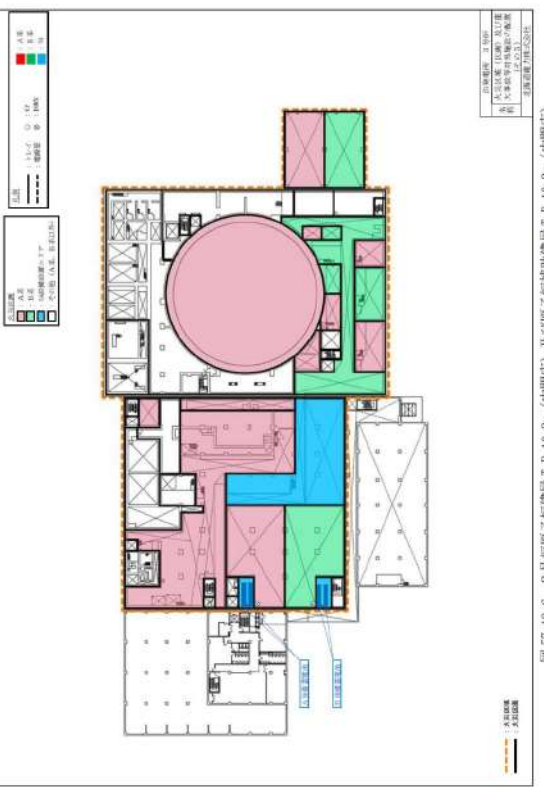
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57.10.5 3号炉原子炉建屋 T.F.10.3m及び原子炉補助建屋 T.F.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>



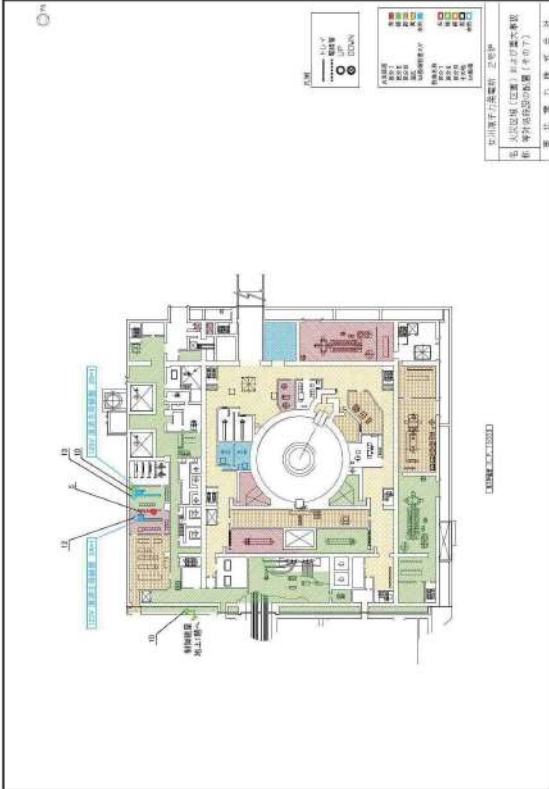
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.10.6 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3a (中間床) 及び原子炉補助建屋 T.P.10.3b (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

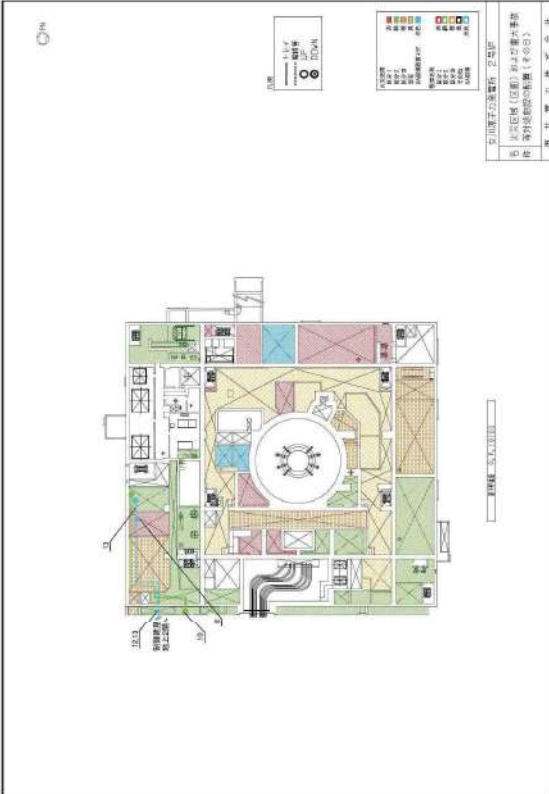
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="786 991 1128 1007">図 57-19-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1137 1005">図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 146 1912 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1966 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2157 312" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

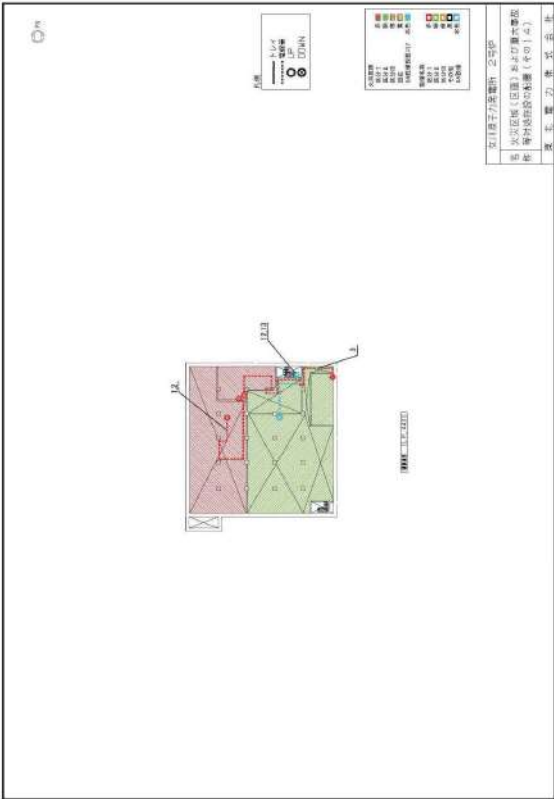
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="790 979 1120 999">図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

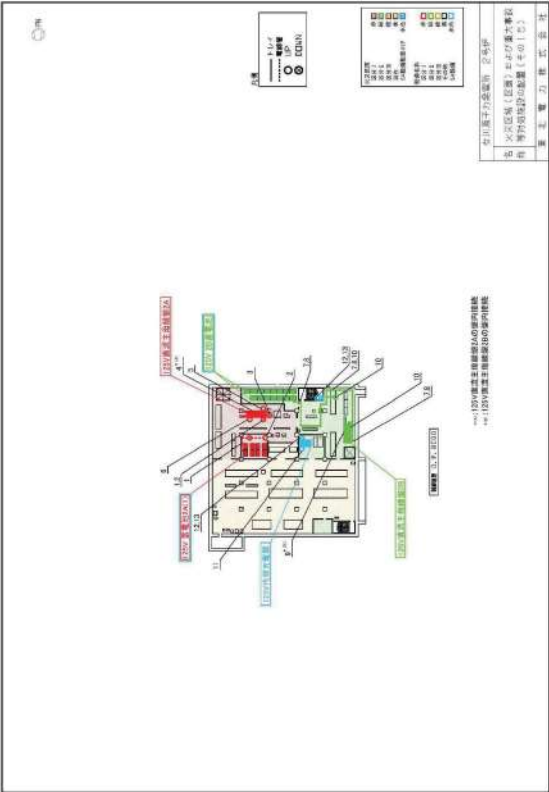
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1126 1011">図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

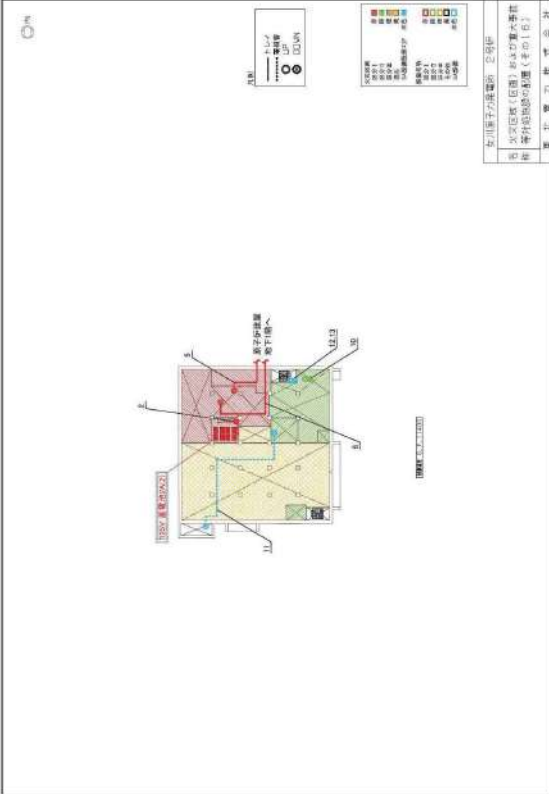
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

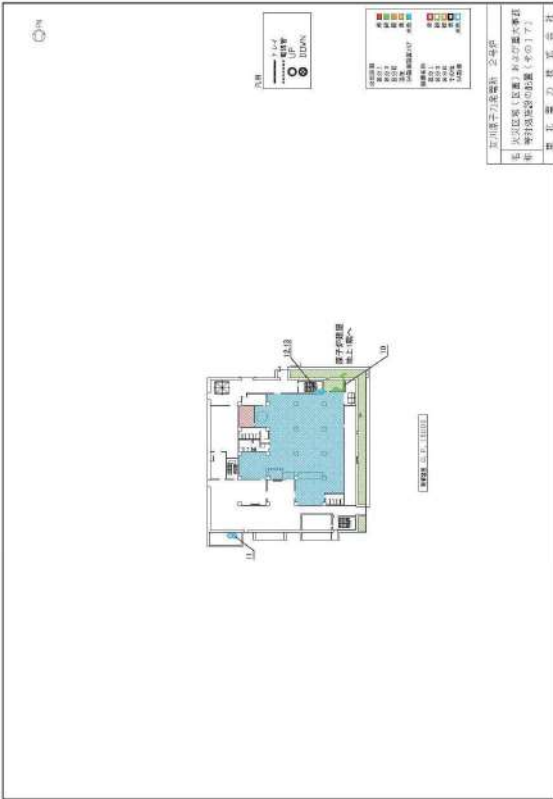
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

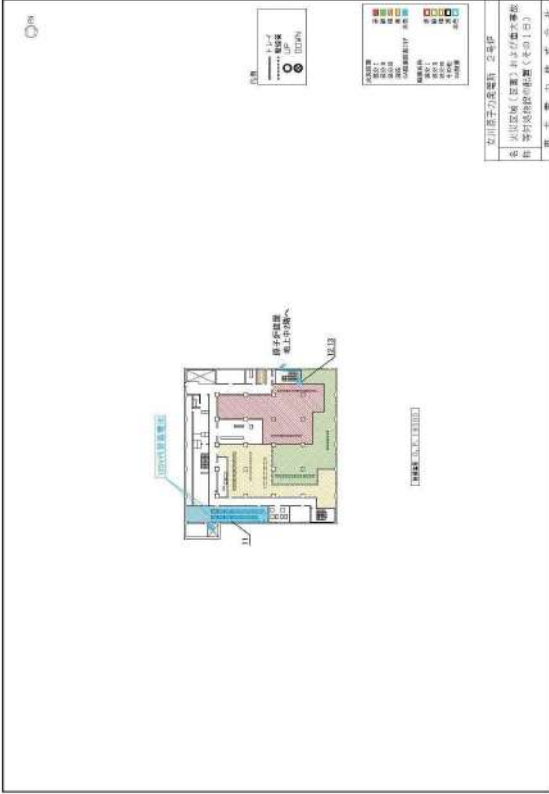
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御電室 地上1階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】                      設置場所の相違                      ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

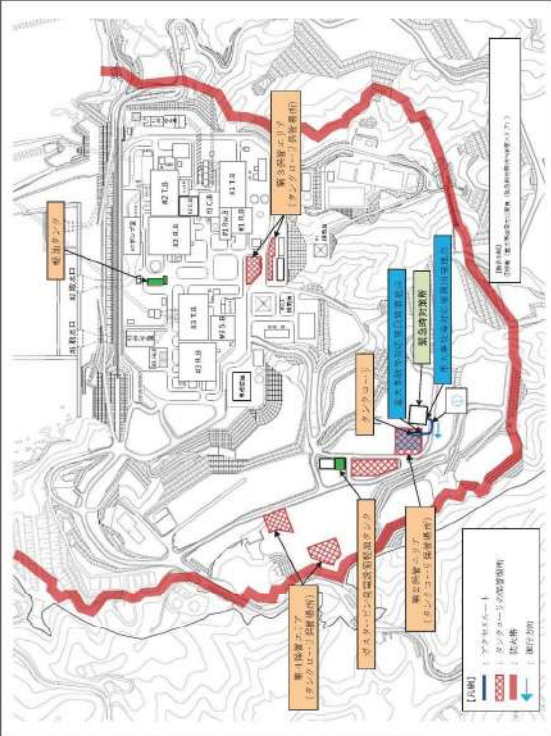
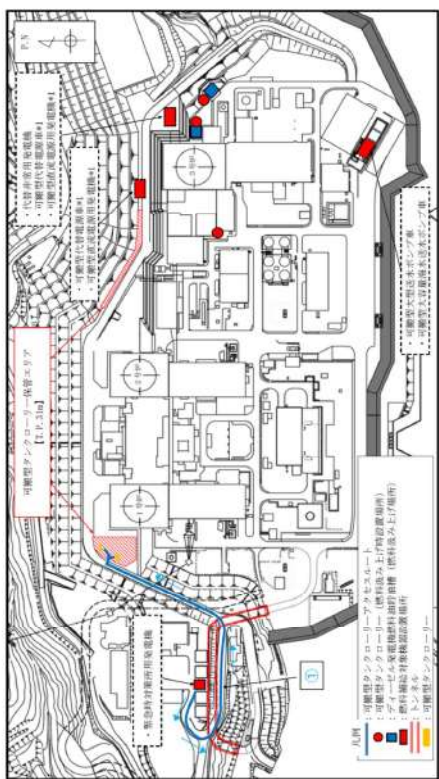
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (タンクローリー)</p>

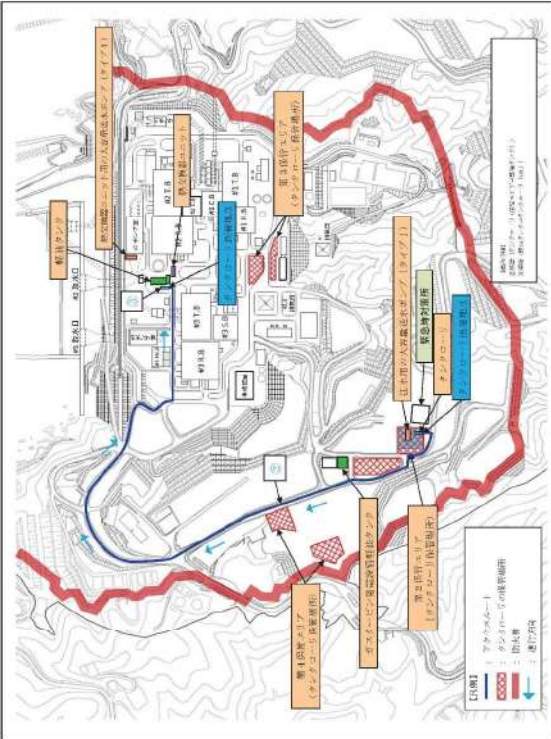
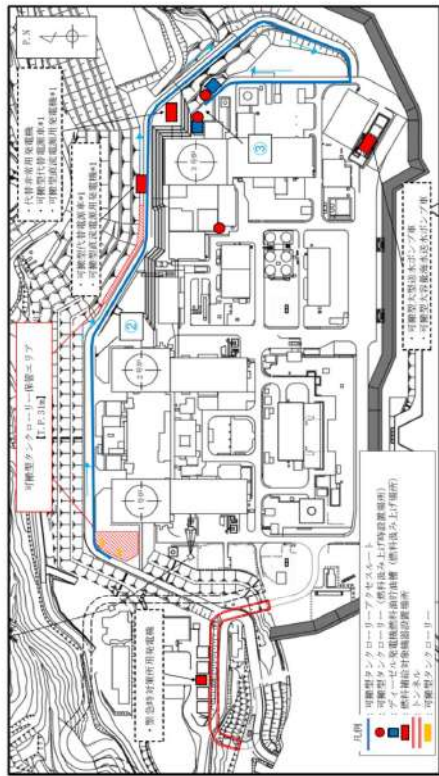
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート (1/8)              (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>凡例：可搬型タンクローリーアクセスルート              ●：緊急時対応用発電機              ○：緊急時対応用発電機              ▲：燃料補給用熱交換器 (燃料供給上げ用)              ■：燃料補給用熱交換器 (燃料供給上げ用)              □：燃料補給用熱交換器 (燃料供給上げ用)              △：可搬型タンクローリー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul> <p>図 57.11.1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/20)</p>

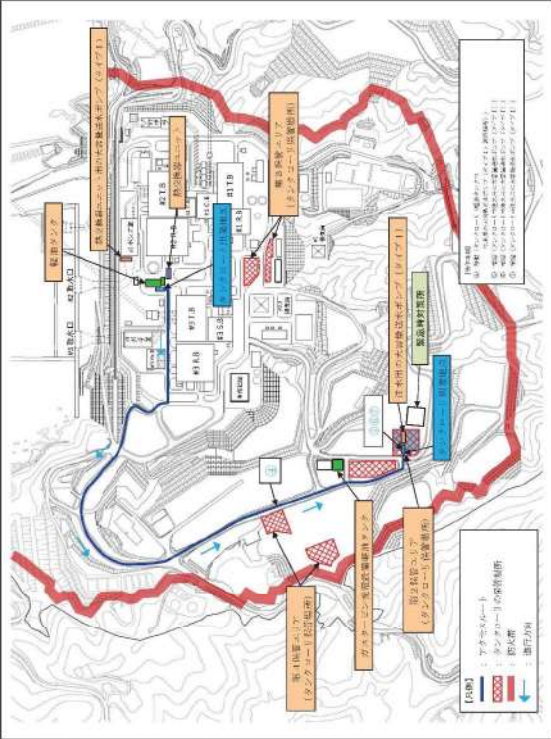
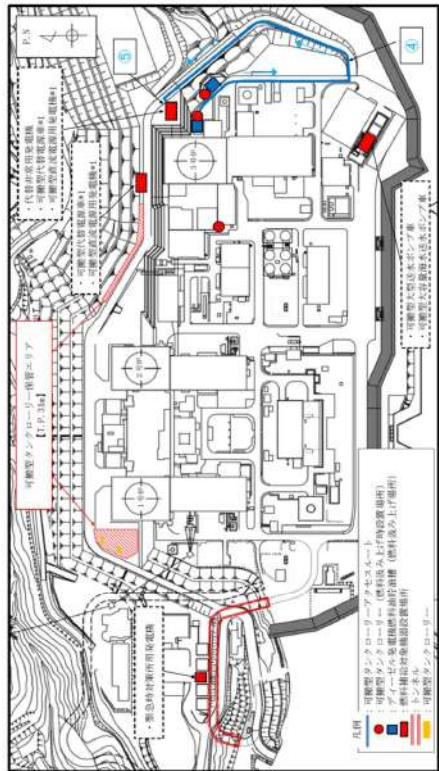
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/20)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

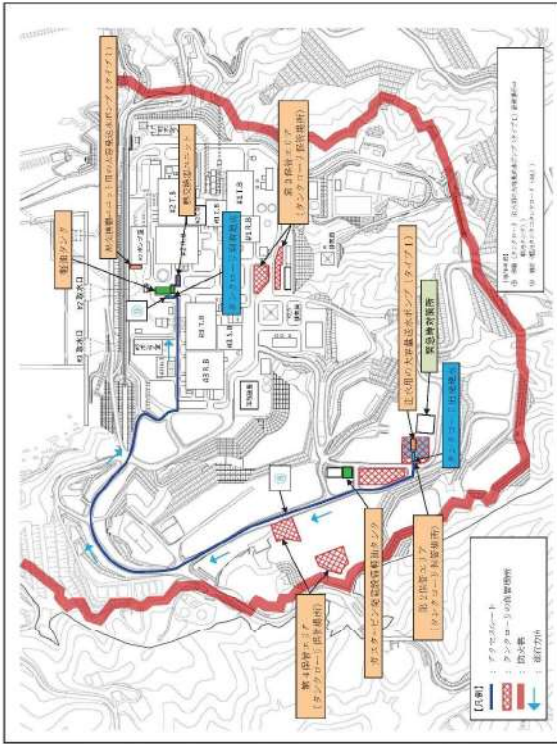
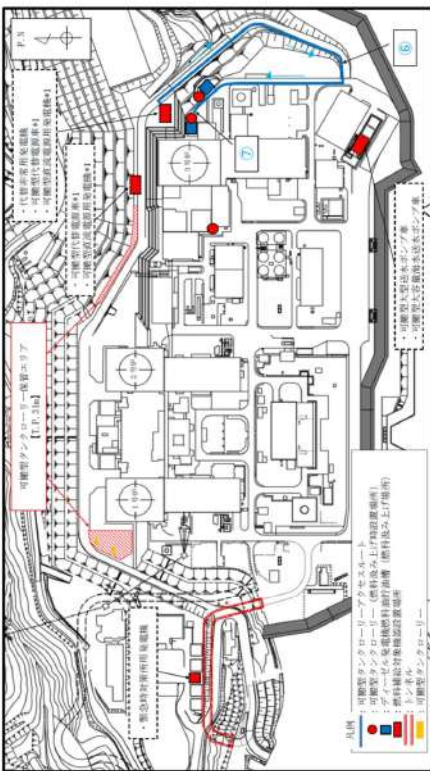
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.3 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (3/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

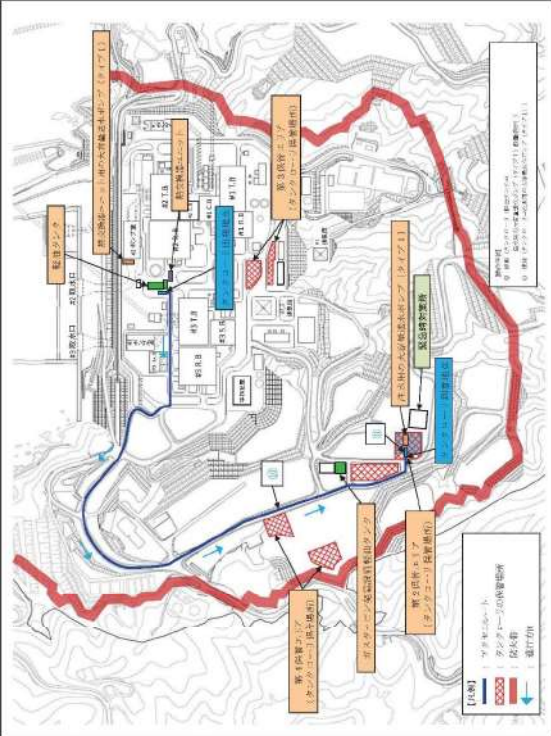
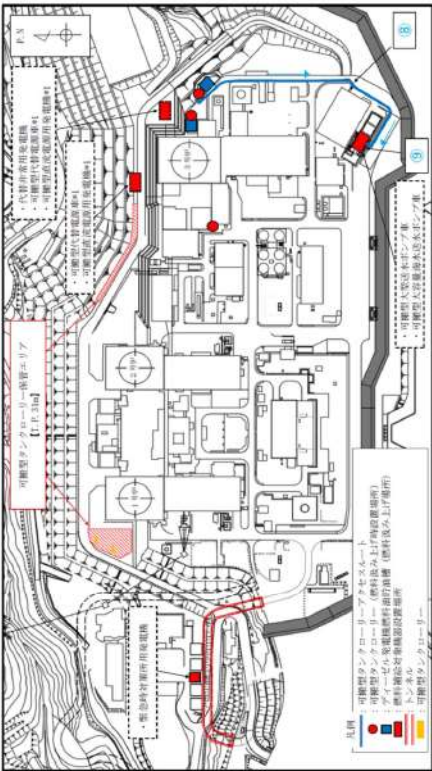
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.4 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (4/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

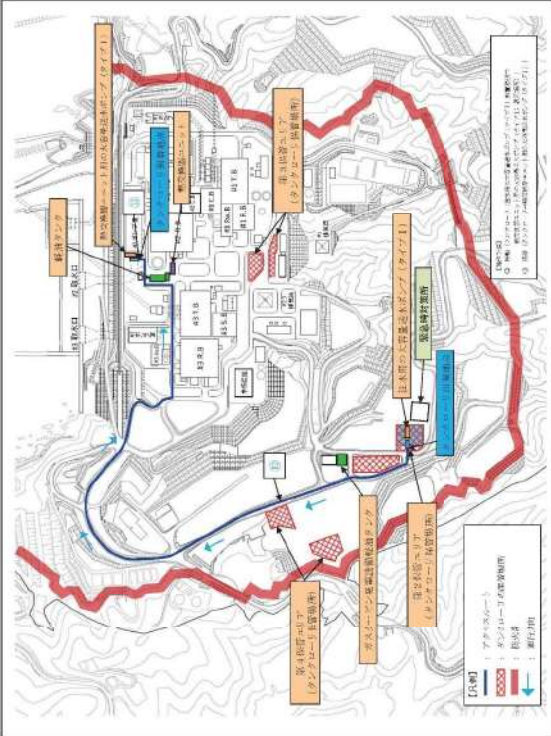
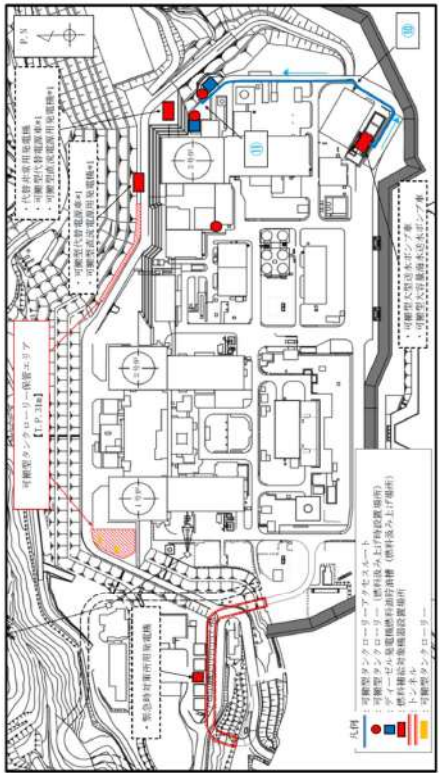
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8)              (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図 57-11.5 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー輸送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



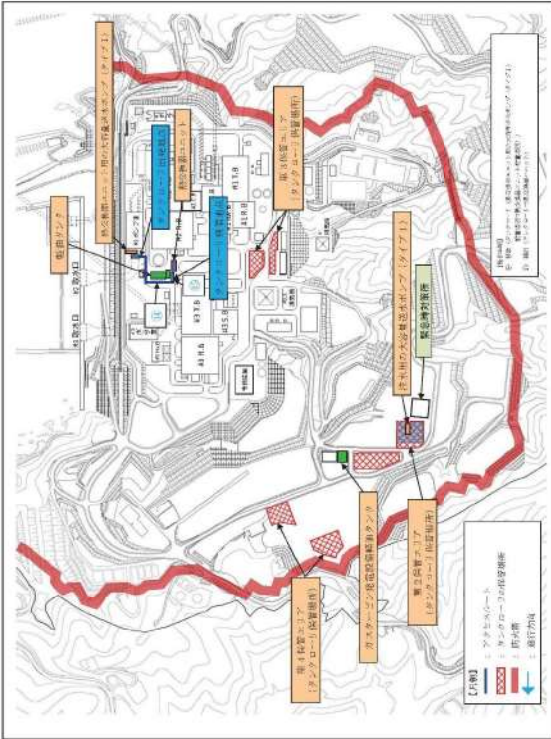
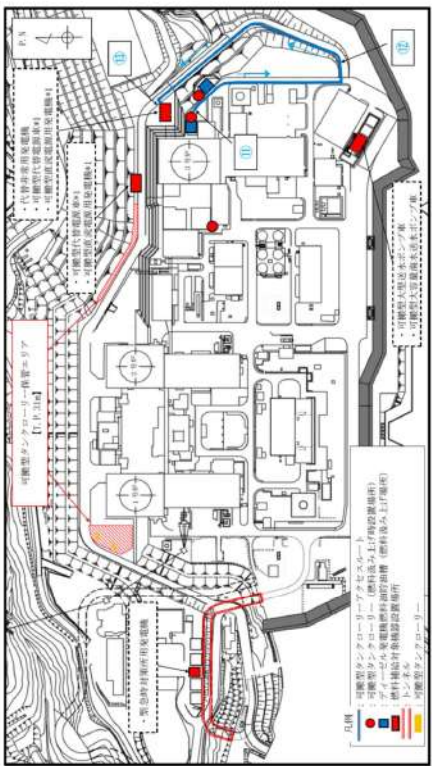
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-6 タンクローリA 移動及び補給ルート (6/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

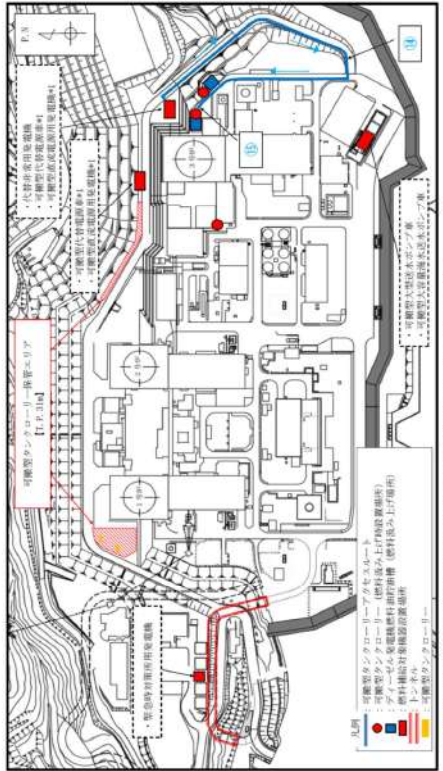
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 914 1227 978">図 57-11-7 タンクローリーA 移動及び補給ルート (7/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p data-bbox="1709 411 1727 922">*1 可搬型タンクローリー、可搬型大容量送水ポンプは、2 箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1843 145 2145 339">【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)              【女川】              運用の相違              ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p data-bbox="1787 225 1809 898">図 57.11.7 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p>

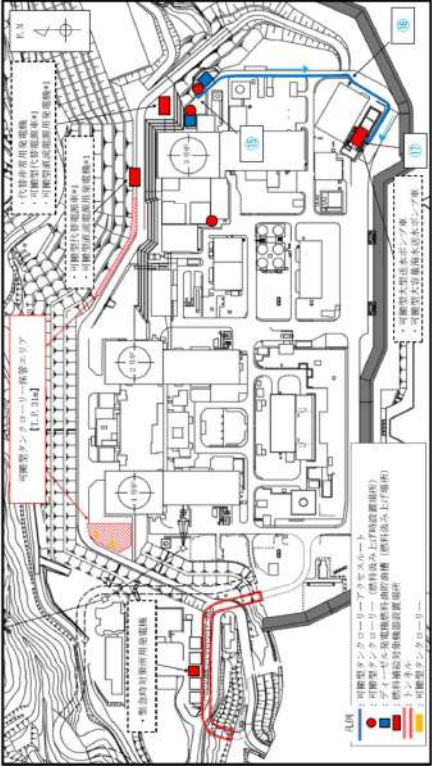
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例          ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料搬送用)          ○ タンクローリーを吊り上げる設備 (燃料搬送用)          ■ タンクローリーを吊り上げる設備 (燃料搬送用)          ▲ 可搬型タンクローリー</p> <p>*) 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーアクセスルートは、3箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所には設置する。</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.9 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (9/20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

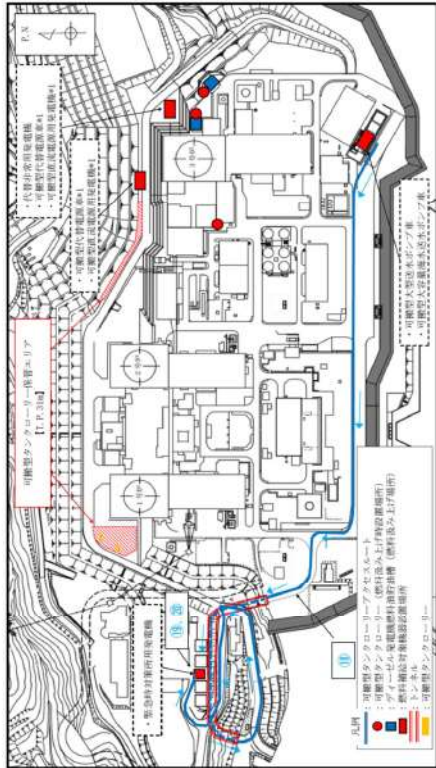
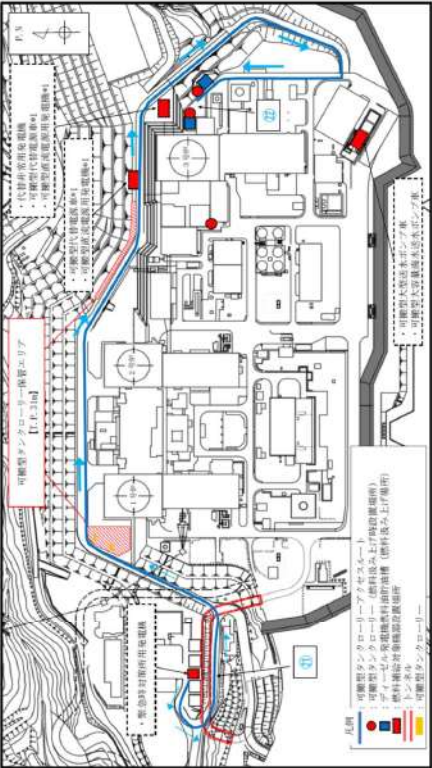
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例：  <span style="color:red">●</span> 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給専用)  <span style="color:blue">●</span> タンクローリー専用燃料供給設備 (燃料供給専用)  <span style="color:yellow">●</span> トラック専用燃料供給設備 (燃料供給専用)  <span style="color:blue">●</span> 緊急時対応専用発電機</p> <p>※1 可搬型代替電源、可搬型代替専用発電機は、2箇所ある取組場所のうち、アクセス可能な場所を設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

図 57.11.10 可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合 (10/20)

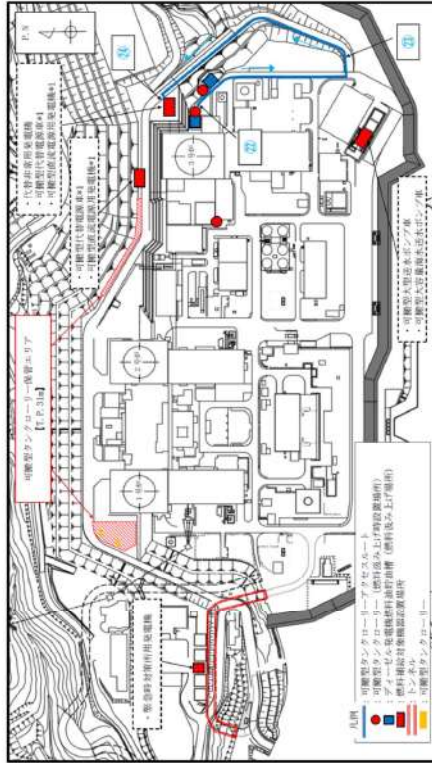
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-11 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー積荷エリアにより補給する場合) (11/20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

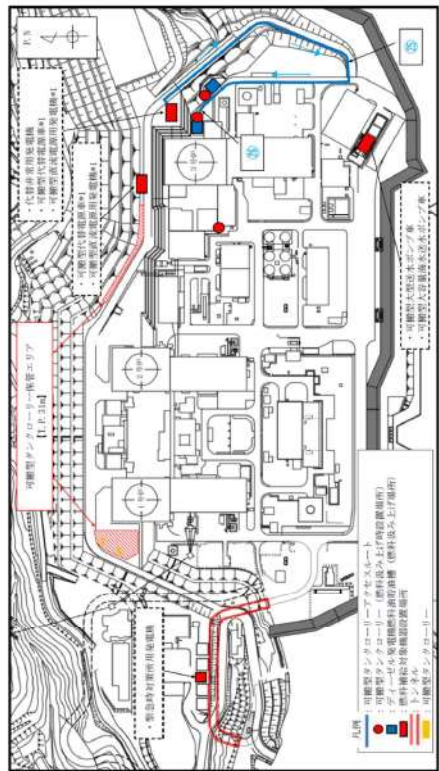
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例              ● 可搬型タンクローリー (赤文字はBWR固有の設備)              ● アターゼム発電機燃料供給設備 (燃料及ろ上げ機)              ● 燃料供給用移動型燃料貯蔵庫              ● 可搬型タンクローリー</p> <p>※1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合、アクセス可能な場所には設置する。</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.13 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/20)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>



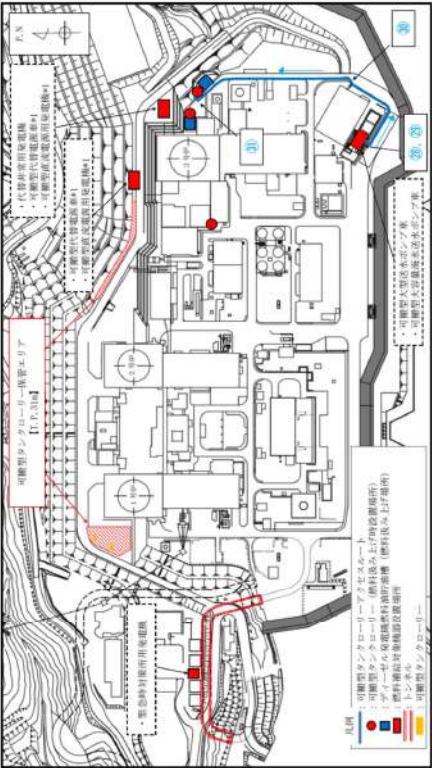
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

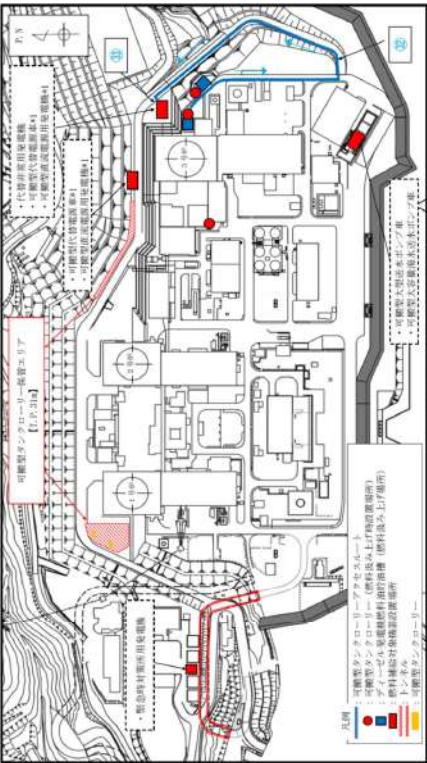
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.15 可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合 (15.20)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.16 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー格納エリアにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

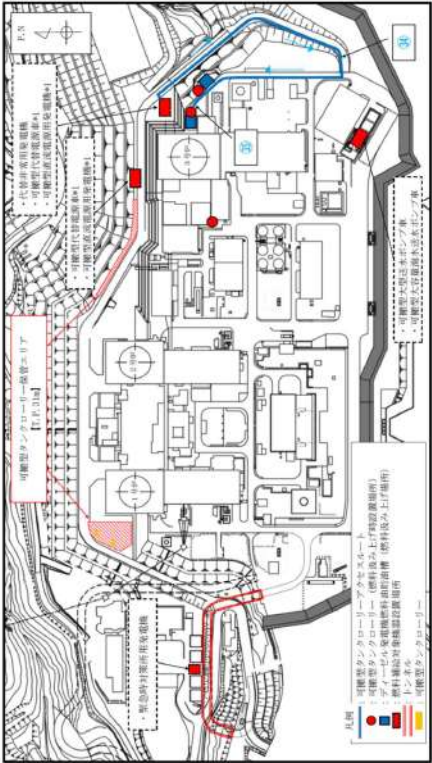
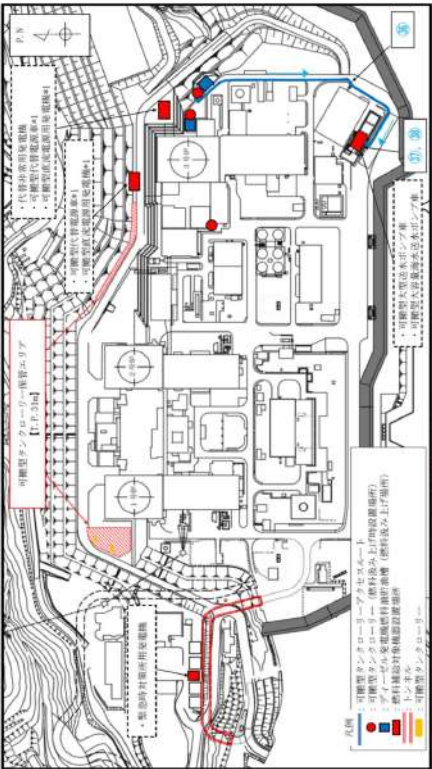
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例              ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (移動ルート)              ○ 可搬型タンクローリー燃料補給設備 (燃料及び水タンク)              ■ 燃料補給対象機器設置箇所              ■ 可搬型タンクローリー</p> <p>*1 可搬型代替燃料用受取機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保っている点においては同等である。</li> </ul>

図 57.11.17 可搬型タンクローリー燃料補給ルート (移動及び補給ルート) (17/20)

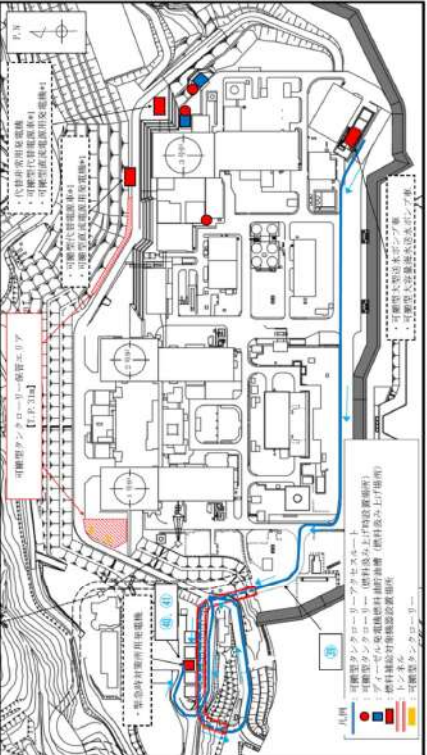
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.18 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

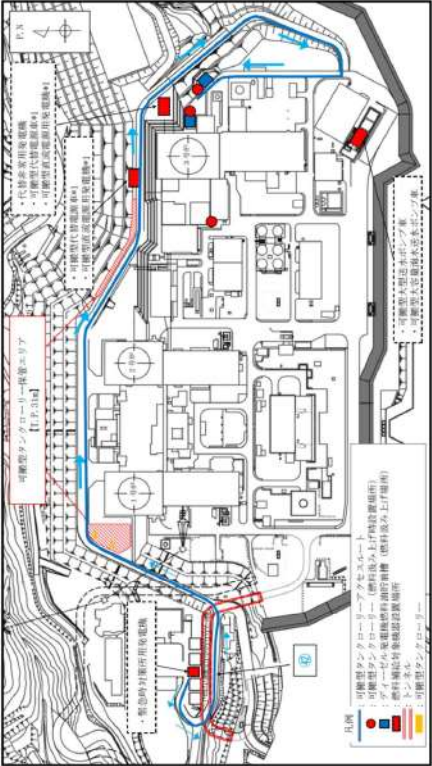
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.19 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) (19/20)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

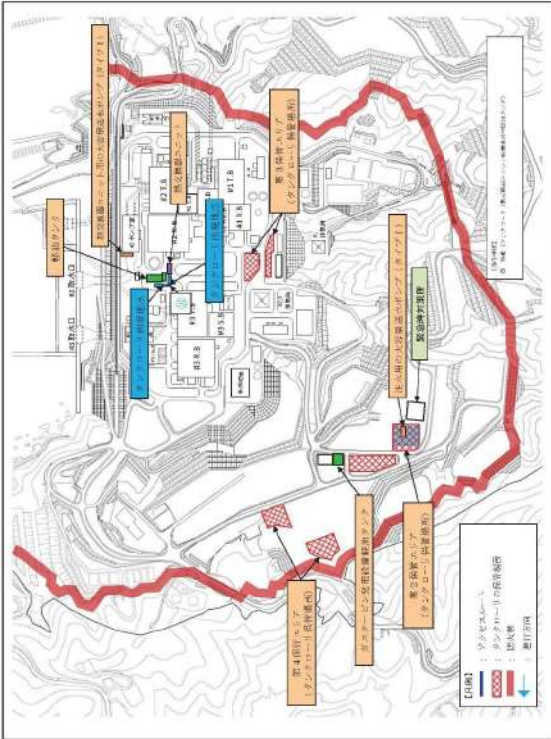
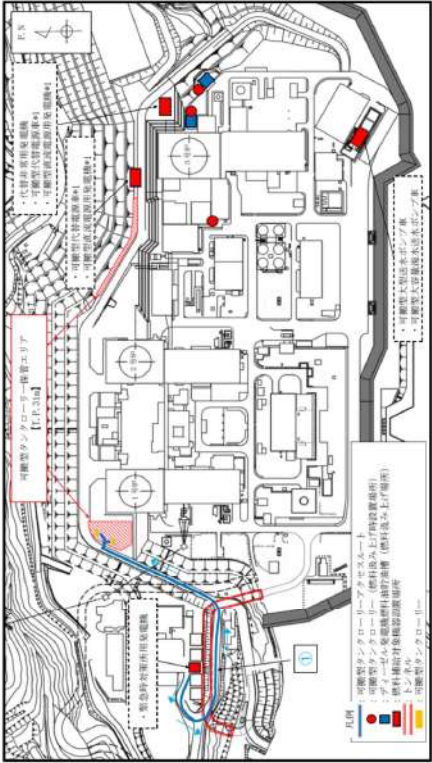
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.20 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (20/20)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

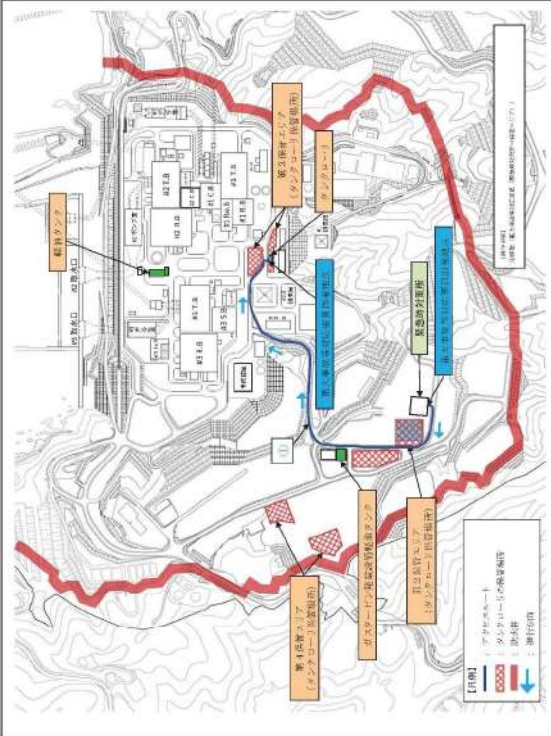
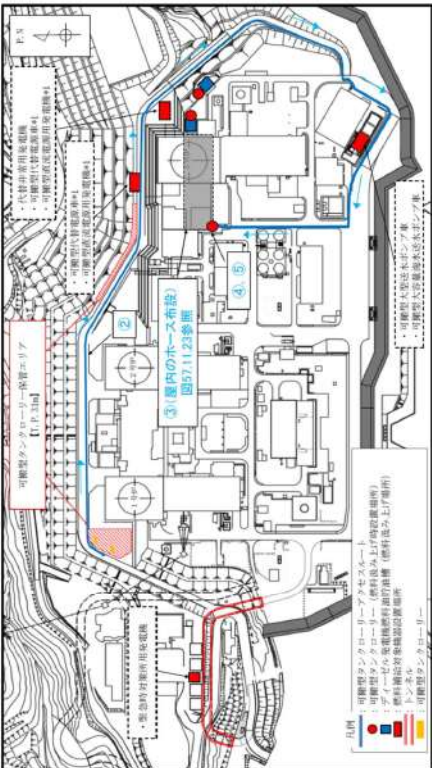
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8)              (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



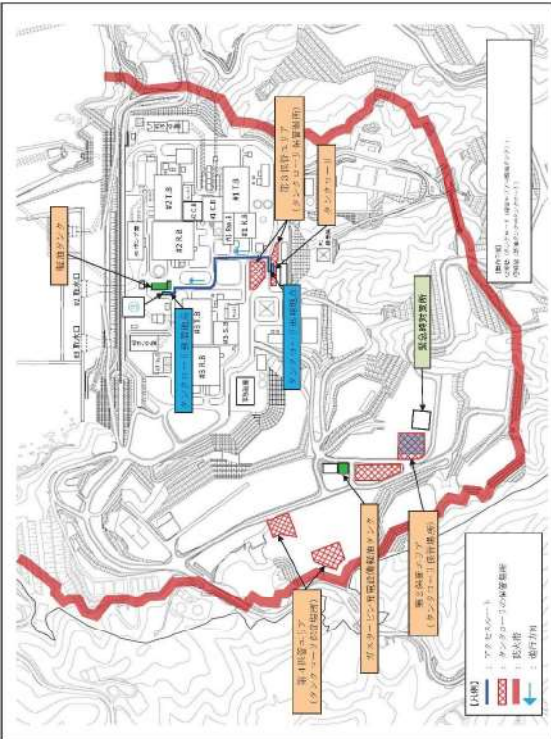
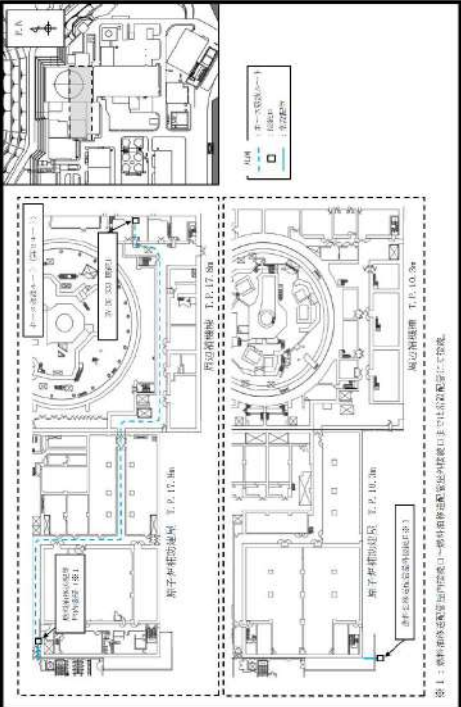
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-9 タンクローリ B 移動及び補給ルート (1/4)              (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57.11.22 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/2)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

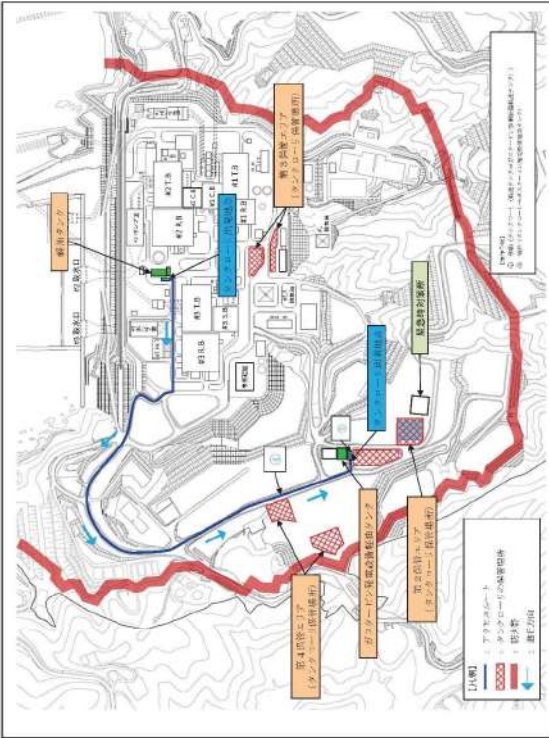
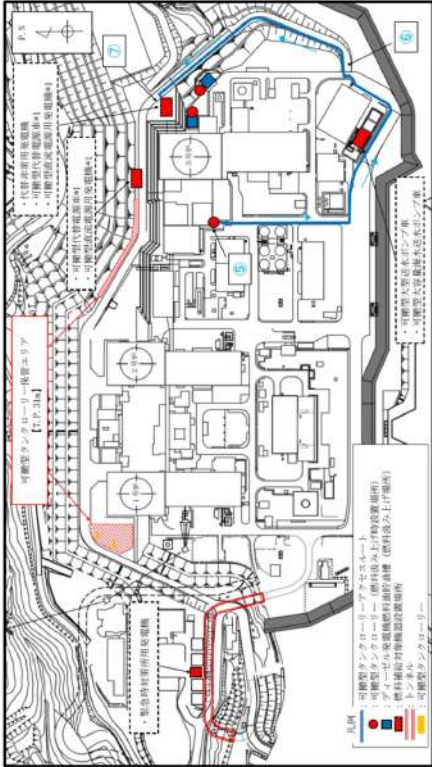
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 917 1146 957">図 57-11-10 タンクローリーB 移動及び補給ルート (2/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1720 523 1742 890">注1：燃料補給のアクセスルートは、緊急軽油貯蔵タンク (タンクローリー) からのアクセスルートに限定して記載。</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 193">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 221">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 250">運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 338" style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

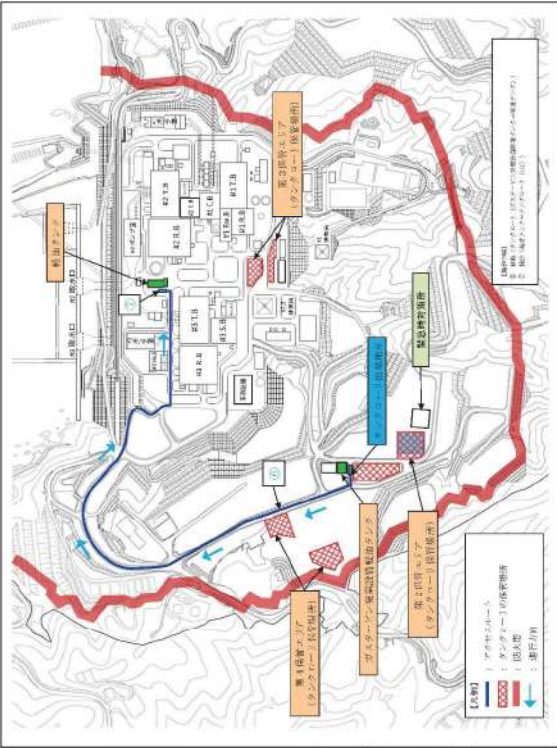
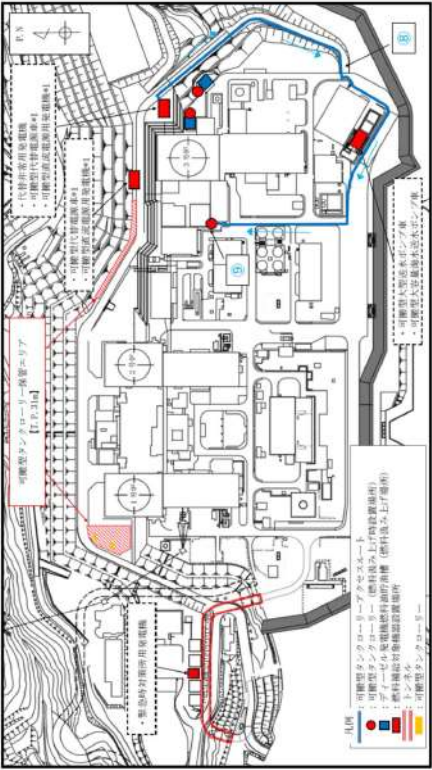
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 916 1146 957">図 57-11-11 タンクローリ B 移動及び補給ルート (3/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1713 427 1731 938">4) 可搬型タンクローリ、可搬型高圧電圧用発電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 201 2157 336">【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</p>

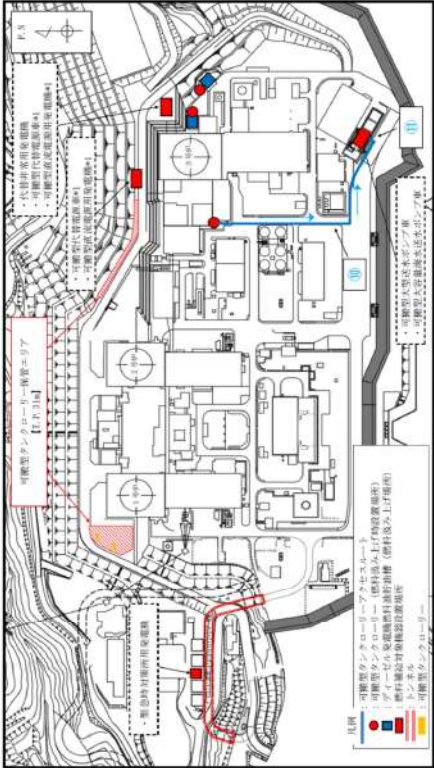
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 917 1151 957">図 57-11-12 タンクローリー B 移動及び補給ルート (4/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1711 427 1727 938">*1 可搬型代替電源車、可搬型風力発電機は、2 箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2101 193">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 199 1906 220">【女川】</p> <p data-bbox="1845 226 1928 247">運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 253 2157 338" style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.26 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

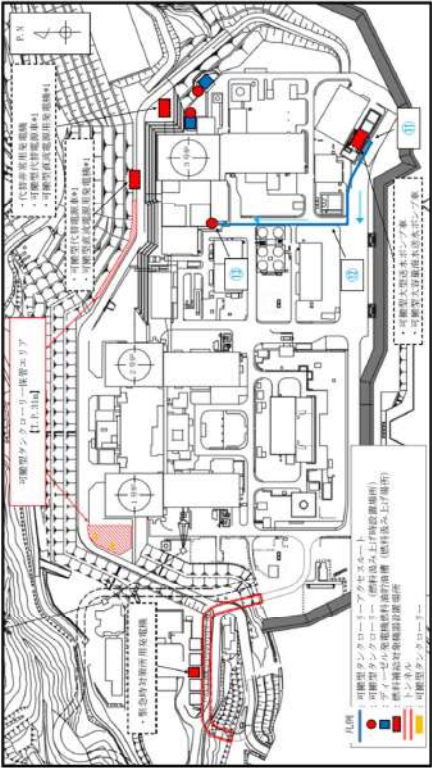
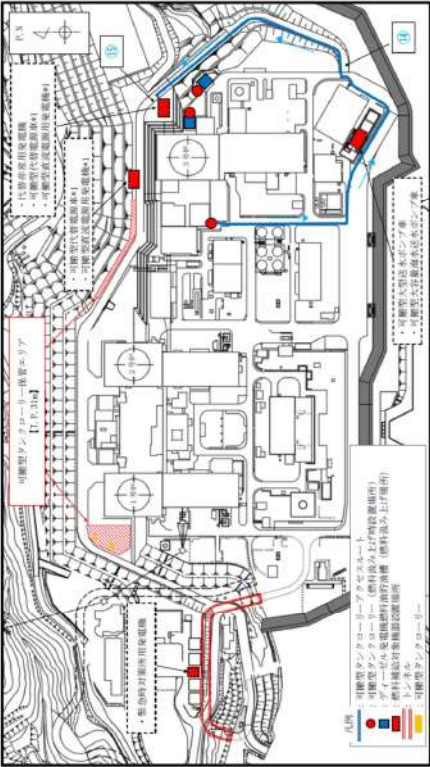
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例          可搬型タンクローリーアクセスルート (設備相違)          可搬型タンクローリー燃料供給ルート (燃料供給ルートの相違)          トンネル          可搬型タンクローリー</p> <p>*1 可搬型代替電源車、可搬型高圧電源用発電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】          記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】          運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

図 57.11.27 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移動ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/21)

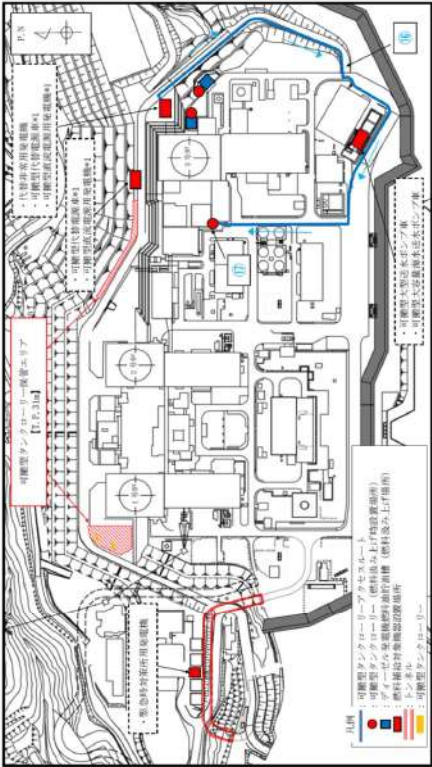
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.28 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (8/21)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

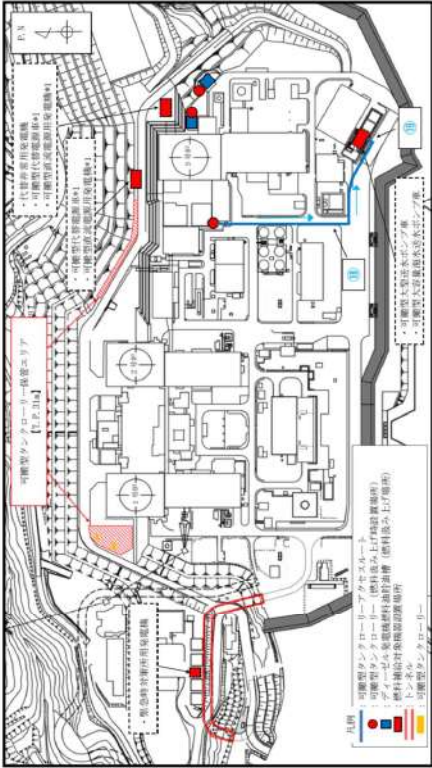
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.29 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (9/21)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>



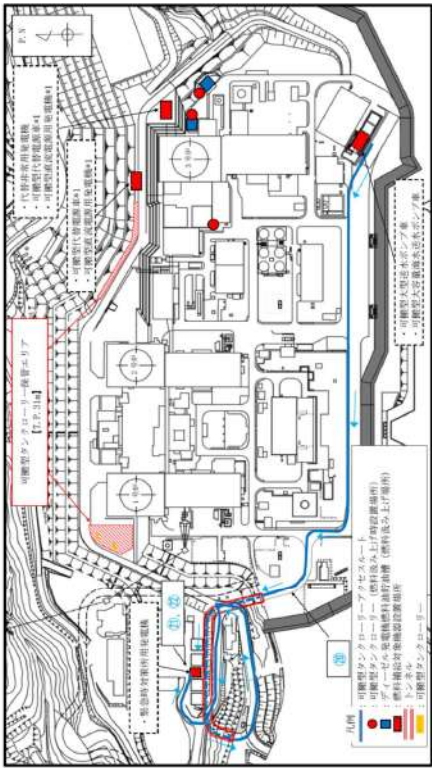
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例              可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料搬上上げ施設設置時)              可搬型タンクローリー緊急時燃料供給用アクセスルート (燃料搬上上げ施設)              緊急時燃料供給用アクセスルート (燃料搬上上げ施設)              トンネル              可搬型タンクローリー</p> <p>*1. 可搬型代替電源車、可搬型直営電源用発電機は、最寄にある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

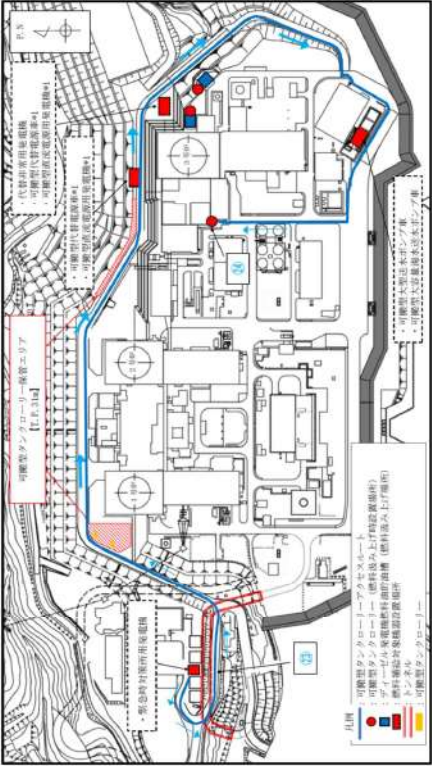
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.31 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/21)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul>

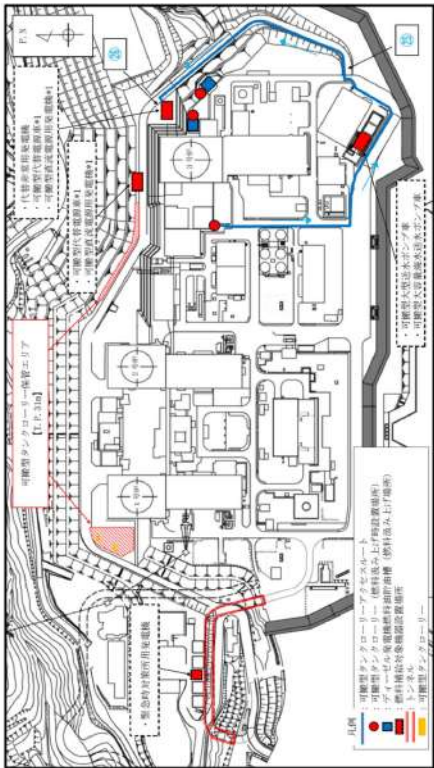
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.32 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (12/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

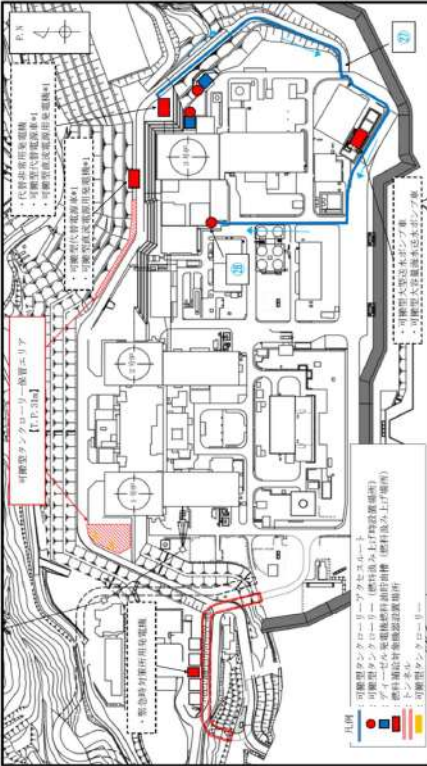
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.33 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13.21)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例              ● 可搬型タンクローリーアクセスルート              ○ 緊急時貯蔵用タンク              ■ 燃料供給用移動設備 (燃料搬上設備)              ■ 燃料供給用移動設備 (燃料搬上設備)              ■ 可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型タンクローリーアクセスルート              緊急時貯蔵用タンク              燃料供給用移動設備 (燃料搬上設備)              燃料供給用移動設備 (燃料搬上設備)              可搬型タンクローリー</p> <p>可搬型タンクローリーアクセスルート              緊急時貯蔵用タンク              燃料供給用移動設備 (燃料搬上設備)              燃料供給用移動設備 (燃料搬上設備)              可搬型タンクローリー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</li> </ul> <p>図57.11.34 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (14/21)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

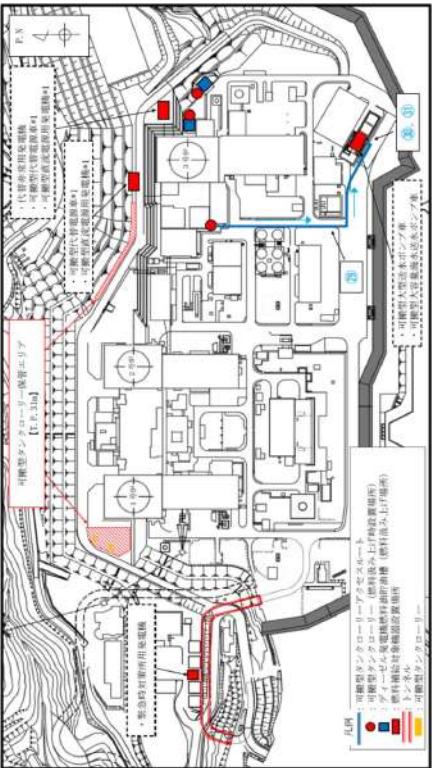
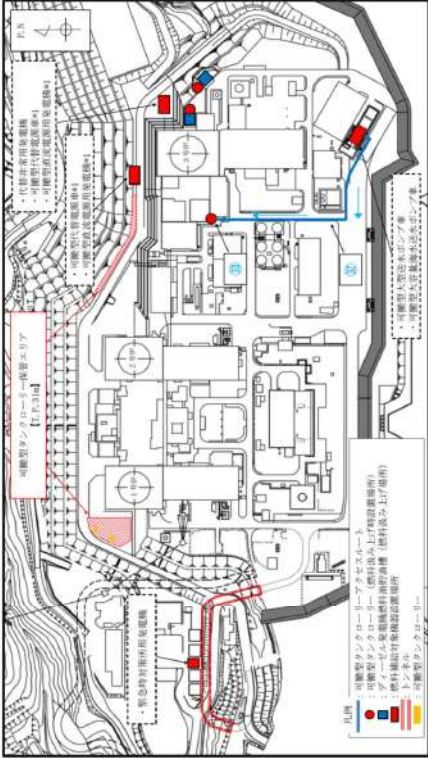
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例          可搬型タンクローリーアクセスルート          ディーゼル発電機燃料油貯蔵庫 (燃料油嵩上げ機付)          燃料補給対象機器燃料油貯蔵庫 (燃料油嵩上げ機付)          トンネル          可搬型タンクローリー</p> <p>*1 可搬型代替電源車、可搬型代替電源用発電機は、2機併用する設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】          記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】          運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

図 57.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油貯蔵庫により補給する場合) (15/21)

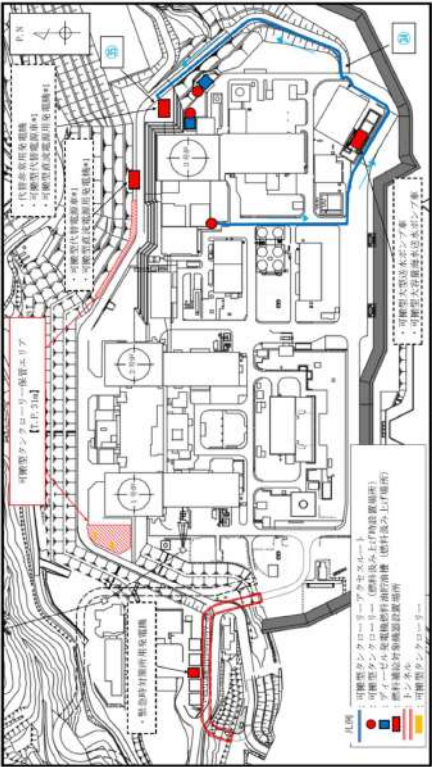
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.36 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

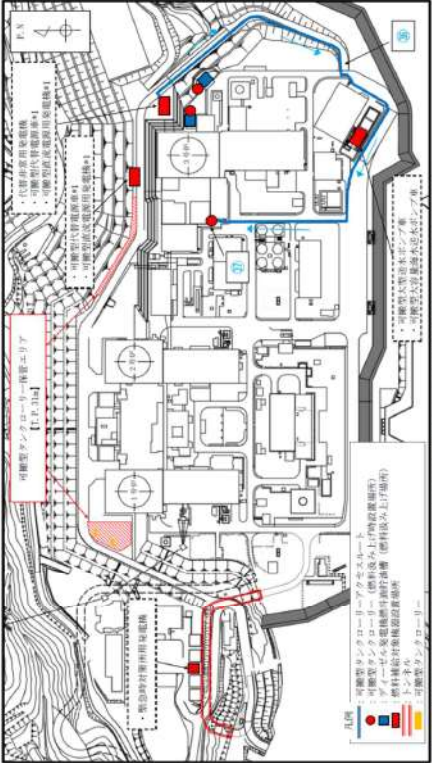
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>4) 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーは、2番線から設置場所の方向、アクセス可能な場合は設置する。</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。</li> </ul>



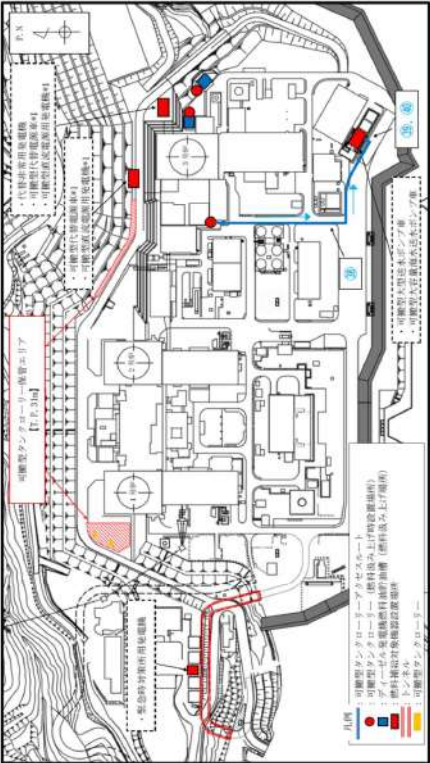
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。</li> </ul>

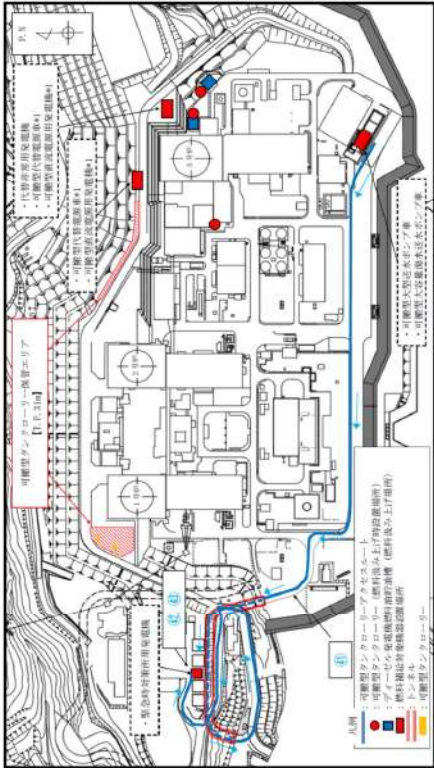
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.39 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19.21)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

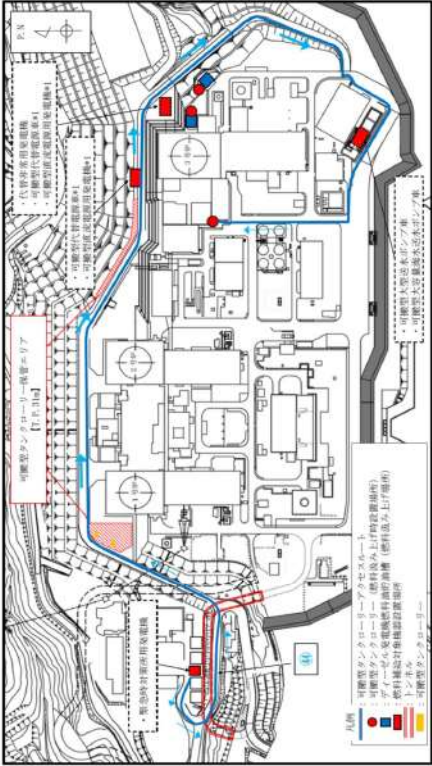
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例  <span style="color: blue;">●</span> 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給ルートを確保するための仮想的なルート)  <span style="color: red;">●</span> 可搬型タンク燃料供給ルート (燃料供給ルートを確保するための仮想的なルート)  <span style="color: blue;">●</span> 可搬型タンク燃料供給ルート (燃料供給ルートを確保するための仮想的なルート)  <span style="color: red;">●</span> 可搬型タンク燃料供給ルート (燃料供給ルートを確保するための仮想的なルート)  <span style="color: blue;">●</span> 可搬型タンク燃料供給ルート (燃料供給ルートを確保するための仮想的なルート)  <span style="color: red;">●</span> 可搬型タンク燃料供給ルート (燃料供給ルートを確保するための仮想的なルート)</p> <p>*1 可搬型代替燃料車、可搬型代替燃料車用受取庫は、2 施設から設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する<sup>※</sup>。交流電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると仮定する。</p> <p>※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリオと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機2台                  注水用の大容量送水ポンプ (タイプI) 1台                  熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 1台                  熱交換器ユニット1台</p> <p>事象発生から約45時間以降に原子炉格納容器ベントに至ることを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) は原子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うこととする。</p> <p>11.2.3 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) について実負荷での燃料消費量から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給にタンクローリ1台、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 設備への補給にタンクローリ1台で行うことを想定する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) は、原子炉格納容器除熱等に必要な流量は約1,200m<sup>3</sup>/h (1.2MPa) であるが、残留熱除去系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実施する状況において必要流量は600m<sup>3</sup>/h (0.7MPa) 以下であるため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) の流量を絞ることにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>【ガスタービン発電機】</b>                      ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、                      (300kL+160kL<sup>*</sup>) ÷ 2.46kL/h=186h                      ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p><b>【熱交換器ユニット】</b>                      熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、                      900L ÷ 56L/h=約16h</p> <p><b>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI)】</b>                      残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下のとおり流量を600m<sup>3</sup>/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。                      流量：600m<sup>3</sup>/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h                      大容量送水ポンプ (タイプI) の連続運転可能時間は、                      990L ÷ 60L/h=約16h</p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は(300kL+160kL-12kL<sup>*</sup>) ÷ 2.46kL/h=182hとなるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は16h-12h=4hとなるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は12h ÷ 4h=3回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について                      タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積ると以下のとおりとなる。</p>		<p><b>【女川】</b>                      運用の相違                      ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7.1mSv/h × (45÷60) h=5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSvとなり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-6 タンクローリーによる燃料補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川内1,2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けられることで、給油間隔を約8時間としている。</li> <li>・高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m<sup>3</sup>を有し、燃料消費率が約238.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.4時間後の燃料補給以降、約9時間毎の給油間隔としている。</li> <li>・大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m<sup>3</sup>を有し、燃料消費率が約248.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.5時間後の燃料補給以降、約4時間毎の給油間隔としている。</li> </ul>			<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。</li> <li>・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電源車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p> 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。</li> <li>・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）

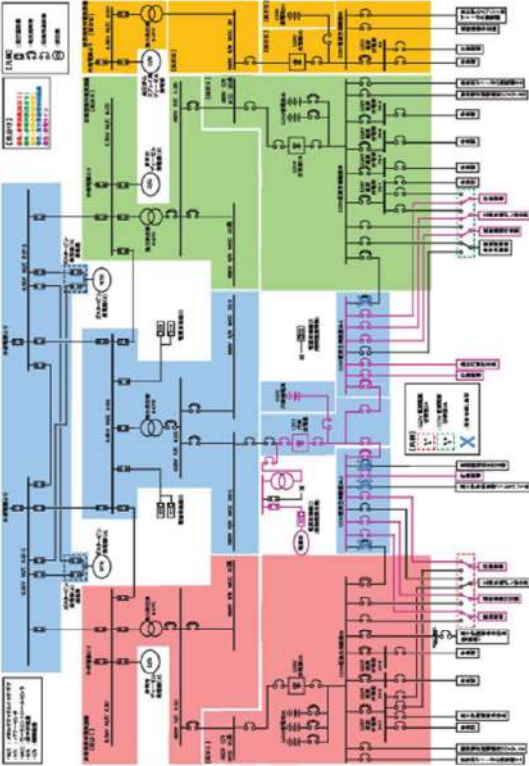
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。</li> <li>泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</li> </ul>

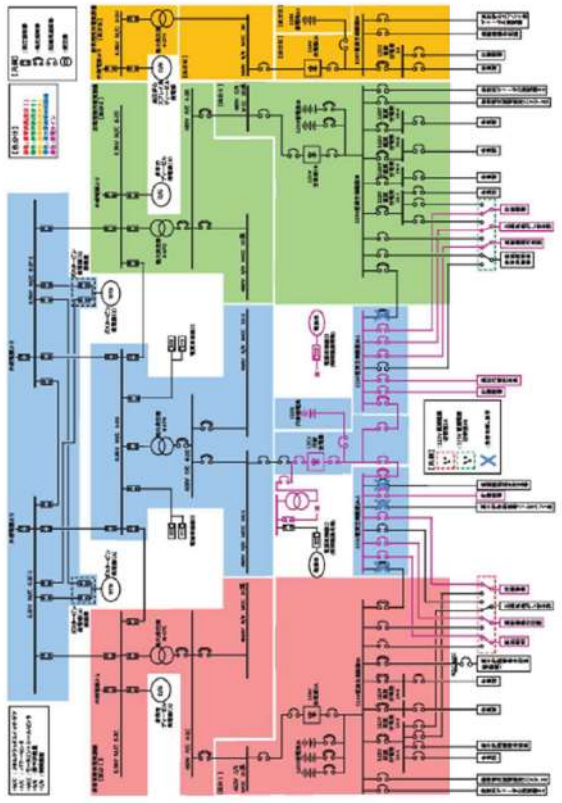
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図              (電源車～電源車接続口(別御建屋北側))</p>		<p>【女川】                  設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は電源車から代替所内電気設備を經由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を經由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。</li> <li>・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を經由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 965 1153 1005">図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋南側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 199">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 454" style="list-style-type: none"> <li>・女川は電源車から代替所内電気設備を經由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を經由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。</li> <li>・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を經由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</li> </ul>

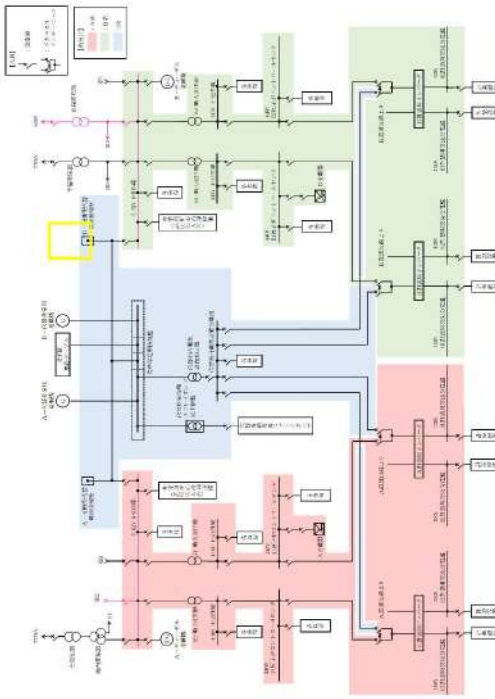
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、66kV 送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV 送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.12.1 後備変圧器系統図              (後備変圧器～非常用高圧母線 (66kV) 回路)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本システムの概要図を図57-12-3~6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。</li> <li>泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。</li> </ul> <p>また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(常設)          一泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) 一泊：予備ケーブル          (以降、「設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)」と記載する。)</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川：使用済燃料プール一泊：使用済燃料ピット</li> <li>女川：号炉間電力融通ケーブル一泊：号炉間連絡ケーブル</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違(大飯審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。</li> </ul>



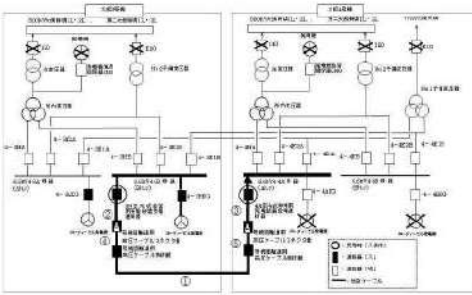
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について

1. 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統、設備概要

(1). 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統は以下である。




設計基準対称設備から追加した箇所

①	FR-CSHVT 3c-150sq 2条	大飯3号炉	大飯4号炉
②	FR-CSHVT 3c-50sq 2条	約30m	約30m
③	FR-CSHVT 3c-50sq 2条	-	約100m
④	号機間電力融通ケーブル用コネクタ盤及び接続器	第1期	第2期

(2). 連結方法

常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。



女川原子力発電所2号炉

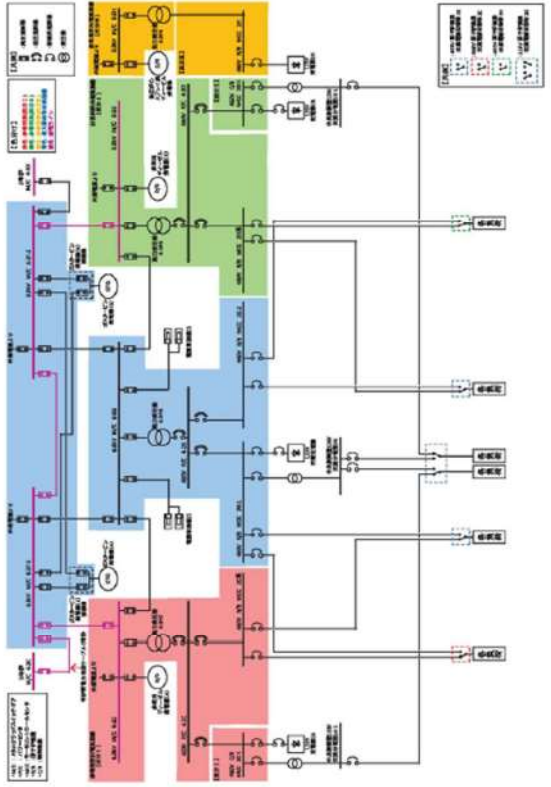


図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図  
 (非常用高圧母線 3C系~号機間電力融通ケーブル(常設) ~非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路)

泊発電所3号炉

2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要

2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。

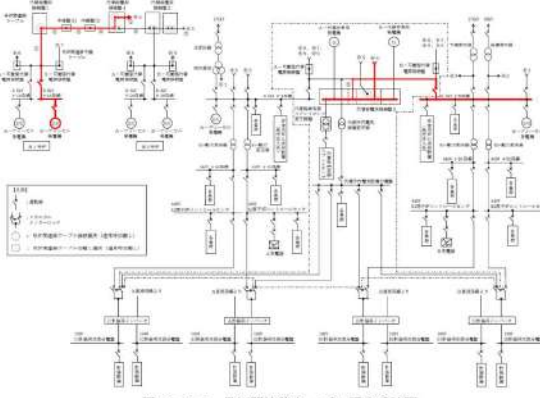


図 52.12.2 号炉間連絡ケーブル概略系統図

表 52.12.1 号炉間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ

	電路 (ケーブル)	敷設長さ
①	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m
②	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m
③	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m
④	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m
⑤	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m
⑥	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m
⑦	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m
⑧	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m

2.1.2 連結方法

号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替替電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。

相違理由

【女川】  
 記載の充実 (大飯審査実績の反映)

【大飯】  
 記載表現の相違  
 設備名称の相違  
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯】  
 設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)

【大飯・女川】  
 記載表現の相違  
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし  
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】  
 設備名称の相違  
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 女川：号炉間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯・女川】  
 設備構成の相違  
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。  
 ・女川は遮断器の手动操作による接続としている。  
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

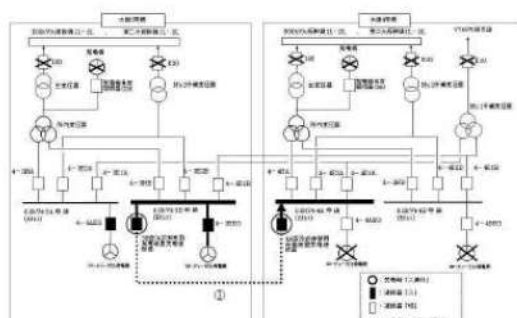
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図              (非常用高圧母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル (常設)              ~非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>		<p>【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】              記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

2. 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統、設備概要

(1) 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統は以下である。




予備ケーブルの仕様、配備数

電線ケーブル、コネクタの種類	大飯3、4号炉	配備数量 (組)
FR-HCV 3C-80sq 2条	約30m	1 (予備1)

(2). 連結方法

号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続(ボルト止め)する。

予備ケーブルは、恒設ケーブルライン(安全系補機開閉器室)と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。



女川原子力発電所2号炉

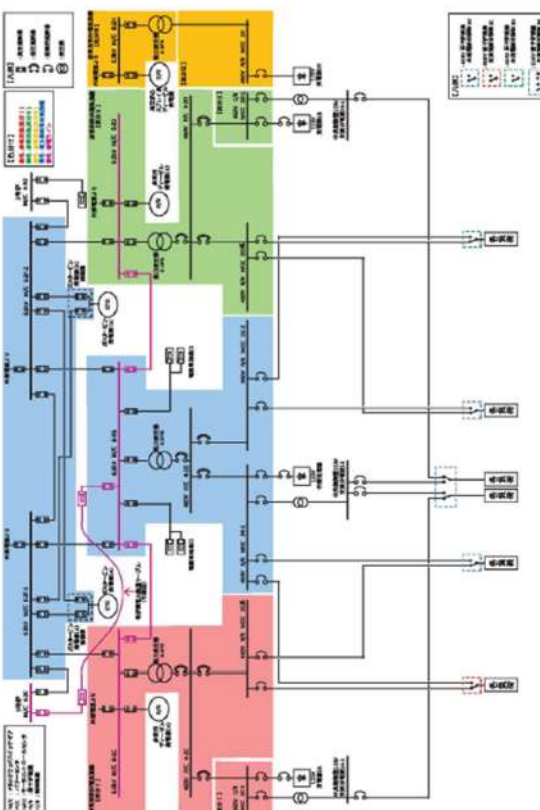


図 57-12-5 号炉間電力融通設備系統図  
 (非常用高圧母線3C系~号炉間電力融通ケーブル(可搬型)~非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)

泊発電所3号炉

2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要

2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。

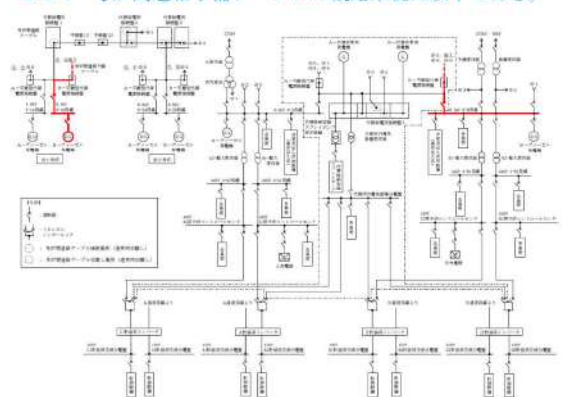


図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル概略系統図

表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配備数

可搬型代替電源接続盤	電路(ケーブル)	敷設長さ	配備数量(組)
① 1号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
② 1号炉B	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
③ 1号炉D	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
④ 1号炉D	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑤ 2号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑥ 2号炉A	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1(予備1)
⑦ 2号炉B	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑧ 2号炉B	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1(予備1)

2.2.2 連結方法

号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。

号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外(展望台西側エリア)及び51m倉庫・車庫に保管。




図 57.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続箇所

相違理由

【女川】  
 記載の充実(大飯審査実績の反映)

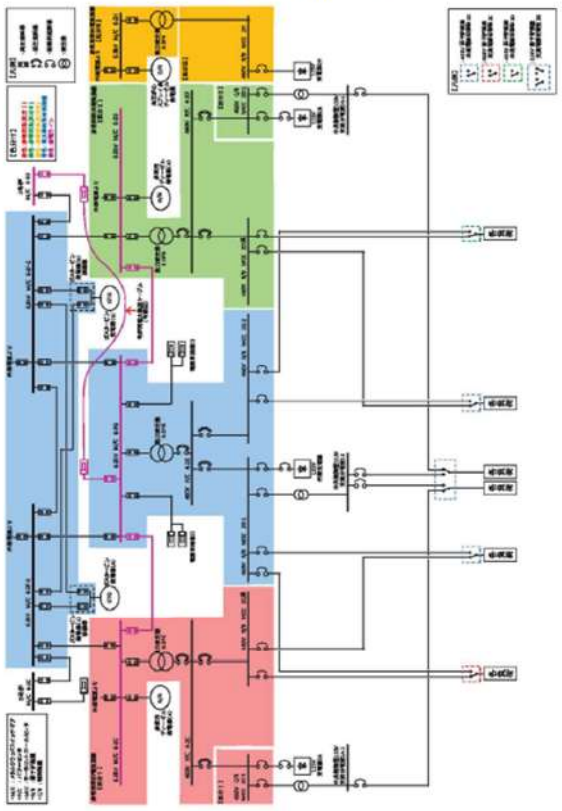
【大飯・女川】  
 設備名称の相違  
 大飯：号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)→女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：号炉間連絡予備ケーブル

【大飯・女川】  
 記載表現の相違  
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし  
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】  
 設備構成の相違  
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。  
 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。  
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 965 1153 1029">                     図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図                      (非常用高压母線 3D 系~号炉間電力融通ケーブル(可搬型)                      ~非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路)                 </p>		<p data-bbox="1848 143 2139 279"> <b>【女川】</b>                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。                 </p> <p data-bbox="1848 287 2139 343"> <b>【女川】</b>                      記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)                 </p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
<p>3. 回路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1" data-bbox="123 231 593 343"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)構成</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>540A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>320A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③ 号機間電力融通ケーブル(可搬型) (1型コネクタ)</td> <td>420A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1" data-bbox="123 375 593 422"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)構成</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-28sq 2条</td> <td>320A</td> <td>約90m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時の必要容量電流193A(負荷容量1,759kW)を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW) = <math>\sqrt{3VI\cos\theta}</math>  <math>I = 1,759,000 / \sqrt{3 \cdot 6,600 \cdot 0.8} \approx 193A</math></p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 805 638 1109"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注水ポンプ (海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル、コネクタ)構成	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m	③ 号機間電力融通ケーブル(可搬型) (1型コネクタ)	420A		電路(ケーブル、コネクタ)構成	許容電流容量	参考・敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約90m	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759		<p>2.3 回路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表 52.12.3 号炉間連絡ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1254 239 1814 287"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考:敷設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 280A</td> <td>約 1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1254 327 1814 375"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考:敷設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約 325A</td> <td>約 570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時の必要容量電流約 234A (負荷容量 2,139kW) を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量 (kW) = <math>\sqrt{3VI\cos\theta}</math> から、I[A] を求める。  <math>I[A] = 2,139 / \sqrt{3 \times 6.6 \times 0.8} \approx 234A</math></p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約 2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約 2,970kW 相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 1220"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注水ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ<sup>*1</sup></td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td>合計 (連続負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>(最大負荷)</td> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 280A	約 1070m	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約 325A	約 570m	負荷名称	負荷容量	高圧注水ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW	113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7kW	合計 (連続負荷)	1,645kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違          ・大飯：号炉間電力融通ケーブル（常設）          一泊：号炉間連絡ケーブル          ・大飯：号炉間電力融通ケーブル（可搬型）          一泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>【大飯】 設備の相違          ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違          ・大飯：全交流電源喪失一泊：全交流動力電源喪失</p> <p>【大飯、女川】 運用の相違          ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。          ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</p>
電路(ケーブル、コネクタ)構成	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m																																																																																				
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	320A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																				
③ 号機間電力融通ケーブル(可搬型) (1型コネクタ)	420A																																																																																					
電路(ケーブル、コネクタ)構成	許容電流容量	参考・敷設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	320A	約90m																																																																																				
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																					
充電器 (A, B)	77																																																																																					
	77																																																																																					
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																																																																																					
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																					
高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																					
中央制御室空調ファン	19																																																																																					
中央制御室循環ファン	11																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																					
合計 (kW)	1,759																																																																																					
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)																																																																																				
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 280A	約 1070m																																																																																				
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考:敷設長さ(最長)																																																																																				
FR-HCV 単芯 80sq	約 325A	約 570m																																																																																				
負荷名称	負荷容量																																																																																					
高圧注水ポンプ	1,098kW																																																																																					
充電器 (A, B)	113kW																																																																																					
	113kW																																																																																					
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (A 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																					
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																					
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																					
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																					
中央制御室照明等	23kW																																																																																					
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																					
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7kW																																																																																					
合計 (連続負荷)	1,645kW																																																																																					
(最大負荷)	2,139kW																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

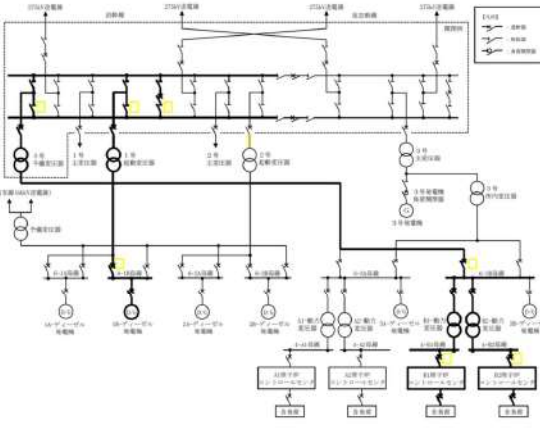
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】<sup>※1</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">負荷名称</th> <th style="width: 30%;">容量 (kW) <sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td>                     S A監視操作盤                      静的触媒式水素再結合装置温度監視装置                      原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置                      原子炉格納容器水位                      原子炉下部キャビティ水位                      可搬型格納容器内水素濃度計測装置                      A、B、C、D計器用電源                      衛星電話（固定）                      安全パラメータ表示システム（SPDS）                      安全パラメータ伝送システム                      可搬型照明（SA）                 </td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ（A、B）</td> <td>3<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）</td> <td>1<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。                  ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。                  ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考)                  その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用)                  ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW                  ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW                  ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p> </div>	負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）	恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ（A、B）	3 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 <sup>※3</sup>	合計(kW)	1,567		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約 540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約 540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約 1,638kW</p>	<p>【女川】                  記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）																														
恒設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ（A、B）	3 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 <sup>※3</sup>																													
合計(kW)	1,567																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 開閉所設備</p> <p>開閉所設備は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、他号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備の遮断器を操作して融通回路を構成し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>  <p>図 57.12.5 開閉所設備概略系統図</p>	<p>【大飯、女川】                      設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備 (開閉所設備) により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。</li> <li>・女川は開閉所設備を使用する電力融通は想定していない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>うしなう</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>				<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>失う</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：うしなう→泊：失う</li> </ul> <p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>																		
共通要因	対応(確認)方針	状況		<p>表 57.13.1 所内電気設備の頑健性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応(確認)方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td> <td>設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。</td> <td>施設の影響された敷地において、基準津波による浪上波を浪上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。</td> <td>電気屋敷等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべし溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td> <td>内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。なお、安全補機間控室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏れはない。</td> </tr> <tr> <td>火山灰 電塵</td> <td>火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。</td> <td>火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山灰影響評価にて確認している。電塵及びその降付事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	共通要因	対応(確認)方針	状況	地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設の影響された敷地において、基準津波による浪上波を浪上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気屋敷等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	溢水	想定すべし溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。なお、安全補機間控室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏れはない。	火山灰 電塵	火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山灰影響評価にて確認している。電塵及びその降付事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。	
共通要因	対応(確認)方針	状況																					
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。																					
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設の影響された敷地において、基準津波による浪上波を浪上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。																					
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気屋敷等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。																					
溢水	想定すべし溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。なお、安全補機間控室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏れはない。																					
火山灰 電塵	火山灰、電塵等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山灰影響評価にて確認している。電塵及びその降付事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電塵影響評価にて確認している。																					



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について		57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によって非常用ディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、非常用ディーゼル発電機において「大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山に対する防護)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>空冷式非常用発電装置は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図1に示すとおり、空冷式非常用発電装置においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>更に、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破碎しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、空冷式非常用発電装置の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>		<p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によってディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、ディーゼル発電機において「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山影響評価について)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>代替非常用発電機は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図57.14.1に示すとおり、代替非常用発電機においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>さらに、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破碎しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、代替非常用発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯】 ブランド名称の相違 記載表現の相違 ・大飯：火山に対する防護一泊：火山影響評価について</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：更に一泊：さらに</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、<b>空冷式非常用発電装置</b>への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1. 空冷式非常用発電装置における燃焼用空気の流れ</p>		<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、<b>代替非常用発電機</b>への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図 57. 14. 1 代替非常用発電機における燃焼用空気の流れ</p>	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績の参照)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA58H-9 r.9.0
提出年月日	令和5年7月31日

## 泊発電所3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表

58条

令和5年7月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 (大飯3/4号炉は目次なし)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 目次	相違理由
	58条 58-1 SA設備基準適合性一覧表 58-2 単線結線図 58-3 配置図 58-4 系統図 58-5 試験及び検査 58-6 容量設定根拠 58-7 アクセスルート図 58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について 58-9 可搬型計測器について 58-10 主要パラメータの耐環境性について 58-11 パラメータの抽出について 58-12 別紙 58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ 58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	58条 58-1 SA設備基準適合性一覧表 58-2 配置図 58-3 試験・検査説明資料 58-4 系統図 58-5 容量設定根拠 58-6 単線結線図 58-7 アクセスルート図 58-8 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について 58-9 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) について 58-10 主要パラメータの耐環境性について 58-11 パラメータの抽出について 58-12 別紙 58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ 58-14 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)  【女川】記載表現の相違 ・資料構成順の相違 ・資料名称の相違  【女川】設備構成の相違 (相違理由③)

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉  
58-1 SA 設備基準適合性一覧表

項目	適用		適用		適用		適用		適用		適用		適用		適用	
	項目	適用	項目	適用	項目	適用	項目	適用	項目	適用	項目	適用	項目	適用	項目	適用
緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

女川原子力発電所2号炉  
58-1 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

泊発電所3号炉  
58-1 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

相違理由

【女川、大飯】記載表現の相違  
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)











灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
1. 設備	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
2. 運用	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
3. 体制	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

項目	項目	項目	項目
1. 設備	...	...	...
2. 運用	...	...	...
3. 体制	...	...	...

項目	項目	項目	項目
1. 設備	...	...	...
2. 運用	...	...	...
3. 体制	...	...	...

-記号は「表」欄記載の相違内容に該当する箇所を示す記号である。  
 -「1」は表の記載に該当する表の欄外に付記することとし、欄外に付記しなくてもよい。  
 -「2」は本表記載の相違内容であることを示す記号である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-2から再掲

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
炉内温度・圧力・電力/燃料の文脈/可燃物												
温度												
湿度												
振動												
放射線からの影響												
電磁的障害												
防護材料												
操作性												
保守性												
廃止												

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
炉内温度・圧力・電力/燃料の文脈/可燃物						
温度						
湿度						
振動						
放射線からの影響						
電磁的障害						
防護材料						
操作性						
保守性						
廃止						

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
炉内温度・圧力・電力/燃料の文脈/可燃物						
温度						
湿度						
振動						
放射線からの影響						
電磁的障害						
防護材料						
操作性						
保守性						
廃止						

①記号は「赤」は相違理由(設計方針)に付する相違を示す。  
 ②「」は設計内容に相違する設備の設計手段を示すこと。相違理由(設計方針)に付する相違を示す。  
 ③「」は相違理由(設計方針)に付する相違を示すこと。相違理由(設計方針)に付する相違を示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	監視		警報		指示		制御		保護		その他	
	監視	警報	指示	制御	保護	その他	監視	警報	指示	制御	保護	その他
監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報
指示	指示	指示	指示	指示	指示	指示	指示	指示	指示	指示	指示	指示
制御	制御	制御	制御	制御	制御	制御	制御	制御	制御	制御	制御	制御
保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護	保護
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

項目	設備	適合性	備考
監視	監視	監視	監視
警報	警報	警報	警報
指示	指示	指示	指示
制御	制御	制御	制御
保護	保護	保護	保護
その他	その他	その他	その他

項目	設備	適合性	備考
監視	監視	監視	監視
警報	警報	警報	警報
指示	指示	指示	指示
制御	制御	制御	制御
保護	保護	保護	保護
その他	その他	その他	その他

・記号は「注」に記載された内容に於ける解釋符号を示す。  
 ・「/」は互に同等と見做す事柄の設計相違を示すこととなり、適用上の適合性として記載せず、相違理由を併記して内容を説明する。  
 ・「/」は記載箇所の相違を示すこととなり、記載方針の相違として記載せず。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-2から再掲

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status (A, B, C, etc.) for the Ohi 3/4 reactors.

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status (A, B, C, etc.) for the Onagawa 2 reactor.

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status (A, B, C, etc.) for the Ohi 3 reactor.

相違理由

・記号は「A」を省略記号とする場合は「A」を省略して記述する。
・「/」は目的の記載に適合する規定内容が複数あることを示し、最も優先度の高いものを示す。
・「/」は記載内容が異なる規定内容を示す。











灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 赤字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-6から再掲

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

-記号等: (赤) 相違理由の記号 (青) 比較対象外の記号 (黒) 適合性の記号  
 - ( ) 比較対象外の記号 (赤) 比較対象外の記号 (黒) 適合性の記号  
 - ( ) は当該設備の記載内容であることを示し、記載内容が設計方針の相違を示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-6から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目名	計装設備	設計中心・ブレイクダウン項目	適合性
設計	構造・強度・圧力・電界の対策/放射線	炉子炉格納炉子炉格納内	B
	表裏	(有物に接触を回避する)	-
	漏水	漏水を発生しない	対応済
	設計者からの影響	(別の機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	-
	電線経路表	(電線径により機能が損なわれない)	-
	関連材料	99-2 配線図	-
	操作性	操作不要	対応済
	関連資料	-	-
	試験・検査 (検査性、承認構成・再投入)	計装部検査設備	B
	関連資料	99-5 試験及び検査	-
製造	切替止性	本機の再編として使用一切が不要	対応
	関連資料	99-4 系統図	-
	系統設計	系統設計と同様の承認構成	Aa
	寸法 (取組物)	取組物	対応済
	関連資料	-	-
	設置場所	操作不要	対応済
	関連資料	-	-
	常設方式の影響	設計基準対象施設の表裏及び機能の設置等の十分	B
	関連資料	99-6 官報設計書	-
	取組の禁止	(取組しない) (取組)	-
保守	取組の禁止	禁止設備・対象 (代替対象設備あり) 一部内	Aa
	手動→自動	対象 (手動→自動あり) 一箇心駆動機又は点検機	Ca
	関連資料	99-2 系統図、99-1 配線図	-

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目名	計装設備	設計中心・ブレイクダウン項目	適合性	相違理由
設計	構造・強度・圧力・電界の対策/放射線	炉子炉格納炉子炉格納内	A	(構造材料設計) 99-4 系統図
	表裏	(有物に接触を回避する)	-	-
	漏水	漏水を発生させない	✓	(構造材料設計) 99-4 系統図
	設計者からの影響	(別の機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	-
	電線経路表	(電線径により機能が損なわれない)	-	-
	関連資料	99-2 配線図	-	-
	操作性	操作不要	✓	-
	関連資料	-	-	-
	試験・検査 (検査性、承認構成・再投入)	計装部検査設備	J	(構造材料設計) 99-4 系統図
	関連資料	99-5 試験及び検査	-	-
製造	切替止性	本機の再編として使用一切が不要	Ba	(構造材料設計) 99-4 系統図
	関連資料	99-4 系統図	-	-
	系統設計	系統設計と同様の承認構成	Ba	(構造材料設計) 99-4 系統図
	寸法 (取組物)	取組物	✓	(構造材料設計) 99-4 系統図
	関連資料	-	-	-
	設置場所	操作不要	✓	-
	関連資料	-	-	-
	常設方式の影響	設計基準対象施設の表裏及び機能の設置等の十分	B	(構造材料設計) 99-4 系統図
	関連資料	99-6 官報設計書	-	-
	取組の禁止	(取組しない) (取組)	-	-
保守	取組の禁止	禁止設備・対象 (代替対象設備あり) 一部内	B	(構造材料設計) 99-4 系統図
	手動→自動	対象 (手動→自動あり) 一箇心駆動機又は点検機	B	(構造材料設計) 99-4 系統図
	関連資料	99-2 系統図、99-1 配線図	-	-

1. 記号は、1)は2. 相違理由が当該設備内容に於ける相違性を示す。  
2. 1)は2.の設備に適用する取組の設計方針であることを示す。相違理由の欄に入れて記載せず、相違理由としてのみ記載する。  
3. 1)は2.の設備が標準的なものであることを示す。取組の設計方針を示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-6から再掲

項目	設計		製造		検査		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
機器の選定	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の設置	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の検査	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の設置	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の運用	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の保守	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の廃止	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	設置	運用	保守	廃止
機器の選定	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の設置	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の検査	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の設置	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の運用	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の保守	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の廃止	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	設置	運用	保守	廃止
機器の選定	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の設置	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の検査	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の設置	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の運用	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の保守	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書
機器の廃止	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書	設計仕様書

- 記号は、(a) 参照項目の記載内容に、(b) 記号を付して表示する。  
 - (c) 記号の記載に該当する設備の設計方針と一致せず、参照項目の記載内容と一致しない設備を指して記載する。参照項目として記載する。  
 - (d) 記号の記載に該当する設備の設計方針と一致せず、参照項目の記載内容と一致しない設備を指して記載する。参照項目として記載する。

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>原子炉核種収容下注排水装置</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号</td> <td>構造・強度・圧力、 ノイズの抑制/対策</td> <td>原子炉核種収容下注排水内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>故障</td> <td>(訂正に機能不要とする)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を発生しない</td> <td>写真等</td> </tr> <tr> <td>地震機からの影響</td> <td>(設計機算等からの影響により機能を失う恐れがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧降下により機能が働かない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>写真等</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号</td> <td>試験・検査 (検査性、点検機材・作業人力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>必要の構造として設置・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>部 品 類 別</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機軸等)</td> <td>異常発生</td> <td>写真等</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>写真等</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 号</td> <td>建設者の責務</td> <td>重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-6 設置設計書</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 4 号</td> <td>設備条件、自然現象、人為事 業、漏水、火災</td> <td>緩和設備 (又は防波でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的の SA 設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>その他 (非故障)</td> <td>対策 (予備) 未あり 一異なる原燃燃焼注排水設備</td> <td>C. 4</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>図-2 準備結線図、図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	原子炉核種収容下注排水装置	判定基準	第 1 号	構造・強度・圧力、 ノイズの抑制/対策	原子炉核種収容下注排水内	B	故障	(訂正に機能不要とする)	-	漏水	漏水を発生しない	写真等	地震機からの影響	(設計機算等からの影響により機能を失う恐れがない)	-	電圧の降下	(電圧降下により機能が働かない)	-	製造資料	図-3 配置図	-	操作性	操作不要	写真等	製造資料	-	-	第 2 号	試験・検査 (検査性、点検機材・作業人力)	計測制御設備	B	製造資料	図-3 試験及び検査	-	設置条件	必要の構造として設置・設置不要	Bb	製造資料	図-4 系統図	-	部 品 類 別	その他	Aa	その他 (機軸等)	異常発生	写真等	製造資料	-	-	設置場所	操作不要	写真等	製造資料	-	-	第 3 号	建設者の責務	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	製造資料	図-6 設置設計書	-	設置の禁止	(適用しない設備)	-	製造資料	-	-	第 4 号	設備条件、自然現象、人為事 業、漏水、火災	緩和設備 (又は防波でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的の SA 設備あり)	B	その他 (非故障)	対策 (予備) 未あり 一異なる原燃燃焼注排水設備	C. 4	製造資料	図-2 準備結線図、図-3 配置図	-	製造資料	-	-	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>原子炉核種収容下注排水装置</th> <th>判定基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号</td> <td>構造・強度・圧力、 ノイズの抑制/対策</td> <td>原子炉核種収容内</td> <td>A</td> <td>(製造資料) 図-3 配置図</td> </tr> <tr> <td>故障</td> <td>(訂正に機能を不要とする)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を発生しない</td> <td>✓</td> <td>(製造資料) 図-3 配置図</td> </tr> <tr> <td>地震機からの影響</td> <td>(設計機算等からの影響により機能を失う恐れがない)</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧降下により機能が働かない)</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号</td> <td>試験・検査 (検査性、点検機材・作業人力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> <td>(製造資料) 図-3 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>必要の構造として設置・設置不要</td> <td>Bd</td> <td>(製造資料) 図-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>部品類別</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> <td>(製造資料) 図-3 試験及び検査 (製造資料) 図-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>その他 (機軸等)</td> <td>異常発生</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 号</td> <td>建設者の責務</td> <td>重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの</td> <td>C</td> <td>(製造資料) 図-6 設置設計書</td> </tr> <tr> <td>設置の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 4 号</td> <td>設備条件、自然現象、 人為事業、漏水、火災</td> <td>緩和設備 (又は防波でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的の SA 設備あり)</td> <td>B</td> <td>(製造資料) 図-2 準備結線図、 図-3 配置図</td> </tr> <tr> <td>その他 (非故障)</td> <td>対策 (予備) 未あり 一異なる原燃燃焼注排水設備</td> <td>C</td> <td>(製造資料) 図-3 試験及び検査 (製造資料) 図-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>製造資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	原子炉核種収容下注排水装置	判定基準	備考	第 1 号	構造・強度・圧力、 ノイズの抑制/対策	原子炉核種収容内	A	(製造資料) 図-3 配置図	故障	(訂正に機能を不要とする)	-	-	漏水	漏水を発生しない	✓	(製造資料) 図-3 配置図	地震機からの影響	(設計機算等からの影響により機能を失う恐れがない)	✓	-	電圧の降下	(電圧降下により機能が働かない)	✓	-	製造資料	-	-	-	操作性	操作不要	✓	-	製造資料	-	-	-	第 2 号	試験・検査 (検査性、点検機材・作業人力)	計測制御設備	B	(製造資料) 図-3 試験及び検査	設置条件	必要の構造として設置・設置不要	Bd	(製造資料) 図-4 系統図	部品類別	その他	Ba	(製造資料) 図-3 試験及び検査 (製造資料) 図-4 系統図	その他 (機軸等)	異常発生	✓	-	製造資料	-	-	-	設置場所	操作不要	✓	-	製造資料	-	-	-	第 3 号	建設者の責務	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	C	(製造資料) 図-6 設置設計書	設置の禁止	(適用しない設備)	-	-	第 4 号	設備条件、自然現象、 人為事業、漏水、火災	緩和設備 (又は防波でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的の SA 設備あり)	B	(製造資料) 図-2 準備結線図、 図-3 配置図	その他 (非故障)	対策 (予備) 未あり 一異なる原燃燃焼注排水設備	C	(製造資料) 図-3 試験及び検査 (製造資料) 図-4 系統図	製造資料	-	-	-	製造資料	-	-	-	<p>相違理由</p>
項目名	計装設備	原子炉核種収容下注排水装置	判定基準																																																																																																																																																																																
第 1 号	構造・強度・圧力、 ノイズの抑制/対策	原子炉核種収容下注排水内	B																																																																																																																																																																																
	故障	(訂正に機能不要とする)	-																																																																																																																																																																																
	漏水	漏水を発生しない	写真等																																																																																																																																																																																
	地震機からの影響	(設計機算等からの影響により機能を失う恐れがない)	-																																																																																																																																																																																
	電圧の降下	(電圧降下により機能が働かない)	-																																																																																																																																																																																
	製造資料	図-3 配置図	-																																																																																																																																																																																
	操作性	操作不要	写真等																																																																																																																																																																																
	製造資料	-	-																																																																																																																																																																																
	第 2 号	試験・検査 (検査性、点検機材・作業人力)	計測制御設備	B																																																																																																																																																																															
		製造資料	図-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																															
設置条件		必要の構造として設置・設置不要	Bb																																																																																																																																																																																
製造資料		図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																
部 品 類 別		その他	Aa																																																																																																																																																																																
その他 (機軸等)		異常発生	写真等																																																																																																																																																																																
製造資料		-	-																																																																																																																																																																																
設置場所		操作不要	写真等																																																																																																																																																																																
製造資料		-	-																																																																																																																																																																																
第 3 号		建設者の責務	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																															
	製造資料	図-6 設置設計書	-																																																																																																																																																																																
	設置の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																																
	製造資料	-	-																																																																																																																																																																																
	第 4 号	設備条件、自然現象、人為事 業、漏水、火災	緩和設備 (又は防波でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的の SA 設備あり)	B																																																																																																																																																																															
		その他 (非故障)	対策 (予備) 未あり 一異なる原燃燃焼注排水設備	C. 4																																																																																																																																																																															
		製造資料	図-2 準備結線図、図-3 配置図	-																																																																																																																																																																															
		製造資料	-	-																																																																																																																																																																															
	項目名	計装設備	原子炉核種収容下注排水装置	判定基準	備考																																																																																																																																																																														
	第 1 号	構造・強度・圧力、 ノイズの抑制/対策	原子炉核種収容内	A	(製造資料) 図-3 配置図																																																																																																																																																																														
故障		(訂正に機能を不要とする)	-	-																																																																																																																																																																															
漏水		漏水を発生しない	✓	(製造資料) 図-3 配置図																																																																																																																																																																															
地震機からの影響		(設計機算等からの影響により機能を失う恐れがない)	✓	-																																																																																																																																																																															
電圧の降下		(電圧降下により機能が働かない)	✓	-																																																																																																																																																																															
製造資料		-	-	-																																																																																																																																																																															
操作性		操作不要	✓	-																																																																																																																																																																															
製造資料		-	-	-																																																																																																																																																																															
第 2 号		試験・検査 (検査性、点検機材・作業人力)	計測制御設備	B	(製造資料) 図-3 試験及び検査																																																																																																																																																																														
		設置条件	必要の構造として設置・設置不要	Bd	(製造資料) 図-4 系統図																																																																																																																																																																														
	部品類別	その他	Ba	(製造資料) 図-3 試験及び検査 (製造資料) 図-4 系統図																																																																																																																																																																															
	その他 (機軸等)	異常発生	✓	-																																																																																																																																																																															
	製造資料	-	-	-																																																																																																																																																																															
	設置場所	操作不要	✓	-																																																																																																																																																																															
	製造資料	-	-	-																																																																																																																																																																															
	第 3 号	建設者の責務	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	C	(製造資料) 図-6 設置設計書																																																																																																																																																																														
		設置の禁止	(適用しない設備)	-	-																																																																																																																																																																														
		第 4 号	設備条件、自然現象、 人為事業、漏水、火災	緩和設備 (又は防波でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的の SA 設備あり)	B	(製造資料) 図-2 準備結線図、 図-3 配置図																																																																																																																																																																													
その他 (非故障)			対策 (予備) 未あり 一異なる原燃燃焼注排水設備	C	(製造資料) 図-3 試験及び検査 (製造資料) 図-4 系統図																																																																																																																																																																														
製造資料			-	-	-																																																																																																																																																																														
製造資料			-	-	-																																																																																																																																																																														



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第3項	計装設備	原子炉建屋及び原子炉格納容器		原子炉建屋格納容器																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	B	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																
監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
異常	(異常に機能も発現する)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-2 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第4項	計装設備	計装設備		計装設備																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <td>監視・保護 (保護性、系統構成・外部入力)</td> <td>計装設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 計装表 (保護)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">禁止設備 - 対象 (代替対象設備あり) - 屋内</td> <td colspan="2">禁止設備 - 対象 (代替対象設備あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象 (その他) (あり) - 屋内と配線図又は図解</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table></td></tr></table></td></tr></table>	監視・保護 (保護性、系統構成・外部入力)	計装設備	K	関連資料	図-3 計装表 (保護)		図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	なし	関連資料	図-4 系統図		系統設計	その他	Aa	その他 (標識物)	対象外	対象外	関連資料	-		計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第5項	計装設備	禁止設備 - 対象 (代替対象設備あり) - 屋内		禁止設備 - 対象 (代替対象設備あり) - 屋内		Aa	<table border="1"> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象 (その他) (あり) - 屋内と配線図又は図解</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </table>	その他 (標識物)	対象 (その他) (あり) - 屋内と配線図又は図解	Ca	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配線図				第6項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第7項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第8項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第9項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料
監視・保護 (保護性、系統構成・外部入力)	計装設備	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-3 計装表 (保護)																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-4 系統図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
系統設計	その他	Aa																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他 (標識物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計装操作	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-6 設置設置図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
利用の禁止	(共用しない) (設備)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第5項	計装設備	禁止設備 - 対象 (代替対象設備あり) - 屋内		禁止設備 - 対象 (代替対象設備あり) - 屋内		Aa																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		<table border="1"> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象 (その他) (あり) - 屋内と配線図又は図解</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </table>	その他 (標識物)	対象 (その他) (あり) - 屋内と配線図又は図解	Ca	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																												
その他 (標識物)	対象 (その他) (あり) - 屋内と配線図又は図解	Ca																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-2 系統図, 図-3 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第6項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第7項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第8項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第9項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-																																																														
監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
異常	(異常に機能も発現する)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-2 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
操作手要	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装設備	計装設備	F																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
系統設計	その他	Ba																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他 (標識物)	対象外	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装操作	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-6 設置設置図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
利用の禁止	(共用しない) (設備)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第7項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第8項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第9項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-																																																																																																																									
監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
異常	(異常に機能も発現する)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-2 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
操作手要	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装設備	計装設備	F																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
系統設計	その他	Ba																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他 (標識物)	対象外	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装操作	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-6 設置設置図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
利用の禁止	(共用しない) (設備)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第8項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td colspan="2">監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-		第9項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏			<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-																																																																																																																																																																																				
監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
異常	(異常に機能も発現する)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-2 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
操作手要	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装設備	計装設備	F																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
系統設計	その他	Ba																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他 (標識物)	対象外	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装操作	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-6 設置設置図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
利用の禁止	(共用しない) (設備)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
第9項	計装設備	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏		監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <td>監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏</td> <td>原子炉建屋格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(異常に機能も発現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線図により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作手要</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>計装設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>図解上性</td> <td>本条の規定として適用 - 図解上性</td> <td>BaC</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>その他 (標識物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装操作</td> <td>操作手要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(共用しない) (設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A	異常	(異常に機能も発現する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		操作手要	操作手要	対象外	計装設備	計装設備	F	図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC	系統設計	その他	Ba	その他 (標識物)	対象外	-	計装操作	操作手要	対象外	関連資料	-		常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設置図		利用の禁止	(共用しない) (設備)	-	関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																															
監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏	原子炉建屋格納容器内	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
異常	(異常に機能も発現する)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
他設備からの影響	(他の機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
電線経路表	(電線図により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-2 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
操作手要	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装設備	計装設備	F																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
図解上性	本条の規定として適用 - 図解上性	BaC																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
系統設計	その他	Ba																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他 (標識物)	対象外	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計装操作	操作手要	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
常設SAの設置	北大学事故への対応を本条の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	図-6 設置設置図																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
利用の禁止	(共用しない) (設備)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

\* 記号は「B」は 監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏の項目に該当する設備を指す。  
 「F」は 計装設備に該当する設備の項目に該当することとし、監視・保護・圧力・電流の欠陥・燃料漏の項目に該当する設備を指す。  
 「-」は 当該設備が対象外であることを示し、当該設備が設計・建設されていないことを示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-6から再掲

項目	設計		製造		検査		保守		運用		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	保守	運用	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	保守	運用	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

相違理由

\* 相違理由「A」は、相違理由(相違内容)に記述する相違内容を示す。  
 \* 「/」は、記述内容に相違する相違内容(相違)を示すことなしに、適用規定の適用を示して記載する。相違理由(相違)に記述する相違内容を示す。  
 \* 「/」は、記述内容に相違する相違内容(相違)を示すことなしに、適用規定の適用を示して記載する。相違理由(相違)に記述する相違内容を示す。





灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-22から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	第一号炉		第二号炉		第三号炉		第四号炉		第五号炉		第六号炉		第七号炉		第八号炉		第九号炉		第十号炉	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
第一号炉	第二号炉	第三号炉	第四号炉	第五号炉	第六号炉	第七号炉	第八号炉	第九号炉	第十号炉	第十一号炉	第十二号炉	第十三号炉	第十四号炉	第十五号炉	第十六号炉	第十七号炉	第十八号炉	第十九号炉	第二十号炉	第二十一号炉

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
第一号炉	第二号炉	第三号炉	第四号炉	第五号炉	第六号炉	第七号炉	第八号炉	第九号炉	第十号炉	第十一号炉	第十二号炉	第十三号炉	第十四号炉	第十五号炉	第十六号炉	第十七号炉	第十八号炉	第十九号炉	第二十号炉	第二十一号炉

-記号は「A」(機器)又は「B」(設備)又は「C」(装置)を示す。  
 -「1」は本表の記載と異なる箇所を示す。相違理由欄に記載する。相違理由欄に記載しない場合は「なし」。  
 -「2」は当該設備の仕様等が異なることを示し、記載する設備の仕様等について記載する。



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-22から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
設計	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針
製造	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針
設置	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針
運用	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針
保守	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針
廃止	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
設計	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針
製造	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針
設置	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針
運用	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針
保守	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針
廃止	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
設計	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針	設計方針
製造	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針	製造方針
設置	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針	設置方針
運用	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針	運用方針
保守	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針	保守方針
廃止	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針	廃止方針

- 注1: 「A」は「B」を意味する相違内容に「B」が記載されている場合を示す。  
 - 「C」は「B」の記載内容に「A」が追加されている場合を示す。  
 - 「D」は「B」の記載内容に「A」が削除されている場合を示す。  
 - 「E」は「B」の記載内容に「A」が変更されている場合を示す。





灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-22から再掲

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

・記号は「表」欄に記載の項目(項目)における欄別記号を示す。  
 ・「+」は表の欄に適用する表の設計方針であることを示し、欄別記号の適用方法として記載する。対象欄を適用しての記載とする。  
 ・「-」は対象欄が適用されないことを示し、適用しない設計方針であることを示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-22から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

項目	項目	項目	項目
...	...	...	...

項目	項目	項目	項目
...	...	...	...

①: 記号は「A」を省略記号とし「B」は省略記号を付さない。  
 ②: 「注」での記載に準ずる場合の「注」は付さないこととし、省略記号を付さないこととする。  
 ③: 「注」での記載に準ずる場合の「注」は付さないこととし、省略記号を付さないこととする。



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-22から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備	設備内容	規格区分
第一号炉	第一号炉	炉内温度計	炉内温度計
		炉内圧力計	炉内圧力計
		炉内水位計	炉内水位計
		炉内流量計	炉内流量計
		炉内電流計	炉内電流計
		炉内電圧計	炉内電圧計
		炉内電力計	炉内電力計
		炉内熱流計	炉内熱流計
		炉内熱流率計	炉内熱流率計
		炉内熱流率率計	炉内熱流率率計
第二号炉	第二号炉	炉内温度計	炉内温度計
		炉内圧力計	炉内圧力計
		炉内水位計	炉内水位計
		炉内流量計	炉内流量計
		炉内電流計	炉内電流計
		炉内電圧計	炉内電圧計
		炉内電力計	炉内電力計
		炉内熱流計	炉内熱流計
		炉内熱流率計	炉内熱流率計
		炉内熱流率率計	炉内熱流率率計

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備	設備内容	規格区分
第一号炉	第一号炉	炉内温度計	炉内温度計
		炉内圧力計	炉内圧力計
		炉内水位計	炉内水位計
		炉内流量計	炉内流量計
		炉内電流計	炉内電流計
		炉内電圧計	炉内電圧計
		炉内電力計	炉内電力計
		炉内熱流計	炉内熱流計
		炉内熱流率計	炉内熱流率計
		炉内熱流率率計	炉内熱流率率計
第二号炉	第二号炉	炉内温度計	炉内温度計
		炉内圧力計	炉内圧力計
		炉内水位計	炉内水位計
		炉内流量計	炉内流量計
		炉内電流計	炉内電流計
		炉内電圧計	炉内電圧計
		炉内電力計	炉内電力計
		炉内熱流計	炉内熱流計
		炉内熱流率計	炉内熱流率計
		炉内熱流率率計	炉内熱流率率計

・記号「A」は、設備が炉内温度計、圧力計と規格区分を有する。  
 ・「B」は、炉内の設備に適用する規格区分を有することを示し、規格区分の適用範囲として記載せず、設備名称としてのみ記載する。  
 ・「C」は、規格区分が適用されることを示し、設備名称の適用範囲として記載する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

・記号「A」は、機器及び計装設備の設計と設計文書との相違を示す。  
 ・記号「B」は、設計内容に相違するものの設計と設計文書との相違を示す。機器及び計装設備の設計と設計文書との相違を示す。  
 ・記号「C」は、機器及び計装設備の設計と設計文書との相違を示す。機器及び計装設備の設計と設計文書との相違を示す。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>該当箇所 (参照)</th> <th>相違点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>炉子中核燃料炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>高湿度</td> <td>(自然に発生する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水に接触しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検構成・再進入等)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本案の用途として使用一切が不要</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>遮断装置 (同様の非遮断構成)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>その他 (異動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保守点検の計画</td> <td>計装基準対象機器の点検及び調整の計画等がない</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>図-5 容量設定機能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機能の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事故、盗賊、火災</td> <td>防止設備 (対象 (対策対象設備あり) - 屋内)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>干渉 (ノイズ)</td> <td>対策 (ノイズ) あり - 異動を抑制する設備あり</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御設備図、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	該当箇所 (参照)	相違点	第1項	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子中核燃料炉内	B	高湿度	(自然に発生する)	-	海水	海水に接触しない	対象外	施設からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-	関連資料	図-3 配線図	-	第2項	操作性	操作手室	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (検査性、点検構成・再進入等)	計測制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査	-	第4項	信頼性	本案の用途として使用一切が不要	B	関連資料	図-4 系統図	-	第5項	遮断装置	遮断装置 (同様の非遮断構成)	A	その他 (異動物)	対象外	対象外	第6項	関連資料	-	-	設置場所	操作手室	対象外	第7項	関連資料	-	-	保守点検の計画	計装基準対象機器の点検及び調整の計画等がない	B	第8項	関連資料	図-5 容量設定機能	-	機能の禁止	(適用しない設備)	-	第9項	関連資料	-	-	環境条件、自然現象、人為事故、盗賊、火災	防止設備 (対象 (対策対象設備あり) - 屋内)	A	第10項	干渉 (ノイズ)	対策 (ノイズ) あり - 異動を抑制する設備あり	C	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>該当箇所 (参照)</th> <th>相違点</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td>高湿度</td> <td>(自然に発生する)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水に接触しない</td> <td>-</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が低下しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手室</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検構成・再進入等)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本案の用途として使用一切が不要</td> <td>B</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>遮断装置 (同様の非遮断構成)</td> <td>B</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td>その他 (異動物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手室</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保守点検の計画</td> <td>計測制御設備で点検の計画はなし (重大事故発生による影響を防止するための点検計画はなし)</td> <td>C</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機能の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事故、盗賊、火災</td> <td>防止設備 (対象 (対策対象設備あり) - 屋内)</td> <td>B</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td>干渉 (ノイズ)</td> <td>対策 (ノイズ) あり - 異動を抑制する設備あり</td> <td>B</td> <td>(測定機器等) (図-3 配線図)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御設備図、図-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御設備図、図-3 配線図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	該当箇所 (参照)	相違点	相違理由	第1項	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	計測制御設備	B	(測定機器等) (図-3 配線図)	高湿度	(自然に発生する)	-	-	海水	海水に接触しない	-	(測定機器等) (図-3 配線図)	施設からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	-	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-	-	関連資料	図-3 配線図	-	-	第2項	操作性	操作手室	-	-	関連資料	-	-	-	第3項	試験・検査 (検査性、点検構成・再進入等)	計測制御設備	B	(測定機器等) (図-3 配線図)	関連資料	図-3 試験及び検査	-	-	第4項	信頼性	本案の用途として使用一切が不要	B	(測定機器等) (図-3 配線図)	関連資料	図-4 系統図	-	-	第5項	遮断装置	遮断装置 (同様の非遮断構成)	B	(測定機器等) (図-3 配線図)	その他 (異動物)	対象外	-	-	第6項	関連資料	-	-	-	設置場所	操作手室	-	-	第7項	関連資料	-	-	-	保守点検の計画	計測制御設備で点検の計画はなし (重大事故発生による影響を防止するための点検計画はなし)	C	(測定機器等) (図-3 配線図)	第8項	関連資料	-	-	-	機能の禁止	(適用しない設備)	-	-	第9項	環境条件、自然現象、人為事故、盗賊、火災	防止設備 (対象 (対策対象設備あり) - 屋内)	B	(測定機器等) (図-3 配線図)	干渉 (ノイズ)	対策 (ノイズ) あり - 異動を抑制する設備あり	B	(測定機器等) (図-3 配線図)	第10項	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図	-	-	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図	-	-	<p>相違理由</p>
項目名	該当箇所 (参照)	相違点																																																																																																																																																																																																				
第1項	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子中核燃料炉内	B																																																																																																																																																																																																			
	高湿度	(自然に発生する)	-																																																																																																																																																																																																			
	海水	海水に接触しない	対象外																																																																																																																																																																																																			
	施設からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																			
	第2項	操作性	操作手室	対象外																																																																																																																																																																																																		
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																		
	第3項	試験・検査 (検査性、点検構成・再進入等)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
		関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																																		
第4項	信頼性	本案の用途として使用一切が不要	B																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																																			
第5項	遮断装置	遮断装置 (同様の非遮断構成)	A																																																																																																																																																																																																			
	その他 (異動物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																			
第6項	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	設置場所	操作手室	対象外																																																																																																																																																																																																			
第7項	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	保守点検の計画	計装基準対象機器の点検及び調整の計画等がない	B																																																																																																																																																																																																			
第8項	関連資料	図-5 容量設定機能	-																																																																																																																																																																																																			
	機能の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																																																																																																																																			
第9項	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																			
	環境条件、自然現象、人為事故、盗賊、火災	防止設備 (対象 (対策対象設備あり) - 屋内)	A																																																																																																																																																																																																			
第10項	干渉 (ノイズ)	対策 (ノイズ) あり - 異動を抑制する設備あり	C																																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																																			
項目名	該当箇所 (参照)	相違点	相違理由																																																																																																																																																																																																			
第1項	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	計測制御設備	B	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																		
	高湿度	(自然に発生する)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	海水	海水に接触しない	-	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																		
	施設からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-3 配線図	-	-																																																																																																																																																																																																		
	第2項	操作性	操作手室	-	-																																																																																																																																																																																																	
		関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																	
	第3項	試験・検査 (検査性、点検構成・再進入等)	計測制御設備	B	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																	
		関連資料	図-3 試験及び検査	-	-																																																																																																																																																																																																	
第4項	信頼性	本案の用途として使用一切が不要	B	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-4 系統図	-	-																																																																																																																																																																																																		
第5項	遮断装置	遮断装置 (同様の非遮断構成)	B	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																		
	その他 (異動物)	対象外	-	-																																																																																																																																																																																																		
第6項	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	設置場所	操作手室	-	-																																																																																																																																																																																																		
第7項	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	保守点検の計画	計測制御設備で点検の計画はなし (重大事故発生による影響を防止するための点検計画はなし)	C	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																		
第8項	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																		
	機能の禁止	(適用しない設備)	-	-																																																																																																																																																																																																		
第9項	環境条件、自然現象、人為事故、盗賊、火災	防止設備 (対象 (対策対象設備あり) - 屋内)	B	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																		
	干渉 (ノイズ)	対策 (ノイズ) あり - 異動を抑制する設備あり	B	(測定機器等) (図-3 配線図)																																																																																																																																																																																																		
第10項	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図	-	-																																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図	-	-																																																																																																																																																																																																		

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉				相違理由	
		女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)					
項目	計装設備	電動機等	型式	項目	計装設備	型式	項目	相違理由	
第 1 項	構造条件に於ける種別	構造・形状・寸法・取付位置	原子炉格納容器内	型式	型式	A	型式	型式	
		質量	(有防に機能を実現する)	—	型式	型式	—	型式	
		防水	防水不透過しない*	対応有	型式	型式	—	型式	
		地震動からの影響	(震出機器等から悪影響により機能喪失のおそれがない)	—	型式	型式	—	型式	
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	型式	型式	—	型式	
		設置材料	鋼-3 配管鋼	—	型式	型式	—	型式	
		設置条件	操作手続	対応有	型式	型式	—	型式	
		関連資料	—	—	型式	型式	—	型式	
		型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	
		型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	
第 2 項	設置場所	試験・検査 (構造性、信頼性、取組環境・再投入力)	計装制御設備	型式	型式	型式	型式		
		関連資料	鋼-5 試験及び検査	—	型式	型式	—	型式	
		切替仕様	本家の仕様として従順・切替不要	型式	型式	—	型式		
		関連資料	鋼-4 系統図	—	型式	型式	—	型式	
		遮断設計	遮断設計 (同様の非遮断構成)	型式	型式	—	型式		
		その他 (補助物)	遮断弁	対応有	型式	型式	—	型式	
		設置材料	—	—	型式	型式	—	型式	
		設置場所	操作手続	対応有	型式	型式	—	型式	
		関連資料	—	—	型式	型式	—	型式	
		型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	
第 3 項	設置条件	電圧・電流の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	型式	型式	型式	型式		
		関連資料	鋼-6 容量計算書	—	型式	型式	—	型式	
		実用禁止	(実用しない設備)	—	型式	型式	—	型式	
		関連資料	—	—	型式	型式	—	型式	
		設置条件、自然現象、人為事故、雷害、水災	防犯設備 (防護対象設備あり) 一括内	型式	型式	型式	型式		
		サボート遮断	対象 (サボート遮断) 一括内の機能又は遮断	型式	型式	型式	型式		
		関連資料	鋼-2 制御回路図、鋼-3 配管図	—	型式	型式	—	型式	
		型式	型式	型式	型式	型式	型式		
		型式	型式	型式	型式	型式	型式		
		型式	型式	型式	型式	型式	型式		



灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																															
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>平均出力領域 (kW)</th> <th>規制化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>環境・湿度・圧力・電圧の範囲・分岐電</td> <td>炉子と機納容室内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>表裏</td> <td>(右側)に機納容室内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過さない</td> <td>知覚性</td> </tr> <tr> <td>設計値からの変動</td> <td>(設計値)から変動しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧)により機能しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護回路</td> <td>図-3 参照同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>知覚性</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、点検構成・再投入力)</td> <td>非強制検査</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 項</td> <td>設計 SA の計装</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等十分</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>図-9 設置設定規則</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 4 項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、盗難、火災</td> <td>防止設備 (対策対象設備あり) → 屋内</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>水圧・水漏れ</td> <td>対策 (水圧・水漏れ) → 漏れ止め装置 (水漏れ防止)</td> <td>B a</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>図-2 閉鎖設定規則、図-3 参照同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	平均出力領域 (kW)	規制化区分	第 1 項	環境・湿度・圧力・電圧の範囲・分岐電	炉子と機納容室内	A	表裏	(右側)に機納容室内	—	海水	海水を過さない	知覚性	設計値からの変動	(設計値)から変動しない	—	電圧の降下	(電圧)により機能しない	—	保護回路	図-3 参照同	—	操作性	操作不能	知覚性	閉鎖資料	—	—	試験・検査 (検査性、点検構成・再投入力)	非強制検査	B	閉鎖資料	図-3 試験及び検査	—	第 2 項	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	第 3 項	設計 SA の計装	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等十分	計	閉鎖資料	図-9 設置設定規則	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	第 4 項	環境条件、自然現象、人為事象、盗難、火災	防止設備 (対策対象設備あり) → 屋内	A a	水圧・水漏れ	対策 (水圧・水漏れ) → 漏れ止め装置 (水漏れ防止)	B a	閉鎖資料	図-2 閉鎖設定規則、図-3 参照同	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>平均出力領域 (kW)</th> <th>規制化区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>環境・湿度・圧力・電圧の範囲・分岐電</td> <td>炉子と機納容室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>表裏</td> <td>(右側)に機納容室内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過さない</td> <td>知覚性</td> </tr> <tr> <td>設計値からの変動</td> <td>(設計値)から変動しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧)により機能しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護回路</td> <td>図-3 参照同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>知覚性</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、点検構成・再投入力)</td> <td>非強制検査</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 項</td> <td>設計 SA の計装</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等十分</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>図-9 設置設定規則</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 4 項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、盗難、火災</td> <td>防止設備 (対策対象設備あり) → 屋内</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>水圧・水漏れ</td> <td>対策 (水圧・水漏れ) → 漏れ止め装置 (水漏れ防止)</td> <td>B a</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>図-2 閉鎖設定規則、図-3 参照同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	平均出力領域 (kW)	規制化区分	備考	第 1 項	環境・湿度・圧力・電圧の範囲・分岐電	炉子と機納容室内	B	表裏	(右側)に機納容室内	—	海水	海水を過さない	知覚性	設計値からの変動	(設計値)から変動しない	—	電圧の降下	(電圧)により機能しない	—	保護回路	図-3 参照同	—	操作性	操作不能	知覚性	閉鎖資料	—	—	試験・検査 (検査性、点検構成・再投入力)	非強制検査	B	閉鎖資料	図-3 試験及び検査	—	第 2 項	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	第 3 項	設計 SA の計装	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等十分	計	閉鎖資料	図-9 設置設定規則	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	第 4 項	環境条件、自然現象、人為事象、盗難、火災	防止設備 (対策対象設備あり) → 屋内	A a	水圧・水漏れ	対策 (水圧・水漏れ) → 漏れ止め装置 (水漏れ防止)	B a	閉鎖資料	図-2 閉鎖設定規則、図-3 参照同	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	閉鎖資料	—	—	<p>相違理由</p>
項目名・計装設備	平均出力領域 (kW)	規制化区分																																																																																																																																																																																																																																																																
第 1 項	環境・湿度・圧力・電圧の範囲・分岐電	炉子と機納容室内	A																																																																																																																																																																																																																																																															
	表裏	(右側)に機納容室内	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	海水	海水を過さない	知覚性																																																																																																																																																																																																																																																															
	設計値からの変動	(設計値)から変動しない	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	電圧の降下	(電圧)により機能しない	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護回路	図-3 参照同	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	操作性	操作不能	知覚性																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	試験・検査 (検査性、点検構成・再投入力)	非強制検査	B																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																																																																																															
第 2 項	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
第 3 項	設計 SA の計装	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等十分	計																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	図-9 設置設定規則	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
第 4 項	環境条件、自然現象、人為事象、盗難、火災	防止設備 (対策対象設備あり) → 屋内	A a																																																																																																																																																																																																																																																															
	水圧・水漏れ	対策 (水圧・水漏れ) → 漏れ止め装置 (水漏れ防止)	B a																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	図-2 閉鎖設定規則、図-3 参照同	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
項目名・計装設備	平均出力領域 (kW)	規制化区分	備考																																																																																																																																																																																																																																																															
第 1 項	環境・湿度・圧力・電圧の範囲・分岐電	炉子と機納容室内	B																																																																																																																																																																																																																																																															
	表裏	(右側)に機納容室内	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	海水	海水を過さない	知覚性																																																																																																																																																																																																																																																															
	設計値からの変動	(設計値)から変動しない	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	電圧の降下	(電圧)により機能しない	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護回路	図-3 参照同	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	操作性	操作不能	知覚性																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	試験・検査 (検査性、点検構成・再投入力)	非強制検査	B																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																																																																																															
第 2 項	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
第 3 項	設計 SA の計装	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等十分	計																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	図-9 設置設定規則	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
第 4 項	環境条件、自然現象、人為事象、盗難、火災	防止設備 (対策対象設備あり) → 屋内	A a																																																																																																																																																																																																																																																															
	水圧・水漏れ	対策 (水圧・水漏れ) → 漏れ止め装置 (水漏れ防止)	B a																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	図-2 閉鎖設定規則、図-3 参照同	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															
	閉鎖資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																															

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

項目	設計		製造		検査		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

相違理由

①: 設計(「表」) 製造(表)及び検査(表)に付する相違記号を付す。  
 ②: ①の項目に該当する基準の設計内容であることとし、相違等の発生を許しては認めず、改善を方針として対応する。  
 ③: ①の項目に該当する基準の設計内容でないこととし、改善を方針として対応する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補 58-1-36 から再掲

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

相違理由

・項目に「B」を記載する場合は、BWR固有の設備や対応手段であることを示す。  
 ・「-」は、記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違) を示す。  
 ・「-」は、記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし) を示す。

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																							
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>フィルタ基準内容 (注書)</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号炉</td> <td>構造・強度・圧力・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉格納</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>(圧力に機能に影響する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>床面</td> <td>耐圧を確保しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響等による機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線の保護</td> <td>(電線道により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-2 配置同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査計、点検構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号炉</td> <td>制御系統</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B 1</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-4 正統同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>A 6</td> </tr> <tr> <td>予備電源 (予備電源)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故 5 A の対策</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-6 対策設備同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>制御の停止</td> <td>(喪失しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 号炉</td> <td>遮断装置</td> <td>防止設備一貫機 (代替制御設備あり) 一階内</td> <td>A 4</td> </tr> <tr> <td>制御</td> <td>対象 (サポート並あり) → 異なる制御機 (2) の搭載</td> <td>C 4</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-2 配置同、第 1-3 配置同</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	フィルタ基準内容 (注書)	適合性区分	第 1 号炉	構造・強度・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉格納	B	高さ	(圧力に機能に影響する)	—	床面	耐圧を確保しない*	対象外	地震動からの影響	(周辺機器等からの影響等による機能を失うおそれがない)	—	電線の保護	(電線道により機能が損なわれない)	—	防護材料	第 1-2 配置同	—	操作性	操作不要	対象外	防護材料	—	—	試験・検査 (検査計、点検構成・外部入力)	計測制御設備	K	防護材料	第 1-3 試験及び検査	—	第 2 号炉	制御系統	本来の用途として使用一切不要	B 1	防護材料	第 1-4 正統同	—	遮断装置	その他	A 6	予備電源 (予備電源)	対象外	対象外	防護材料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	防護材料	—	—	事故 5 A の対策	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	防護材料	第 1-6 対策設備同	—	制御の停止	(喪失しない設備)	—	防護材料	—	—	第 3 号炉	遮断装置	防止設備一貫機 (代替制御設備あり) 一階内	A 4	制御	対象 (サポート並あり) → 異なる制御機 (2) の搭載	C 4	防護材料	第 1-2 配置同、第 1-3 配置同	—	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>フィルタ基準内容 (注書)</th> <th>適合性区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号炉</td> <td>構造・強度・圧力・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉格納</td> <td>B</td> <td>(構造材料等) (注 1) 記載なし</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>(圧力に機能に影響する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>床面</td> <td>耐圧を確保しない*</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響等による機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線の保護</td> <td>(電線道により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-2 配置同</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査計、点検構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> <td>(検査材料等) (注 1) 記載なし</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-3 試験及び検査</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号炉</td> <td>制御系統</td> <td>本来の用途として使用一切不要 (設備設計上) (注書)</td> <td>B 1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-4 正統同</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断装置</td> <td>その他 (注書)</td> <td>A 6</td> <td>(注書) (注 1) 記載なし</td> </tr> <tr> <td>予備電源 (予備電源)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故 5 A の対策</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-6 対策設備同</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>制御の停止</td> <td>(喪失しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 号炉</td> <td>遮断装置</td> <td>防止設備一貫機 (代替制御設備あり) 一階内</td> <td>A 4</td> <td>(注書) (注 1) 記載なし</td> </tr> <tr> <td>制御</td> <td>対象 (サポート並あり) → 異なる制御機 (2) の搭載</td> <td>C 4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護材料</td> <td>第 1-2 配置同、第 1-3 配置同</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	フィルタ基準内容 (注書)	適合性区分	相違理由	第 1 号炉	構造・強度・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉格納	B	(構造材料等) (注 1) 記載なし	高さ	(圧力に機能に影響する)	—	—	床面	耐圧を確保しない*	対象外	—	地震動からの影響	(周辺機器等からの影響等による機能を失うおそれがない)	—	—	電線の保護	(電線道により機能が損なわれない)	—	—	防護材料	第 1-2 配置同	—	—	操作性	操作不要	対象外	—	防護材料	—	—	—	試験・検査 (検査計、点検構成・外部入力)	計測制御設備	J	(検査材料等) (注 1) 記載なし	防護材料	第 1-3 試験及び検査	—	—	第 2 号炉	制御系統	本来の用途として使用一切不要 (設備設計上) (注書)	B 1	—	防護材料	第 1-4 正統同	—	—	遮断装置	その他 (注書)	A 6	(注書) (注 1) 記載なし	予備電源 (予備電源)	対象外	対象外	—	防護材料	—	—	—	設置場所	操作不要	対象外	—	防護材料	—	—	—	事故 5 A の対策	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	—	防護材料	第 1-6 対策設備同	—	—	制御の停止	(喪失しない設備)	—	—	防護材料	—	—	—	第 3 号炉	遮断装置	防止設備一貫機 (代替制御設備あり) 一階内	A 4	(注書) (注 1) 記載なし	制御	対象 (サポート並あり) → 異なる制御機 (2) の搭載	C 4	—	防護材料	第 1-2 配置同、第 1-3 配置同	—	—	<p>相違理由</p>
項目	項目名	フィルタ基準内容 (注書)	適合性区分																																																																																																																																																																																							
第 1 号炉	構造・強度・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉格納	B																																																																																																																																																																																							
	高さ	(圧力に機能に影響する)	—																																																																																																																																																																																							
	床面	耐圧を確保しない*	対象外																																																																																																																																																																																							
	地震動からの影響	(周辺機器等からの影響等による機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																							
	電線の保護	(電線道により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																							
	防護材料	第 1-2 配置同	—																																																																																																																																																																																							
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																							
	防護材料	—	—																																																																																																																																																																																							
	試験・検査 (検査計、点検構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																							
	防護材料	第 1-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																							
第 2 号炉	制御系統	本来の用途として使用一切不要	B 1																																																																																																																																																																																							
	防護材料	第 1-4 正統同	—																																																																																																																																																																																							
	遮断装置	その他	A 6																																																																																																																																																																																							
	予備電源 (予備電源)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																							
	防護材料	—	—																																																																																																																																																																																							
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																							
	防護材料	—	—																																																																																																																																																																																							
	事故 5 A の対策	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																							
	防護材料	第 1-6 対策設備同	—																																																																																																																																																																																							
	制御の停止	(喪失しない設備)	—																																																																																																																																																																																							
防護材料	—	—																																																																																																																																																																																								
第 3 号炉	遮断装置	防止設備一貫機 (代替制御設備あり) 一階内	A 4																																																																																																																																																																																							
	制御	対象 (サポート並あり) → 異なる制御機 (2) の搭載	C 4																																																																																																																																																																																							
	防護材料	第 1-2 配置同、第 1-3 配置同	—																																																																																																																																																																																							
項目	項目名	フィルタ基準内容 (注書)	適合性区分	相違理由																																																																																																																																																																																						
第 1 号炉	構造・強度・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉格納	B	(構造材料等) (注 1) 記載なし																																																																																																																																																																																						
	高さ	(圧力に機能に影響する)	—	—																																																																																																																																																																																						
	床面	耐圧を確保しない*	対象外	—																																																																																																																																																																																						
	地震動からの影響	(周辺機器等からの影響等による機能を失うおそれがない)	—	—																																																																																																																																																																																						
	電線の保護	(電線道により機能が損なわれない)	—	—																																																																																																																																																																																						
	防護材料	第 1-2 配置同	—	—																																																																																																																																																																																						
	操作性	操作不要	対象外	—																																																																																																																																																																																						
	防護材料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	試験・検査 (検査計、点検構成・外部入力)	計測制御設備	J	(検査材料等) (注 1) 記載なし																																																																																																																																																																																						
	防護材料	第 1-3 試験及び検査	—	—																																																																																																																																																																																						
第 2 号炉	制御系統	本来の用途として使用一切不要 (設備設計上) (注書)	B 1	—																																																																																																																																																																																						
	防護材料	第 1-4 正統同	—	—																																																																																																																																																																																						
	遮断装置	その他 (注書)	A 6	(注書) (注 1) 記載なし																																																																																																																																																																																						
	予備電源 (予備電源)	対象外	対象外	—																																																																																																																																																																																						
	防護材料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	設置場所	操作不要	対象外	—																																																																																																																																																																																						
	防護材料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	事故 5 A の対策	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	—																																																																																																																																																																																						
	防護材料	第 1-6 対策設備同	—	—																																																																																																																																																																																						
	制御の停止	(喪失しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																						
防護材料	—	—	—																																																																																																																																																																																							
第 3 号炉	遮断装置	防止設備一貫機 (代替制御設備あり) 一階内	A 4	(注書) (注 1) 記載なし																																																																																																																																																																																						
	制御	対象 (サポート並あり) → 異なる制御機 (2) の搭載	C 4	—																																																																																																																																																																																						
	防護材料	第 1-2 配置同、第 1-3 配置同	—	—																																																																																																																																																																																						

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名・計装設備</th> <th>対応基準</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>構造・運用・圧力・圧力外圧縮/加熱機</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>(圧力に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>検知機能七受配する</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>(電圧に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>(電流に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧降下</td> <td>(電圧降下に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>操作性</td> <td>操作手要</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、承認検査・外部入力)</td> <td>計装試験設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>本来の用途として取得一切非必要</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-4 承認図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 項</td> <td>設計方針</td> <td>—</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動機)</td> <td>対応外</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 4 項</td> <td>設計方針</td> <td>—</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-6 異常設定監視</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>(採用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 5 項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災</td> <td>防止設備-対象 (対策対象範囲あり) - 屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>対策 (対策-1 至 対策-4)</td> <td>対策 (対策-1 至 対策-4) - 屋内</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-7 異常監視図、計-8 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名・計装設備	対応基準	適合性	第 1 項	構造・運用・圧力・圧力外圧縮/加熱機	原子炉建屋原子炉室内	B	圧力	(圧力に機能七受配する)	—	温度	検知機能七受配する	対応外	電圧	(電圧に機能七受配する)	—	電流	(電流に機能七受配する)	—	電圧降下	(電圧降下に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	第 2 項	操作性	操作手要	対応外	監視資料	—	—	試験・検査 (検査性、承認検査・外部入力)	計装試験設備	K	監視資料	計-3 試験及び検査	—	操作性	本来の用途として取得一切非必要	対応外	監視資料	計-4 承認図	—	承認図	—	—	承認図	—	—	承認図	—	—	承認図	—	—	第 3 項	設計方針	—	A+	その他 (機動機)	対応外	対応外	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	第 4 項	設計方針	—	A	監視資料	計-6 異常設定監視	—	監視資料	(採用しない設備)	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	第 5 項	環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防止設備-対象 (対策対象範囲あり) - 屋内	A+	対策 (対策-1 至 対策-4)	対策 (対策-1 至 対策-4) - 屋内	C+	監視資料	計-7 異常監視図、計-8 配線図	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名・計装設備</th> <th>対応基準</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>構造・運用・圧力・圧力外圧縮/加熱機</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>(圧力に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>検知機能七受配する</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>(電圧に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>(電流に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧降下</td> <td>(電圧降下に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧変動</td> <td>(電圧変動に機能七受配する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>操作性</td> <td>操作手要</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、承認検査・外部入力)</td> <td>計装試験設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>本来の用途として取得一切非必要</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-4 承認図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>承認図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 項</td> <td>設計方針</td> <td>—</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動機)</td> <td>対応外</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 4 項</td> <td>設計方針</td> <td>—</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-6 異常設定監視</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>(採用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 5 項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災</td> <td>防止設備-対象 (対策対象範囲あり) - 屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>対策 (対策-1 至 対策-4)</td> <td>対策 (対策-1 至 対策-4) - 屋内</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>計-7 異常監視図、計-8 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名・計装設備	対応基準	適合性	第 1 項	構造・運用・圧力・圧力外圧縮/加熱機	原子炉建屋原子炉室内	B	圧力	(圧力に機能七受配する)	—	温度	検知機能七受配する	対応外	電圧	(電圧に機能七受配する)	—	電流	(電流に機能七受配する)	—	電圧降下	(電圧降下に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—	第 2 項	操作性	操作手要	対応外	監視資料	—	—	試験・検査 (検査性、承認検査・外部入力)	計装試験設備	K	監視資料	計-3 試験及び検査	—	操作性	本来の用途として取得一切非必要	対応外	監視資料	計-4 承認図	—	承認図	—	—	承認図	—	—	承認図	—	—	承認図	—	—	第 3 項	設計方針	—	A+	その他 (機動機)	対応外	対応外	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	第 4 項	設計方針	—	A	監視資料	計-6 異常設定監視	—	監視資料	(採用しない設備)	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	第 5 項	環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防止設備-対象 (対策対象範囲あり) - 屋内	A+	対策 (対策-1 至 対策-4)	対策 (対策-1 至 対策-4) - 屋内	C+	監視資料	計-7 異常監視図、計-8 配線図	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	監視資料	—	—	<p>相違理由</p>
項目	設備名・計装設備	対応基準	適合性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 1 項	構造・運用・圧力・圧力外圧縮/加熱機	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	圧力	(圧力に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	温度	検知機能七受配する	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧	(電圧に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電流	(電流に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧降下	(電圧降下に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 2 項	操作性	操作手要	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	試験・検査 (検査性、承認検査・外部入力)	計装試験設備	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	操作性	本来の用途として取得一切非必要	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-4 承認図	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 3 項	設計方針	—	A+																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	その他 (機動機)	対応外	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 4 項	設計方針	—	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-6 異常設定監視	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	(採用しない設備)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 5 項	環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防止設備-対象 (対策対象範囲あり) - 屋内	A+																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	対策 (対策-1 至 対策-4)	対策 (対策-1 至 対策-4) - 屋内	C+																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-7 異常監視図、計-8 配線図	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
項目	設備名・計装設備	対応基準	適合性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 1 項	構造・運用・圧力・圧力外圧縮/加熱機	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	圧力	(圧力に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	温度	検知機能七受配する	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧	(電圧に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電流	(電流に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧降下	(電圧降下に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	電圧変動	(電圧変動に機能七受配する)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 2 項	操作性	操作手要	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	試験・検査 (検査性、承認検査・外部入力)	計装試験設備	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	操作性	本来の用途として取得一切非必要	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-4 承認図	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	承認図	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 3 項	設計方針	—	A+																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	その他 (機動機)	対応外	対応外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 4 項	設計方針	—	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-6 異常設定監視	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	(採用しない設備)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 5 項	環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防止設備-対象 (対策対象範囲あり) - 屋内	A+																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	対策 (対策-1 至 対策-4)	対策 (対策-1 至 対策-4) - 屋内	C+																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	計-7 異常監視図、計-8 配線図	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																									
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画設備</th> <th>型式/設置場所/主要構成</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 4 号機</td> <td>環境条件</td> <td>原子力発電所内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(用途)機能を実現する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>固定設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>指定された場所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置方法</td> <td>指定された方法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>指定された時期</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>指定された条件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>指定された材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置費用</td> <td>指定された費用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 5 号機</td> <td>環境条件</td> <td>原子力発電所内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(用途)機能を実現する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>固定設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>指定された場所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置方法</td> <td>指定された方法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>指定された時期</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>指定された条件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>指定された材料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置費用</td> <td>指定された費用</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画設備	型式/設置場所/主要構成	規格化区分	第 4 号機	環境条件	原子力発電所内	B	構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—	用途	(用途)機能を実現する	—	設置	固定設置	—	設置場所	指定された場所	—	設置方法	指定された方法	—	設置時期	指定された時期	—	設置条件	指定された条件	—	設置材料	指定された材料	—	設置費用	指定された費用	—	第 5 号機	環境条件	原子力発電所内	B	構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—	用途	(用途)機能を実現する	—	設置	固定設置	—	設置場所	指定された場所	—	設置方法	指定された方法	—	設置時期	指定された時期	—	設置条件	指定された条件	—	設置材料	指定された材料	—	設置費用	指定された費用	—	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画設備</th> <th>型式/設置場所/主要構成</th> <th>規格化区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td>環境条件</td> <td>原子力発電所内</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(用途)機能を実現する</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>固定設置</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>指定された場所</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置方法</td> <td>指定された方法</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>指定された時期</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>指定された条件</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>指定された材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置費用</td> <td>指定された費用</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号機</td> <td>環境条件</td> <td>原子力発電所内</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(用途)機能を実現する</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>固定設置</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>指定された場所</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置方法</td> <td>指定された方法</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>指定された時期</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>指定された条件</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>指定された材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置費用</td> <td>指定された費用</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画設備	型式/設置場所/主要構成	規格化区分	相違理由	第 1 号機	環境条件	原子力発電所内	B		構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—		用途	(用途)機能を実現する	—		設置	固定設置	—		設置場所	指定された場所	—		設置方法	指定された方法	—		設置時期	指定された時期	—		設置条件	指定された条件	—		設置材料	指定された材料	—		設置費用	指定された費用	—		第 2 号機	環境条件	原子力発電所内	B		構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—		用途	(用途)機能を実現する	—		設置	固定設置	—		設置場所	指定された場所	—		設置方法	指定された方法	—		設置時期	指定された時期	—		設置条件	指定された条件	—		設置材料	指定された材料	—		設置費用	指定された費用	—		
項目	計画設備	型式/設置場所/主要構成	規格化区分																																																																																																																																																									
第 4 号機	環境条件	原子力発電所内	B																																																																																																																																																									
	構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—																																																																																																																																																									
	用途	(用途)機能を実現する	—																																																																																																																																																									
	設置	固定設置	—																																																																																																																																																									
	設置場所	指定された場所	—																																																																																																																																																									
	設置方法	指定された方法	—																																																																																																																																																									
	設置時期	指定された時期	—																																																																																																																																																									
	設置条件	指定された条件	—																																																																																																																																																									
	設置材料	指定された材料	—																																																																																																																																																									
	設置費用	指定された費用	—																																																																																																																																																									
第 5 号機	環境条件	原子力発電所内	B																																																																																																																																																									
	構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—																																																																																																																																																									
	用途	(用途)機能を実現する	—																																																																																																																																																									
	設置	固定設置	—																																																																																																																																																									
	設置場所	指定された場所	—																																																																																																																																																									
	設置方法	指定された方法	—																																																																																																																																																									
	設置時期	指定された時期	—																																																																																																																																																									
	設置条件	指定された条件	—																																																																																																																																																									
	設置材料	指定された材料	—																																																																																																																																																									
	設置費用	指定された費用	—																																																																																																																																																									
項目	計画設備	型式/設置場所/主要構成	規格化区分	相違理由																																																																																																																																																								
第 1 号機	環境条件	原子力発電所内	B																																																																																																																																																									
	構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—																																																																																																																																																									
	用途	(用途)機能を実現する	—																																																																																																																																																									
	設置	固定設置	—																																																																																																																																																									
	設置場所	指定された場所	—																																																																																																																																																									
	設置方法	指定された方法	—																																																																																																																																																									
	設置時期	指定された時期	—																																																																																																																																																									
	設置条件	指定された条件	—																																																																																																																																																									
	設置材料	指定された材料	—																																																																																																																																																									
	設置費用	指定された費用	—																																																																																																																																																									
第 2 号機	環境条件	原子力発電所内	B																																																																																																																																																									
	構造	圧力容器・配管・圧力容器の外部・放射線遮蔽	—																																																																																																																																																									
	用途	(用途)機能を実現する	—																																																																																																																																																									
	設置	固定設置	—																																																																																																																																																									
	設置場所	指定された場所	—																																																																																																																																																									
	設置方法	指定された方法	—																																																																																																																																																									
	設置時期	指定された時期	—																																																																																																																																																									
	設置条件	指定された条件	—																																																																																																																																																									
	設置材料	指定された材料	—																																																																																																																																																									
	設置費用	指定された費用	—																																																																																																																																																									

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																			
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>構造・形状・圧力、 ノズルの形状・材質</td> <td>その他の構体内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>(重量に機軸を考慮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>機軸を考慮しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>形状・寸法の影響</td> <td>(形状・寸法から影響により機軸を考慮する必要がある)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>(電磁的により機軸が損なわれる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配管図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>試験・検査 (検査時、点検機軸・外部入力)</td> <td>計測機器設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本機の用途として使用一切不可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 試験図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験設備</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (機軸物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設工事の計画</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 項</td> <td>建設工事の計画</td> <td>図-4 常設設備配置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設工事の計画</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境・自然現象、人為等 後、漏れ、火災</td> <td>計装設備一式 (計装機器設備あり) → 屋内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>ボルト・ナット</td> <td>材質 (ボルト: 鋼) → 鋼製六角ボルト</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配管図、図-3 配管図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	第 1 項	構造・形状・圧力、 ノズルの形状・材質	その他の構体内	C	重量	(重量に機軸を考慮する)	—	寸法	機軸を考慮しない	対象外	形状・寸法の影響	(形状・寸法から影響により機軸を考慮する必要がある)	—	電磁的干渉	(電磁的により機軸が損なわれる)	—	関連資料	図-3 配管図	—	操作性	操作手室	対象外	関連資料	—	—	第 2 項	試験・検査 (検査時、点検機軸・外部入力)	計測機器設備	K	関連資料	図-1 試験及び検査	—	代替性	本機の用途として使用一切不可	否	関連資料	図-4 試験図	—	試験設備	その他	A+	その他 (機軸物)	対象外	対象外	関連資料	—	—	設置場所	操作手室	対象外	関連資料	—	—	建設工事の計画	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	第 3 項	建設工事の計画	図-4 常設設備配置	—	建設工事の計画	(表示しない設備)	—	関連資料	—	—	環境・自然現象、人為等 後、漏れ、火災	計装設備一式 (計装機器設備あり) → 屋内	A+	ボルト・ナット	材質 (ボルト: 鋼) → 鋼製六角ボルト	C+	関連資料	図-2 配管図、図-3 配管図	—	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>構造・形状・圧力、 ノズルの形状・材質</td> <td>女子試験機構内</td> <td>B+</td> <td>(機軸物) (計装機器設備あり)</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>(重量に機軸を考慮する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>機軸を考慮しない</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>形状・寸法の影響</td> <td>(形状・寸法から影響により機軸を考慮する必要がある)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>(電磁的により機軸が損なわれる)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配管図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>試験・検査 (検査時、点検機軸・外部入力)</td> <td>計装機器設備</td> <td>J</td> <td>(機軸物) (計装機器設備あり)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 試験及び検査</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本機の用途として使用一切不可</td> <td>B+</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 試験図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験設備</td> <td>その他</td> <td>B+</td> <td>(機軸物) (計装機器設備あり)</td> </tr> <tr> <td>その他 (機軸物)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配管図、図-3 配管図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設工事の計画</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 項</td> <td>建設工事の計画</td> <td>図-4 常設設備配置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設工事の計画</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境・自然現象、人為等 後、漏れ、火災</td> <td>計装設備一式 (計装機器設備あり) → 屋内</td> <td>B+</td> <td>(機軸物) (計装機器設備あり)</td> </tr> <tr> <td>ボルト・ナット</td> <td>材質 (ボルト: 鋼) → 鋼製六角ボルト</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配管図、図-3 配管図</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	備考	第 1 項	構造・形状・圧力、 ノズルの形状・材質	女子試験機構内	B+	(機軸物) (計装機器設備あり)	重量	(重量に機軸を考慮する)	—	—	寸法	機軸を考慮しない	—	—	形状・寸法の影響	(形状・寸法から影響により機軸を考慮する必要がある)	—	—	電磁的干渉	(電磁的により機軸が損なわれる)	—	—	関連資料	図-3 配管図	—	—	操作性	操作手室	—	—	関連資料	—	—	—	第 2 項	試験・検査 (検査時、点検機軸・外部入力)	計装機器設備	J	(機軸物) (計装機器設備あり)	関連資料	図-1 試験及び検査	—	—	代替性	本機の用途として使用一切不可	B+	—	関連資料	図-4 試験図	—	—	試験設備	その他	B+	(機軸物) (計装機器設備あり)	その他 (機軸物)	対象外	—	—	関連資料	図-2 配管図、図-3 配管図	—	—	設置場所	操作手室	—	—	建設工事の計画	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	—	—	第 3 項	建設工事の計画	図-4 常設設備配置	—	—	建設工事の計画	(表示しない設備)	—	—	関連資料	—	—	—	環境・自然現象、人為等 後、漏れ、火災	計装設備一式 (計装機器設備あり) → 屋内	B+	(機軸物) (計装機器設備あり)	ボルト・ナット	材質 (ボルト: 鋼) → 鋼製六角ボルト	—	—	関連資料	図-2 配管図、図-3 配管図	—	—	<p>相違理由</p> <p>・ 図-1: 図-2 参照 (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり)</p> <p>・ 図-2: 図-3 参照 (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり) (計装機器設備あり)</p>
項目	項目名	内容	適合性																																																																																																																																																																																			
第 1 項	構造・形状・圧力、 ノズルの形状・材質	その他の構体内	C																																																																																																																																																																																			
	重量	(重量に機軸を考慮する)	—																																																																																																																																																																																			
	寸法	機軸を考慮しない	対象外																																																																																																																																																																																			
	形状・寸法の影響	(形状・寸法から影響により機軸を考慮する必要がある)	—																																																																																																																																																																																			
	電磁的干渉	(電磁的により機軸が損なわれる)	—																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-3 配管図	—																																																																																																																																																																																			
	操作性	操作手室	対象外																																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																			
	第 2 項	試験・検査 (検査時、点検機軸・外部入力)	計測機器設備	K																																																																																																																																																																																		
		関連資料	図-1 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																		
代替性		本機の用途として使用一切不可	否																																																																																																																																																																																			
関連資料		図-4 試験図	—																																																																																																																																																																																			
試験設備		その他	A+																																																																																																																																																																																			
その他 (機軸物)		対象外	対象外																																																																																																																																																																																			
関連資料		—	—																																																																																																																																																																																			
設置場所		操作手室	対象外																																																																																																																																																																																			
関連資料		—	—																																																																																																																																																																																			
建設工事の計画		重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																			
第 3 項	建設工事の計画	図-4 常設設備配置	—																																																																																																																																																																																			
	建設工事の計画	(表示しない設備)	—																																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																			
	環境・自然現象、人為等 後、漏れ、火災	計装設備一式 (計装機器設備あり) → 屋内	A+																																																																																																																																																																																			
	ボルト・ナット	材質 (ボルト: 鋼) → 鋼製六角ボルト	C+																																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-2 配管図、図-3 配管図	—																																																																																																																																																																																			
	項目	項目名	内容	適合性	備考																																																																																																																																																																																	
	第 1 項	構造・形状・圧力、 ノズルの形状・材質	女子試験機構内	B+	(機軸物) (計装機器設備あり)																																																																																																																																																																																	
		重量	(重量に機軸を考慮する)	—	—																																																																																																																																																																																	
		寸法	機軸を考慮しない	—	—																																																																																																																																																																																	
形状・寸法の影響		(形状・寸法から影響により機軸を考慮する必要がある)	—	—																																																																																																																																																																																		
電磁的干渉		(電磁的により機軸が損なわれる)	—	—																																																																																																																																																																																		
関連資料		図-3 配管図	—	—																																																																																																																																																																																		
操作性		操作手室	—	—																																																																																																																																																																																		
関連資料		—	—	—																																																																																																																																																																																		
第 2 項		試験・検査 (検査時、点検機軸・外部入力)	計装機器設備	J	(機軸物) (計装機器設備あり)																																																																																																																																																																																	
		関連資料	図-1 試験及び検査	—	—																																																																																																																																																																																	
	代替性	本機の用途として使用一切不可	B+	—																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-4 試験図	—	—																																																																																																																																																																																		
	試験設備	その他	B+	(機軸物) (計装機器設備あり)																																																																																																																																																																																		
	その他 (機軸物)	対象外	—	—																																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-2 配管図、図-3 配管図	—	—																																																																																																																																																																																		
	設置場所	操作手室	—	—																																																																																																																																																																																		
	建設工事の計画	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	—	—																																																																																																																																																																																		
	第 3 項	建設工事の計画	図-4 常設設備配置	—	—																																																																																																																																																																																	
建設工事の計画		(表示しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																		
関連資料		—	—	—																																																																																																																																																																																		
環境・自然現象、人為等 後、漏れ、火災		計装設備一式 (計装機器設備あり) → 屋内	B+	(機軸物) (計装機器設備あり)																																																																																																																																																																																		
ボルト・ナット		材質 (ボルト: 鋼) → 鋼製六角ボルト	—	—																																																																																																																																																																																		
関連資料		図-2 配管図、図-3 配管図	—	—																																																																																																																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>前記(強化)ベント系放射線モニタ</th> <th>型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・震災・圧力・局外の天候・放射線</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>高電</td> <td>(放射)機能を発揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震揺動小の影響</td> <td>(周辺機器等)の感度等により機能を失ふおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の障害</td> <td>(電線路)により機能が損なわれない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td>試験・検査 (検査性、承認構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原動上物</td> <td>本廠の用途として運用一切が不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (検査性)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>計装機能</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>原設計者の設置</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量認定書類</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2種</td> <td>高電の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、台風</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>水質・放射線</td> <td>対象 (水質→2系あり) → 基本は放射線(水)の放射線</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 容量認定書、図-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	前記(強化)ベント系放射線モニタ	型式化区分	第1種	環境・震災・圧力・局外の天候・放射線	その他の建屋内	C	高電	(放射)機能を発揮する	—	漏水	漏水を感知しない	対象外	地震揺動小の影響	(周辺機器等)の感度等により機能を失ふおそれがない	—	電源の障害	(電線路)により機能が損なわれない	—	関連資料	図-3 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第2種	試験・検査 (検査性、承認構成・外部入力)	計装制御設備	A	関連資料	図-3 試験及び検査	—	原動上物	本廠の用途として運用一切が不要	対象外	関連資料	図-4 系統図	—	第3種	系統設計	その他	Aa	その他 (検査性)	対象外	対象外	関連資料	—	—	第4種	計装機能	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第1種	原設計者の設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 容量認定書類	—	第2種	高電の禁止	(利用しない設備)	—	関連資料	—	—	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、台風	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	Aa	水質・放射線	対象 (水質→2系あり) → 基本は放射線(水)の放射線	Aa	関連資料	図-2 容量認定書、図-3 配置図	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>前記(強化)ベント系放射線モニタ</th> <th>型式化区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・震災・圧力・局外の天候・放射線</td> <td>計装制御設備</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>高電</td> <td>(放射)機能を発揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感知しない</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>地震揺動小の影響</td> <td>(周辺機器等)の感度等により機能を失ふおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の障害</td> <td>(電線路)により機能が損なわれない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td>試験・検査 (検査性、承認構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原動上物</td> <td>本廠の用途として運用一切が不要</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>4a</td> </tr> <tr> <td>その他 (検査性)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>計装機能</td> <td>操作不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>原設計者の設置</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2種</td> <td>高電の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、台風</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内</td> <td>4a</td> </tr> <tr> <td>水質・放射線</td> <td>対象 (水質→2系あり) → 基本は放射線(水)の放射線</td> <td>4a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 容量認定書、図-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	前記(強化)ベント系放射線モニタ	型式化区分	備考	第1種	環境・震災・圧力・局外の天候・放射線	計装制御設備	44	高電	(放射)機能を発揮する	—	漏水	漏水を感知しない	F	地震揺動小の影響	(周辺機器等)の感度等により機能を失ふおそれがない	—	電源の障害	(電線路)により機能が損なわれない	—	関連資料	図-3 配置図	—	操作性	操作不要	—	関連資料	—	—	第2種	試験・検査 (検査性、承認構成・外部入力)	計装制御設備	3	関連資料	図-3 試験及び検査	—	原動上物	本廠の用途として運用一切が不要	42	関連資料	—	—	第3種	系統設計	その他	4a	その他 (検査性)	対象外	—	関連資料	—	—	第4種	計装機能	操作不要	—	関連資料	—	—	第1種	原設計者の設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	C	関連資料	—	—	第2種	高電の禁止	(利用しない設備)	—	関連資料	—	—	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、台風	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	4a	水質・放射線	対象 (水質→2系あり) → 基本は放射線(水)の放射線	4a	関連資料	図-2 容量認定書、図-3 配置図	—	<p>相違理由</p> <p>・記号は「a」が記載内容が記載内容に記号を付与して示す。      ・「」は記号の記載に相当する記載内容が異なることを示す。記号も付与して示す。      ・「」は当該設備が対象外であることを示す。記載内容が異なることを示す。</p>
設備名・計装設備	前記(強化)ベント系放射線モニタ	型式化区分																																																																																																																																																																				
第1種	環境・震災・圧力・局外の天候・放射線	その他の建屋内	C																																																																																																																																																																			
	高電	(放射)機能を発揮する	—																																																																																																																																																																			
	漏水	漏水を感知しない	対象外																																																																																																																																																																			
	地震揺動小の影響	(周辺機器等)の感度等により機能を失ふおそれがない	—																																																																																																																																																																			
	電源の障害	(電線路)により機能が損なわれない	—																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-3 配置図	—																																																																																																																																																																			
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																			
	第2種	試験・検査 (検査性、承認構成・外部入力)	計装制御設備	A																																																																																																																																																																		
		関連資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																		
原動上物		本廠の用途として運用一切が不要	対象外																																																																																																																																																																			
関連資料		図-4 系統図	—																																																																																																																																																																			
第3種		系統設計	その他	Aa																																																																																																																																																																		
		その他 (検査性)	対象外	対象外																																																																																																																																																																		
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																		
第4種		計装機能	操作不要	対象外																																																																																																																																																																		
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																		
第1種		原設計者の設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																		
	関連資料	図-6 容量認定書類	—																																																																																																																																																																			
第2種	高電の禁止	(利用しない設備)	—																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																			
	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、台風	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	Aa																																																																																																																																																																			
	水質・放射線	対象 (水質→2系あり) → 基本は放射線(水)の放射線	Aa																																																																																																																																																																			
関連資料	図-2 容量認定書、図-3 配置図	—																																																																																																																																																																				
設備名・計装設備	前記(強化)ベント系放射線モニタ	型式化区分	備考																																																																																																																																																																			
第1種	環境・震災・圧力・局外の天候・放射線	計装制御設備	44																																																																																																																																																																			
	高電	(放射)機能を発揮する	—																																																																																																																																																																			
	漏水	漏水を感知しない	F																																																																																																																																																																			
	地震揺動小の影響	(周辺機器等)の感度等により機能を失ふおそれがない	—																																																																																																																																																																			
	電源の障害	(電線路)により機能が損なわれない	—																																																																																																																																																																			
	関連資料	図-3 配置図	—																																																																																																																																																																			
	操作性	操作不要	—																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																			
	第2種	試験・検査 (検査性、承認構成・外部入力)	計装制御設備	3																																																																																																																																																																		
		関連資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																		
原動上物		本廠の用途として運用一切が不要	42																																																																																																																																																																			
関連資料		—	—																																																																																																																																																																			
第3種		系統設計	その他	4a																																																																																																																																																																		
		その他 (検査性)	対象外	—																																																																																																																																																																		
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																		
第4種		計装機能	操作不要	—																																																																																																																																																																		
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																		
第1種		原設計者の設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	C																																																																																																																																																																		
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																			
第2種	高電の禁止	(利用しない設備)	—																																																																																																																																																																			
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																			
	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、台風	防止設備-対象 (代替対策設備あり) → 屋内	4a																																																																																																																																																																			
	水質・放射線	対象 (水質→2系あり) → 基本は放射線(水)の放射線	4a																																																																																																																																																																			
関連資料	図-2 容量認定書、図-3 配置図	—																																																																																																																																																																				



灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																					
<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p>		<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p>																																																																																																																																																						
<p>第 1 号機</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> <tr> <td>環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)</td> <td>原子炉建屋屋下屋内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>(圧力に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心の配置</td> <td>(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線経路上より機能を損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>第 1-3 配管閉</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	項目	内容	適合性	環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋屋下屋内	B	高さ	(圧力に機能を発揮する)	-	海水	海水を通さない	対象外	施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-	閉鎖材料	第 1-3 配管閉	-	操作性	操作不能	対象外	閉鎖材料	-	-	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> <tr> <td>試験・検査 (健全性、完成構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>第 1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本廠の閉鎖として使用・代替不能</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>第 1-4 試験閉</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>遮断設計・閉鎖の形成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>予の地 (観音寺)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	項目	内容	適合性	試験・検査 (健全性、完成構成・外部入力)	計測制御設備	B	閉鎖材料	第 1-3 試験及び検査	-	代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B3	閉鎖材料	第 1-4 試験閉	-	遮断設計	遮断設計・閉鎖の形成	A4	予の地 (観音寺)	対象外	対象外	閉鎖材料	-	-	操作性	操作不能	対象外	閉鎖材料	-	-	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)</td> <td>原子炉建屋内</td> <td>B4</td> <td>(構造材料) (B4) 配管</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>(圧力に機能を発揮する)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>B</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>施設中心の配置</td> <td>(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線経路上より機能を損なわれない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>F</td> <td>(構造材料) (F) 試験・検査材料</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本廠の閉鎖として使用・代替不能</td> <td>B42</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>B6</td> <td>(構造材料) (B6) 配管</td> </tr> <tr> <td>予の地 (観音寺)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>F</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本廠の閉鎖として使用・代替不能</td> <td>C</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>B6</td> <td>(構造材料) (B6) 配管</td> </tr> <tr> <td>予の地 (観音寺)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>F</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	項目	内容	適合性	備考	環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋内	B4	(構造材料) (B4) 配管	高さ	(圧力に機能を発揮する)	-	-	海水	海水を通さない	B	-	施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-	電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-	-	閉鎖材料	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-	操作性	操作不能	F	(構造材料) (F) 試験・検査材料	閉鎖材料	-	-	-	代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B42	-	閉鎖材料	-	-	-	遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管	予の地 (観音寺)	対象外	-	-	閉鎖材料	-	-	-	操作性	操作不能	F	-	閉鎖材料	-	-	-	代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	C	-	閉鎖材料	-	-	-	遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管	予の地 (観音寺)	対象外	-	-	閉鎖材料	-	-	-	操作性	操作不能	F	-	閉鎖材料	-	-	-	<p>相違理由</p>
項目	内容	適合性																																																																																																																																																						
環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋屋下屋内	B																																																																																																																																																						
高さ	(圧力に機能を発揮する)	-																																																																																																																																																						
海水	海水を通さない	対象外																																																																																																																																																						
施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-																																																																																																																																																						
電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-																																																																																																																																																						
閉鎖材料	第 1-3 配管閉	-																																																																																																																																																						
操作性	操作不能	対象外																																																																																																																																																						
閉鎖材料	-	-																																																																																																																																																						
項目	内容	適合性																																																																																																																																																						
試験・検査 (健全性、完成構成・外部入力)	計測制御設備	B																																																																																																																																																						
閉鎖材料	第 1-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																						
代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B3																																																																																																																																																						
閉鎖材料	第 1-4 試験閉	-																																																																																																																																																						
遮断設計	遮断設計・閉鎖の形成	A4																																																																																																																																																						
予の地 (観音寺)	対象外	対象外																																																																																																																																																						
閉鎖材料	-	-																																																																																																																																																						
操作性	操作不能	対象外																																																																																																																																																						
閉鎖材料	-	-																																																																																																																																																						
項目	内容	適合性	備考																																																																																																																																																					
環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋内	B4	(構造材料) (B4) 配管																																																																																																																																																					
高さ	(圧力に機能を発揮する)	-	-																																																																																																																																																					
海水	海水を通さない	B	-																																																																																																																																																					
施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-																																																																																																																																																					
電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-																																																																																																																																																					
操作性	操作不能	F	(構造材料) (F) 試験・検査材料																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B42	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管																																																																																																																																																					
予の地 (観音寺)	対象外	-	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
操作性	操作不能	F	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	C	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管																																																																																																																																																					
予の地 (観音寺)	対象外	-	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
操作性	操作不能	F	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
<p>第 2 号機</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> <tr> <td>環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)</td> <td>原子炉建屋屋下屋内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>(圧力に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心の配置</td> <td>(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線経路上より機能を損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>第 1-3 配管閉</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	項目	内容	適合性	環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋屋下屋内	B	高さ	(圧力に機能を発揮する)	-	海水	海水を通さない	対象外	施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-	閉鎖材料	第 1-3 配管閉	-	操作性	操作不能	対象外	閉鎖材料	-	-	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> <tr> <td>試験・検査 (健全性、完成構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>第 1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本廠の閉鎖として使用・代替不能</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>第 1-4 試験閉</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>遮断設計・閉鎖の形成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>予の地 (観音寺)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	項目	内容	適合性	試験・検査 (健全性、完成構成・外部入力)	計測制御設備	B	閉鎖材料	第 1-3 試験及び検査	-	代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B3	閉鎖材料	第 1-4 試験閉	-	遮断設計	遮断設計・閉鎖の形成	A4	予の地 (観音寺)	対象外	対象外	閉鎖材料	-	-	操作性	操作不能	対象外	閉鎖材料	-	-	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)</td> <td>原子炉建屋内</td> <td>B4</td> <td>(構造材料) (B4) 配管</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>(圧力に機能を発揮する)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>B</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>施設中心の配置</td> <td>(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線経路上より機能を損なわれない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>F</td> <td>(構造材料) (F) 試験・検査材料</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本廠の閉鎖として使用・代替不能</td> <td>B42</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>B6</td> <td>(構造材料) (B6) 配管</td> </tr> <tr> <td>予の地 (観音寺)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>F</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本廠の閉鎖として使用・代替不能</td> <td>C</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)</td> <td>B6</td> <td>(構造材料) (B6) 配管</td> </tr> <tr> <td>予の地 (観音寺)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>F</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	項目	内容	適合性	備考	環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋内	B4	(構造材料) (B4) 配管	高さ	(圧力に機能を発揮する)	-	-	海水	海水を通さない	B	-	施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-	電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-	-	閉鎖材料	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-	操作性	操作不能	F	(構造材料) (F) 試験・検査材料	閉鎖材料	-	-	-	代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B42	-	閉鎖材料	-	-	-	遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管	予の地 (観音寺)	対象外	-	-	閉鎖材料	-	-	-	操作性	操作不能	F	-	閉鎖材料	-	-	-	代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	C	-	閉鎖材料	-	-	-	遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管	予の地 (観音寺)	対象外	-	-	閉鎖材料	-	-	-	操作性	操作不能	F	-	閉鎖材料	-	-	-	<p>相違理由</p>
項目	内容	適合性																																																																																																																																																						
環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋屋下屋内	B																																																																																																																																																						
高さ	(圧力に機能を発揮する)	-																																																																																																																																																						
海水	海水を通さない	対象外																																																																																																																																																						
施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-																																																																																																																																																						
電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-																																																																																																																																																						
閉鎖材料	第 1-3 配管閉	-																																																																																																																																																						
操作性	操作不能	対象外																																																																																																																																																						
閉鎖材料	-	-																																																																																																																																																						
項目	内容	適合性																																																																																																																																																						
試験・検査 (健全性、完成構成・外部入力)	計測制御設備	B																																																																																																																																																						
閉鎖材料	第 1-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																						
代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B3																																																																																																																																																						
閉鎖材料	第 1-4 試験閉	-																																																																																																																																																						
遮断設計	遮断設計・閉鎖の形成	A4																																																																																																																																																						
予の地 (観音寺)	対象外	対象外																																																																																																																																																						
閉鎖材料	-	-																																																																																																																																																						
操作性	操作不能	対象外																																																																																																																																																						
閉鎖材料	-	-																																																																																																																																																						
項目	内容	適合性	備考																																																																																																																																																					
環境条件 (震度・風速・圧力・異常の天候・放射線)	原子炉建屋内	B4	(構造材料) (B4) 配管																																																																																																																																																					
高さ	(圧力に機能を発揮する)	-	-																																																																																																																																																					
海水	海水を通さない	B	-																																																																																																																																																					
施設中心の配置	(構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-																																																																																																																																																					
電線経路表	(電線経路上より機能を損なわれない)	-	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	-	-																																																																																																																																																					
操作性	操作不能	F	(構造材料) (F) 試験・検査材料																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	B42	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管																																																																																																																																																					
予の地 (観音寺)	対象外	-	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
操作性	操作不能	F	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
代替性	本廠の閉鎖として使用・代替不能	C	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
遮断設計	遮断設計 (構造機能等から必要量に上り機能を充てておられない)	B6	(構造材料) (B6) 配管																																																																																																																																																					
予の地 (観音寺)	対象外	-	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					
操作性	操作不能	F	-																																																																																																																																																					
閉鎖材料	-	-	-																																																																																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29から再掲

補58-1-65から再掲

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

Table with multiple columns for equipment categories (e.g., 監視・計装設備, 制御設備, 保護設備) and their compliance status (A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z).

Table titled '女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)' with columns for equipment name, description, and compliance status.

Table titled '泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)' with columns for equipment name, description, and compliance status. Includes a highlighted yellow box for '監視・計装設備'.

1) 緑字は「表」欄の記載内容が「表」欄に記載されていることにより相違が生じていることを示す。
2) 緑字は「表」欄の記載内容が「表」欄に記載されていることにより相違が生じていることを示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (可搬)

項目	設置		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付		
	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	
炉内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
炉外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

項目	設置	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付
炉内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
炉外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

項目	設置	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付	取付
炉内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
炉外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

・記号は「○」は設置が計装設備内容に、□は取付が計装設備内容。  
 ・「○」は取付が計装設備内容であること、□は取付が計装設備内容であることを示す。  
 ・「○」は取付が計装設備内容であることを示す。記号は「○」は設置が計装設備内容であることを示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-36 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	内容	適合性
設計	設計	設計
製造	製造	製造
設置	設置	設置
運用	運用	運用
保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	内容	適合性
設計	設計	設計
製造	製造	製造
設置	設置	設置
運用	運用	運用
保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止

相違理由

- ・記号は「A」が 設備仕様及び設備内容に相違を指し示す。
- ・「/」は設計の相違を指し示す。相違する事項の設計内容と一致し、設備名称の相違のみを指し示して記載する。設備名称が一致しての記載する。
- ・「/」は設備の相違を指し示す。設備仕様及び設備内容に相違を指し示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-36 から再掲

事項	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計設備	機器除却止設備受渡前取付人口位置	規格化区分
設計	構造・強度・耐力 「炉内の圧力」制限値	炉子炉壁厚炉子炉壁内	B
	重量	「重量」制限を要する	—
	海水	海水全通流しない	対象外
	設計からの影響	「設計」制限等から、影響等により機能全失おそれがない	—
	電線経路	「電線」により機能全失おそれがない	—
	閉鎖材料	閉鎖材料	閉鎖材料
	操作性	操作性	操作性
	閉鎖材料	—	—
	試験・検査 (検査性、系統構成・高圧入力)	計装試験設備	K
	閉鎖材料	計-3 試験及び検査	—
製造	品質特性	本品の製造として検閲・試験不要	計3
	閉鎖材料	計-4 系統図	—
	系統図	系統図・回路の系統構成	A・D
	その他(検査性)	検査性	検査性
	閉鎖材料	—	—
	設置条件	操作性	操作性
	閉鎖材料	—	—
	設計S Aの目標	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B
	閉鎖材料	計-6 容量設定値	—
	共同の禁止 (未用しない設備)	—	—
設置	閉鎖材料	—	—
	環境条件、自然現象、人為事故、嵐害、火災	禁止設備(対策(代替対策設備あり))一層内	A・a
	計装設備	計-1 系統図	C・a
	閉鎖材料	計-2 検査設備、計-3 配線図	—

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可能)

項目	設計設備	機器除却止設備受渡前取付人口位置	規格化区分	備考
設計	構造・強度・耐力 「炉内の圧力」制限値	炉子炉壁厚炉子炉壁内	B	「炉子炉壁厚炉子炉壁内」
	重量	「重量」制限を要する	—	「重量」制限を要する
	海水	海水全通流しない	対象外	「海水」制限を要する
	設計からの影響	「設計」制限等から、影響等により機能全失おそれがない	—	「設計」制限等から、影響等により機能全失おそれがない
	電線経路	「電線」により機能全失おそれがない	—	「電線」により機能全失おそれがない
	閉鎖材料	閉鎖材料	閉鎖材料	「閉鎖材料」
	操作性	操作性	操作性	「操作性」
	閉鎖材料	—	—	「閉鎖材料」
	試験・検査 (検査性、系統構成・高圧入力)	計装試験設備	K	「計装試験設備」
	閉鎖材料	計-3 試験及び検査	—	「計-3 試験及び検査」
製造	品質特性	本品の製造として検閲・試験不要	計3	「本品の製造として検閲・試験不要」
	閉鎖材料	計-4 系統図	—	「計-4 系統図」
	系統図	系統図・回路の系統構成	A・D	「系統図・回路の系統構成」
	その他(検査性)	検査性	検査性	「検査性」
	閉鎖材料	—	—	「閉鎖材料」
	設置条件	操作性	操作性	「操作性」
	閉鎖材料	—	—	「閉鎖材料」
	設計S Aの目標	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	「設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分」
	閉鎖材料	計-6 容量設定値	—	「計-6 容量設定値」
	共同の禁止 (未用しない設備)	—	—	「共同の禁止(未用しない設備)」
設置	閉鎖材料	—	—	「閉鎖材料」
	環境条件、自然現象、人為事故、嵐害、火災	禁止設備(対策(代替対策設備あり))一層内	A・a	「禁止設備(対策(代替対策設備あり))一層内」
	計装設備	計-1 系統図	C・a	「計装設備(対策(代替対策設備あり))一層内」
	閉鎖材料	計-2 検査設備、計-3 配線図	—	「計-2 検査設備、計-3 配線図」

相違理由

・記号は「A」と「a」を併記する場合は「A」に付する規格化区分を示す。  
 ・「1」は設計上の制限事項を要する設備を示すこととし、「2」は機器受渡前取付人口位置を示すこととし、「3」は検査設備を示すこととする。  
 ・「1」は検査設備の取付位置を示すこととし、「2」は設計上の制限事項を示すこととする。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-29から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

項目	設置		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付		取付	
	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付	設置	取付
設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項目	設備名	仕様	適合性
構造	構造	圧力・温度・圧力/温度計の大取付取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
取付	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合

項目	設備名	仕様	適合性
構造	構造	圧力・温度・圧力/温度計の大取付取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合
	取付	取付	適合

\*記号は「A」は重要設備及び設備内容に於ける重要区分を示す。  
 \*「○」は設備基準に適合する設備内容を示すこととし、適合しない設備内容は記載せず、適合する設備は記載する。  
 \*「/」は設備基準に適合する設備内容を示すこととし、適合しない設備内容は記載せず、適合する設備は記載する。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可動)		相違理由	
第 00 号	計装設備	高圧内管圧力測定ポンプ設置箇所	型式記号	第 00 号	計装設備		
第 1 号	電圧・電流・圧力・流量の測定・監視・記録	原子炉内圧力監視	原子炉内圧力監視装置	型式記号	電圧・電流・圧力・流量の測定・監視・記録装置	型式記号	電圧・電流・圧力・流量の測定・監視・記録装置
		流量	(流量に機能を見極める)	—	—	—	—
		海水	海水を通さない	計装用	—	—	—
		蒸気	(蒸気温度等から蒸気量に由来する誤差を考慮する)	—	—	—	—
		電圧	(電圧により電流を算出する)	—	—	—	—
		電流	(電流により電圧を算出する)	—	—	—	—
		温度	温度を測定する	計装用	—	—	—
		湿度	湿度を測定する	計装用	—	—	—
		圧力	圧力を測定する	計装用	—	—	—
		流量	流量を測定する	計装用	—	—	—
第 2 号	保護・検出・監視・制御	保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
第 3 号	保護・検出・監視・制御	保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
第 4 号	保護・検出・監視・制御	保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
第 5 号	保護・検出・監視・制御	保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置
		監視	監視装置	型式記号	監視装置	型式記号	監視装置
		制御	制御装置	型式記号	制御装置	型式記号	制御装置
		保護	保護装置	型式記号	保護装置	型式記号	保護装置
		検出	検出装置	型式記号	検出装置	型式記号	検出装置

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																									
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>適用規格/注記/基準/仕様/注記</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1号機</td> <td>環境条件・安全・屋内の大気・放射線</td> <td>その他の屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>腐蝕</td> <td>(暫定)腐蝕を要する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を適さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により確認を要するが認められず)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・調査 (検査性、点検構成・再投入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第3-1 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切の手続</td> <td>基本</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第4-4 点検図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号機</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>適用SAの位置</td> <td>従人事務第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第7-6 位置設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>適用の禁止</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策は認められず) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>シゴート遮断器</td> <td>対象 (シゴートはあり) - 異なった駆動源又は分断機</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第9-2 駆動源図、第9-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	適用規格/注記/基準/仕様/注記	適合性区分	第1号機	環境条件・安全・屋内の大気・放射線	その他の屋内	C	腐蝕	(暫定)腐蝕を要する	-	漏水	漏水を適さない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等からの影響により確認を要するが認められず)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-3 配線図	-	第2号機	操作性	操作手続	対象外	関連資料	-	-	第3号機	試験・調査 (検査性、点検構成・再投入力)	計測制御設備	K	関連資料	第3-1 試験及び検査	-	第4号機	設置条件	本来の用途として使用一切の手続	基本	関連資料	第4-4 点検図	-	第5号機	遮断装置	その他	Aa	その他 (放射線)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6号機	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	-	-	第7号機	適用SAの位置	従人事務第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第7-6 位置設定図	-	第8号機	適用の禁止	(使用しない設備)	-	関連資料	-	-	第9号機	環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	防止設備-対象 (代替対策は認められず) - 屋内	Aa	シゴート遮断器	対象 (シゴートはあり) - 異なった駆動源又は分断機	Ca	関連資料	第9-2 駆動源図、第9-3 配線図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>設備名称/仕様/注記</th> <th>適合性区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>環境条件・安全・屋内の大気・放射線</td> <td>その他の屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>腐蝕</td> <td>(暫定)腐蝕を要する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を適さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により確認を要するが認められず)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・調査 (検査性、点検構成・再投入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第3-1 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切の手続</td> <td>基本</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第4-4 点検図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号機</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>適用SAの位置</td> <td>従人事務第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第7-6 位置設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>適用の禁止</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策は認められず) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>シゴート遮断器</td> <td>対象 (シゴートはあり) - 異なった駆動源又は分断機</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第9-2 駆動源図、第9-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	設備名称/仕様/注記	適合性区分	備考	第1号機	環境条件・安全・屋内の大気・放射線	その他の屋内	C	腐蝕	(暫定)腐蝕を要する	-	漏水	漏水を適さない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等からの影響により確認を要するが認められず)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-3 配線図	-	第2号機	操作性	操作手続	対象外	関連資料	-	-	第3号機	試験・調査 (検査性、点検構成・再投入力)	計測制御設備	K	関連資料	第3-1 試験及び検査	-	第4号機	設置条件	本来の用途として使用一切の手続	基本	関連資料	第4-4 点検図	-	第5号機	遮断装置	その他	Aa	その他 (放射線)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6号機	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	-	-	第7号機	適用SAの位置	従人事務第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第7-6 位置設定図	-	第8号機	適用の禁止	(使用しない設備)	-	関連資料	-	-	第9号機	環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	防止設備-対象 (代替対策は認められず) - 屋内	Aa	シゴート遮断器	対象 (シゴートはあり) - 異なった駆動源又は分断機	Ca	関連資料	第9-2 駆動源図、第9-3 配線図	-	<p>相違理由</p>
設備名・計装設備	適用規格/注記/基準/仕様/注記	適合性区分																																																																																																																																																																										
第1号機	環境条件・安全・屋内の大気・放射線	その他の屋内	C																																																																																																																																																																									
	腐蝕	(暫定)腐蝕を要する	-																																																																																																																																																																									
	漏水	漏水を適さない	対象外																																																																																																																																																																									
	地震からの影響	(周辺施設等からの影響により確認を要するが認められず)	-																																																																																																																																																																									
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																									
	関連資料	第1-3 配線図	-																																																																																																																																																																									
第2号機	操作性	操作手続	対象外																																																																																																																																																																									
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																									
第3号機	試験・調査 (検査性、点検構成・再投入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																									
	関連資料	第3-1 試験及び検査	-																																																																																																																																																																									
第4号機	設置条件	本来の用途として使用一切の手続	基本																																																																																																																																																																									
	関連資料	第4-4 点検図	-																																																																																																																																																																									
第5号機	遮断装置	その他	Aa																																																																																																																																																																									
	その他 (放射線)	対象外	対象外																																																																																																																																																																									
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																									
第6号機	設置場所	操作手続	対象外																																																																																																																																																																									
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																									
第7号機	適用SAの位置	従人事務第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																									
	関連資料	第7-6 位置設定図	-																																																																																																																																																																									
第8号機	適用の禁止	(使用しない設備)	-																																																																																																																																																																									
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																									
第9号機	環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	防止設備-対象 (代替対策は認められず) - 屋内	Aa																																																																																																																																																																									
	シゴート遮断器	対象 (シゴートはあり) - 異なった駆動源又は分断機	Ca																																																																																																																																																																									
	関連資料	第9-2 駆動源図、第9-3 配線図	-																																																																																																																																																																									
項目名	設備名称/仕様/注記	適合性区分	備考																																																																																																																																																																									
第1号機	環境条件・安全・屋内の大気・放射線	その他の屋内	C																																																																																																																																																																									
	腐蝕	(暫定)腐蝕を要する	-																																																																																																																																																																									
	漏水	漏水を適さない	対象外																																																																																																																																																																									
	地震からの影響	(周辺施設等からの影響により確認を要するが認められず)	-																																																																																																																																																																									
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																									
	関連資料	第1-3 配線図	-																																																																																																																																																																									
	第2号機	操作性	操作手続	対象外																																																																																																																																																																								
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
	第3号機	試験・調査 (検査性、点検構成・再投入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																								
		関連資料	第3-1 試験及び検査	-																																																																																																																																																																								
第4号機	設置条件	本来の用途として使用一切の手続	基本																																																																																																																																																																									
	関連資料	第4-4 点検図	-																																																																																																																																																																									
第5号機	遮断装置	その他	Aa																																																																																																																																																																									
	その他 (放射線)	対象外	対象外																																																																																																																																																																									
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																									
第6号機	設置場所	操作手続	対象外																																																																																																																																																																									
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																									
第7号機	適用SAの位置	従人事務第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																									
	関連資料	第7-6 位置設定図	-																																																																																																																																																																									
第8号機	適用の禁止	(使用しない設備)	-																																																																																																																																																																									
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																									
第9号機	環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	防止設備-対象 (代替対策は認められず) - 屋内	Aa																																																																																																																																																																									
	シゴート遮断器	対象 (シゴートはあり) - 異なった駆動源又は分断機	Ca																																																																																																																																																																									
	関連資料	第9-2 駆動源図、第9-3 配線図	-																																																																																																																																																																									



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可動)						
第47条	計装設備	代替標準品採用の理由		型式化区分						
		第1号	環境条件における健全性	湿度・衝撃・圧力・腐食の試験/試験値	その他の健康内	C				
				高圧	(圧力に機能を支障する)	-				
				海水	海水を通さない*	可動品				
				振動/衝撃の基準	(周辺機器等から影響により機能支障をおそれない)	-				
				電磁気的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-				
				関連資料	図-3 配線図					
				第2号	操作性	操作不要		可動品		
						関連資料	-			
						試験・検査 (検査性、点検構造・点検入り)	計測機器設備	K		
				第3号	関連資料	図-5 試験及び検査				
		信頼性	本器の用途として使用-信頼不要			図5				
		第4号	関連資料	図-4 点検図						
				点検設計	その他	Aa				
		第5号	その他 (警告物)	可動品		可動品				
関連資料	-									
第6号	設置場所	操作不要		可動品						
		関連資料	-							
第7号	事故シナリオの考慮	重大事故等への発生を本来の目的として設置するもの		A						
		関連資料	図-6 異常設定監視							
第8号	初期の禁止	(使用しない設備)		-						
		関連資料	-							
第9号	気候条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	絶対設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)		B						
		関連資料	図-2 準備記録図、図-1 配線図							
第48条	計装設備	代替標準品採用の理由		型式化区分						
		第1号	環境条件における健全性	湿度・衝撃・圧力・腐食の試験/試験値	その他の健康内	C				
				高圧	(圧力に機能を支障する)	-				
				海水	海水を通さない*	可動品				
				振動/衝撃の基準	(周辺機器等から影響により機能支障をおそれない)	-				
				電磁気的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-				
				関連資料	図-3 配線図					
				第2号	操作性	操作不要		可動品		
						関連資料	-			
						試験・検査 (検査性、点検構造・点検入り)	計測機器設備	K		
				第3号	関連資料	図-5 試験及び検査				
		信頼性	本器の用途として使用-信頼不要			図5				
		第4号	関連資料	図-4 点検図						
				点検設計	その他	Aa				
		第5号	その他 (警告物)	可動品		可動品				
関連資料	-									
第6号	設置場所	操作不要		可動品						
		関連資料	-							
第7号	事故シナリオの考慮	重大事故等への発生を本来の目的として設置するもの		A						
		関連資料	図-6 異常設定監視							
第8号	初期の禁止	(使用しない設備)		-						
		関連資料	-							
第9号	気候条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	絶対設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)		B						
		関連資料	図-2 準備記録図、図-1 配線図							
第49条	計装設備	代替標準品採用の理由		型式化区分						
		第1号	環境条件における健全性	湿度・衝撃・圧力・腐食の試験/試験値	その他の健康内	C				
				高圧	(圧力に機能を支障する)	-				
				海水	海水を通さない*	可動品				
				振動/衝撃の基準	(周辺機器等から影響により機能支障をおそれない)	-				
				電磁気的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-				
				関連資料	図-3 配線図					
				第2号	操作性	操作不要		可動品		
						関連資料	-			
						試験・検査 (検査性、点検構造・点検入り)	計測機器設備	K		
				第3号	関連資料	図-5 試験及び検査				
		信頼性	本器の用途として使用-信頼不要			図5				
		第4号	関連資料	図-4 点検図						
				点検設計	その他	Aa				
		第5号	その他 (警告物)	可動品		可動品				
関連資料	-									
第6号	設置場所	操作不要		可動品						
		関連資料	-							
第7号	事故シナリオの考慮	重大事故等への発生を本来の目的として設置するもの		A						
		関連資料	図-6 異常設定監視							
第8号	初期の禁止	(使用しない設備)		-						
		関連資料	-							
第9号	気候条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	絶対設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)		B						
		関連資料	図-2 準備記録図、図-1 配線図							
第50条	計装設備	代替標準品採用の理由		型式化区分						
		第1号	環境条件における健全性	湿度・衝撃・圧力・腐食の試験/試験値	その他の健康内	C				
				高圧	(圧力に機能を支障する)	-				
				海水	海水を通さない*	可動品				
				振動/衝撃の基準	(周辺機器等から影響により機能支障をおそれない)	-				
				電磁気的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-				
				関連資料	図-3 配線図					
				第2号	操作性	操作不要		可動品		
						関連資料	-			
						試験・検査 (検査性、点検構造・点検入り)	計測機器設備	K		
				第3号	関連資料	図-5 試験及び検査				
		信頼性	本器の用途として使用-信頼不要			図5				
		第4号	関連資料	図-4 点検図						
				点検設計	その他	Aa				
		第5号	その他 (警告物)	可動品		可動品				
関連資料	-									
第6号	設置場所	操作不要		可動品						
		関連資料	-							
第7号	事故シナリオの考慮	重大事故等への発生を本来の目的として設置するもの		A						
		関連資料	図-6 異常設定監視							
第8号	初期の禁止	(使用しない設備)		-						
		関連資料	-							
第9号	気候条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	絶対設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)		B						
		関連資料	図-2 準備記録図、図-1 配線図							
第51条	計装設備	代替標準品採用の理由		型式化区分						
		第1号	環境条件における健全性	湿度・衝撃・圧力・腐食の試験/試験値	その他の健康内	C				
				高圧	(圧力に機能を支障する)	-				
				海水	海水を通さない*	可動品				
				振動/衝撃の基準	(周辺機器等から影響により機能支障をおそれない)	-				
				電磁気的干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	-				
				関連資料	図-3 配線図					
				第2号	操作性	操作不要		可動品		
						関連資料	-			
						試験・検査 (検査性、点検構造・点検入り)	計測機器設備	K		
				第3号	関連資料	図-5 試験及び検査				
		信頼性	本器の用途として使用-信頼不要			図5				
		第4号	関連資料	図-4 点検図						
				点検設計	その他	Aa				
		第5号	その他 (警告物)	可動品		可動品				
関連資料	-									
第6号	設置場所	操作不要		可動品						
		関連資料	-							
第7号	事故シナリオの考慮	重大事故等への発生を本来の目的として設置するもの		A						
		関連資料	図-6 異常設定監視							
第8号	初期の禁止	(使用しない設備)		-						
		関連資料	-							
第9号	気候条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	絶対設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)		B						
		関連資料	図-2 準備記録図、図-1 配線図							

\* 可動品「A」は、機器設計及び設置内容に、この対象機器は含まれる。  
 \* ( ) 内記号は設置内容に適用する機器設計及び設置内容に適用する。設置内容に適用しない場合は、設置内容に適用しないことを示す。  
 \* ( ) 内記号は設置内容に適用する機器設計及び設置内容に適用する。設置内容に適用しない場合は、設置内容に適用しないことを示す。

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																							
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">設備名 / 計装設備</th> <th style="text-align: center;">原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</th> <th style="text-align: center;">標準化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 1 号機</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 1 号機</td> <td>構造・強度・圧力 / 設備の名称・取組</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(取組) 機能を発揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を継承しない</td> <td>別巻表</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他設備等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 2 号機</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>別巻表</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 3 号機</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 3 号機</td> <td>試験・検査 / (検査性, 点検構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 4 号機</td> <td>信頼性</td> <td>本業の用途として使用-設置手続</td> <td>B1</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 5 号機</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 5 号機</td> <td>系 系統設計</td> <td>系統設計図書の系統構成</td> <td>A1</td> </tr> <tr> <td>その他 (補助物)</td> <td>別巻表</td> <td>別巻表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 6 号機</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>別巻表</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 7 号機</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 7 号機</td> <td>設置場所</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設 SA の設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 8 号機</td> <td>初期の禁止</td> <td>(取組しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 9 号機</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第 9 号機</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事象, 風水, 火災</td> <td>防犯設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>ボルト・ナット</td> <td>対象 (ボルト) あり - 基本と同等以上の取組</td> <td>C4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名 / 計装設備		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	標準化区分	第 1 号機	第 1 号機	構造・強度・圧力 / 設備の名称・取組	原子炉建屋原子炉棟内	B	用途	(取組) 機能を発揮する	—	基本	基本を継承しない	別巻表	他設備からの影響	(他設備等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれる)	—	関連資料	図-3 配線図		第 2 号機	操作性	操作手続	別巻表	関連資料	—		第 3 号機	第 3 号機	試験・検査 / (検査性, 点検構成・外部入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-2 試験及び検査		第 4 号機	信頼性	本業の用途として使用-設置手続	B1	関連資料	図-4 系統図		第 5 号機	第 5 号機	系 系統設計	系統設計図書の系統構成	A1	その他 (補助物)	別巻表	別巻表	第 6 号機	関連資料	—		設置場所	操作手続	別巻表	第 7 号機	第 7 号機	設置場所	—		常設 SA の設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B	第 8 号機	初期の禁止	(取組しない設備)	—	関連資料	—		第 9 号機	第 9 号機	環境条件, 自然現象, 人為事象, 風水, 火災	防犯設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内	A4	ボルト・ナット	対象 (ボルト) あり - 基本と同等以上の取組	C4	関連資料	図-2 系統図参照, 図-3 配線図			
設備名 / 計装設備		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	標準化区分																																																																																							
第 1 号機	第 1 号機	構造・強度・圧力 / 設備の名称・取組	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																						
		用途	(取組) 機能を発揮する	—																																																																																						
		基本	基本を継承しない	別巻表																																																																																						
		他設備からの影響	(他設備等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																						
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれる)	—																																																																																						
		関連資料	図-3 配線図																																																																																							
	第 2 号機	操作性	操作手続	別巻表																																																																																						
		関連資料	—																																																																																							
	第 3 号機	第 3 号機	試験・検査 / (検査性, 点検構成・外部入力)	計装制御設備	B																																																																																					
			関連資料	図-2 試験及び検査																																																																																						
第 4 号機		信頼性	本業の用途として使用-設置手続	B1																																																																																						
		関連資料	図-4 系統図																																																																																							
第 5 号機	第 5 号機	系 系統設計	系統設計図書の系統構成	A1																																																																																						
		その他 (補助物)	別巻表	別巻表																																																																																						
	第 6 号機	関連資料	—																																																																																							
		設置場所	操作手続	別巻表																																																																																						
第 7 号機	第 7 号機	設置場所	—																																																																																							
		常設 SA の設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																																						
	第 8 号機	初期の禁止	(取組しない設備)	—																																																																																						
		関連資料	—																																																																																							
第 9 号機	第 9 号機	環境条件, 自然現象, 人為事象, 風水, 火災	防犯設備-対象 (代替対策設備あり) - 屋内	A4																																																																																						
		ボルト・ナット	対象 (ボルト) あり - 基本と同等以上の取組	C4																																																																																						
		関連資料	図-2 系統図参照, 図-3 配線図																																																																																							



灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																	
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目名: 計装設備</th> <th style="width: 60%;">項目名: スプレッドシート</th> <th style="width: 30%;">型式化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td>監視・操作・注力 (屋外の大型・放射線)</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>音響</td> <td>(音源に機能を実施する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>振動を感知しない*</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線の障害</td> <td>(電線断線により機能が損なわれる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 号機</td> <td>試験・検査 (検査機, 系統構成・外部入力)</td> <td>計測機器設備</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 4 号機</td> <td>制御系統</td> <td>本機の関連として制御・制御手室</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 5 号機</td> <td>系統設計 予備 (系統設計)</td> <td>他機設計と同様の系統構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6 号機</td> <td>保護装置</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 1 号機</td> <td>設計者の責務</td> <td>設計基準対象施設内系統及び機器の容量等が十分</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 調整設定関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 号機</td> <td>監視の停止</td> <td>(原理上ない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 号機</td> <td>地震発生, 自然現象, 人為事故, 過熱, 水不足</td> <td>防止設備・対策 (代替対象は図説あり) — 屋内</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>予備 (予備) 系統</td> <td>有線 (予備) 系あり — 屋外の配線図又は図説</td> <td>C a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-2 配線図</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名: 計装設備	項目名: スプレッドシート	型式化状況	第 1 号機	監視・操作・注力 (屋外の大型・放射線)	原子炉建屋原子炉室内	相違	音響	(音源に機能を実施する)	—	振動	振動を感知しない*	相違	地震からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電線の障害	(電線断線により機能が損なわれる)	—	関連資料	図-2 配線図		操作性	操作手室	対象外	関連資料	—		第 3 号機	試験・検査 (検査機, 系統構成・外部入力)	計測機器設備	相違	関連資料	図-6 試験及び検査		第 4 号機	制御系統	本機の関連として制御・制御手室	相違	関連資料	図-4 系統図		第 5 号機	系統設計 予備 (系統設計)	他機設計と同様の系統構成	A d	関連資料	—	対象外	第 6 号機	保護装置	操作手室	対象外	関連資料	—		第 1 号機	設計者の責務	設計基準対象施設内系統及び機器の容量等が十分	相違	関連資料	図-4 調整設定関係		第 2 号機	監視の停止	(原理上ない設備)	—	関連資料	—		第 3 号機	地震発生, 自然現象, 人為事故, 過熱, 水不足	防止設備・対策 (代替対象は図説あり) — 屋内	A a	予備 (予備) 系統	有線 (予備) 系あり — 屋外の配線図又は図説	C a	関連資料	図-2 系統図, 図-2 配線図				
項目名: 計装設備	項目名: スプレッドシート	型式化状況																																																																																		
第 1 号機	監視・操作・注力 (屋外の大型・放射線)	原子炉建屋原子炉室内	相違																																																																																	
	音響	(音源に機能を実施する)	—																																																																																	
	振動	振動を感知しない*	相違																																																																																	
	地震からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																	
	電線の障害	(電線断線により機能が損なわれる)	—																																																																																	
	関連資料	図-2 配線図																																																																																		
	操作性	操作手室	対象外																																																																																	
	関連資料	—																																																																																		
	第 3 号機	試験・検査 (検査機, 系統構成・外部入力)	計測機器設備	相違																																																																																
		関連資料	図-6 試験及び検査																																																																																	
第 4 号機	制御系統	本機の関連として制御・制御手室	相違																																																																																	
	関連資料	図-4 系統図																																																																																		
第 5 号機	系統設計 予備 (系統設計)	他機設計と同様の系統構成	A d																																																																																	
	関連資料	—	対象外																																																																																	
第 6 号機	保護装置	操作手室	対象外																																																																																	
	関連資料	—																																																																																		
第 1 号機	設計者の責務	設計基準対象施設内系統及び機器の容量等が十分	相違																																																																																	
	関連資料	図-4 調整設定関係																																																																																		
第 2 号機	監視の停止	(原理上ない設備)	—																																																																																	
	関連資料	—																																																																																		
第 3 号機	地震発生, 自然現象, 人為事故, 過熱, 水不足	防止設備・対策 (代替対象は図説あり) — 屋内	A a																																																																																	
	予備 (予備) 系統	有線 (予備) 系あり — 屋外の配線図又は図説	C a																																																																																	
関連資料	図-2 系統図, 図-2 配線図																																																																																			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																										
	女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 70%;">機器名称及び設置位置</th> <th style="width: 20%;">規格記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>炉子中層層原子炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(質量に機能と関係する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を感じしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>振動機からの影響</td> <td>(防振機器等からの影響により機能を失ふおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波による機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>第 1-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 2 号機</td> <td>試験・検査 / 検査条件、承認機能・承認入力</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>第 1-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>初期工程</td> <td>本機の構造として使用一切皆不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>第 1-4 承認図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 号機</td> <td>非常設計</td> <td>非常設計 / 同様の非常設計</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 4 号機</td> <td>非常設計</td> <td>非常設計 / 同様の非常設計</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 5 号機</td> <td>非常設計</td> <td>非常設計 / 同様の非常設計</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 6 号機</td> <td>非常設計</td> <td>非常設計 / 同様の非常設計</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 7 号機</td> <td>非常設計</td> <td>非常設計 / 同様の非常設計</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>		項目	機器名称及び設置位置	規格記号	第 1 号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子中層層原子炉内	B	質量	(質量に機能と関係する)	-	海水	海水を感じしない	対象外	振動機からの影響	(防振機器等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波による機能が損なわれない)	-	防護資料	第 1-2 配置図	-	操作性	操作不要	対象外	防護資料	-	-	第 2 号機	試験・検査 / 検査条件、承認機能・承認入力	計測制御設備	K	防護資料	第 1-2 試験及び検査	-	初期工程	本機の構造として使用一切皆不要	B b	防護資料	第 1-4 承認図	-	第 3 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a	その他 (機動物)	対象外	対象外	防護資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第 4 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a	その他 (機動物)	対象外	対象外	防護資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第 5 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a	その他 (機動物)	対象外	対象外	防護資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第 6 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a	その他 (機動物)	対象外	対象外	防護資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第 7 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a	その他 (機動物)	対象外	対象外	防護資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	
項目	機器名称及び設置位置	規格記号																																																																																																											
第 1 号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子中層層原子炉内	B																																																																																																										
	質量	(質量に機能と関係する)	-																																																																																																										
	海水	海水を感じしない	対象外																																																																																																										
	振動機からの影響	(防振機器等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-																																																																																																										
	電磁的障害	(電磁波による機能が損なわれない)	-																																																																																																										
	防護資料	第 1-2 配置図	-																																																																																																										
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																										
	防護資料	-	-																																																																																																										
	第 2 号機	試験・検査 / 検査条件、承認機能・承認入力	計測制御設備	K																																																																																																									
		防護資料	第 1-2 試験及び検査	-																																																																																																									
初期工程		本機の構造として使用一切皆不要	B b																																																																																																										
防護資料		第 1-4 承認図	-																																																																																																										
第 3 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a																																																																																																										
	その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																																										
	防護資料	-	-																																																																																																										
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																										
第 4 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a																																																																																																										
	その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																																										
	防護資料	-	-																																																																																																										
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																										
第 5 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a																																																																																																										
	その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																																										
	防護資料	-	-																																																																																																										
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																										
第 6 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a																																																																																																										
	その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																																										
	防護資料	-	-																																																																																																										
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																										
第 7 号機	非常設計	非常設計 / 同様の非常設計	A a																																																																																																										
	その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																																										
	防護資料	-	-																																																																																																										
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 5%;">項目名</th> <th style="width: 75%;">取組内容</th> <th style="width: 10%;">規定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="5">構造条件における健全性</td> <td>震度・規模・圧力・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉格納容器内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に構造を考慮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水全通水しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>(隔室構造等から影響を受けず、かつ機器を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-3 配管図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)</td> <td>非実証試験</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>耐震性能</td> <td>本来の用途として使用一切を断</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>その他 (燃焼物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>取組シム内容</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-6 取組シム仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>取組の禁止</td> <td>(表附しない・設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第13項</td> <td>建造条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>防止設備・対象 (内射対象設備あり) 一層内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>炉内・炉外</td> <td>対象 (炉内・炉外) 一層内と燃焼室又は格納容器</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 取組シム仕様書、30-3 配管図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	取組内容	規定値	第1項	構造条件における健全性	震度・規模・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉格納容器内	B	荷重	(荷重に構造を考慮する)	-	洪水	洪水全通水しない*	対象外	地震動からの影響	(隔室構造等から影響を受けず、かつ機器を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	30-3 配管図			第2項	操作性	操作不要	対象外	第3項	関連資料	-		第4項	試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)	非実証試験	K	関連資料	30-5 試験及び検査		第5項	耐震性能	本来の用途として使用一切を断	Bb	第6項	関連資料	30-4 系統図		第7項	系統設計	その他	A*	その他 (燃焼物)	対象外	対象外	関連資料	-		第8項	設置場所	操作不要	対象外	第9項	関連資料	-		第10項	取組シム内容	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	30-6 取組シム仕様書		第11項	取組の禁止	(表附しない・設備)	-	第12項	関連資料	-		第13項	建造条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備・対象 (内射対象設備あり) 一層内	A*	炉内・炉外	対象 (炉内・炉外) 一層内と燃焼室又は格納容器	C*	関連資料	30-2 取組シム仕様書、30-3 配管図			
項目	項目名	取組内容	規定値																																																																																											
第1項	構造条件における健全性	震度・規模・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉格納容器内	B																																																																																										
		荷重	(荷重に構造を考慮する)	-																																																																																										
		洪水	洪水全通水しない*	対象外																																																																																										
		地震動からの影響	(隔室構造等から影響を受けず、かつ機器を失うおそれがない)	-																																																																																										
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																										
	関連資料	30-3 配管図																																																																																												
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																										
	第3項	関連資料	-																																																																																											
	第4項	試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)	非実証試験	K																																																																																										
		関連資料	30-5 試験及び検査																																																																																											
第5項	耐震性能	本来の用途として使用一切を断	Bb																																																																																											
第6項	関連資料	30-4 系統図																																																																																												
第7項	系統設計	その他	A*																																																																																											
	その他 (燃焼物)	対象外	対象外																																																																																											
	関連資料	-																																																																																												
第8項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																											
第9項	関連資料	-																																																																																												
第10項	取組シム内容	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																											
	関連資料	30-6 取組シム仕様書																																																																																												
第11項	取組の禁止	(表附しない・設備)	-																																																																																											
第12項	関連資料	-																																																																																												
第13項	建造条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備・対象 (内射対象設備あり) 一層内	A*																																																																																											
	炉内・炉外	対象 (炉内・炉外) 一層内と燃焼室又は格納容器	C*																																																																																											
	関連資料	30-2 取組シム仕様書、30-3 配管図																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">新設条 - 計装設備</th> <th>原子炉建屋内外表裏側</th> <th>相違比 該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td>環境・湿度・圧力 / 屋内外の気流・放射線</td> <td>原子炉建屋炉室内部</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>高電圧</td> <td>(高圧の機室を穿挿する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮水しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設敷設上の影響</td> <td>(埋設の機室等から影響を受ける機室を穿挿しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機室が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3項</td> <td>試験・検査 (機室性、系統機室・高圧入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4項</td> <td>原形上の</td> <td>本架の用途として使用しない*</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>なし</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6項</td> <td>設置条件</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7項</td> <td>原形上の設置</td> <td>本架用途への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 設置位置関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8項</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、震害、火災</td> <td>緩和設備 (又は禁止でも緩和でもない設備) - 対象 (同一目的のSA設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象 (その他) - 異なる架線図又は系統図</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	新設条 - 計装設備		原子炉建屋内外表裏側	相違比 該当	第1項	環境・湿度・圧力 / 屋内外の気流・放射線	原子炉建屋炉室内部	B	高電圧	(高圧の機室を穿挿する)	-	海水	海水を遮水しない*	対象外	施設敷設上の影響	(埋設の機室等から影響を受ける機室を穿挿しない)	-	電磁的障害	(電磁波により機室が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配置図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (機室性、系統機室・高圧入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	原形上の	本架の用途として使用しない*	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5項	遮断装置	なし	Aa	その他 (放射線)	対象外	対象外	関連資料	-		第6項	設置条件	操作不要	対象外	関連資料	-		第7項	原形上の設置	本架用途への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-5 設置位置関係		第8項	共用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-		第9項	環境条件、自然現象、人為事 故、震害、火災	緩和設備 (又は禁止でも緩和でもない設備) - 対象 (同一目的のSA設備あり)	B	その他 (放射線)	対象 (その他) - 異なる架線図又は系統図	Ba	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図			
新設条 - 計装設備		原子炉建屋内外表裏側	相違比 該当																																																																																					
第1項	環境・湿度・圧力 / 屋内外の気流・放射線	原子炉建屋炉室内部	B																																																																																					
	高電圧	(高圧の機室を穿挿する)	-																																																																																					
	海水	海水を遮水しない*	対象外																																																																																					
	施設敷設上の影響	(埋設の機室等から影響を受ける機室を穿挿しない)	-																																																																																					
	電磁的障害	(電磁波により機室が損なわれない)	-																																																																																					
関連資料	図-2 配置図																																																																																							
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第3項	試験・検査 (機室性、系統機室・高圧入力)	計装制御設備	K																																																																																					
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																						
第4項	原形上の	本架の用途として使用しない*	Bb																																																																																					
	関連資料	図-4 系統図																																																																																						
第5項	遮断装置	なし	Aa																																																																																					
	その他 (放射線)	対象外	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第6項	設置条件	操作不要	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第7項	原形上の設置	本架用途への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																					
	関連資料	図-5 設置位置関係																																																																																						
第8項	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第9項	環境条件、自然現象、人為事 故、震害、火災	緩和設備 (又は禁止でも緩和でもない設備) - 対象 (同一目的のSA設備あり)	B																																																																																					
	その他 (放射線)	対象 (その他) - 異なる架線図又は系統図	Ba																																																																																					
	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図																																																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材名・計装設備</th> <th>動向機器式本体内総合装置動作監視装置</th> <th>型式化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>環境・処理・圧力 / 屋外の火災/放射線</td> <td>原子炉建屋炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>(右記に機軸を架設する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>振動からの影響</td> <td>(異相機軸等から振動等により機軸を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機軸が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検検成・再投入)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>故障止防</td> <td>本家の閉鎖として運用一掃管不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(検査物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11項</td> <td>常設SAの設置</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設定仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>志願の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第13項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第14項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 象、漏洩、火災</td> <td>経路設備 (Xは禁止でも緩和ではない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>その他(検査物)</td> <td>対象 (すべて) あり) 異なる架設位置は承認</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 監視設備図、図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部材名・計装設備	動向機器式本体内総合装置動作監視装置	型式化状況	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	環境・処理・圧力 / 屋外の火災/放射線	原子炉建屋炉内	B	基礎	(右記に機軸を架設する)	-	振動	海水を過水しない	対象外	振動からの影響	(異相機軸等から振動等により機軸を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機軸が損なわれる)	-	関連資料	図-2 配置図		第2項	操作性	操作不要	対象外	第3項	関連資料	-		第4項	試験・検査 (検査性、点検検成・再投入)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	故障止防	本家の閉鎖として運用一掃管不要	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5項	遮断装置	その他	Aa	その他(検査物)	対象外	対象外	関連資料	-		第6項	設置場所	操作不要	対象外	第7項	関連資料	-		第11項	常設SAの設置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設定仕様		第12項	志願の禁止	(適用しない設備)	-	第13項	関連資料	-		第14項	環境条件、自然現象、人為事 象、漏洩、火災	経路設備 (Xは禁止でも緩和ではない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B	その他(検査物)	対象 (すべて) あり) 異なる架設位置は承認	Ca	関連資料	図-2 監視設備図、図-3 配置図			
部材名・計装設備	動向機器式本体内総合装置動作監視装置	型式化状況																																																																																								
第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	環境・処理・圧力 / 屋外の火災/放射線	原子炉建屋炉内	B																																																																																							
	基礎	(右記に機軸を架設する)	-																																																																																							
	振動	海水を過水しない	対象外																																																																																							
	振動からの影響	(異相機軸等から振動等により機軸を失うおそれがない)	-																																																																																							
	電磁的障害	(電磁波により機軸が損なわれる)	-																																																																																							
	関連資料	図-2 配置図																																																																																								
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																							
第3項	関連資料	-																																																																																								
第4項	試験・検査 (検査性、点検検成・再投入)	計装制御設備	K																																																																																							
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																								
第4項	故障止防	本家の閉鎖として運用一掃管不要	Bb																																																																																							
	関連資料	図-4 系統図																																																																																								
第5項	遮断装置	その他	Aa																																																																																							
	その他(検査物)	対象外	対象外																																																																																							
	関連資料	-																																																																																								
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																							
第7項	関連資料	-																																																																																								
第11項	常設SAの設置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																							
	関連資料	図-6 設置設定仕様																																																																																								
第12項	志願の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																							
第13項	関連資料	-																																																																																								
第14項	環境条件、自然現象、人為事 象、漏洩、火災	経路設備 (Xは禁止でも緩和ではない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B																																																																																							
	その他(検査物)	対象 (すべて) あり) 異なる架設位置は承認	Ca																																																																																							
	関連資料	図-2 監視設備図、図-3 配置図																																																																																								



灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																									
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目名: 計装設備</th> <th style="width: 60%;">機器内部常設監視対象機</th> <th style="width: 30%;">留意点区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 項</td> <td>監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料</td> <td>原子炉/発電炉/中子炉内 / 屋外の気圧/放射線  (注: 常に機能を確認する) 原子炉/中子炉内 監視機能からの影響 (監視機能等からの影響により機能不全をおおそれない) 電圧的降下 (電圧降下により機能が損なわれない) 監視資料 (図-1 監視図)</td> <td style="text-align: center;">B - B - -</td> </tr> <tr> <td>第 2 号 監視資料</td> <td>中央制御室操作</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 3 項</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成, 外部入力) 監視資料</td> <td>計測制御設備 図-1 試験及び検査</td> <td style="text-align: center;">B -</td> </tr> <tr> <td>第 4 号 監視資料</td> <td>本館の用途として使用一切禁止</td> <td style="text-align: center;">B3</td> </tr> <tr> <td>第 5 号 監視資料</td> <td>図-1 系統図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 6 項</td> <td>監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料</td> <td>監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料</td> <td style="text-align: center;">A4 B -</td> </tr> <tr> <td>第 7 号 監視資料</td> <td>中央制御室操作</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 8 項</td> <td>第 1 号 監視資料</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第 2 号 監視資料</td> <td>図-8 容量設定関係</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>第 3 号 監視資料</td> <td>(適用しない設備)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 9 項</td> <td>監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料</td> <td>監視対象機 (又は防止でも緩和でもない設備) 一具数 (同一目的の設備 1 具) 監視条件, 自然現象, 人為事 故, 漏電, 火災 対策 (図-1 系統図) 一具数 (図-1 系統図) 一具数も監視範囲には含めない 監視資料 (図-1 系統図関係, 図-9 監視図)</td> <td style="text-align: center;">B C4 -</td> </tr> </tbody> </table>	項目名: 計装設備	機器内部常設監視対象機	留意点区分	第 1 項	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	原子炉/発電炉/中子炉内 / 屋外の気圧/放射線  (注: 常に機能を確認する) 原子炉/中子炉内 監視機能からの影響 (監視機能等からの影響により機能不全をおおそれない) 電圧的降下 (電圧降下により機能が損なわれない) 監視資料 (図-1 監視図)	B - B - -	第 2 号 監視資料	中央制御室操作	A	第 3 項	試験・検査 (検査性, 系統構成, 外部入力) 監視資料	計測制御設備 図-1 試験及び検査	B -	第 4 号 監視資料	本館の用途として使用一切禁止	B3	第 5 号 監視資料	図-1 系統図	-	第 6 項	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	A4 B -	第 7 号 監視資料	中央制御室操作	B	第 8 項	第 1 号 監視資料	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	第 2 号 監視資料	図-8 容量設定関係	-	第 3 号 監視資料	(適用しない設備)	-	第 9 項	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	監視対象機 (又は防止でも緩和でもない設備) 一具数 (同一目的の設備 1 具) 監視条件, 自然現象, 人為事 故, 漏電, 火災 対策 (図-1 系統図) 一具数 (図-1 系統図) 一具数も監視範囲には含めない 監視資料 (図-1 系統図関係, 図-9 監視図)	B C4 -		
項目名: 計装設備	機器内部常設監視対象機	留意点区分																																										
第 1 項	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	原子炉/発電炉/中子炉内 / 屋外の気圧/放射線  (注: 常に機能を確認する) 原子炉/中子炉内 監視機能からの影響 (監視機能等からの影響により機能不全をおおそれない) 電圧的降下 (電圧降下により機能が損なわれない) 監視資料 (図-1 監視図)	B - B - -																																									
	第 2 号 監視資料	中央制御室操作	A																																									
	第 3 項	試験・検査 (検査性, 系統構成, 外部入力) 監視資料	計測制御設備 図-1 試験及び検査	B -																																								
		第 4 号 監視資料	本館の用途として使用一切禁止	B3																																								
		第 5 号 監視資料	図-1 系統図	-																																								
	第 6 項	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	A4 B -																																								
		第 7 号 監視資料	中央制御室操作	B																																								
	第 8 項	第 1 号 監視資料	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																								
		第 2 号 監視資料	図-8 容量設定関係	-																																								
		第 3 号 監視資料	(適用しない設備)	-																																								
第 9 項	監視対象機 監視条件 監視範囲 監視機能 監視表示 監視資料	監視対象機 (又は防止でも緩和でもない設備) 一具数 (同一目的の設備 1 具) 監視条件, 自然現象, 人為事 故, 漏電, 火災 対策 (図-1 系統図) 一具数 (図-1 系統図) 一具数も監視範囲には含めない 監視資料 (図-1 系統図関係, 図-9 監視図)	B C4 -																																									

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																		
	女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">表題等・計装設備</th> <th style="width: 60%;">使用燃料/燃料/温度 (ヒートサーキット)</th> <th style="width: 30%;">型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td>環境条件 (温度・湿度・圧力/放射線/振動)</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(通常に機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>機能を停止しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装機能からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響)により機能を失うおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の確保</td> <td>(電源経路により機能は確保される)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 号機</td> <td>試験・検査 (保守性、系統構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 4 号機</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として設置・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 5 号機</td> <td>設置条件 (その他 (放射線))</td> <td>対象外</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6 号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 7 号機</td> <td>設置条件の記載</td> <td>従来標準等の仕様を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 安全設定機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 8 号機</td> <td>設置の禁止</td> <td>(適用しない)設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 9 号機</td> <td>設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>禁止設備-1 号機 (代替対策設備あり) 一階内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>対策 (対策-1) あり) 一層なら継続運転は可能</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 標準設備図、図-3 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表題等・計装設備	使用燃料/燃料/温度 (ヒートサーキット)	型式化区分	第 1 号機	環境条件 (温度・湿度・圧力/放射線/振動)	原子炉建屋原子炉室内	B	設置	(通常に機能を実現する)	—	運転	機能を停止しない	対象外	計装機能からの影響	(周辺機器等からの影響)により機能を失うおそれがない	—	電源の確保	(電源経路により機能は確保される)	—	関連資料	図-2 配置図		第 2 号機	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第 3 号機	試験・検査 (保守性、系統構成・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第 4 号機	設置条件	本来の用途として設置・設置不要	Bb	関連資料	図-4 配置図		第 5 号機	設置条件 (その他 (放射線))	対象外	Aa	関連資料	—	対象外	第 6 号機	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	図-3 配置図		第 7 号機	設置条件の記載	従来標準等の仕様を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 安全設定機構		第 8 号機	設置の禁止	(適用しない)設備	—	関連資料	—		第 9 号機	設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	禁止設備-1 号機 (代替対策設備あり) 一階内	Aa	設置条件	対策 (対策-1) あり) 一層なら継続運転は可能	Ca	関連資料	図-2 標準設備図、図-3 配置図				
表題等・計装設備	使用燃料/燃料/温度 (ヒートサーキット)	型式化区分																																																																																			
第 1 号機	環境条件 (温度・湿度・圧力/放射線/振動)	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																		
	設置	(通常に機能を実現する)	—																																																																																		
	運転	機能を停止しない	対象外																																																																																		
	計装機能からの影響	(周辺機器等からの影響)により機能を失うおそれがない	—																																																																																		
	電源の確保	(電源経路により機能は確保される)	—																																																																																		
	関連資料	図-2 配置図																																																																																			
	第 2 号機	操作性	操作不要	対象外																																																																																	
		関連資料	—																																																																																		
	第 3 号機	試験・検査 (保守性、系統構成・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																	
		関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																		
第 4 号機	設置条件	本来の用途として設置・設置不要	Bb																																																																																		
	関連資料	図-4 配置図																																																																																			
第 5 号機	設置条件 (その他 (放射線))	対象外	Aa																																																																																		
	関連資料	—	対象外																																																																																		
第 6 号機	設置場所	操作不要	対象外																																																																																		
	関連資料	図-3 配置図																																																																																			
第 7 号機	設置条件の記載	従来標準等の仕様を本来の目的として設置するもの	A																																																																																		
	関連資料	図-6 安全設定機構																																																																																			
第 8 号機	設置の禁止	(適用しない)設備	—																																																																																		
	関連資料	—																																																																																			
第 9 号機	設置条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	禁止設備-1 号機 (代替対策設備あり) 一階内	Aa																																																																																		
	設置条件	対策 (対策-1) あり) 一層なら継続運転は可能	Ca																																																																																		
関連資料	図-2 標準設備図、図-3 配置図																																																																																				

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																	
女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 10%;">項目名</th> <th style="width: 50%;">説明</th> <th style="width: 10%;">適合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>設置場所</td> <td>震度・風速・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>原子中層屋原子炉種内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>設置</td> <td>(程度に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>海水</td> <td>海水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置高さ</td> <td>施設構造からの影響</td> <td>(防刃機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置向き</td> <td>電磁気的影響</td> <td>(電磁気により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>関連資料</td> <td>第 3-2 設置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 2 項</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 3 項</td> <td>試験・検査 (耐震性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 4 項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用一切が不要</td> <td>B3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 5 項</td> <td>遮断機能</td> <td>遮断設計 / 閉鎖の非閉鎖性</td> <td>A4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>遮断機能</td> <td>2 の他 (駆動物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断材料</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 1 項</td> <td>設計手入の考慮</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 2 項</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 3 項</td> <td>遮断材料</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 4 項</td> <td>遮断材料</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 5 項</td> <td>遮断材料</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 6 項</td> <td>遮断材料</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				項目	項目名	説明	適合性	備考	第 1 項	設置場所	震度・風速・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子中層屋原子炉種内	B	設置条件	設置	(程度に機能を発揮する)	-	設置位置	海水	海水を遮水しない	対象外	設置高さ	施設構造からの影響	(防刃機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	設置向き	電磁気的影響	(電磁気により機能が損なわれない)	-	設置材料	関連資料	第 3-2 設置図	-	第 2 項	操作性	操作手続	対象外	-	第 3 項	試験・検査 (耐震性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	-	第 4 項	信頼性	本来の用途として使用一切が不要	B3	-	第 5 項	遮断機能	遮断設計 / 閉鎖の非閉鎖性	A4	-	第 2 項	遮断機能	2 の他 (駆動物)	対象外	-	遮断材料	関連資料	-	-	設置場所	操作手続	対象外	-	設置材料	関連資料	-	-	第 1 項	設計手入の考慮	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	-	第 2 項	共用の禁止	(共用しない設備)	-	-	第 3 項	遮断材料	関連資料	-	-	第 4 項	遮断材料	関連資料	-	-	第 5 項	遮断材料	関連資料	-	-	第 6 項	遮断材料	関連資料	-	-
項目	項目名	説明	適合性	備考																																																																																																
第 1 項	設置場所	震度・風速・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子中層屋原子炉種内	B																																																																																																
	設置条件	設置	(程度に機能を発揮する)	-																																																																																																
	設置位置	海水	海水を遮水しない	対象外																																																																																																
	設置高さ	施設構造からの影響	(防刃機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																
	設置向き	電磁気的影響	(電磁気により機能が損なわれない)	-																																																																																																
	設置材料	関連資料	第 3-2 設置図	-																																																																																																
	第 2 項	操作性	操作手続	対象外	-																																																																																															
	第 3 項	試験・検査 (耐震性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	-																																																																																															
	第 4 項	信頼性	本来の用途として使用一切が不要	B3	-																																																																																															
	第 5 項	遮断機能	遮断設計 / 閉鎖の非閉鎖性	A4	-																																																																																															
第 2 項	遮断機能	2 の他 (駆動物)	対象外	-																																																																																																
	遮断材料	関連資料	-	-																																																																																																
	設置場所	操作手続	対象外	-																																																																																																
	設置材料	関連資料	-	-																																																																																																
	第 1 項	設計手入の考慮	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	-																																																																																															
	第 2 項	共用の禁止	(共用しない設備)	-	-																																																																																															
	第 3 項	遮断材料	関連資料	-	-																																																																																															
	第 4 項	遮断材料	関連資料	-	-																																																																																															
	第 5 項	遮断材料	関連資料	-	-																																																																																															
	第 6 項	遮断材料	関連資料	-	-																																																																																															

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																				
	女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 70%;">設備名称・仕様・注力 ア) 原典の名称/放射線</th> <th style="width: 20%;">型式化 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号</td> <td>遮蔽</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>特</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>(官営) 遮蔽を兼ねる</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を発生しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(周辺施設等) からの影響により機能を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁界誘起</td> <td>(電磁界) により機能が損なわれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 号</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成, 当直人員)</td> <td>計測制御設備</td> <td>特</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信頼上性</td> <td>本来の用途として使用一切不可</td> <td>B5</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 5 号</td> <td>影響 その他 (振動物)</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (振動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第 6 号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 1 号</td> <td>常設からの変更</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設定機納</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 号</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事 象, 火災</td> <td>防火設備一式 (放射線遮蔽体あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源</td> <td>直撃 (予備電源あり) 一層内の配線盤又は電源盤</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 放射線遮蔽, 図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	設備名称・仕様・注力 ア) 原典の名称/放射線	型式化 区分	第 1 号	遮蔽	原子炉建屋原子炉室内	特	遮蔽	(官営) 遮蔽を兼ねる	-	漏水	漏水を発生しない	対象外	施設からの影響	(周辺施設等) からの影響により機能を失うおそれがない	-	電磁界誘起	(電磁界) により機能が損なわれない	-	関連資料	図-2 配置図		第 2 号	操作性	操作不要	対象外	第 2 号	関連資料	-		第 3 号	試験・検査 (検査性, 系統構成, 当直人員)	計測制御設備	特	関連資料	図-3 試験及び検査		信頼上性	本来の用途として使用一切不可	B5	関連資料	図-4 系統図		第 5 号	影響 その他 (振動物)	その他	Aa	その他 (振動物)	対象外	対象外	関連資料	-		設置場所	操作不要	対象外	第 6 号	関連資料	-		第 1 号	常設からの変更	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設定機納		取用の禁止	(共用しない設備)	-	第 2 号	関連資料	-		第 3 号	環境条件, 自然現象, 人為事 象, 火災	防火設備一式 (放射線遮蔽体あり) 一層内	Aa	予備電源	直撃 (予備電源あり) 一層内の配線盤又は電源盤	Ca	関連資料	図-2 放射線遮蔽, 図-3 配置図		
項目	設備名称・仕様・注力 ア) 原典の名称/放射線	型式化 区分																																																																																					
第 1 号	遮蔽	原子炉建屋原子炉室内	特																																																																																				
	遮蔽	(官営) 遮蔽を兼ねる	-																																																																																				
	漏水	漏水を発生しない	対象外																																																																																				
	施設からの影響	(周辺施設等) からの影響により機能を失うおそれがない	-																																																																																				
	電磁界誘起	(電磁界) により機能が損なわれない	-																																																																																				
	関連資料	図-2 配置図																																																																																					
	第 2 号	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	第 2 号	関連資料	-																																																																																				
	第 3 号	試験・検査 (検査性, 系統構成, 当直人員)	計測制御設備	特																																																																																			
		関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																				
信頼上性		本来の用途として使用一切不可	B5																																																																																				
関連資料		図-4 系統図																																																																																					
第 5 号	影響 その他 (振動物)	その他	Aa																																																																																				
	その他 (振動物)	対象外	対象外																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																				
第 6 号	関連資料	-																																																																																					
第 1 号	常設からの変更	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																				
	関連資料	図-6 設置設定機納																																																																																					
	取用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																				
第 2 号	関連資料	-																																																																																					
第 3 号	環境条件, 自然現象, 人為事 象, 火災	防火設備一式 (放射線遮蔽体あり) 一層内	Aa																																																																																				
	予備電源	直撃 (予備電源あり) 一層内の配線盤又は電源盤	Ca																																																																																				
	関連資料	図-2 放射線遮蔽, 図-3 配置図																																																																																					

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																	
	女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">設備名称</th> <th style="width: 30%;">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 項</td> <td>第 1 号 炉内 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体</td> <td>炉子中核燃料棒格納 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体</td> <td>B — — — — — — — — —</td> </tr> <tr> <td>第 2 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第 3 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 4 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 5 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 6 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 7 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 8 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 9 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 10 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 項</td> <td>第 1 号 炉内 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体</td> <td>— — — — — — — — — —</td> </tr> <tr> <td>第 2 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 3 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 4 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 5 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 6 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 7 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 8 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 9 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 10 号 炉内 遮蔽体</td> <td>炉内遮蔽体</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設備名称	適合性	第 1 項	第 1 号 炉内 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体	炉子中核燃料棒格納 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体	B — — — — — — — — —	第 2 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	対象外	第 3 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 4 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 5 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 6 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 7 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 8 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 9 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 10 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 2 項	第 1 号 炉内 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体	炉内遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体	— — — — — — — — — —	第 2 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 3 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 4 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 5 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 6 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 7 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 8 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 9 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	第 10 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—	
項目	設備名称	適合性																																																																		
第 1 項	第 1 号 炉内 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体	炉子中核燃料棒格納 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体	B — — — — — — — — —																																																																	
	第 2 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	対象外																																																																	
	第 3 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 4 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 5 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 6 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 7 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 8 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 9 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 10 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
第 2 項	第 1 号 炉内 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体 遮蔽体	炉内遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体 (炉内)遮蔽体	— — — — — — — — — —																																																																	
	第 2 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 3 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 4 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 5 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 6 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 7 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 8 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 9 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	
	第 10 号 炉内 遮蔽体	炉内遮蔽体	—																																																																	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第00条</td> <td style="width: 15%;">計装設備</td> <td style="width: 55%;">安全・パフォーマンス向上システム(BWR) (データ収集装置、制御装置、監視表示装置)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">階層化 区分</td> </tr> </table>				第00条	計装設備	安全・パフォーマンス向上システム(BWR) (データ収集装置、制御装置、監視表示装置)	階層化 区分
第00条	計装設備	安全・パフォーマンス向上システム(BWR) (データ収集装置、制御装置、監視表示装置)	階層化 区分				
第1項	第1号	環境・湿度・圧力 / 室内の気流・放射線	その他の構内内	C			
		異常	(有誤に機能と見做される)	-			
		海水	海水を通さない	対象外			
		施設からの影響	(周辺施設等から放射能により機能を失うおそれがない)	-			
		電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-			
		関連資料	図-3 配置図				
		備付件	機内予備 (図00表示装置を除く) 機内予備 (監視時目録用) (図00表示装置)	対象外 禁止			
	第2号	関連資料	図-3 配置図				
		試験・検査 (検査性、事故検出・再投入力)	過負荷試験	M			
	第3号	関連資料	図-3 試験及び検査				
		故障止作	本来の用途として使用し得る状態	B5			
	第4号	関連資料	図-4 系統図				
		過負荷	過負荷試験	A4			
	第5号	その他 (放射線)	対象外	対象外			
関連資料		-					
第6号	設置条件	機内予備 (図00表示装置を除く) 機内 (設置条件) (機内時目録用) (図00表示装置)	対象外 A4				
	関連資料	図-3 配置図					
第7号	設計SAの所置	設計基準対象電圧の系統及び機内容量等が十分	B				
	関連資料	-					
第8号	其他の禁止	(適用しない設備)	-				
	関連資料	-					
第9号	環境条件、自然現象、人為事 故、雷害、火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でもない設備) (対象) (同一目的の設備 なし)	対象外				
	予備電源	対象 (予備) あり) → 異なる緊急電源又は冷却源	C2				
第10号	関連資料	図-2 系統図、図-3 配置図					

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																						
女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (可搬型)																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 15%;">可搬型計装設備</th> <th style="width: 15%;">可搬型計装設備</th> <th style="width: 10%;">取扱い区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 号機</td> <td rowspan="10">計装設備</td> <td>設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>(取付機機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>機室を越えない</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機からの影響</td> <td>(同じ機室車から影響により機能を実行できない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が低下しない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 2 号機</td> <td rowspan="10">計装設備</td> <td>設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)</td> <td>計装機設置機</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第 3 号機</td> <td rowspan="10">計装設備</td> <td>設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)</td> <td>計装機設置機</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> <tr> <td>取付機</td> <td>取付機</td> <td>取扱い</td> </tr> </tbody> </table>	項目	可搬型計装設備	可搬型計装設備	取扱い区分	第 1 号機	計装設備	設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)	その他の構内内	C	取付機	取付機	—	取付機	(取付機機能を実現する)	—	取付機	機室を越えない	取扱い	取付機	取付機からの影響	(同じ機室車から影響により機能を実行できない)	—	取付機	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	—	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	第 2 号機	計装設備	設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)	計装機設置機	B	取付機	取付機	—	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	第 3 号機	計装設備	設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)	計装機設置機	B	取付機	取付機	—	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い	取付機	取付機	取扱い		
項目	可搬型計装設備	可搬型計装設備	取扱い区分																																																																																																						
第 1 号機	計装設備	設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)	その他の構内内	C																																																																																																					
		取付機	取付機	—																																																																																																					
		取付機	(取付機機能を実現する)	—																																																																																																					
		取付機	機室を越えない	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機からの影響	(同じ機室車から影響により機能を実行できない)	—																																																																																																				
		取付機	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	—																																																																																																				
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
第 2 号機	計装設備	設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)	計装機設置機	B																																																																																																					
		取付機	取付機	—																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
第 3 号機	計装設備	設置・運搬・取付 (屋内の取付/取付機)	計装機設置機	B																																																																																																					
		取付機	取付機	—																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					
		取付機	取付機	取扱い																																																																																																					

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																							
	女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部別</th> <th style="width: 5%;">計装設備</th> <th style="width: 60%;">*2*1 設備電圧</th> <th style="width: 25%;">規格化 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 1 期</td> <td rowspan="5">第 1 号機</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>(湿度に機器を劣化する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を含まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機器を劣らさずおこなわれる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機器が劣らされない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 号機</td> <td>操作室</td> <td>操作室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 号機</td> <td>試験・検査 (組立性, 不潔検出・再入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験条件</td> <td>本来の用途として使用一切を要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 4 号機</td> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (屋敷物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 1 期</td> <td rowspan="2">第 1 号機</td> <td>放射線入射防護</td> <td>最大放射線第一の照射を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 号機</td> <td>圧力の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 号機</td> <td rowspan="2">運転室</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗難, 火災</td> <td>防火設備・対策 (放射線計測設備あり) 一層内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>予備電源設備</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 制御設備図, 20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部別	計装設備	*2*1 設備電圧	規格化 区分	第 1 期	第 1 号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	その他の建屋内	C	湿度	(湿度に機器を劣化する)	—	海水	海水を含まない	対象外	地震からの影響	(周辺機器等からの影響により機器を劣らさずおこなわれる)	—	電磁的障害	(電磁波により機器が劣らされない)	—	関連資料	20-2 配線図		第 2 号機	操作室	操作室	対象外	関連資料	—		第 3 号機	試験・検査 (組立性, 不潔検出・再入力)	計装制御設備	K	関連資料	20-3 試験及び検査		試験条件	本来の用途として使用一切を要	Bb	関連資料	20-4 系統図		第 4 号機	系統設計	その他	Aa	その他 (屋敷物)	対象外	対象外	関連資料	—		第 5 号機	設置場所	操作室	対象外	関連資料	—		第 1 期	第 1 号機	放射線入射防護	最大放射線第一の照射を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	—		第 2 号機	圧力の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—		第 3 号機	運転室	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗難, 火災	防火設備・対策 (放射線計測設備あり) 一層内	A*	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外	関連資料	20-2 制御設備図, 20-3 配線図		
部別	計装設備	*2*1 設備電圧	規格化 区分																																																																																							
第 1 期	第 1 号機	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	その他の建屋内	C																																																																																						
		湿度	(湿度に機器を劣化する)	—																																																																																						
		海水	海水を含まない	対象外																																																																																						
		地震からの影響	(周辺機器等からの影響により機器を劣らさずおこなわれる)	—																																																																																						
		電磁的障害	(電磁波により機器が劣らされない)	—																																																																																						
	関連資料	20-2 配線図																																																																																								
	第 2 号機	操作室	操作室	対象外																																																																																						
	関連資料	—																																																																																								
	第 3 号機	試験・検査 (組立性, 不潔検出・再入力)	計装制御設備	K																																																																																						
		関連資料	20-3 試験及び検査																																																																																							
試験条件		本来の用途として使用一切を要	Bb																																																																																							
関連資料		20-4 系統図																																																																																								
第 4 号機	系統設計	その他	Aa																																																																																							
	その他 (屋敷物)	対象外	対象外																																																																																							
	関連資料	—																																																																																								
第 5 号機	設置場所	操作室	対象外																																																																																							
関連資料	—																																																																																									
第 1 期	第 1 号機	放射線入射防護	最大放射線第一の照射を本来の目的として設置するもの	A																																																																																						
		関連資料	—																																																																																							
	第 2 号機	圧力の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																						
	関連資料	—																																																																																								
第 3 号機	運転室	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗難, 火災	防火設備・対策 (放射線計測設備あり) 一層内	A*																																																																																						
		予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																						
	関連資料	20-2 制御設備図, 20-3 配線図																																																																																								



灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																
	女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 85%;">内容</th> <th style="width: 10%;">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>監視・保護・圧力 （屋外の汽機・炉内側）</td> <td>その他の屋内外</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>(有流に機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td>取水を感測しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>機器室からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号</td> <td>試験・検査 (緊急時、系統開放・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第 5 号</td> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 6 号</td> <td>代替手段</td> <td>本器の用途として使用し得るもの</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第 7 号</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 8 号</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第 9 号</td> <td>予知 (検知物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第 10 号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 11 号</td> <td>計測場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第 12 号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 13 号</td> <td>事故からの影響</td> <td>重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第 14 号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 15 号</td> <td>異常の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 16 号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 17 号</td> <td>立地 環境特性、自然現象、人為事 象、振動、地震</td> <td>禁止設備・対象 (代替対策実施済み) 一層内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第 18 号</td> <td>地震</td> <td>対象外 (予備電源)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第 19 号</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御設備図、図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	適合性	第 1 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>監視・保護・圧力 （屋外の汽機・炉内側）</td> <td>その他の屋内外</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>(有流に機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td>取水を感測しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>機器室からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力 （屋外の汽機・炉内側）	その他の屋内外	C	圧力	(有流に機能を実現する)	—	水位	取水を感測しない	対象外	機器室からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-2 配線図			第 2 号	操作性	操作不要	対象外	第 3 号	関連資料	—		第 4 号	試験・検査 (緊急時、系統開放・外部入力)	計測制御設備	C	第 5 号	関連資料	図-5 試験及び検査		第 6 号	代替手段	本器の用途として使用し得るもの	B	第 7 号	関連資料	図-4 系統図		第 8 号	遮断装置	その他	A	第 9 号	予知 (検知物)	対象外	対象外	第 10 号	関連資料	—		第 11 号	計測場所	操作不要	対象外	第 12 号	関連資料	—		第 13 号	事故からの影響	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	第 14 号	関連資料	—		第 15 号	異常の禁止	(適用しない設備)	—	第 16 号	関連資料	—		第 17 号	立地 環境特性、自然現象、人為事 象、振動、地震	禁止設備・対象 (代替対策実施済み) 一層内	A	第 18 号	地震	対象外 (予備電源)	対象外	第 19 号	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図			
項目	内容	適合性																																																																																																	
第 1 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>監視・保護・圧力 （屋外の汽機・炉内側）</td> <td>その他の屋内外</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>(有流に機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td>取水を感測しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>機器室からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> </table>	監視・保護・圧力 （屋外の汽機・炉内側）	その他の屋内外	C	圧力	(有流に機能を実現する)	—	水位	取水を感測しない	対象外	機器室からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-2 配線図																																																																																	
監視・保護・圧力 （屋外の汽機・炉内側）	その他の屋内外	C																																																																																																	
圧力	(有流に機能を実現する)	—																																																																																																	
水位	取水を感測しない	対象外																																																																																																	
機器室からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																	
電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																	
関連資料	図-2 配線図																																																																																																		
第 2 号	操作性	操作不要	対象外																																																																																																
第 3 号	関連資料	—																																																																																																	
第 4 号	試験・検査 (緊急時、系統開放・外部入力)	計測制御設備	C																																																																																																
第 5 号	関連資料	図-5 試験及び検査																																																																																																	
第 6 号	代替手段	本器の用途として使用し得るもの	B																																																																																																
第 7 号	関連資料	図-4 系統図																																																																																																	
第 8 号	遮断装置	その他	A																																																																																																
第 9 号	予知 (検知物)	対象外	対象外																																																																																																
第 10 号	関連資料	—																																																																																																	
第 11 号	計測場所	操作不要	対象外																																																																																																
第 12 号	関連資料	—																																																																																																	
第 13 号	事故からの影響	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																
第 14 号	関連資料	—																																																																																																	
第 15 号	異常の禁止	(適用しない設備)	—																																																																																																
第 16 号	関連資料	—																																																																																																	
第 17 号	立地 環境特性、自然現象、人為事 象、振動、地震	禁止設備・対象 (代替対策実施済み) 一層内	A																																																																																																
第 18 号	地震	対象外 (予備電源)	対象外																																																																																																
第 19 号	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配線図																																																																																																	

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">表題等: 計装設備</th> <th style="width: 60%;">主要設備</th> <th style="width: 30%;">規定化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">備忘・保護・圧力・管外の試験/試験機</td> <td style="width: 40%;">その他の機室内</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>{指定は機能も発祥する}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>根本を述べない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>{関心機器等からの影響により機能を失ふおそれがない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>{電圧値により機能が損なわれない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>部-3 設置図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 2 号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">試験・検査 (検査機, 正統構成・外部入力)</td> <td style="width: 40%;">計装制御設備</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>部-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>本機の用途として使用一切は不要</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>部-4 正統図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">K</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 3 号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">正統図</td> <td style="width: 40%;">制御部と制御の正統構成</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">A4</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 4 号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">設計者への承認</td> <td style="width: 40%;">設計基準対象施設の系統及び機器の計算等が十分</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>{適用しない設備}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 5 号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">設備の禁止</td> <td style="width: 40%;">禁止設備一覧表 (代替対策設備あり) - 屋内</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>対象外 (可逆トランス)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>部-2 緊急結線図, 部-2 設置図</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">A*</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>	表題等: 計装設備	主要設備	規定化区分	第 1 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">備忘・保護・圧力・管外の試験/試験機</td> <td style="width: 40%;">その他の機室内</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>{指定は機能も発祥する}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>根本を述べない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>{関心機器等からの影響により機能を失ふおそれがない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>{電圧値により機能が損なわれない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>部-3 設置図</td> <td></td> </tr> </table>	項目	備忘・保護・圧力・管外の試験/試験機	その他の機室内	対象	{指定は機能も発祥する}	-	備考	根本を述べない*	対象外	影響	{関心機器等からの影響により機能を失ふおそれがない}	-	適用標準	{電圧値により機能が損なわれない}	-	関連資料	部-3 設置図		C	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第 2 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">試験・検査 (検査機, 正統構成・外部入力)</td> <td style="width: 40%;">計装制御設備</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>部-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>本機の用途として使用一切は不要</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>部-4 正統図</td> <td></td> </tr> </table>	項目	試験・検査 (検査機, 正統構成・外部入力)	計装制御設備	対象	部-5 試験及び検査		備考	本機の用途として使用一切は不要	B3	適用標準	部-4 正統図		K	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第 3 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">正統図</td> <td style="width: 40%;">制御部と制御の正統構成</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	項目	正統図	制御部と制御の正統構成	対象	対象外	対象外	適用標準	-		A4	操作性	操作不要	対象外	第 4 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">設計者への承認</td> <td style="width: 40%;">設計基準対象施設の系統及び機器の計算等が十分</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>{適用しない設備}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	項目	設計者への承認	設計基準対象施設の系統及び機器の計算等が十分	対象	{適用しない設備}	-	適用標準	-		B	操作性	操作不要	対象外	第 5 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">設備の禁止</td> <td style="width: 40%;">禁止設備一覧表 (代替対策設備あり) - 屋内</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>対象外 (可逆トランス)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>部-2 緊急結線図, 部-2 設置図</td> <td></td> </tr> </table>	項目	設備の禁止	禁止設備一覧表 (代替対策設備あり) - 屋内	対象	対象外 (可逆トランス)	対象外	適用標準	部-2 緊急結線図, 部-2 設置図		A*	操作性	操作不要	対象外		
表題等: 計装設備	主要設備	規定化区分																																																																																																	
第 1 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">備忘・保護・圧力・管外の試験/試験機</td> <td style="width: 40%;">その他の機室内</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>{指定は機能も発祥する}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>根本を述べない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>{関心機器等からの影響により機能を失ふおそれがない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>{電圧値により機能が損なわれない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>部-3 設置図</td> <td></td> </tr> </table>	項目	備忘・保護・圧力・管外の試験/試験機	その他の機室内		対象	{指定は機能も発祥する}	-	備考	根本を述べない*	対象外	影響	{関心機器等からの影響により機能を失ふおそれがない}	-	適用標準	{電圧値により機能が損なわれない}	-	関連資料	部-3 設置図		C																																																																														
	項目	備忘・保護・圧力・管外の試験/試験機	その他の機室内																																																																																																
	対象	{指定は機能も発祥する}	-																																																																																																
	備考	根本を述べない*	対象外																																																																																																
	影響	{関心機器等からの影響により機能を失ふおそれがない}	-																																																																																																
	適用標準	{電圧値により機能が損なわれない}	-																																																																																																
	関連資料	部-3 設置図																																																																																																	
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																
	関連資料	-																																																																																																	
	第 2 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">試験・検査 (検査機, 正統構成・外部入力)</td> <td style="width: 40%;">計装制御設備</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>部-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>本機の用途として使用一切は不要</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>部-4 正統図</td> <td></td> </tr> </table>	項目	試験・検査 (検査機, 正統構成・外部入力)	計装制御設備	対象	部-5 試験及び検査		備考	本機の用途として使用一切は不要	B3	適用標準	部-4 正統図		K																																																																																				
項目		試験・検査 (検査機, 正統構成・外部入力)	計装制御設備																																																																																																
対象		部-5 試験及び検査																																																																																																	
備考		本機の用途として使用一切は不要	B3																																																																																																
適用標準	部-4 正統図																																																																																																		
操作性	操作不要	対象外																																																																																																	
関連資料	-																																																																																																		
第 3 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">正統図</td> <td style="width: 40%;">制御部と制御の正統構成</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	項目	正統図	制御部と制御の正統構成	対象	対象外	対象外	適用標準	-		A4																																																																																								
	項目	正統図	制御部と制御の正統構成																																																																																																
対象	対象外	対象外																																																																																																	
適用標準	-																																																																																																		
操作性	操作不要	対象外																																																																																																	
第 4 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">設計者への承認</td> <td style="width: 40%;">設計基準対象施設の系統及び機器の計算等が十分</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>{適用しない設備}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	項目	設計者への承認	設計基準対象施設の系統及び機器の計算等が十分	対象	{適用しない設備}	-	適用標準	-		B																																																																																								
	項目	設計者への承認	設計基準対象施設の系統及び機器の計算等が十分																																																																																																
対象	{適用しない設備}	-																																																																																																	
適用標準	-																																																																																																		
操作性	操作不要	対象外																																																																																																	
第 5 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">項目</td> <td style="width: 55%;">設備の禁止</td> <td style="width: 40%;">禁止設備一覧表 (代替対策設備あり) - 屋内</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>対象外 (可逆トランス)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>適用標準</td> <td>部-2 緊急結線図, 部-2 設置図</td> <td></td> </tr> </table>	項目	設備の禁止	禁止設備一覧表 (代替対策設備あり) - 屋内	対象	対象外 (可逆トランス)	対象外	適用標準	部-2 緊急結線図, 部-2 設置図		A*																																																																																								
	項目	設備の禁止	禁止設備一覧表 (代替対策設備あり) - 屋内																																																																																																
対象	対象外 (可逆トランス)	対象外																																																																																																	
適用標準	部-2 緊急結線図, 部-2 設置図																																																																																																		
操作性	操作不要	対象外																																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0号：計算設備</th> <th>0-00母線電圧</th> <th>設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>電圧・周波・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>その他の領域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>高電圧</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設備からの影響</td> <td>(周辺機器からの電磁界により機能に影響を及ぼされない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>振動の影響</td> <td>(電磁界により機能に影響を及ぼされない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>0-1 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>信頼・検査 (検査性、承認機材・検査人力)</td> <td>信頼試験設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>0-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>制御系統</td> <td>本来の用途として使用一切せず</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>関連資料</td> <td>0-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>電磁影響 (その他 (放射線))</td> <td>放射線4種類の放射線</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>承認SAの容量</td> <td>設計基準対象機器の認証及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>初期の禁止</td> <td>(実施しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10項</td> <td>異常条件、自然現象、人為事故、屋上、人員</td> <td>防火設備-対象 (代替対策設備あり) -屋上</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象外 (放射線-対象なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>0-1 設備図面図、0-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第0号：計算設備		0-00母線電圧	設置位置	第1項	電圧・周波・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	その他の領域内	C	高電圧	(有線)機能を実現する	-	漏水	漏水を感知しない	対象外	設備からの影響	(周辺機器からの電磁界により機能に影響を及ぼされない)	-	振動の影響	(電磁界により機能に影響を及ぼされない)	-	関連資料	0-1 配線図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3項	信頼・検査 (検査性、承認機材・検査人力)	信頼試験設備	B	関連資料	0-2 試験及び検査	-	第4項	制御系統	本来の用途として使用一切せず	Bb	第5項	関連資料	0-4 系統図	-	第6項	電磁影響 (その他 (放射線))	放射線4種類の放射線	Aa	関連資料	-	-	第7項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第8項	承認SAの容量	設計基準対象機器の認証及び機器の容量等が十分	B	関連資料	-	-	第9項	初期の禁止	(実施しない設備)	-	関連資料	-	-	第10項	異常条件、自然現象、人為事故、屋上、人員	防火設備-対象 (代替対策設備あり) -屋上	Aa	その他 (放射線)	対象外 (放射線-対象なし)	対象外	関連資料	0-1 設備図面図、0-2 配線図	-		
第0号：計算設備		0-00母線電圧	設置位置																																																																																			
第1項	電圧・周波・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	その他の領域内	C																																																																																			
	高電圧	(有線)機能を実現する	-																																																																																			
	漏水	漏水を感知しない	対象外																																																																																			
	設備からの影響	(周辺機器からの電磁界により機能に影響を及ぼされない)	-																																																																																			
	振動の影響	(電磁界により機能に影響を及ぼされない)	-																																																																																			
	関連資料	0-1 配線図	-																																																																																			
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
第3項	信頼・検査 (検査性、承認機材・検査人力)	信頼試験設備	B																																																																																			
	関連資料	0-2 試験及び検査	-																																																																																			
第4項	制御系統	本来の用途として使用一切せず	Bb																																																																																			
第5項	関連資料	0-4 系統図	-																																																																																			
第6項	電磁影響 (その他 (放射線))	放射線4種類の放射線	Aa																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
第7項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
第8項	承認SAの容量	設計基準対象機器の認証及び機器の容量等が十分	B																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
第9項	初期の禁止	(実施しない設備)	-																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
第10項	異常条件、自然現象、人為事故、屋上、人員	防火設備-対象 (代替対策設備あり) -屋上	Aa																																																																																			
	その他 (放射線)	対象外 (放射線-対象なし)	対象外																																																																																			
	関連資料	0-1 設備図面図、0-2 配線図	-																																																																																			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																					
	女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設備名・計装設備</th> <th style="width: 70%;">④2項目機能</th> <th style="width: 20%;">標準化 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 号</td> <td>環境・振動・圧力・漏洩の監視・制御機能</td> <td>その他の機能内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>直流</td> <td>(有源に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>直流</td> <td>海水を通さない</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>施設側からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能をおこなえない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的両害</td> <td>(電磁波により機能が阻害されない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 2 号</td> <td>操作時</td> <td>操作手続</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 3 号</td> <td>試験・検査 (操作性、系統構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 4 号</td> <td>切替状態</td> <td>本系の用途として使用一切不実</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 5 号</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計段階の系統構成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動制御)</td> <td>対象外</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 6 号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装場所</td> <td>操作手続</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 7 号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等計十号</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 8 号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統の禁止</td> <td>(利用しない) 設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 9 号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震動作、自然現象、人為事故、漏洩、火災</td> <td>対象外 (共通要件の考慮対象設備なし)</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 10 号</td> <td>サボ-1 系統図</td> <td>対象外 (サボ-1 系統なし)</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設備名・計装設備	④2項目機能	標準化 区分	第 1 号	環境・振動・圧力・漏洩の監視・制御機能	その他の機能内	C	直流	(有源に機能を実現する)	-	直流	海水を通さない	対応外	施設側からの影響	(周辺機器等からの影響により機能をおこなえない)	-	電磁的両害	(電磁波により機能が阻害されない)	-	関連資料	図-2 配置図		第 2 号	操作時	操作手続	対応外	関連資料	-		第 3 号	試験・検査 (操作性、系統構成・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-5 試験及び検査		第 4 号	切替状態	本系の用途として使用一切不実	Bb	関連資料	図-4 系統図		第 5 号	系統設計	系統設計段階の系統構成	A4	その他 (機動制御)	対象外	対応外	第 6 号	関連資料	-		計装場所	操作手続	対応外	第 7 号	関連資料	-		常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等計十号	B	第 8 号	関連資料	-		系統の禁止	(利用しない) 設備	-	第 9 号	関連資料	-		地震動作、自然現象、人為事故、漏洩、火災	対象外 (共通要件の考慮対象設備なし)	対応外	第 10 号	サボ-1 系統図	対象外 (サボ-1 系統なし)	対応外	関連資料	図-2 系統図、図-3 配置図		
設備名・計装設備	④2項目機能	標準化 区分																																																																																						
第 1 号	環境・振動・圧力・漏洩の監視・制御機能	その他の機能内	C																																																																																					
	直流	(有源に機能を実現する)	-																																																																																					
	直流	海水を通さない	対応外																																																																																					
	施設側からの影響	(周辺機器等からの影響により機能をおこなえない)	-																																																																																					
	電磁的両害	(電磁波により機能が阻害されない)	-																																																																																					
	関連資料	図-2 配置図																																																																																						
	第 2 号	操作時	操作手続	対応外																																																																																				
		関連資料	-																																																																																					
	第 3 号	試験・検査 (操作性、系統構成・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																				
		関連資料	図-5 試験及び検査																																																																																					
第 4 号	切替状態	本系の用途として使用一切不実	Bb																																																																																					
	関連資料	図-4 系統図																																																																																						
第 5 号	系統設計	系統設計段階の系統構成	A4																																																																																					
	その他 (機動制御)	対象外	対応外																																																																																					
第 6 号	関連資料	-																																																																																						
	計装場所	操作手続	対応外																																																																																					
第 7 号	関連資料	-																																																																																						
	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等計十号	B																																																																																					
第 8 号	関連資料	-																																																																																						
	系統の禁止	(利用しない) 設備	-																																																																																					
第 9 号	関連資料	-																																																																																						
	地震動作、自然現象、人為事故、漏洩、火災	対象外 (共通要件の考慮対象設備なし)	対応外																																																																																					
第 10 号	サボ-1 系統図	対象外 (サボ-1 系統なし)	対応外																																																																																					
	関連資料	図-2 系統図、図-3 配置図																																																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 75%;">内容</th> <th style="width: 20%;">規格記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・建設・圧力/放射線以外の危険/放射線</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(放射線影響からの影響により機能喪失しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>試験・検査 (保守性、点検機械、外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験仕様</td> <td>本機の製造として使用・検査不要</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 点検図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4号</td> <td>点検設計</td> <td>検査設計/点検の点検構成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第1号</td> <td>設計S.A.の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>装置の停止</td> <td>(装置しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、地震</td> <td>計装設備-対象 (計装対象設備あり) (室内)</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>予部→→点検機</td> <td>対象外 (予部→→点検機)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	規格記号	第1項	環境・建設・圧力/放射線以外の危険/放射線	その他の建屋内	C	設備	(有線)機能を実現する	-	海水	海水を通さない	対象外	放射線からの影響	(放射線影響からの影響により機能喪失しない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-3 配置図	-	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (保守性、点検機械、外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査	-	試験仕様	本機の製造として使用・検査不要	なし	関連資料	図-4 点検図	-	第4号	点検設計	検査設計/点検の点検構成	A4	その他 (放射線)	対象外	対象外	関連資料	-	-	関連資料	操作不要	対象外	第1号	設計S.A.の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	-	-	装置の停止	(装置しない設備)	-	関連資料	-	-	第2項	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、地震	計装設備-対象 (計装対象設備あり) (室内)	A*	予部→→点検機	対象外 (予部→→点検機)	対象外	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図	-	
項目	内容	規格記号																																																																															
第1項	環境・建設・圧力/放射線以外の危険/放射線	その他の建屋内	C																																																																														
	設備	(有線)機能を実現する	-																																																																														
	海水	海水を通さない	対象外																																																																														
	放射線からの影響	(放射線影響からの影響により機能喪失しない)	-																																																																														
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																														
	関連資料	図-3 配置図	-																																																																														
	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																													
	関連資料	-	-																																																																														
	第3項	試験・検査 (保守性、点検機械、外部入力)	計装制御設備	K																																																																													
		関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																													
試験仕様		本機の製造として使用・検査不要	なし																																																																														
関連資料		図-4 点検図	-																																																																														
第4号	点検設計	検査設計/点検の点検構成	A4																																																																														
	その他 (放射線)	対象外	対象外																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
	関連資料	操作不要	対象外																																																																														
第1号	設計S.A.の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
	装置の停止	(装置しない設備)	-																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
第2項	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、地震	計装設備-対象 (計装対象設備あり) (室内)	A*																																																																														
	予部→→点検機	対象外 (予部→→点検機)	対象外																																																																														
	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図	-																																																																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1225 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 3 号機</th> <th colspan="2">計装設備</th> <th colspan="2">計装設備</th> <th colspan="2">10 時時発電機</th> <th colspan="2">相違比 比合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第 1 号機</td> <td rowspan="5">計装設備</td> <td>環境条件 (放射線)</td> <td>その他の機内</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>(有震に機内を震動する)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>(漏水を感知しない)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>配線からの影響</td> <td>(電線配線等からの電磁界により機能に支障を及ぼさない)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的保護</td> <td>(電磁界により機能が阻害されない)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 2 号機</td> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 号機</td> <td rowspan="3">計装設備</td> <td>操作性</td> <td>操作性</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>信頼性</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>検察・検査 (保安性、事故防止・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 4 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 5 号機</td> <td rowspan="3">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 7 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 8 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 9 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 10 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 11 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 12 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 13 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 14 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 15 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 16 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 17 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 18 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 19 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 20 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 21 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 22 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 23 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 24 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 25 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 26 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 27 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 28 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 29 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 30 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 31 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 32 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 33 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 34 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 35 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 36 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 37 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 38 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 39 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 40 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 41 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 42 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 43 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 44 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 45 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 46 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 47 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 48 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 49 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 50 号機</td> <td rowspan="2">計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第 3 号機		計装設備		計装設備		10 時時発電機		相違比 比合		第 1 号機	計装設備	環境条件 (放射線)	その他の機内	—	—	—	—	—	C	振動	(有震に機内を震動する)	—	—	—	—	—	—	漏水	(漏水を感知しない)	—	—	—	—	—	—	配線からの影響	(電線配線等からの電磁界により機能に支障を及ぼさない)	—	—	—	—	—	—	電磁的保護	(電磁界により機能が阻害されない)	—	—	—	—	—	—	第 2 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	第 3 号機	計装設備	操作性	操作性	—	—	—	—	—	—	信頼性	—	—	—	—	—	—	—	検察・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	計装制御設備	—	—	—	—	—	K	第 4 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 5 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 6 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 7 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 8 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 9 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 10 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 11 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 12 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 13 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 14 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 15 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 16 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 17 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 18 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 19 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 20 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 21 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 22 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 23 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 24 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 25 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 26 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 27 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 28 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 29 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 30 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 31 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 32 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 33 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 34 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 35 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 36 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 37 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 38 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 39 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 40 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 41 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 42 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 43 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 44 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 45 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 46 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 47 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 48 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 49 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第 50 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第 3 号機		計装設備		計装設備		10 時時発電機		相違比 比合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第 1 号機	計装設備	環境条件 (放射線)	その他の機内	—	—	—	—	—	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		振動	(有震に機内を震動する)	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		漏水	(漏水を感知しない)	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		配線からの影響	(電線配線等からの電磁界により機能に支障を及ぼさない)	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		電磁的保護	(電磁界により機能が阻害されない)	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 2 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第 3 号機	計装設備	操作性	操作性	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		信頼性	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		検察・検査 (保安性、事故防止・再発防止)	計装制御設備	—	—	—	—	—	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 4 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 5 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 6 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 7 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 8 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 9 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 10 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 11 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 12 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 13 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 14 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 15 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 16 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 17 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 18 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 19 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 20 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 21 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 22 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 23 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 24 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 25 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 26 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 27 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 28 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 29 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 30 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 31 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 32 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 33 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 34 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 35 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 36 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 37 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 38 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 39 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 40 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 41 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 42 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 43 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 44 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 45 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 46 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 47 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 48 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 49 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第 50 号機	計装設備	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																														
女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>設備仕様</th> <th>型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第 4 号機</td> <td rowspan="5">第 1 号機</td> <td>温度・湿度・圧力 [屋外の気候・放射線]</td> <td>この他、建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>(有湿に機能を喪失する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設域からの影響</td> <td>(施設域施設等から影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線同梱者</td> <td>(電線同梱により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 号機</td> <td>操作手室</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 3 号機</td> <td>試験・検査 (緊急性、承認構成・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号機</td> <td>耐震特性</td> <td>本機の耐震として適用一切特不適用</td> <td>第 5</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-4 耐震図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第 5 号機</td> <td>設計設計</td> <td>施設設計図書の承認構成</td> <td>A 4</td> </tr> <tr> <td>この機(機群別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手室</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 号機</td> <td>設計 SA の内容</td> <td>設計基準対象施設の新設及び修繕の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 号機</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 3 号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災</td> <td>防止設備・対策 (代替対策由設備あり) 一層内</td> <td>A 4</td> </tr> <tr> <td>予備電源設備</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">図-3 電源設備図、図-4 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設備名・計装設備		設備仕様	型式化区分	第 4 号機	第 1 号機	温度・湿度・圧力 [屋外の気候・放射線]	この他、建屋内	C	湿度	(有湿に機能を喪失する)	-	海水	海水を通水しない	対象外	施設域からの影響	(施設域施設等から影響等により機能を失うおそれがない)	-	電線同梱者	(電線同梱により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-3 配置図			第 2 号機	操作手室	操作手室	対象外	関連資料	-			第 3 号機	試験・検査 (緊急性、承認構成・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査			第 4 号機	耐震特性	本機の耐震として適用一切特不適用	第 5	関連資料	図-4 耐震図			第 5 号機	設計設計	施設設計図書の承認構成	A 4	この機(機群別)	対象外	対象外	関連資料	-			設置場所	操作手室	対象外	関連資料	-			第 1 号機	設計 SA の内容	設計基準対象施設の新設及び修繕の容量等が十分	B	関連資料	-			第 2 号機	共用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-			第 3 号機	環境条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備・対策 (代替対策由設備あり) 一層内	A 4	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外	関連資料	図-3 電源設備図、図-4 配置図		
設備名・計装設備		設備仕様	型式化区分																																																																																														
第 4 号機	第 1 号機	温度・湿度・圧力 [屋外の気候・放射線]	この他、建屋内	C																																																																																													
		湿度	(有湿に機能を喪失する)	-																																																																																													
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																													
		施設域からの影響	(施設域施設等から影響等により機能を失うおそれがない)	-																																																																																													
		電線同梱者	(電線同梱により機能が損なわれない)	-																																																																																													
	関連資料	図-3 配置図																																																																																															
	第 2 号機	操作手室	操作手室	対象外																																																																																													
	関連資料	-																																																																																															
	第 3 号機	試験・検査 (緊急性、承認構成・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																													
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																															
第 4 号機	耐震特性	本機の耐震として適用一切特不適用	第 5																																																																																														
関連資料	図-4 耐震図																																																																																																
第 5 号機	設計設計	施設設計図書の承認構成	A 4																																																																																														
	この機(機群別)	対象外	対象外																																																																																														
	関連資料	-																																																																																															
	設置場所	操作手室	対象外																																																																																														
	関連資料	-																																																																																															
第 1 号機	設計 SA の内容	設計基準対象施設の新設及び修繕の容量等が十分	B																																																																																														
関連資料	-																																																																																																
第 2 号機	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																														
関連資料	-																																																																																																
第 3 号機	環境条件、自然現象、人為事 故、嵐波、火災	防止設備・対策 (代替対策由設備あり) 一層内	A 4																																																																																														
	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																														
	関連資料	図-3 電源設備図、図-4 配置図																																																																																															

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1225 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3条 計装設備</th> <th>125A構成非自律型20電圧</th> <th>緊急化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1項</td> <td>電圧・電流・圧力 / 電圧の欠陥・短絡線</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>差速</td> <td>(若くは機械も参照する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を通知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設箇からの影響</td> <td>(隣接施設等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれること)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・高度入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>故障発生</td> <td>本来の用途として運用し故障不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>系統設計</td> <td>施設設計段階の系統構成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>施設SAの保護</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等以外</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>起動の禁止</td> <td>(其用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第12項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、風水、地震</td> <td>計装設備-対象 (内装対象施設あり) - 屋内</td> <td>A5</td> </tr> <tr> <td>予備電源</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3条 計装設備		125A構成非自律型20電圧	緊急化区分	第1項	電圧・電流・圧力 / 電圧の欠陥・短絡線	その他の建屋内	C	差速	(若くは機械も参照する)	-	漏水	漏水を通知しない	対象外	施設箇からの影響	(隣接施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	-	関連資料	図-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	第2項	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・高度入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	故障発生	本来の用途として運用し故障不要	対象外	第5項	関連資料	図-4 系統図		第6項	系統設計	施設設計段階の系統構成	A4	その他 (種別別)	対象外	対象外	関連資料	-		第7項	設置場所	操作不要	対象外	第8項	関連資料	-		第9項	施設SAの保護	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等以外	H	関連資料	-		第10項	起動の禁止	(其用しない設備)	-	第11項	関連資料	-		第12項	環境条件、自然現象、人為事 業、風水、地震	計装設備-対象 (内装対象施設あり) - 屋内	A5	予備電源	対象外 (予備電源なし)	対象外	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図			
第3条 計装設備		125A構成非自律型20電圧	緊急化区分																																																																																								
第1項	電圧・電流・圧力 / 電圧の欠陥・短絡線	その他の建屋内	C																																																																																								
	差速	(若くは機械も参照する)	-																																																																																								
	漏水	漏水を通知しない	対象外																																																																																								
	施設箇からの影響	(隣接施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																								
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	-																																																																																								
	関連資料	図-2 配置図																																																																																									
	操作性	操作不要	対象外																																																																																								
第2項	関連資料	-																																																																																									
第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・高度入力)	計装制御設備	K																																																																																								
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																									
第4項	故障発生	本来の用途として運用し故障不要	対象外																																																																																								
第5項	関連資料	図-4 系統図																																																																																									
第6項	系統設計	施設設計段階の系統構成	A4																																																																																								
	その他 (種別別)	対象外	対象外																																																																																								
	関連資料	-																																																																																									
第7項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																								
第8項	関連資料	-																																																																																									
第9項	施設SAの保護	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等以外	H																																																																																								
	関連資料	-																																																																																									
第10項	起動の禁止	(其用しない設備)	-																																																																																								
第11項	関連資料	-																																																																																									
第12項	環境条件、自然現象、人為事 業、風水、地震	計装設備-対象 (内装対象施設あり) - 屋内	A5																																																																																								
	予備電源	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																								
	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図																																																																																									



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 167 1225 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号機 計装設備</th> <th>125号機主母線2A-4電圧</th> <th>設置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1項</td> <td>遮断・開接・圧力・電界の感知/監視機能</td> <td>その他の機室内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>遮断</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>遮断に引ける</td> <td>遮断を確実しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>遮断からの影響</td> <td>(開閉機構等から遮断電圧により機能を生じおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧降下により機能に影響はない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事前検成・再検入力)</td> <td>非接触試験設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>故障之例</td> <td>本来の用途として使用し故障不顕</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>主母線</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>常設さみの容量</td> <td>最大事故第一の対処を本案の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>故障の防止</td> <td>(表用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>遮断</td> <td>閉止設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動物)</td> <td>対象外 (予定) (予定)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3号機 計装設備		125号機主母線2A-4電圧	設置区分	第1項	遮断・開接・圧力・電界の感知/監視機能	その他の機室内	C	遮断	(有線)機能を実現する	-	遮断に引ける	遮断を確実しない	対象外	遮断からの影響	(開閉機構等から遮断電圧により機能を生じおそれがない)	-	電圧の降下	(電圧降下により機能に影響はない)	-	関連資料	図-3 配線図		第2項	操作性	操作不要	対象外	第2項	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性、事前検成・再検入力)	非接触試験設備	C	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	故障之例	本来の用途として使用し故障不顕	B3	第4項	関連資料	図-4 系統図		第5項	遮断装置	主母線	Aa	その他 (機動物)	対象外	対象外	第5項	関連資料	-		第6項	設置場所	操作不要	対象外	第6項	関連資料	-		第7項	常設さみの容量	最大事故第一の対処を本案の目的として設置するもの	A	第7項	関連資料	-		第8項	故障の防止	(表用しない設備)	-	第8項	関連資料	-		第9項	遮断	閉止設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内	Aa	その他 (機動物)	対象外 (予定) (予定)	対象外	第9項	関連資料	図-2 制御系統図, 図-3 配線図			
第3号機 計装設備		125号機主母線2A-4電圧	設置区分																																																																																												
第1項	遮断・開接・圧力・電界の感知/監視機能	その他の機室内	C																																																																																												
	遮断	(有線)機能を実現する	-																																																																																												
	遮断に引ける	遮断を確実しない	対象外																																																																																												
	遮断からの影響	(開閉機構等から遮断電圧により機能を生じおそれがない)	-																																																																																												
	電圧の降下	(電圧降下により機能に影響はない)	-																																																																																												
関連資料	図-3 配線図																																																																																														
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																												
第2項	関連資料	-																																																																																													
第3項	試験・検査 (検査性、事前検成・再検入力)	非接触試験設備	C																																																																																												
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																													
第4項	故障之例	本来の用途として使用し故障不顕	B3																																																																																												
第4項	関連資料	図-4 系統図																																																																																													
第5項	遮断装置	主母線	Aa																																																																																												
	その他 (機動物)	対象外	対象外																																																																																												
第5項	関連資料	-																																																																																													
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																												
第6項	関連資料	-																																																																																													
第7項	常設さみの容量	最大事故第一の対処を本案の目的として設置するもの	A																																																																																												
第7項	関連資料	-																																																																																													
第8項	故障の防止	(表用しない設備)	-																																																																																												
第8項	関連資料	-																																																																																													
第9項	遮断	閉止設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内	Aa																																																																																												
	その他 (機動物)	対象外 (予定) (予定)	対象外																																																																																												
第9項	関連資料	図-2 制御系統図, 図-3 配線図																																																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)			
第3号機			
第4号機			
第5号機			
第6号機			
第7号機			
第8号機			
第9号機			
第10号機			
第11号機			
第12号機			
第13号機			
第14号機			
第15号機			
第16号機			
第17号機			
第18号機			
第19号機			
第20号機			
第21号機			
第22号機			
第23号機			
第24号機			
第25号機			
第26号機			
第27号機			
第28号機			
第29号機			
第30号機			
第31号機			
第32号機			
第33号機			
第34号機			
第35号機			
第36号機			
第37号機			
第38号機			
第39号機			
第40号機			
第41号機			
第42号機			
第43号機			
第44号機			
第45号機			
第46号機			
第47号機			
第48号機			
第49号機			
第50号機			
第51号機			
第52号機			
第53号機			
第54号機			
第55号機			
第56号機			
第57号機			
第58号機			
第59号機			
第60号機			
第61号機			
第62号機			
第63号機			
第64号機			
第65号機			
第66号機			
第67号機			
第68号機			
第69号機			
第70号機			
第71号機			
第72号機			
第73号機			
第74号機			
第75号機			
第76号機			
第77号機			
第78号機			
第79号機			
第80号機			
第81号機			
第82号機			
第83号機			
第84号機			
第85号機			
第86号機			
第87号機			
第88号機			
第89号機			
第90号機			
第91号機			
第92号機			
第93号機			
第94号機			
第95号機			
第96号機			
第97号機			
第98号機			
第99号機			
第100号機			

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																					
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 167 1225 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 30 条: 計装設備</th> <th>2007 年度主務課電研</th> <th>型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 4 号</td> <td>電圧・電流・圧力・流量の計測・制御機能</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>流量</td> <td>(注) 注に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設部からの影響</td> <td>(施設機器等からの影響により機能を実行できない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁的により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第 3-3 配属図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 号</td> <td>操作性</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 号</td> <td>試験・検査 (検査性, 点検機能, 再投入力)</td> <td>非義務検査設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第 3-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 4 号</td> <td>故障止性</td> <td>本来の用途として使用一切停止</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第 3-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 5 号</td> <td>遮断機能</td> <td>施設設計段階の点検機能</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (検査性)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 15 号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不能</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 1 号</td> <td>常設 SA の設置</td> <td>電力系統等への影響を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 号</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 号</td> <td>地震・異常事態, 自然現象, 人為事故, 嵐波, 火災</td> <td>対象外 (共通第四の外置計装設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>主幹一二次設備</td> <td>対象外 (主幹一二次なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第 3-2 系統図, 第 3-3 配属図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第 30 条: 計装設備		2007 年度主務課電研	型式化区分	第 4 号	電圧・電流・圧力・流量の計測・制御機能	その他の建屋内	C	流量	(注) 注に機能を実現する)	-	漏水	漏水を感知しない	対象外	施設部からの影響	(施設機器等からの影響により機能を実行できない)	-	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	-	関連資料	第 3-3 配属図		第 2 号	操作性	操作不能	対象外	関連資料	-		第 3 号	試験・検査 (検査性, 点検機能, 再投入力)	非義務検査設備	K	関連資料	第 3-5 試験及び検査		第 4 号	故障止性	本来の用途として使用一切停止	B3	関連資料	第 3-4 系統図		第 5 号	遮断機能	施設設計段階の点検機能	A4	その他 (検査性)	対象外	対象外	関連資料	-		第 15 号	設置場所	操作不能	対象外	関連資料	-		第 1 号	常設 SA の設置	電力系統等への影響を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	-		第 2 号	共用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-		第 3 号	地震・異常事態, 自然現象, 人為事故, 嵐波, 火災	対象外 (共通第四の外置計装設備なし)	対象外	主幹一二次設備	対象外 (主幹一二次なし)	対象外	関連資料	第 3-2 系統図, 第 3-3 配属図			
第 30 条: 計装設備		2007 年度主務課電研	型式化区分																																																																																					
第 4 号	電圧・電流・圧力・流量の計測・制御機能	その他の建屋内	C																																																																																					
	流量	(注) 注に機能を実現する)	-																																																																																					
	漏水	漏水を感知しない	対象外																																																																																					
	施設部からの影響	(施設機器等からの影響により機能を実行できない)	-																																																																																					
	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	-																																																																																					
	関連資料	第 3-3 配属図																																																																																						
第 2 号	操作性	操作不能	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第 3 号	試験・検査 (検査性, 点検機能, 再投入力)	非義務検査設備	K																																																																																					
	関連資料	第 3-5 試験及び検査																																																																																						
第 4 号	故障止性	本来の用途として使用一切停止	B3																																																																																					
	関連資料	第 3-4 系統図																																																																																						
第 5 号	遮断機能	施設設計段階の点検機能	A4																																																																																					
	その他 (検査性)	対象外	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第 15 号	設置場所	操作不能	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第 1 号	常設 SA の設置	電力系統等への影響を本来の目的として設置するもの	A																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第 2 号	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第 3 号	地震・異常事態, 自然現象, 人為事故, 嵐波, 火災	対象外 (共通第四の外置計装設備なし)	対象外																																																																																					
	主幹一二次設備	対象外 (主幹一二次なし)	対象外																																																																																					
	関連資料	第 3-2 系統図, 第 3-3 配属図																																																																																						

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																													
女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第 30 条 計装設備</th> <th style="width: 60%;">BWR 設備基準適合性</th> <th style="width: 30%;">型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 項</td> <td>環境・湿度・圧力 / 電圧の大幅 / 急激変動</td> <td>その他の場域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(有線)に接続を要する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>に お け る 機 能 の 実 現</td> <td>海水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置箇からの影響</td> <td>(隣接機器等からの電磁界により機能を生じおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が阻害されない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 設置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 2 項</td> <td>操作手</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 3 項</td> <td>試験・検査 (稼働性、事故状況・再稼働)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>記録・保存</td> <td>本機の用途として使用・記録不能</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 4 項</td> <td>遮断装置</td> <td>遮断器と同様の遮断機構</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>その他 (感測物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置箇所</td> <td>操作手</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 5 項</td> <td>第 3 条 A の内容</td> <td>計装系対象機器の系統及び機器の容量等の十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実際の停止</td> <td>(無用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 6 項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災</td> <td>対象外 (共通型等の専ら対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装-1 遮断器</td> <td>対象外 (計装-1 遮断器)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				第 30 条 計装設備	BWR 設備基準適合性	型式記号	第 1 項	環境・湿度・圧力 / 電圧の大幅 / 急激変動	その他の場域内	C	設置	(有線)に接続を要する	-	に お け る 機 能 の 実 現	海水を遮水しない	対象外	設置箇からの影響	(隣接機器等からの電磁界により機能を生じおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能が阻害されない)	-	関連資料	図-2 設置図	-	第 2 項	操作手	対象外	関連資料	-	-	第 3 項	試験・検査 (稼働性、事故状況・再稼働)	計装制御設備	B	関連資料	図-5 試験及び検査	-	記録・保存	本機の用途として使用・記録不能	B	関連資料	図-4 系統図	-	第 4 項	遮断装置	遮断器と同様の遮断機構	A	その他 (感測物)	対象外	対象外	関連資料	-	-	設置箇所	操作手	対象外	第 5 項	第 3 条 A の内容	計装系対象機器の系統及び機器の容量等の十分	B	関連資料	-	-	実際の停止	(無用しない設備)	-	関連資料	-	-	第 6 項	環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	対象外 (共通型等の専ら対象設備なし)	対象外	計装-1 遮断器	対象外 (計装-1 遮断器)	対象外	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図	-
第 30 条 計装設備	BWR 設備基準適合性	型式記号																																																																														
第 1 項	環境・湿度・圧力 / 電圧の大幅 / 急激変動	その他の場域内	C																																																																													
	設置	(有線)に接続を要する	-																																																																													
	に お け る 機 能 の 実 現	海水を遮水しない	対象外																																																																													
	設置箇からの影響	(隣接機器等からの電磁界により機能を生じおそれがない)	-																																																																													
	電磁的障害	(電磁界により機能が阻害されない)	-																																																																													
	関連資料	図-2 設置図	-																																																																													
	第 2 項	操作手	対象外																																																																													
	関連資料	-	-																																																																													
	第 3 項	試験・検査 (稼働性、事故状況・再稼働)	計装制御設備	B																																																																												
		関連資料	図-5 試験及び検査	-																																																																												
記録・保存		本機の用途として使用・記録不能	B																																																																													
関連資料		図-4 系統図	-																																																																													
第 4 項	遮断装置	遮断器と同様の遮断機構	A																																																																													
	その他 (感測物)	対象外	対象外																																																																													
	関連資料	-	-																																																																													
	設置箇所	操作手	対象外																																																																													
第 5 項	第 3 条 A の内容	計装系対象機器の系統及び機器の容量等の十分	B																																																																													
	関連資料	-	-																																																																													
	実際の停止	(無用しない設備)	-																																																																													
	関連資料	-	-																																																																													
第 6 項	環境条件、自然現象、人為事象、漏れ、火災	対象外 (共通型等の専ら対象設備なし)	対象外																																																																													
	計装-1 遮断器	対象外 (計装-1 遮断器)	対象外																																																																													
	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図	-																																																																													

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																								
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 0 項 計装設備</th> <th>高圧電源分岐継電器 遮断入出力</th> <th>調整状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第 1 項 第 1 号機</td> <td>環境・気候・圧力・湿度等の天候・気候</td> <td>原子炉建屋屋下や機内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>自重</td> <td>(荷重に機體も支障する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を含まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(他の機器等からの影響により機能を生じられない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が阻害されない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第 3 項</td> <td>試験・検査 (構造性、系統構成・再入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替可能性</td> <td>本来の用途として使用・取替不能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第 4 項</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第 5 項</td> <td>系統設計</td> <td>他施設と別棟の系統構成</td> <td>A、d</td> </tr> <tr> <td>その他 (架敷物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 6 項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第 7 項</td> <td>設計 SA の容量</td> <td>設計基準容量超過の系統及び機器の容量等 0+0分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替の禁止 (其類しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第 8 項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第 9 項</td> <td>地震発生、自然現象、人為事象、雷害、火災</td> <td>対象外 (別途図の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボット系故障</td> <td>対象外 (サボット系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-7 制御系統図、図-9 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第 0 項 計装設備		高圧電源分岐継電器 遮断入出力	調整状況	第 1 項 第 1 号機	環境・気候・圧力・湿度等の天候・気候	原子炉建屋屋下や機内	B	自重	(荷重に機體も支障する)	-	海水	海水を含まない	対象外	他設備からの影響	(他の機器等からの影響により機能を生じられない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が阻害されない)	-	関連資料	図-2 配線図			第 2 項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-			第 3 項	試験・検査 (構造性、系統構成・再入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-3 試験及び検査		取替可能性	本来の用途として使用・取替不能	Bb	第 4 項	関連資料	図-4 系統図		第 5 項	系統設計	他施設と別棟の系統構成	A、d	その他 (架敷物)	対象外	対象外	関連資料	-		第 6 項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-			第 7 項	設計 SA の容量	設計基準容量超過の系統及び機器の容量等 0+0分	B	関連資料	-		取替の禁止 (其類しない設備)	-	-	第 8 項	関連資料	-		第 9 項	地震発生、自然現象、人為事象、雷害、火災	対象外 (別途図の考慮対象設備なし)	対象外	サボット系故障	対象外 (サボット系なし)	対象外	関連資料	図-7 制御系統図、図-9 配線図			
第 0 項 計装設備		高圧電源分岐継電器 遮断入出力	調整状況																																																																																								
第 1 項 第 1 号機	環境・気候・圧力・湿度等の天候・気候	原子炉建屋屋下や機内	B																																																																																								
	自重	(荷重に機體も支障する)	-																																																																																								
	海水	海水を含まない	対象外																																																																																								
	他設備からの影響	(他の機器等からの影響により機能を生じられない)	-																																																																																								
	電磁的障害	(電磁波により機能が阻害されない)	-																																																																																								
関連資料	図-2 配線図																																																																																										
第 2 項	操作性	操作不要	対象外																																																																																								
関連資料	-																																																																																										
第 3 項	試験・検査 (構造性、系統構成・再入力)	計装制御設備	B																																																																																								
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																									
	取替可能性	本来の用途として使用・取替不能	Bb																																																																																								
第 4 項	関連資料	図-4 系統図																																																																																									
第 5 項	系統設計	他施設と別棟の系統構成	A、d																																																																																								
	その他 (架敷物)	対象外	対象外																																																																																								
	関連資料	-																																																																																									
第 6 項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																								
関連資料	-																																																																																										
第 7 項	設計 SA の容量	設計基準容量超過の系統及び機器の容量等 0+0分	B																																																																																								
	関連資料	-																																																																																									
	取替の禁止 (其類しない設備)	-	-																																																																																								
第 8 項	関連資料	-																																																																																									
第 9 項	地震発生、自然現象、人為事象、雷害、火災	対象外 (別途図の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																								
	サボット系故障	対象外 (サボット系なし)	対象外																																																																																								
	関連資料	図-7 制御系統図、図-9 配線図																																																																																									

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																									
女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第 30 条: 計装設備</th> <th style="text-align: center;">代替高圧電源が、供給電源が、供給元の有人員圧力</th> <th style="text-align: center;">型式化 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 項</td> <td style="text-align: center;">環境条件</td> <td>その他の環境内</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">過熱</td> <td>(圧力に依存して変化する)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">海水</td> <td>海水を過熱しない*</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設からの影響</td> <td>(固有機能等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれること)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 2 項</td> <td style="text-align: center;">操作性</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 3 項</td> <td style="text-align: center;">試験・検査 (検査性, 事故検出・再入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td style="text-align: center;">K</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">図-3 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 4 項</td> <td style="text-align: center;">故障止性</td> <td>本来の用途として運用・故障不要</td> <td style="text-align: center;">Bb</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">図-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 5 項</td> <td style="text-align: center;">遮断装置</td> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">Aa</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 (制御側)</td> <td>対象外</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 6 項</td> <td style="text-align: center;">設置場所</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 7 項</td> <td style="text-align: center;">常設 SA の設置</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 8 項</td> <td style="text-align: center;">共同の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 9 項</td> <td style="text-align: center;">高圧電源 故障時</td> <td>計装設備-対象 (代替制御設備あり) - 拒否</td> <td style="text-align: center;">Aa</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主計-1 制御器</td> <td>対象外 (主計-1 過熱)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td style="text-align: center;">図-2 準備図表, 図-3 配置図</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">注</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				第 30 条: 計装設備		代替高圧電源が、供給電源が、供給元の有人員圧力	型式化 状況	第 1 項	環境条件	その他の環境内	C	過熱	(圧力に依存して変化する)	-	海水	海水を過熱しない*	対象外	施設からの影響	(固有機能等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	-	関連資料		図-3 配置図		第 2 項	操作性	操作不要	対象外	関連資料		-	第 3 項	試験・検査 (検査性, 事故検出・再入力)	計装制御設備	K	関連資料		図-3 試験及び検査	第 4 項	故障止性	本来の用途として運用・故障不要	Bb	関連資料		図-4 系統図	第 5 項	遮断装置	その他	Aa	その他 (制御側)	対象外	対象外	関連資料		-	第 6 項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料		-	第 7 項	常設 SA の設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料		-	第 8 項	共同の禁止	(適用しない設備)	-	関連資料		-	第 9 項	高圧電源 故障時	計装設備-対象 (代替制御設備あり) - 拒否	Aa	主計-1 制御器	対象外 (主計-1 過熱)	対象外	関連資料		図-2 準備図表, 図-3 配置図	注		
第 30 条: 計装設備		代替高圧電源が、供給電源が、供給元の有人員圧力	型式化 状況																																																																																									
第 1 項	環境条件	その他の環境内	C																																																																																									
	過熱	(圧力に依存して変化する)	-																																																																																									
	海水	海水を過熱しない*	対象外																																																																																									
	施設からの影響	(固有機能等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-																																																																																									
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	-																																																																																									
関連資料		図-3 配置図																																																																																										
第 2 項	操作性	操作不要	対象外																																																																																									
	関連資料		-																																																																																									
第 3 項	試験・検査 (検査性, 事故検出・再入力)	計装制御設備	K																																																																																									
	関連資料		図-3 試験及び検査																																																																																									
第 4 項	故障止性	本来の用途として運用・故障不要	Bb																																																																																									
	関連資料		図-4 系統図																																																																																									
第 5 項	遮断装置	その他	Aa																																																																																									
	その他 (制御側)	対象外	対象外																																																																																									
	関連資料		-																																																																																									
第 6 項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																									
	関連資料		-																																																																																									
第 7 項	常設 SA の設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																									
	関連資料		-																																																																																									
第 8 項	共同の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																									
	関連資料		-																																																																																									
第 9 項	高圧電源 故障時	計装設備-対象 (代替制御設備あり) - 拒否	Aa																																																																																									
	主計-1 制御器	対象外 (主計-1 過熱)	対象外																																																																																									
	関連資料		図-2 準備図表, 図-3 配置図																																																																																									
	注																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>注：設置ごとと比較の組み合わせが異なるため、その対比を設置ごとに記載する。              (例：A③、A②、A①等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯参照)              【大飯】記載分類記号等の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3号 試験又は検査について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3号 試験又は検査について</p>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第4号 切り替え性について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第4号 切り替え性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第5号 重大事故等対応設備の悪影響防止について</p> <p>※Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第5号 重大事故等対応設備の悪影響防止について</p>	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+文字Bを記載する。(例)①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1272 614 1809 702"> <thead> <tr> <th>設計</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p>	設計	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-		
設計	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉建屋又は原子炉構築物の外から水又は電力を供給する設備かどうか</li> <li>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</li> </ul> <p>原子炉建屋又は原子炉構築物の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備容量のキリ上り</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉建屋又は原子炉構築物の外から水又は電力を供給する設備かどうか</li> <li>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</li> <li>③ ②以外</li> </ul> <p>原子炉建屋又は原子炉構築物の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>③、②以外 — C</p> <p>予備容量も亦めて設計方針とする。</p>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の直設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 容量かつ種々な接続</li> <li>② 接続部の規格の統一</li> </ul> <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コネクタ接続 — A</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> </ul> <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> <li>その他の措置 — D</li> <li>接続なし — E</li> </ul>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の直設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 容量かつ種々な接続</li> <li>② 接続部の規格の統一</li> </ul> <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母線接続 — A</li> <li>端子のボルト・ネジによる接続 — A</li> <li>通信・計装用設備電源 — D</li> <li>専用の接続方法による接続 — D</li> </ul> <p>水・蒸気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大口径管 — B</li> <li>ボルト締フランジ接続 — B</li> <li>小口径管等 — C</li> <li>より簡便な接続規格等による接続 — C</li> <li>配管、計装用配管 — D</li> <li>専用の接続方法による接続 — D</li> </ul>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線による影響因子</li> <li>・洪水、火災</li> <li>・自然現象</li> <li>・外雇人員作業</li> </ul> <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内 (埋込含む) — A</li> <li>屋内及び屋外 — B</li> <li>その他 (窓架) — C</li> <li>接続箇所なし — D</li> </ul>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外条件</li> <li>・洪水、火災</li> <li>・自然現象</li> <li>・外雇人員作業</li> </ul> <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内 (埋込含む) — A</li> <li>その他 (窓架) — 対象外</li> </ul>	<p>相違理由</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉 58-2 配置図 3号炉	女川原子力発電所2号炉 58-3 配置図	泊発電所3号炉 58-2 配置図	相違理由																																																																																																																																										
	表 58-3-1 配置図一覧表(1/4) <table border="1" data-bbox="672 247 1227 1029"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>図58-3-3, 4, 5</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (SA)</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (広帯域)</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料域)</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA広帯域)</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-3</td> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ ライン洗浄流量)</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-3</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量)</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>直流原動機低圧注水系ポンプ出口 流量</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機棟内)</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>代替蒸発冷却ポンプ出口流量</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-1, 2</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイ流 量</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水流 量</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-3</td> </tr> <tr> <td>ドライウェル温度</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>図58-3-2, 3, 4, 5</td> </tr> <tr> <td>圧力制御室内空気温度</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>サプレッションプール水温度</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部温度</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>図58-3-2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	原子炉圧力容器温度	原子炉格納容器内	図58-3-3, 4, 5	原子炉圧力	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉圧力 (SA)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉水位 (広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (SA広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ ライン洗浄流量)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	直流原動機低圧注水系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機棟内)	図58-3-1	代替蒸発冷却ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉格納容器代替スプレイ流 量	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉格納容器下部注水流 量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	ドライウェル温度	原子炉格納容器内	図58-3-2, 3, 4, 5	圧力制御室内空気温度	原子炉格納容器内	図58-3-2	サプレッションプール水温度	原子炉格納容器内	図58-3-1	原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器内	図58-3-2	第1表 配置図一覧表 (1/3) <table border="1" data-bbox="1254 247 1809 1109"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材温度 (広域—高温側)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度 (広域—低温側)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力 (広域)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器水位</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>高圧注入流量</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>低圧注入流量</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口積算 流量</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td>B—格納容器スプレイ冷却器出口積算 流量 (AM用)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第8図</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17, 8m</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力 (AM用)</td> <td>周辺補機棟 T.P. 24, 8m</td> <td>第6図</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td>格納容器水位</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>原子炉下部キャビティ水位</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエアモニタ (低 レンジ)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第8図</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエアモニタ (高 レンジ)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第8図</td> </tr> <tr> <td>出力領域中性子束</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>中間領域中性子束</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>中性子源領域中性子束</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>原子炉格納容器内</td> <td>第6図</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	1次冷却材温度 (広域—高温側)	原子炉格納容器内	第5図	1次冷却材温度 (広域—低温側)	原子炉格納容器内	第5図	1次冷却材圧力 (広域)	原子炉格納容器内	第5図	加圧器水位	原子炉格納容器内	第5図	原子炉容器水位	原子炉格納容器内	第5図	高圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図	低圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図	代替格納容器スプレイポンプ出口積算 流量	原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m	第3図	B—格納容器スプレイ冷却器出口積算 流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図	格納容器内温度	原子炉格納容器内	第8図	原子炉格納容器圧力	周辺補機棟 T.P. 17, 8m	第5図	格納容器圧力 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 24, 8m	第6図	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	原子炉格納容器内	第3図	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第3図	格納容器水位	原子炉格納容器内	第5図	原子炉下部キャビティ水位	原子炉格納容器内	第3図	格納容器内高レンジエアモニタ (低 レンジ)	原子炉格納容器内	第8図	格納容器内高レンジエアモニタ (高 レンジ)	原子炉格納容器内	第8図	出力領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	中間領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	中性子源領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	蒸気発生器水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第6図	<p>【女川】資料構成の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊では、女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																											
原子炉圧力容器温度	原子炉格納容器内	図58-3-3, 4, 5																																																																																																																																											
原子炉圧力	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉圧力 (SA)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉水位 (広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (SA広帯域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ ライン洗浄流量)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
直流原動機低圧注水系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
代替蒸発冷却ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2																																																																																																																																											
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
原子炉格納容器代替スプレイ流 量	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉格納容器下部注水流 量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
ドライウェル温度	原子炉格納容器内	図58-3-2, 3, 4, 5																																																																																																																																											
圧力制御室内空気温度	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																											
サプレッションプール水温度	原子炉格納容器内	図58-3-1																																																																																																																																											
原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																											
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																											
1次冷却材温度 (広域—高温側)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
1次冷却材温度 (広域—低温側)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
1次冷却材圧力 (広域)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
加圧器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
原子炉容器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
高圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図																																																																																																																																											
低圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図																																																																																																																																											
代替格納容器スプレイポンプ出口積算 流量	原子炉補助建屋 T.P. 10, 3m	第3図																																																																																																																																											
B—格納容器スプレイ冷却器出口積算 流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. 2, 8m	第2図																																																																																																																																											
格納容器内温度	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
原子炉格納容器圧力	周辺補機棟 T.P. 17, 8m	第5図																																																																																																																																											
格納容器圧力 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 24, 8m	第6図																																																																																																																																											
格納容器再循環サンプ水位 (広域)	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
原子炉下部キャビティ水位	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器内高レンジエアモニタ (低 レンジ)	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
格納容器内高レンジエアモニタ (高 レンジ)	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
出力領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
中間領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
中性子源領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
蒸気発生器水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第6図																																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																	
	<p>表 58-3-1 配置図一覧表 (2/4)</p> <table border="1" data-bbox="667 188 1229 997"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ドライウェル圧力</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>圧力制御室圧力</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>圧力制御室水位</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>ドライウェル水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度 (D/W)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度 (S/C)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>格納容器内常圧空気放射線モニタ (D/W)</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>格納容器内常圧空気放射線モニタ (D/W)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>格納容器内常圧空気放射線モニタ (S/C)</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>起動領域モニタ</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-7</td></tr> <tr><td>平均出力領域モニタ</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-7</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>フィルタ装置入口圧力 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口圧力 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水温度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風機内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口水素濃度</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>耐圧強化ベント系放射線モニタ</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風機内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器入口風度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器出口風度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系系流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>海水貯蔵タンク水位</td><td>屋外 (CST連絡トレンチ/バルブ室)</td><td>図58-3-8</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	ドライウェル圧力	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	圧力制御室圧力	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	圧力制御室水位	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器内	図58-3-2	ドライウェル水位	原子炉格納容器内	図58-3-2	格納容器内水素濃度 (D/W)	原子炉格納容器内	図58-3-5	格納容器内水素濃度 (S/C)	原子炉格納容器内	図58-3-2	格納容器内常圧空気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	格納容器内常圧空気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	格納容器内常圧空気放射線モニタ (S/C)	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	起動領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7	平均出力領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7	フィルタ装置水位 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	フィルタ装置水温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-5	フィルタ装置出口水素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	耐圧強化ベント系放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-5	残留熱除去系熱交換器入口風度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	残留熱除去系熱交換器出口風度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉補機冷却水系系流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-1	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	海水貯蔵タンク水位	屋外 (CST連絡トレンチ/バルブ室)	図58-3-8	<p>第1表 配置図一覧表 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="1252 188 1814 997"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>蒸気発生器水位 (広帯域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>補助給水流量</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>主蒸気ライン圧力</td><td>周辺補機棟 T.P. 33.1m</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水サーージタンク水位</td><td>周辺補機棟 T.P. 43.6m</td><td>第9図</td></tr> <tr><td>燃料取替用水ビット水位</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>ほう酸タンク水位</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 17.8m</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>補助給水ビット水位</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位 (AM用)</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット温度 (AM用)</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット監視カメラ</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置</td><td>原子炉補助建屋 T.P. 33.1m (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保管)</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保管)</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5, 9図</td></tr> <tr><td>格納容器水素イグナイト温度監視装置</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3, 5, 6, 8, 9図</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水サーージタンク圧力 (可搬型)</td><td>周辺補機棟 T.P. 43.6m (周辺補機棟 T.P. 43.6m 及び緊急時対策所待機所内に保管)</td><td>第9, 10図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位 (可搬型)</td><td>燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P. 33.1m に保管)</td><td>第7図</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	蒸気発生器水位 (広帯域)	原子炉格納容器内	第5図	補助給水流量	周辺補機棟 T.P. 10.3m	第3図	主蒸気ライン圧力	周辺補機棟 T.P. 33.1m	第7図	原子炉補機冷却水サーージタンク水位	周辺補機棟 T.P. 43.6m	第9図	燃料取替用水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図	ほう酸タンク水位	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図	補助給水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図	使用済燃料ビット水位 (AM用)	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット温度 (AM用)	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット監視カメラ	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置	原子炉補助建屋 T.P. 33.1m (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)	第7図	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保管)	第6図	可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保管)	第6図	原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	原子炉格納容器内	第5, 9図	格納容器水素イグナイト温度監視装置	原子炉格納容器内	第3, 5, 6, 8, 9図	原子炉補機冷却水サーージタンク圧力 (可搬型)	周辺補機棟 T.P. 43.6m (周辺補機棟 T.P. 43.6m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第9, 10図	使用済燃料ビット水位 (可搬型)	燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P. 33.1m に保管)	第7図	<p>【大飯】記載方針の相違          ・泊では、女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																		
ドライウェル圧力	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
圧力制御室圧力	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
圧力制御室水位	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																		
原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																		
ドライウェル水位	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																		
格納容器内水素濃度 (D/W)	原子炉格納容器内	図58-3-5																																																																																																																																		
格納容器内水素濃度 (S/C)	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																		
格納容器内常圧空気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
格納容器内常圧空気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																		
格納容器内常圧空気放射線モニタ (S/C)	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																		
起動領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7																																																																																																																																		
平均出力領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7																																																																																																																																		
フィルタ装置水位 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																		
フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4																																																																																																																																		
フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
フィルタ装置水温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-5																																																																																																																																		
フィルタ装置出口水素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																																		
耐圧強化ベント系放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-5																																																																																																																																		
残留熱除去系熱交換器入口風度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
残留熱除去系熱交換器出口風度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																		
原子炉補機冷却水系系流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-1																																																																																																																																		
残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																		
海水貯蔵タンク水位	屋外 (CST連絡トレンチ/バルブ室)	図58-3-8																																																																																																																																		
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																		
蒸気発生器水位 (広帯域)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																		
補助給水流量	周辺補機棟 T.P. 10.3m	第3図																																																																																																																																		
主蒸気ライン圧力	周辺補機棟 T.P. 33.1m	第7図																																																																																																																																		
原子炉補機冷却水サーージタンク水位	周辺補機棟 T.P. 43.6m	第9図																																																																																																																																		
燃料取替用水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図																																																																																																																																		
ほう酸タンク水位	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図																																																																																																																																		
補助給水ビット水位	周辺補機棟 T.P. 24.8m	第6図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット水位 (AM用)	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット温度 (AM用)	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット監視カメラ	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置	原子炉補助建屋 T.P. 33.1m (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)	第7図																																																																																																																																		
可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保管)	第6図																																																																																																																																		
可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P. 24.8m (周辺補機棟 T.P. 24.8m に保管)	第6図																																																																																																																																		
原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	原子炉格納容器内	第5, 9図																																																																																																																																		
格納容器水素イグナイト温度監視装置	原子炉格納容器内	第3, 5, 6, 8, 9図																																																																																																																																		
原子炉補機冷却水サーージタンク圧力 (可搬型)	周辺補機棟 T.P. 43.6m (周辺補機棟 T.P. 43.6m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第9, 10図																																																																																																																																		
使用済燃料ビット水位 (可搬型)	燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P. 33.1m に保管)	第7図																																																																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																													
	<p style="text-align: center;">表58-3-1 配置図一覧表(3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気代替注水系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>直営駆動機注水系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>蒸気炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>残熱除去系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-1, 2</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>海水移送ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>原子炉建屋地上3階、地上1階、 地下1階、地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2, 3, 4, 6</td> </tr> <tr> <td>静的加減式水素再結合装置 動作監視装置</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気酸素濃度</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-5</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ファイドバルス式)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上空気筒放射 線モニタ (高線量、低線量)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>6-2F-1母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2F-2母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2C母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2D母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2H母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>4-2C母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>4-2D母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線2A電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	蒸気代替注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	直営駆動機注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1	代替循環冷却ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1	蒸気炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	海水移送ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋地上3階、地上1階、 地下1階、地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2, 3, 4, 6	静的加減式水素再結合装置 動作監視装置	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	格納容器内雰囲気酸素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール水位/温度 (ファイドバルス式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール上空気筒放射 線モニタ (高線量、低線量)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール監視カメラ	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	6-2F-1母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2F-2母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2H母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	4-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	4-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	125V直流主母線2A電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	<p style="text-align: center;">第1表 配置図一覧表 (3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット可搬型エアモニタ</td> <td>周辺補機棟 T.P. 33.1m, 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m 又は屋外 (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)</td> <td>第7図</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m 又は周辺補機棟 T.P. 10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)</td> <td>第4, 5, 10図</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 17.8m (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)</td> <td>第5, 10図</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. -1.7m</td> <td>第1図</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. -1.7m</td> <td>第1図</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)</td> <td>周辺補機棟 T.P. 2.3m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)</td> <td>周辺補機棟 T.P. 2.3m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>6-A, B母線電圧</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td>A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 (発電所内)</td> <td>データ収集計算機</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 17.8m</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>緊急時対策所指揮所内</td> <td>第10図</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	周辺補機棟 T.P. 33.1m, 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m 又は屋外 (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)	第7図	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	周辺補機棟 T.P. 17.8m 又は周辺補機棟 T.P. 10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第4, 5, 10図	可搬型計測器	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第5, 10図	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図	6-A, B母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図	A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図	データ伝送設備 (発電所内)	データ収集計算機	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図	データ表示端末	緊急時対策所指揮所内	第10図	<p>【大飯】記載方針の相違      ・泊では、女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																														
蒸気代替注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																														
直営駆動機注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1																																																																																																														
代替循環冷却ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1																																																																																																														
蒸気炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
残熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2																																																																																																														
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
海水移送ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋地上3階、地上1階、 地下1階、地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2, 3, 4, 6																																																																																																														
静的加減式水素再結合装置 動作監視装置	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
格納容器内雰囲気酸素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																														
使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール水位/温度 (ファイドバルス式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール上空気筒放射 線モニタ (高線量、低線量)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール監視カメラ	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
6-2F-1母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2F-2母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2H母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
4-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
4-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
125V直流主母線2A電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
名称	取付箇所	図番号																																																																																																														
使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	周辺補機棟 T.P. 33.1m, 原子炉補助建屋 T.P. 33.1m 又は屋外 (周辺補機棟 T.P. 33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P. 33.1m に保管)	第7図																																																																																																														
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	周辺補機棟 T.P. 17.8m 又は周辺補機棟 T.P. 10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第4, 5, 10図																																																																																																														
可搬型計測器	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び緊急時対策所待機所内に保管)	第5, 10図																																																																																																														
A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図																																																																																																														
A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m	第1図																																																																																																														
原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図																																																																																																														
原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P. 2.3m	第2図																																																																																																														
6-A, B母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図																																																																																																														
A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	第3図																																																																																																														
データ伝送設備 (発電所内)	データ収集計算機	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	第5図																																																																																																													
	データ表示端末	緊急時対策所指揮所内	第10図																																																																																																													

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																					
	<p>表 58-3-1 配置図一覧表(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線 2B 電圧</td> <td>制御棟屋地上 3 階</td> <td>図 58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線 2A-1 電圧</td> <td>制御棟屋地上 3 階</td> <td>図 58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線 2B-1 電圧</td> <td>制御棟屋地上 3 階</td> <td>図 58-3-9</td> </tr> <tr> <td>250V 直流主母線電圧</td> <td>制御棟屋地上 3 階</td> <td>図 58-3-9</td> </tr> <tr> <td>MFCS125V 直流主母線電圧</td> <td>制御棟屋地上 3 階</td> <td>図 58-3-9</td> </tr> <tr> <td>高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力</td> <td>原子炉棟屋地上 1 階 (原子炉棟屋原子炉棟内)</td> <td>図 58-3-4</td> </tr> <tr> <td>代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め出入口圧力</td> <td>原子炉棟屋地上 1 階 (原子炉棟屋付風機内)</td> <td>図 58-3-4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>ゲージ取 巻装置</td> <td>制御棟屋地上 3 階</td> <td>図 58-3-9</td> </tr> <tr> <td>SPDS 伝送 装置</td> <td>緊急時対策棟屋地下 2 階</td> <td>図 58-3-10</td> </tr> <tr> <td>SPDS 表示 装置</td> <td>緊急時対策棟屋地下 2 階</td> <td>図 58-3-10</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>制御棟屋地上 3 階, 緊急時対策棟屋地下 2 階</td> <td>図 58-3-9, 10</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	125V 直流主母線 2B 電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9	125V 直流主母線 2A-1 電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9	125V 直流主母線 2B-1 電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9	250V 直流主母線電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9	MFCS125V 直流主母線電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9	高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力	原子炉棟屋地上 1 階 (原子炉棟屋原子炉棟内)	図 58-3-4	代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め出入口圧力	原子炉棟屋地上 1 階 (原子炉棟屋付風機内)	図 58-3-4	安全パラメータ表示システム (SPDS)	ゲージ取 巻装置	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9	SPDS 伝送 装置	緊急時対策棟屋地下 2 階	図 58-3-10	SPDS 表示 装置	緊急時対策棟屋地下 2 階	図 58-3-10	可搬型計測器	制御棟屋地上 3 階, 緊急時対策棟屋地下 2 階	図 58-3-9, 10		
名称	取付箇所	図番号																																						
125V 直流主母線 2B 電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9																																						
125V 直流主母線 2A-1 電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9																																						
125V 直流主母線 2B-1 電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9																																						
250V 直流主母線電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9																																						
MFCS125V 直流主母線電圧	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9																																						
高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力	原子炉棟屋地上 1 階 (原子炉棟屋原子炉棟内)	図 58-3-4																																						
代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め出入口圧力	原子炉棟屋地上 1 階 (原子炉棟屋付風機内)	図 58-3-4																																						
安全パラメータ表示システム (SPDS)	ゲージ取 巻装置	制御棟屋地上 3 階	図 58-3-9																																					
	SPDS 伝送 装置	緊急時対策棟屋地下 2 階	図 58-3-10																																					
	SPDS 表示 装置	緊急時対策棟屋地下 2 階	図 58-3-10																																					
可搬型計測器	制御棟屋地上 3 階, 緊急時対策棟屋地下 2 階	図 58-3-9, 10																																						

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 159 645 954" style="border: 2px solid magenta; height: 498px;"></div> <div data-bbox="85 997 645 1029" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="683 167 1205 1029" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-1 配置図 (原子炉建屋地下 3 階)</p> </div>	<div data-bbox="1249 167 1780 973" style="text-align: center;"> <p>第 1 図 配置図 (B1/F)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>



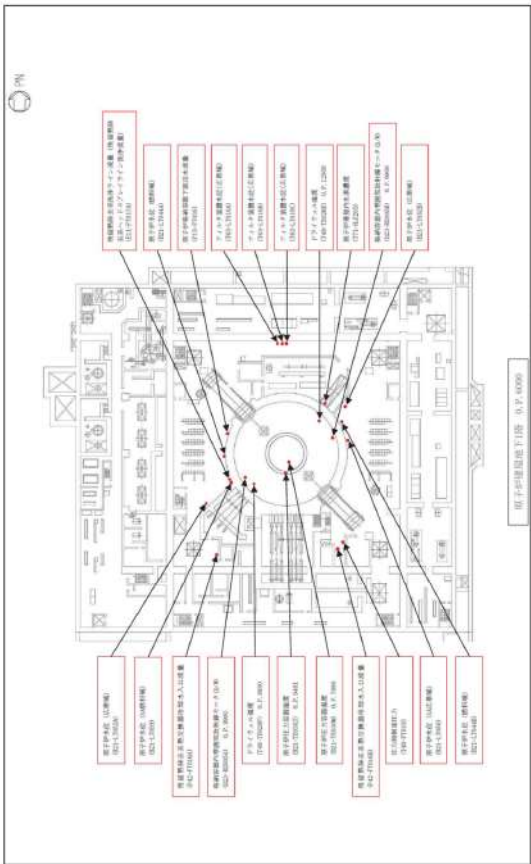
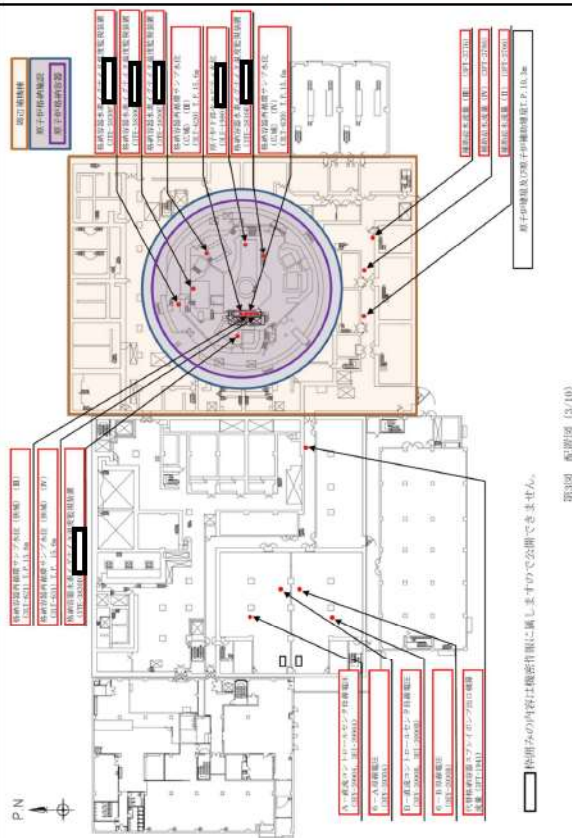
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 180 645 978" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1018 645 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="674 180 1211 1058" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-2 配置図 (原子炉建屋地下2階)</p> </div>	<div data-bbox="1261 180 1798 1058" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-3 配置図 (原子炉建屋地下2階)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 178 645 967" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="80 1018 645 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="676 178 1205 1046" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">図 58-3-3 配図図 (原子炉建屋地下1階)</p> </div>	<div data-bbox="1249 135 1818 976" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">図 58-3-3 配図図 (3/10)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 175 645 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="80 1018 645 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="672 175 1198 1034" style="text-align: center;"> <p>図58-3-4 配置図 (原子炉建屋地上1階)</p> </div>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

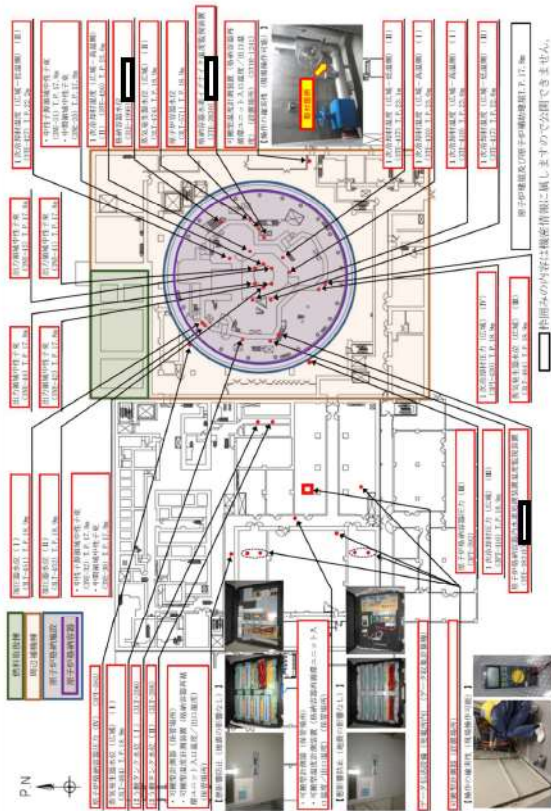
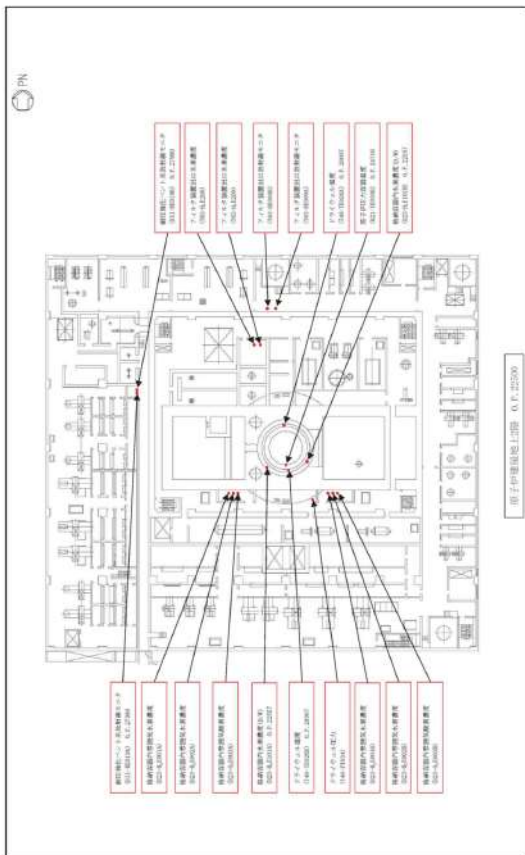
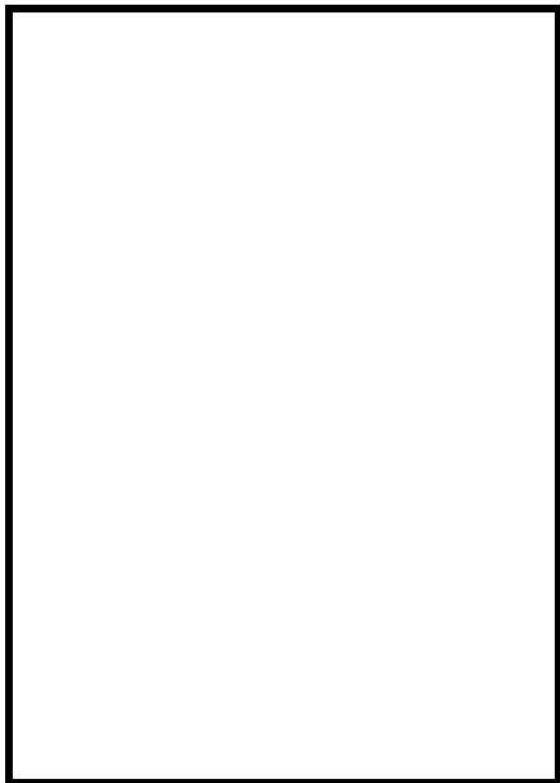
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

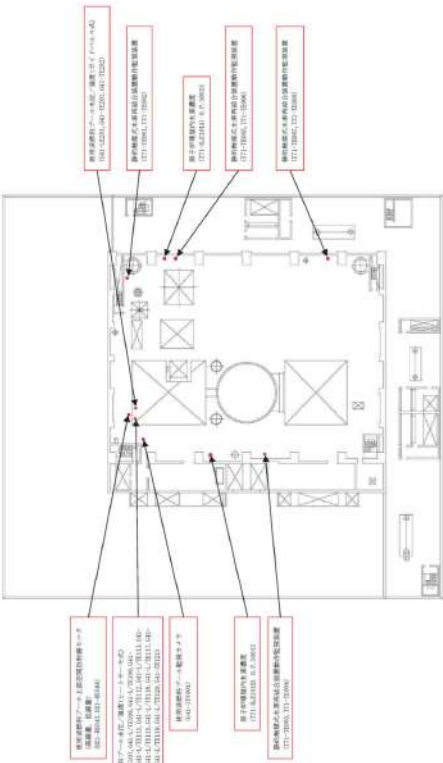
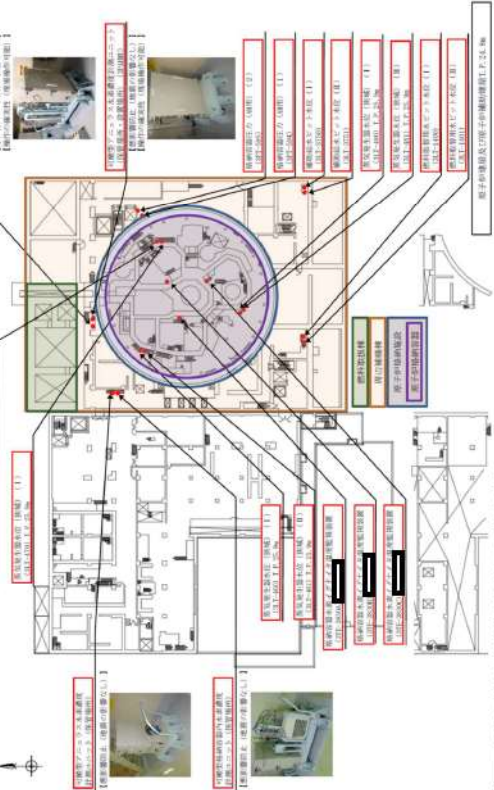


【大飯、女川】配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 640 970" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 1023 640 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="667 177 1209 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">図 58-3-6 配置図 (原子炉建屋地上 3 階)</p> </div>	<div data-bbox="1254 177 1796 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">図 58-3-7 配置図 (原子炉建屋地上 3 階)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

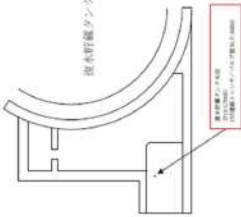
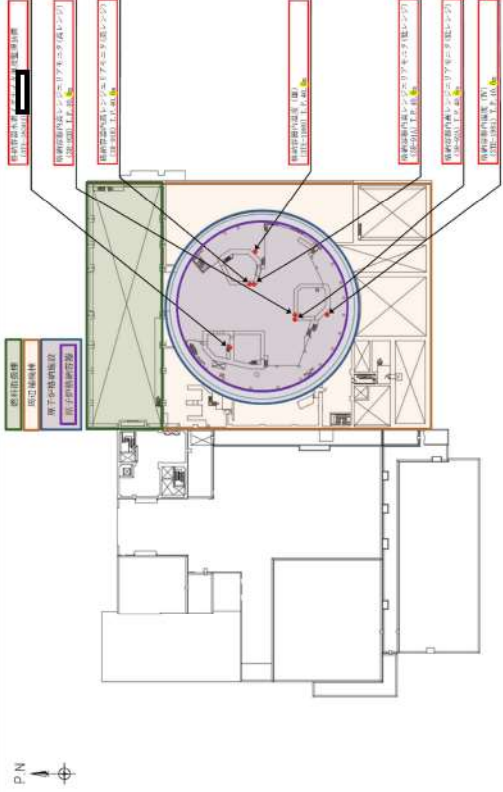
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 640 963" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1023 640 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="689 181 1151 1034" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-7 配置図 (核計装配置図)</p> <p>※この図は機密に係る事項のため、公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1258 150 1778 938" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-7 配置図 (核計装配置図)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="91 172 645 954" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="91 995 645 1026" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="707 180 1167 932" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">図 58-3-8 配置図 (屋外)</p> </div>	<div data-bbox="1249 180 1749 975" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">第 3 号炉 配置図 (8/10)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>





灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 638 970" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="85 1023 638 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="676 172 1211 1050" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">緊急時対策建屋地下 2 階 0.F. 11.000</p> <p style="text-align: center;">図 58-3-10 配置図 (緊急時対策建屋地下 2 階)</p> </div>	<div data-bbox="1249 172 1825 997" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">緊急時対策用 P. 204, 211, 212</p> <p style="text-align: center;">第 10 号 配置図 (0.0/0.0)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1024 645 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			<p>【大飯】配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、ツインプラントであるため、4号炉の配置図を記載している。以降、同図において同じ。</li> </ul>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 642 975" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1023 642 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="80 177 645 970" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="80 1018 645 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 638 970" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="85 1023 638 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 169 638 951" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="85 994 638 1026" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 645 970" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1023 645 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			



灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 185 645 970" style="border: 2px solid black; height: 492px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1023 645 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="80 185 640 970" style="border: 2px solid black; height: 492px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="80 1023 640 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 647 970" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="85 1023 633 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

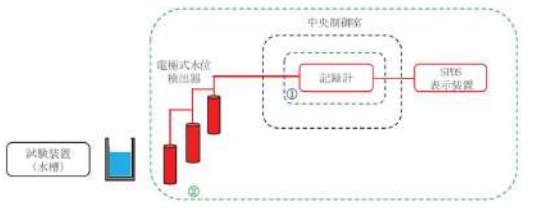
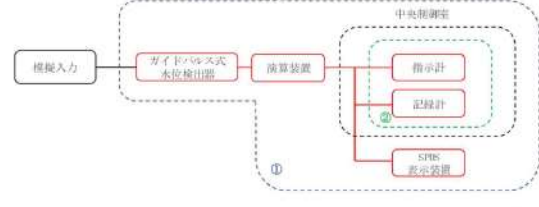
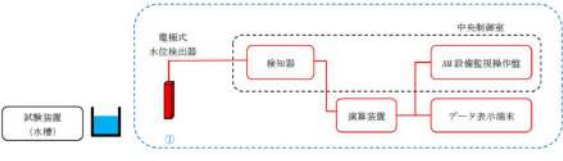
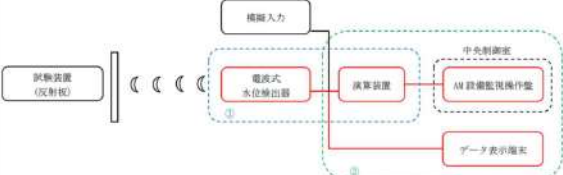
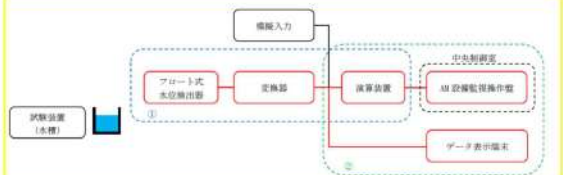
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 647 975" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1023 633 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			



灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第 3 号機 第 16 保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設                      検査名：プラント状態監視設備機能検査                      (2/2)【計装編】                      要領書番号：O3-16-140</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2 号炉</p>  <p>①記録計に検入入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)          ②試験装置 (水槽) を用いて検出器が動作することを、中央制御室の記録計及び SIS 表示装置で確認 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-2 水位計の試験及び検査          (原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位)</p>  <p>①検出部に検入入力を実施し、検出部から中央制御室 (指示計・記録計) 並びに SIS 表示装置までの水位確認を実施 (特性試験)          ②指示計、記録計に検入入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-3 水位計の試験及び検査          (使用済燃料プール水位 (ガイドパルス式))</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所 3 号炉</p>  <p>①試験装置 (水槽) を用いて検出器が動作することを、中央制御室 (AM 設備監視操作盤) 及びデータ表示端末で確認 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第 3 図 水位計の試験及び検査          (原子炉下部キャビティ水位、格納容器水位)</p>  <p>①検出部に検入入力を実施し、計器の校正並びに検出部から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験)          ②演算装置に検入入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM 設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第 4 図 水位計の試験及び検査          (使用済燃料ピット水位 (AM 用))</p>  <p>①試験装置 (水槽) を用いて検出部に検入入力を実施し、計器の校正及び検出部から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験)          ②演算装置に検入入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM 設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第 5 図 水位計の試験及び検査          (使用済燃料ピット水位 (可搬型))</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="94 236 640 1018" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 244px;"></div> <div data-bbox="183 1038 539 1058" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="689 164 1182 384" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="801 408 1182 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;">                     ① 検出器、指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正並びに検出器から中央制御室 (指示計・記録計) 及び SPDS 表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> <p data-bbox="786 472 1081 491" style="text-align: center;">図 58-5-4 圧力計の試験及び検査</p>	<div data-bbox="1256 212 1809 416" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 448 1783 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;">                     ① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験)                      ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> <p data-bbox="1435 515 1619 534" style="text-align: center;">第 6 図 圧力計の試験及び検査</p> <p data-bbox="1323 552 1742 600" style="text-align: center;">(1 次冷却材圧力 (広域)、原子炉格納容器圧力、主蒸気ライン圧力)</p> <div data-bbox="1256 667 1809 842" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1256 871 1809 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;">                     ① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験)                      ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM 設備監視操作型) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> <p data-bbox="1435 935 1619 954" style="text-align: center;">第 7 図 圧力計の試験及び検査</p> <p data-bbox="1429 959 1641 978" style="text-align: center;">(格納容器圧力 (AM 用))</p> <div data-bbox="1323 1062 1765 1270" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1256 1310 1809 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;">                     ① 圧力指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)                 </div> <p data-bbox="1395 1374 1675 1393" style="text-align: center;">第 8 図 圧力計の試験及び検査</p> <p data-bbox="1323 1422 1747 1441" style="text-align: center;">(原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型))</p>	<p data-bbox="1843 201 2024 220" style="color: red;">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1843 520 2163 600" style="color: blue;">【女川】記載方針の相違                      ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1843 663 2024 683" style="color: red;">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1843 959 2163 1038" style="color: blue;">【女川】記載方針の相違                      ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1843 1102 2024 1121" style="color: red;">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1843 1398 2163 1477" style="color: blue;">【女川】記載方針の相違                      ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

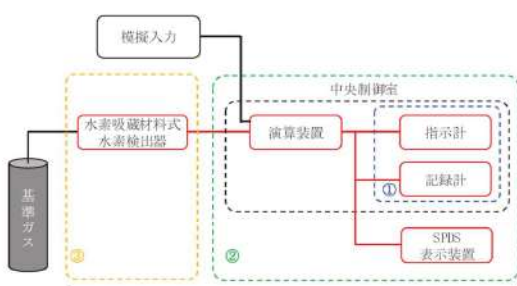
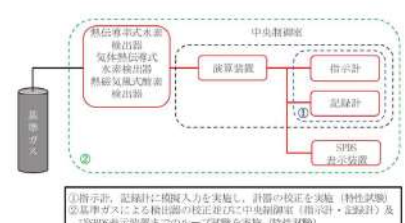
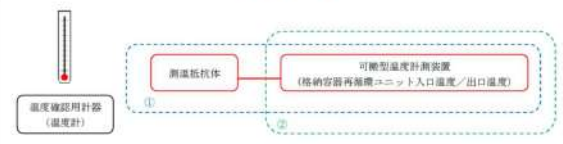
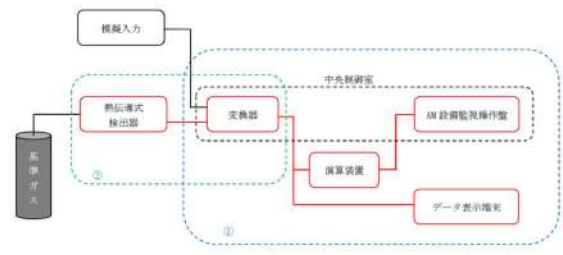
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 233 631 1054" style="border: 2px solid black; height: 515px; width: 241px;"></div> <div data-bbox="174 1062 533 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     詳細の範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="689 156 1205 443" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">中央制御室</p> <p style="text-align: center;">①</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     ①輸出器、指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正並びに輸出器から中央制御室 (指示計・記録計) 及びSHS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> </div> <p style="text-align: center;">図 58-5-5 流量計の試験及び検査</p>	<div data-bbox="1256 140 1809 448" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">中央制御室</p> <p style="text-align: center;">②</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     ①輸出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び輸出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験)                      ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> </div> <p style="text-align: center;">第9図 流量計の試験及び検査                  (高圧注入流量、低圧注入流量、補助給水流量)</p> <div data-bbox="1256 616 1809 882" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">中央制御室</p> <p style="text-align: center;">②</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     ①輸出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び輸出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験)                      ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> </div> <p style="text-align: center;">第10図 流量計の試験及び検査                  (代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量、                  B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)、                  原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)、                  原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用))</p> <div data-bbox="1301 1110 1765 1313" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">①</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     ①流量指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)                 </div> </div> <p style="text-align: center;">第11図 流量計の試験及び検査                  (A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)、                  A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用))</p>	<p style="color: red;">【女川】設備構成の相違</p> <p style="color: blue;">【女川】記載方針の相違                  ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p style="color: red;">【女川】設備構成の相違</p> <p style="color: blue;">【女川】記載方針の相違                  ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p style="color: red;">【女川】設備構成の相違</p> <p style="color: blue;">【女川】記載方針の相違                  ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 4</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設                      検査名：計測制御系監視機能検査                      (2/3) [計装A編]                      要領書番号：O3-16-310</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>  <p>①指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)          ②模擬入力による中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)          ③標準ガスによる検出器の校正</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-9 水素濃度計の試験及び検査          (格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C))</p>  <p>①指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)          ②標準ガスによる検出器の校正並びに中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-10 水素及び酸素濃度計の試験及び検査          (格納容器内雰囲気水素濃度、格納容器内雰囲気酸素濃度、フィルタ装置出口水素濃度及び原子炉建屋内水素濃度 (気体熱伝導式))</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p>①可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) の温度確認を実施 (特性試験)          ②可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第15図 温度計の試験及び検査          (可搬型温度計測装置          (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度))</p>  <p>①模擬入力による中央制御室 (AN設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)          ②標準ガスによる検出器の校正</p> <p style="text-align: center;">第16図 水素濃度計の試験及び検査          (可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、          可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット)</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 252 638 1066" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="107 1072 593 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	<div data-bbox="689 159 1209 367" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="757 386 1198 443" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     ①指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)                      ②基準ガスによる検出器の校正並びに中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> <div data-bbox="761 459 1137 513" style="text-align: center;">                     図 58-5-11 水素濃度計の試験及び検査                      (原子炉建屋内水素濃度 (触媒式))                 </div> <div data-bbox="676 593 1220 774" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="721 801 1176 858" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     ①記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)                      ②電源校正室にて標準線源を用いて検出器の線源校正並びに記録計及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> <div data-bbox="761 874 1137 896" style="text-align: center;">                     図 58-5-12 放射線量率計の試験及び検査                 </div>	<div data-bbox="1310 582 1769 774" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="1254 801 1809 858" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     ①検出器内部線源を用いて検出器の電流値確認を実施 (特性試験)                      ②前置増幅器に模擬入力を実施し、計器の校正並びに前置増幅器から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> <div data-bbox="1317 869 1747 949" style="text-align: center;">                     第17図 放射線量率計の試験及び検査                      (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)、                      格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ))                 </div> <div data-bbox="1265 1077 1803 1268" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="1254 1295 1809 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     ①標準線源を用いて検出器の線源校正を実施 (特性試験)                      ②信号処理部に模擬入力を実施し、信号処理部から変換部までのループ試験を実施 (特性試験)                      ③演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                 </div> <div data-bbox="1355 1364 1713 1412" style="text-align: center;">                     第18図 放射線量率計の試験及び検査                      (使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ)                 </div>	<div data-bbox="1848 638 2027 662" style="color: red;">                     【女川】設備構成の相違                 </div> <div data-bbox="1848 1101 2027 1125" style="color: red;">                     【女川】設備構成の相違                 </div> <div data-bbox="1848 1420 2027 1444" style="color: red;">                     【女川】記載方針の相違                 </div> <div data-bbox="1848 1452 2161 1476" style="color: red;">                     ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき記                 </div>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 261 645 1054" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<div data-bbox="667 245 1227 416" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="757 432 1205 491" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から記録計のループ試験を実施 (特性試験)                  ②検出器点検として、プラト特性測定、絶縁抵抗測定を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="768 504 1126 571" style="text-align: center;"> <p>図 58-5-13 原子炉出力の試験及び検査                  (起動領域モニタ)</p> </div> <div data-bbox="703 683 1189 853" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> </div> <div data-bbox="741 869 1189 928" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から記録計及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)                  ②検出器点検として、プラト特性測定、絶縁抵抗測定を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="768 943 1126 1010" style="text-align: center;"> <p>図 58-5-14 原子炉出力の試験及び検査                  (平均出力領域モニタ)</p> </div>	<div data-bbox="1256 181 1809 427" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="1256 448 1794 507" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <p>①演算装置、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び演算装置から前設増幅器、中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                  ②検出器点検として、プラト特性測定、絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1413 512 1637 571" style="text-align: center;"> <p>第19図 原子炉出力の試験及び検査                  (中性子源領域中性子束)</p> </div> <div data-bbox="1256 639 1809 874" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="1256 895 1794 954" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <p>①演算装置、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び演算装置から中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                  ②検出器点検として、精度特性測定、飽和特性試験、及び絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1413 959 1637 1018" style="text-align: center;"> <p>第20図 原子炉出力の試験及び検査                  (中間領域中性子束)</p> </div> <div data-bbox="1256 1070 1809 1305" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="1256 1326 1794 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <p>①演算装置、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び演算装置から中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                  ②検出器点検として、飽和特性試験、絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1413 1390 1637 1449" style="text-align: center;"> <p>第21図 原子炉出力の試験及び検査                  (出力領域中性子束)</p> </div>	<p>験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

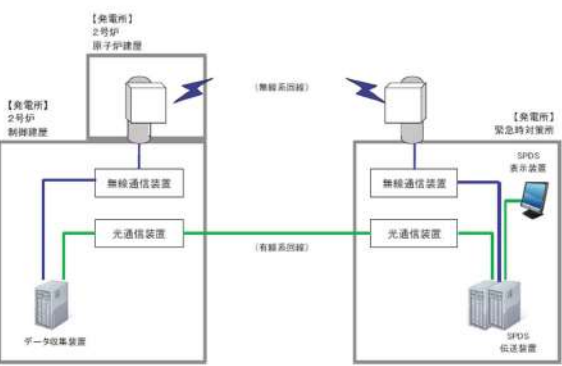

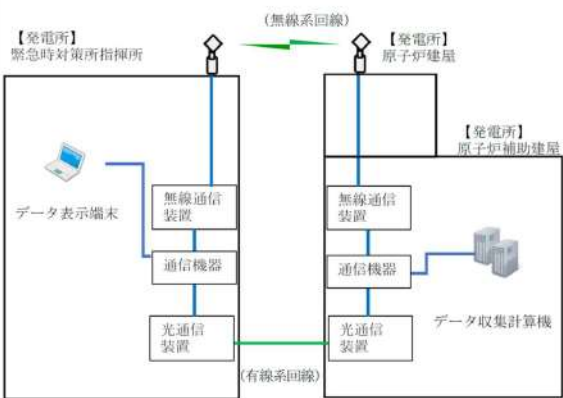
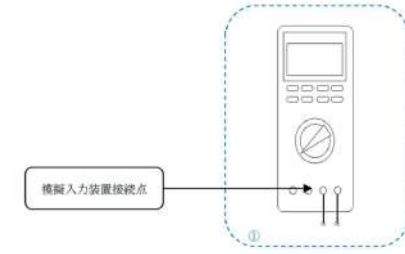
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="73 268 647 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div>	<div data-bbox="698 135 1196 446"> <p>中央制御室</p> <p>計器用変成器</p> <p>模擬入力</p> <p>指示計</p> <p>演算装置</p> <p>SPS 表示装置</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>①指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)                  ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置からSPS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>図 58-5-15 電圧計の試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1254 135 1814 446"> <p>計器用変成器</p> <p>模擬入力</p> <p>変換器</p> <p>演算装置</p> <p>中央制御室</p> <p>運転コンソール</p> <p>データ表示端末</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>①変換器に模擬入力を実施し、計器の校正及び変換器から中央制御室 (運転コンソール) までのループ試験を実施 (特性試験)                  ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>第 22 図 電圧計の試験及び検査 (6-A, B 母線電圧)</p> </div> <div data-bbox="1254 574 1814 893"> <p>模擬入力</p> <p>模擬入力</p> <p>変換器</p> <p>演算装置</p> <p>中央制御室</p> <p>運転コンソール</p> <p>記録用計算機</p> <p>データ表示端末</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>①変換器に模擬入力を実施し、計器の校正及び変換器から中央制御室 (運転コンソール) までのループ試験を実施 (特性試験)                  ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)                  ③指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p>第 23 図 電圧計の試験及び検査 (A, B-直流コントロールセンタ母線電圧)</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div data-bbox="698 1085 1196 1308"> <p>可視光カメラ</p> <p>制御ユニット</p> <p>中央制御室</p> <p>監視モニタ</p> <p>監視モニタ</p> <p>①</p> <p>①使用済燃料プール監視カメラの外観確認及び映像確認を実施 (機能・性能試験)</p> <p>図 58-5-16 使用済燃料プール監視カメラの試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1254 1085 1814 1308"> <p>赤外線カメラ</p> <p>カメラ制御ユニット</p> <p>中央制御室</p> <p>監視モニタ</p> <p>監視モニタ</p> <p>カメラ空冷装置</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>①使用済燃料ピット監視カメラの外観確認及び映像確認を実施 (機能・性能検査)                  ②使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の外観確認及び性能確認を実施 (機能・性能検査)</p> <p>第 24 図 使用済燃料ピット監視カメラの試験及び検査</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 1101 600 1125" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>	 <p data-bbox="705 558 1198 582">図 58-5-17 安全パラメータ表示システム(SPDS)の試験及び検査</p>  <p data-bbox="806 997 1086 1021">図 58-5-18 可搬型計測器の試験及び検査</p>	 <p data-bbox="1276 574 1724 630">— : 有線 (建屋内)                  第 25 図 データ伝送設備 (発電所内) の試験及び検査</p>  <p data-bbox="1344 1037 1702 1061">第 26 図 可搬型計測器の試験及び検査</p>	<p data-bbox="1848 167 2027 191">【女川】設備構成の相違</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="76 252 649 1070" style="border: 2px solid black; height: 513px; width: 256px;"></div> <div data-bbox="114 1102 602 1126" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="69 256 224 400">機器又は系統名</th> <th data-bbox="69 400 224 767">異同点 (機番名)</th> <th data-bbox="69 767 224 847">点検及び試験の項目</th> <th data-bbox="69 847 224 927">保全計画又は検査</th> <th data-bbox="69 927 224 1007">検査名</th> <th data-bbox="69 1007 224 1474">備考 (○内は適用する設備の記号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 256 336 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)又は液体異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="224 400 336 767">1式</td> <td data-bbox="224 767 336 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="224 847 336 927">高 13M</td> <td data-bbox="224 927 336 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式Iの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="224 1007 336 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 256 448 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="336 400 448 767">1式</td> <td data-bbox="336 767 448 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="336 847 448 927">高 13M</td> <td data-bbox="336 927 448 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式IIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="336 1007 448 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 256 560 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="448 400 560 767">1式</td> <td data-bbox="448 767 560 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="448 847 560 927">高 13M</td> <td data-bbox="448 927 560 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式IIIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="448 1007 560 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 256 672 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="560 400 672 767">1式</td> <td data-bbox="560 767 672 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="560 847 672 927">高 13M</td> <td data-bbox="560 927 672 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式IVの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="560 1007 672 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="672 256 784 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="672 400 784 767">1式</td> <td data-bbox="672 767 784 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="672 847 784 927">高 13M</td> <td data-bbox="672 927 784 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式Vの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="672 1007 784 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="784 256 896 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="784 400 896 767">1式</td> <td data-bbox="784 767 896 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="784 847 896 927">高 13M</td> <td data-bbox="784 927 896 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式VIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="784 1007 896 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="896 256 1008 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="896 400 1008 767">1式</td> <td data-bbox="896 767 1008 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="896 847 1008 927">高 13M</td> <td data-bbox="896 927 1008 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式VIIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="896 1007 1008 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1008 256 1120 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1008 400 1120 767">1式</td> <td data-bbox="1008 767 1120 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1008 847 1120 927">高 13M</td> <td data-bbox="1008 927 1120 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式VIIIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1008 1007 1120 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 256 1232 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1120 400 1232 767">1式</td> <td data-bbox="1120 767 1232 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1120 847 1232 927">高 13M</td> <td data-bbox="1120 927 1232 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式IXの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1120 1007 1232 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 256 1344 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1232 400 1344 767">1式</td> <td data-bbox="1232 767 1344 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1232 847 1344 927">高 13M</td> <td data-bbox="1232 927 1344 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式Xの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1232 1007 1344 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 256 1456 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1344 400 1456 767">1式</td> <td data-bbox="1344 767 1456 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1344 847 1456 927">高 13M</td> <td data-bbox="1344 927 1456 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1344 1007 1456 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1456 256 1568 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1456 400 1568 767">1式</td> <td data-bbox="1456 767 1568 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1456 847 1568 927">高 13M</td> <td data-bbox="1456 927 1568 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XIIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1456 1007 1568 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1568 256 1680 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1568 400 1680 767">1式</td> <td data-bbox="1568 767 1680 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1568 847 1680 927">高 13M</td> <td data-bbox="1568 927 1680 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XIIIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1568 1007 1680 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1680 256 1792 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1680 400 1792 767">1式</td> <td data-bbox="1680 767 1792 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1680 847 1792 927">高 13M</td> <td data-bbox="1680 927 1792 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XIVの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1680 1007 1792 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1792 256 1904 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1792 400 1904 767">1式</td> <td data-bbox="1792 767 1904 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1792 847 1904 927">高 13M</td> <td data-bbox="1792 927 1904 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XVの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1792 1007 1904 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1904 256 2016 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="1904 400 2016 767">1式</td> <td data-bbox="1904 767 2016 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="1904 847 2016 927">高 13M</td> <td data-bbox="1904 927 2016 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="1904 1007 2016 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2016 256 2128 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="2016 400 2128 767">1式</td> <td data-bbox="2016 767 2128 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="2016 847 2128 927">高 13M</td> <td data-bbox="2016 927 2128 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="2016 1007 2128 1474">一部先行実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2128 256 2240 400">放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備</td> <td data-bbox="2128 400 2240 767">1式</td> <td data-bbox="2128 767 2240 847">1) 機能試験</td> <td data-bbox="2128 847 2240 927">高 13M</td> <td data-bbox="2128 927 2240 1007">放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIIIの検出装置及び警報装置の検査</td> <td data-bbox="2128 1007 2240 1474">一部先行実施</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	異同点 (機番名)	点検及び試験の項目	保全計画又は検査	検査名	備考 (○内は適用する設備の記号)	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)又は液体異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式Iの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IVの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式Vの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式VIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式VIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式VIIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IXの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式Xの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIVの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施	放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施			
機器又は系統名	異同点 (機番名)	点検及び試験の項目	保全計画又は検査	検査名	備考 (○内は適用する設備の記号)																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)又は液体異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式Iの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IVの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式Vの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式VIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式VIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式VIIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式IXの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式Xの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XIVの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																
放射線計測器の異常検出装置(本体、液体)その他の計装設備	1式	1) 機能試験	高 13M	放射線の計測器の異常検出装置の型式XVIIIの検出装置及び警報装置の検査	一部先行実施																																																																																																																



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設                      検査名：エリアモニタリング機能検査                      要領書番号：O3-16-143</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 格納容器内高レベルアラーム (3R-91A.91B.92A.92B)</p> <p>検出部</p> <p>放射線監視装置</p> <p>原子炉制御盤</p> <p>注：モータ駆動スイッチ位置          1. (7)ロックリ          2. (7)ロー          3. (7)アスト</p>			



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名: 計測制御系統施設                      検査名: 核計装設備検査                      要領書番号: O3-16-335</p>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="78 263 638 933" style="border: 2px solid black; height: 420px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="112 957 604 989" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 260 640 1054" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="118 1070 602 1094" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 252 640 1098" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 248px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="125 1114 613 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 272 647 1066" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="116 1083 604 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 647 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="118 1086 607 1114" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 272 645 1070" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="107 1082 595 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 640 1046" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="114 1054 607 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

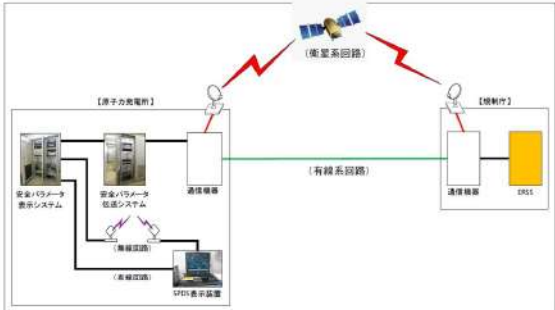
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 272 647 1066" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="116 1082 602 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS 表示装置及び安全パラメータ伝送システム</p> <p>試験・検査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験構成</li> </ul>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="85 863 638 1177"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の外観を目視 (または品質記録) により確認する。</td> <td>有害な欠陥 (表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの) がないこと。</td> </tr> <tr> <td>据付検査</td> <td>工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視 (または品質記録) により確認する。</td> <td>工事計画のとおりに据付け竣工されていること。</td> </tr> <tr> <td>通信性能検査</td> <td>通信が正常にできることを目視 (または品質記録) により確認する。</td> <td>通信が正常にできること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	外観検査	各部の外観を目視 (または品質記録) により確認する。	有害な欠陥 (表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの) がないこと。	据付検査	工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視 (または品質記録) により確認する。	工事計画のとおりに据付け竣工されていること。	通信性能検査	通信が正常にできることを目視 (または品質記録) により確認する。	通信が正常にできること。			
検査項目	検査方法	判定基準													
外観検査	各部の外観を目視 (または品質記録) により確認する。	有害な欠陥 (表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの) がないこと。													
据付検査	工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視 (または品質記録) により確認する。	工事計画のとおりに据付け竣工されていること。													
通信性能検査	通信が正常にできることを目視 (または品質記録) により確認する。	通信が正常にできること。													



灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第 4 号機 第 15 保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名: 計測制御系統施設                      検査名: プラント状態監視設備機能検査                      (2/2) 【計装編】                      要領書番号: ○4-15-140</p>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="80 276 645 978" style="border: 2px solid black; height: 440px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="114 983 607 1010" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 279 638 1125" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 247px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="116 1129 607 1157" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 2</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設                      検査名：計測制御系監視機能検査                      (2/3) [計装A編]                      要領書番号：○4-15-310</p>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="78 255 645 1145" style="border: 2px solid black; height: 558px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="112 1157 604 1189" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="78 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="107 1082 593 1109" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1072 604 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 647 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="114 1082 604 1114" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 272 647 1075" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="125 1082 613 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			





灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第 4 号機 第 15 保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名: 放射線管理施設                      検査名: エリアモニタリング機能検査                      要領書番号: O4-15-143</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">放射線監視装置</p> <p style="text-align: right;">[ 赤 キー操作スイッチ位置          1. 故障時          2. 異常時          3. 停止時 ]</p>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設                      検査名：核計装設備検査                      要領書番号：○4-15-335</p> <div style="border: 2px solid black; height: 300px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="78 263 645 1061" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="112 1069 604 1101" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 651 1125" style="border: 2px solid black; height: 544px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="125 1145 613 1171" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 252 647 1050" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="125 1066 613 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="114 1066 602 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 248 631 1031" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1038 602 1066" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません                 </div>			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="78 252 642 1042" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="112 1050 604 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません                 </div>			

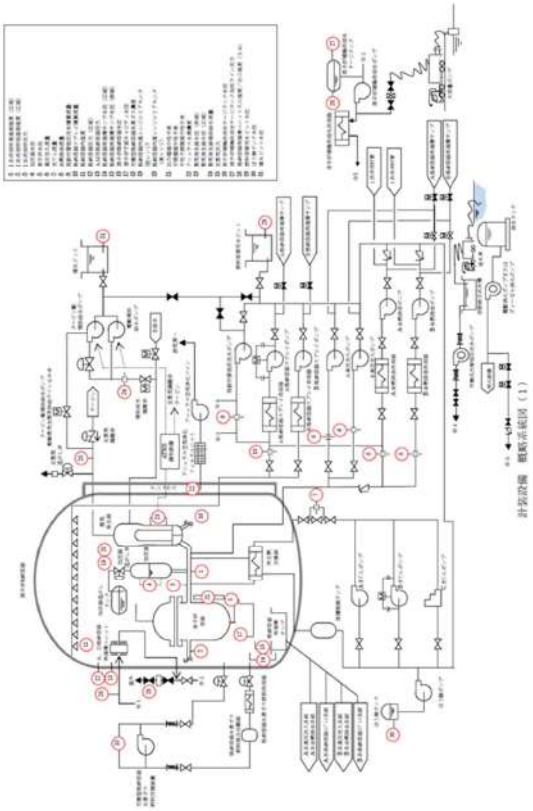
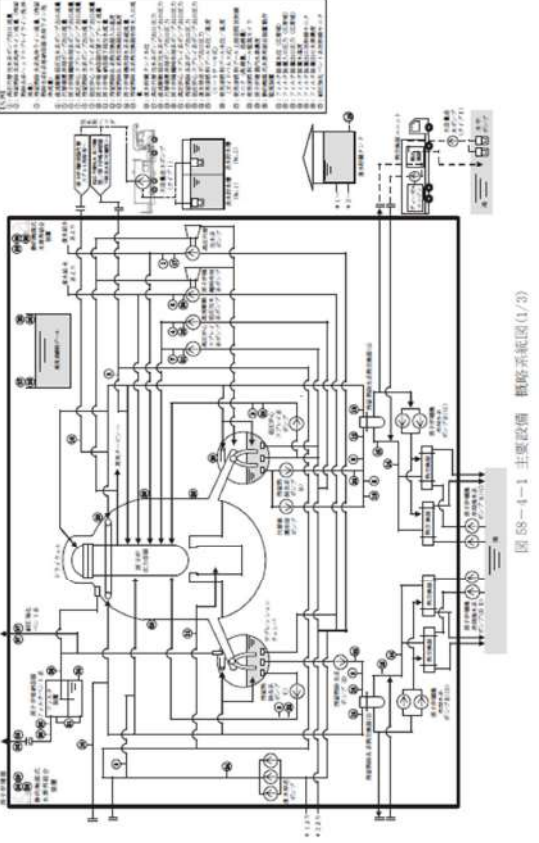
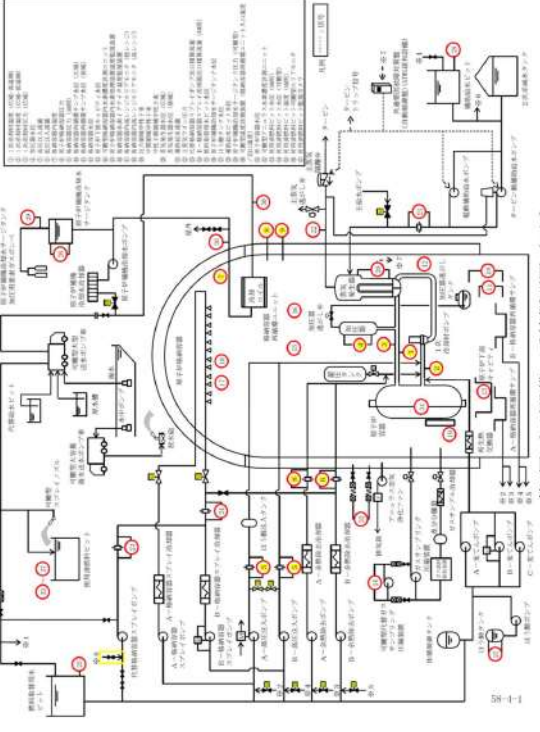
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 638 1034" style="border: 2px solid black; height: 487px; width: 247px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="125 1054 613 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。                 </div>			

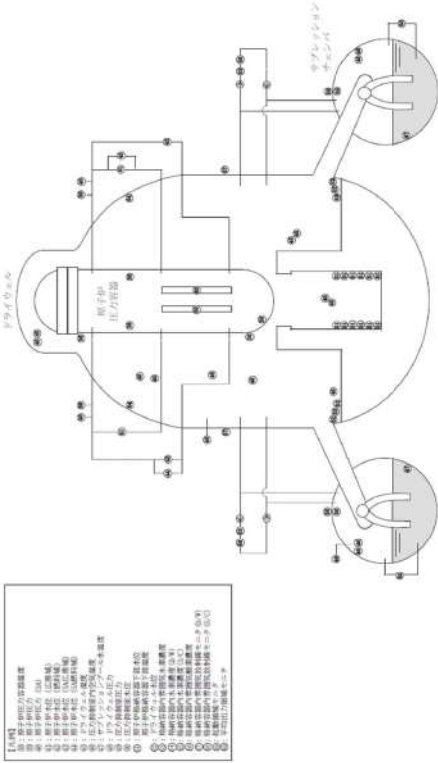
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

<p>大飯発電所3/4号炉 58-5 系統図</p> 	<p>女川原子力発電所2号炉 58-4 系統図</p> 	<p>泊発電所3号炉 58-4 系統図</p> 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  ・相違理由②④</p> <p>【女川】炉型の相違                  ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータがことなるため、比較対象外とする。</p>
---	---	---	---

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図58-4-2 主要設備 儀装系統図(2/3)</p>		<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PWRとBWRでは想定される重大事故等及び対処するために監視するパラメータが異なり、女川はパラメータ数が多いことから格納容器内を示した図を記載しているのに対し、泊では前段の一つの図で示している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(大飯該当資料なし)</p>	<p>図 58-4-3 主要設備 概略系統図(3/3)</p>	<p>第1図 主要設備 系統概要図 (2/2)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)              ・泊は女川実績を反映し、パラメータ記録時に使用する設備の概略系統図を記載している。</p> <p>【女川】設備の相違              ・相違理由④</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>58-6 計測範囲説明書</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する計測</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する計測</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 計測装置</p> <p>3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</p> <p>3.3 安全保護装置</p> <p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>4.1 計測装置の計測範囲</p> <p>4.2 計測装置の警報動作範囲</p> <p>※本資料における [ ] については、防護上の観点又は商業機密を含むため公開できません。</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第34条、第47条、第64条、第65条、第67条、第68条及び第73条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に関わる計測制御系統施設のうち計測装置の構成、計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。併せて技術基準規則第34条及びその解釈に関わる計測装置の計測結果の記録の保存についても説明するとともに、計測装置の機能を有した安全保護装置に関して、技術基準規則第35条及びその解釈に関わる計測制御系統施設のうち安全保護装置の不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置について説明する。</p> <p>なお、技術基準規則第34条及びその解釈に関わる計測装置のうち設計基準対象施設としてのみ使用する計測装置の構成、技術基準規則第35条及びその解釈に関わる安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止以外の構成及び計測範囲並びに技術基準規則第47条の計測装置の警報動作範囲に関しては、要求事項に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。</p> <p>今回は、計測制御系統施設のうち設計基準対象施設に関する計測結果の記録の保存及び安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止並びに重大事故等対処設備に関する計測装置の構成、計測範囲について説明する。</p>	<p>58-6 容量設定根拠</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、計測制御系統施設、放射線管理施設、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の以下の計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。</p> <p>(1) 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置</p> <p>(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置</p> <p>(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(5) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(6) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置</p> <p>(7) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p>	<p>58-5 容量設定根拠</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、計測制御系統施設、放射線管理施設、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の以下の計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。</p> <p>(1) 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置</p> <p>(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む）を計測する装置</p> <p>(3) 原子炉圧力容器本体内の水位を計測する装置</p> <p>(4) 加圧器内の水位を計測する装置</p> <p>(5) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(6) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(7) 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>(8) 蒸気タービンの附属施設に係る貯水設備内の水位を計測する装置</p> <p>(9) 蒸気発生器内の水位を計測する装置</p> <p>(10) 主蒸気の圧力を計測する装置</p> <p>(11) 補助給水流量を計測する装置</p> <p>(12) ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置</p> <p>(13) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置</p> <p>(14) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p>	<p>【大飯】【女川】 資料番号の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 炉型の相違 PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、計測装置は比較対象外とする。但し、構文は女川に合わせる。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） （大飯は技術基準への適合を記載）</p> <p>【女川】 設備構成の相違（加圧器はPWR固有の設備）</p> <p>【女川】 項目番号の相違（以降、同様の相違は相違理由を省略する）。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 炉型の相違により設備（計測装置）の構成が異なる。</p>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する計測</p> <p>(1) 計測結果の記録の保存                      技術基準規則第34条及びその解釈に基づき、計測装置の計測結果は、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とし、継続的な試料の分析を行う場合は、従事者が測定結果を記録し保存できる設計とする。</p> <p>(2) 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止                      技術基準規則第35条及びその解釈に基づき、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できるよう、物理的及び機能的に分離した設計とするとともに、物理的アクセスの制限及び電氣的アクセスの制限を設ける等の措置を講じる設計とする。</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する計測                      技術基準規則第64条及び第65条並びにそれらの解釈に基づき、原子炉格納容器内の冷却等又は、原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備のうち、格納容器内自然対流冷却時に自然対流冷却の状態を確認するため、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度 / 出口温度 (SA) 用) を保管する。</p> <p>また、技術基準規則第67条及び第68条並びにその解釈に基づき、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止又は、原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉格納容器内及び原子炉格納容器からアニュラスに漏えいした水素の濃度を測定するため、水素濃度を監視する設備を設ける。</p> <p>技術基準規則第73条及びその解釈に基づき、計測機器の故障により、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するための設備を設置又は保管する。</p>	<p>(8) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(9) 放射線管理用計測装置</p> <p>(10) その他重大事故等対処設備の計測装置</p> <p>2. 基本方針                      重大事故等時において、発電用原子炉施設の主要なプロセス量を計測して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で以下に示す計測装置を設置する。また、重大事故等時において期待されるパラメータに対して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で、以下に示す計測装置を設置する。</p> <p>2.1 起動領域計測装置 (中性子源領域計測装置、中間領域計測装置) 及び出力領域計測装置</p> <p>本計測装置は、炉心中性子束レベル (起動領域 (中性子源領域、中間領域) 及び出力領域) を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む。) を計測する装置                      本計測装置は、原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力 (高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、復水移送ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、代替循環冷却ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力、低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力、残留熱除去系ポンプ出口圧力)、温度 (残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度) 及び流量 (高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量) を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>(15) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置</p> <p>(16) 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(17) 放射線管理用計測装置</p> <p>(18) その他重大事故等対処設備の計測装置</p> <p>2. 基本方針                      重大事故等時において、発電用原子炉施設の主要なプロセス量を計測して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で以下に示す計測装置を設置する。また、重大事故等時において期待されるパラメータに対して、その計測結果を中央制御室において監視する目的で、以下に示す計測装置を設置する。</p> <p>2.1 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置</p> <p>本計測装置は、炉心中性子束レベル (中性子源領域、中間領域及び出力領域) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む) を計測する装置                      本計測装置は、原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力 (1次冷却材圧力 (広域))、温度 (1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)) 及び流量 (高圧注入流量、低圧注入流量、B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM 用) 及び代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>【女川】                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備構成の相違                      泊は計測結果を指示計や記録計に指示するのではなく、ディスプレイに盤面表示するため。                      (以降、同じ相違については、相違理由の記載を省略する)</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>重大事故等に対処するために監視することが必要な計測装置の計測範囲は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、パラメータの推定の対応手段等による推定及び計測又は監視並びに記録及び保存ができる設計とする。</p> <p>2.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置                      本計測装置は、原子炉圧力容器本体内の圧力 (原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) ) 及び水位 (原子炉水位 (広帯域)、原子炉水位 (燃料域)、原子炉水位 (SA 広帯域)、原子炉水位 (SA 燃料域)) を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置                      本計測装置は、原子炉格納容器本体内の圧力 (ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力)、温度 (ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、原子炉格納容器下部温度)、酸素濃度 (格納容器内雰囲気酸素濃度) 及び水素濃度 (格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度) を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置                      本計測装置は、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位 (復水貯槽タンク水位) を計測して、その計測結果を中央制御室に指示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>2.3 原子炉圧力容器本体内の水位を計測する装置                      本計測装置は、原子炉圧力容器本体内の水位 (原子炉容器水位) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.4 加圧器内の水位を計測する装置                      本計測装置は、加圧器水位を計測して、その計測結果を中央制御室における表示、記録装置にて記録する目的で設置する。</p> <p>2.5 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置                      本計測装置は、原子炉格納容器本体内の圧力 (格納容器圧力 (AM 用)、原子炉格納容器圧力)、温度 (格納容器内温度) 及び水素濃度 (格納容器内水素濃度) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置                      本計測装置は、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位 (燃料取替用水ピット水位) を計測して、その計測結果を中央制御室に表示し、記録する目的で設置する。</p> <p>2.7 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置                      本計測装置は、原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力 (原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)) 及び水位 (原子炉補機冷却水サージタンク水位) を計測して、その計測結果を中央制御室若しくは現場に表示又は指示し、記録する目的で設置する。</p>	<p>【女川】                      設備構成の相違 (加圧器はPWR固有の設備)</p> <p>【女川】                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p>【女川】                      設備構成の相違                      泊 (PWR) は自然対流冷却時に原子炉補機冷却水の沸騰防止のための窒素加圧する際、原子炉補機冷却水サージタンク圧力</p>	

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>2.6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置                      本計測装置は, 原子炉格納容器本体への冷却材流量 (原子炉格納容器代替スプレィ流量, 原子炉格納容器下部注水流量) を計測して, その計測結果を中央制御室に指示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置                      本計測装置は, 原子炉格納容器本体の水位 (圧力抑制室水位) を計測して, その結果を中央制御室に指示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>原子炉格納容器本体の水位 (原子炉格納容器下部水位, ドライウエル水位) を計測する装置は, 熔融炉心の冷却に必要な水深があることを計測して, その計測結果を中央制御室に指示し, 記録する目的で設置する。</p>	<p>2.8 蒸気タービンの附属施設に係る貯水設備内の水位を計測する装置                      本計測装置は, 蒸気タービンの附属施設に係る貯水設備内の水位 (補助給水ピット水位) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.9 蒸気発生器内の水位を計測する装置                      本計測装置は, 蒸気発生器内の水位 (蒸気発生器水位 (広域) 及び蒸気発生器水位 (狭域)) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.10 主蒸気の圧力を計測する装置                      本計測装置は, 主蒸気の圧力 (主蒸気ライン圧力) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.11 補助給水流量を計測する装置                      本計測装置は, 補助給水流量を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.12 ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置                      本計測装置は, ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位 (ほう酸タンク水位) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.13 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置                      本計測装置は, 原子炉格納容器本体への冷却材流量 (高圧注入流量, 低圧注入流量, B-格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM 用) 及び代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.14 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置                      本計測装置は, 原子炉格納容器本体の水位 (格納容器再循環サンプル水位 (広域) 及び格納容器再循環サンプル水位 (狭域)) を計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>原子炉格納容器本体の水位 (原子炉下部キャビティ水位) を計測する装置は, 熔融炉心の冷却に必要な水深があることを計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>原子炉格納容器本体の水位 (格納容器水位) を計測する装置</p>	<p>(可搬型) を使用して, 現場で指示を確認する。  <b>【女川】</b>                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p><b>【女川】</b>                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p><b>【女川】</b>                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p><b>【女川】</b>                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p><b>【女川】</b>                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p><b>【女川】</b>                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載表現の相違 (他箇所と用語統一)</p> <p><b>【女川】</b></p>

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>2.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置                      本計測装置は, 原子炉建屋内の水素濃度を計測して, その計測結果を中央制御室に<b>指示</b>し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.9 放射線管理用計測装置                      本計測装置は, 原子炉格納容器内の放射線量率 (格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)), フィルタ装置出口の放射線量率 (フィルタ装置出口放射線モニタ), 耐圧強化ベント系の放射線量率 (耐圧強化ベント系放射線モニタ) 及び使用済燃料プールの放射線量率 (使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量)) を計測して, その計測結果を中央制御室に<b>指示</b>し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.10 その他重大事故等対処設備の計測装置                      本計測装置は, その他重大事故等の対処に必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ (原子炉圧力容器温度, フィルタ装置入口圧力 (広帯域), フィルタ装置出口圧力 (広帯域), フィルタ装置水位 (広帯域), フィルタ装置水温度, フィルタ装置出口水素濃度, 原子炉補機冷却水系統流量, 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量, 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置, 使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式), 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式), 使用済燃料プール監視カメラ) を計測して, その計測結果を中央制御室に<b>指示</b>し, 記録する目的で設置する。</p>	<p>は, 格納容器内への注入量の制限レベルを計測して, その計測結果を中央制御室に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.15 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置                      本計測装置は, 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) を計測して, その計測結果を現場に表示し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.16 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置                      本計測装置は, 二次格納施設内の水素ガス濃度 (アンユラス水素濃度 (可搬型)) を計測して, その計測結果を中央制御室に<b>表示</b>し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.17 放射線管理用計測装置                      本計測装置は, 原子炉格納容器内の放射線量率 (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)) 及び使用済燃料ピットの放射線量率 (使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ) を計測して, その計測結果を中央制御室に<b>表示</b>し, 記録する目的で設置する。</p> <p>2.18 その他重大事故等対処設備の計測装置                      本計測装置は, その他重大事故等の対処に必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ (原子炉格納容器内水素処理装置温度, 格納容器水素イグナイト温度, 使用済燃料ピット水位 (AM 用), 使用済燃料ピット水位 (可搬型), 使用済燃料ピット温度 (AM 用), 使用済燃料ピット監視カメラ) を計測して, その計測結果を中央制御室に<b>表示</b>し, 記録する目的で設置する。</p>	<p>設備構成の相違                      C/V 内想定水位の相違による計測装置の相違 (PWR 共通)</p> <p>【女川】                      設備構成の相違                      炉型の相違により設備 (計測装置) の構成が異なる。                      泊 (PWR) は海水を用いた自然対流冷却時に可搬型設備である可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) を使用して, 現場で指示を確認する。</p> <p>【女川】                      設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 計測装置の構成</p> <p>重大事故等対処設備に関する計測装置の検出器から計測結果の指示又は表示、記録及び警報装置に至るシステム構成を設計基準対象施設も含め「3.1 計測装置」に示す。</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の計測装置による計測結果の表示、記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」にとりまとめる。</p> <p>また、安全保護装置の構成及び不正アクセス行為等の被害の防止すること等の措置について「3.3 安全保護装置」に示す。</p> <p>3.1 計測装置</p> <p>3.1.1 中性子源領域中性子束、中間領域中性子束及び出力領域中性子束</p> <p>(1) 中性子源領域中性子束</p> <p>中性子源領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中性子源領域中性子束の検出信号は、比例計数管からのパルス信号を前置増幅器で増幅し、炉外核計装盤内の信号処理回路にて中性子束レベル信号へ変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第1図「中性子源領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 起動領域計測装置 (中性子源領域計測装置、中間領域計測装置) 及び出力領域計測装置</p> <p>3.1.1 起動領域計測装置</p> <p>(1) 起動領域モニタ</p> <p>起動領域モニタは、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、起動領域中性子束の検出信号は、核分裂電離箱にて中性子束レベルをパルス信号として検出する。検出したパルス信号は、前置増幅器で増幅し、演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-1「起動領域モニタの概略構成図」参照。)</p>	<p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置</p> <p>3.1.1 中性子源領域計測装置</p> <p>(1) 中性子源領域中性子束</p> <p>中性子源領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中性子源領域中性子束の検出信号は、比例計数管にて中性子束レベルをパルス信号として検出する。検出したパルス信号は、前置増幅器で増幅し、原子炉安全保護盤内の演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第1図「中性子源領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)                      (大飯は技術基準34条・35条への適合についても併せて各項で整理する旨を記載。)</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】                      設備名称の相違</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】                      図表番号の相違 (以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 中性子源領域中性子束の概略構成図</p>	<p>図58-6-1 起動領域モニタの概略構成図</p>	<p>第1図 中性子源領域中性子束の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(2) 中間領域中性子束</p> <p>中間領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中間領域中性子束の検出信号は、<u>γ線補償型電離箱からの電流信号を炉外核計装盤内の信号処理回路にて中性子束レベル信号へ変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p>(第2図「中間領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>(2) 中間領域中性子束</p> <p>中間領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中間領域中性子束の検出信号は、<u>γ線補償型電離箱にて中性子束レベルを電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に表示し、記録する。</u></p> <p>(第2図「中間領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>(2) 中間領域中性子束</p> <p>中間領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、中間領域中性子束の検出信号は、<u>γ線補償型電離箱にて中性子束レベルを電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に表示し、記録する。</u></p> <p>(第2図「中間領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2図 中間領域中性子束の概略構成図</p>	<p>3.1.2 出力領域計測装置</p> <p>(1) 平均出力領域モニタ</p> <p>平均出力領域モニタは、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、出力領域中性子束の検出信号は、核分裂電離箱にて中性子束レベルを電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-2 「平均出力領域モニタの概略構成図」 参照。)</p>	<p>第2図 中間領域中性子束の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(3) 出力領域中性子束</p> <p>出力領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、出力領域中性子束の検出信号は、<span style="color: green;">γ線非補償型電離箱からの電流信号を炉外核計装盤内の信号処理回路にて中性子束レベル信号へ変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</span></p> <p>(第3図「出力領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>		<p>3.1.2 出力領域計測装置</p> <p>(1) 出力領域中性子束</p> <p>出力領域中性子束は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、出力領域中性子束の検出信号は、<span style="color: green;">γ線非補償型電離箱にて中性子束レベルを電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて中性子束レベル信号に変換する処理を行った後、中性子束レベルを中央制御室に表示し、記録する。</span></p> <p>(第3図「出力領域中性子束の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 演算装置の盤名称を記載。(大飯と同じ)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第3図 出力領域中性子束の概略構成図</p>	<p>図58-6-2 平均出力領域モニタの概略構成図</p>	<p>第3図 出力領域中性子束の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>3.1.2 原子炉容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む。)を計測する装置</p> <p>(1) 1次冷却材圧力</p> <p>1次冷却材圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、1次冷却材圧力の検出信号は、弾性圧力検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、1次冷却材圧力を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第4図「1次冷却材圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む。)を計測する装置</p> <p>3.2.1 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力</p> <p>(1) 高圧代替注水系ポンプ出口圧力</p> <p>高圧代替注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、高圧代替注水系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-3「高圧代替注水系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2 原子炉压力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力、温度又は流量 (代替注水の流量を含む。)を計測する装置</p> <p>3.2.1 原子炉压力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の圧力</p> <p>(1) 1次冷却材圧力 (広域)</p> <p>1次冷却材圧力 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて圧力信号に変換する処理を行った後、1次冷却材圧力 (広域) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第4図「1次冷却材圧力 (広域) の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4図 1次冷却材圧力の概略構成図</p>	<p>図58-6-3 高压代替注水系ポンプ出口圧力の概略構成図</p>	<p>第4図 1次冷却材圧力 (広域) の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(2) 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</p>			
<p>直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-4「直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>			
<p>図58-6-4 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力の概略構成図</p>			
<p>(3) 代替循環冷却ポンプ出口圧力</p>			
<p>代替循環冷却ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、代替循環冷却ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-5「代替循環冷却ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図58-6-5 代替循環冷却ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(4) 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-6「原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-6 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(5) 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-7「高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>		

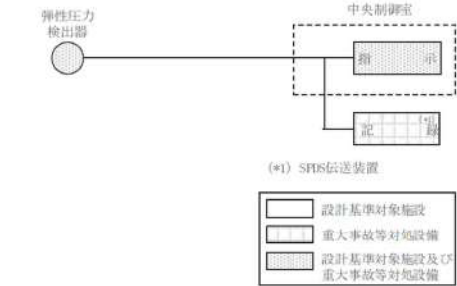
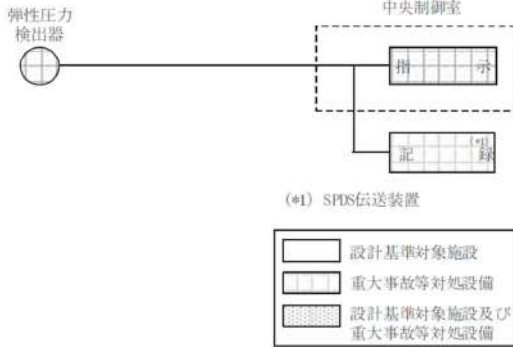
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="757 140 1187 438" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="667 459 1227 481">図 58-6-7 高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p data-bbox="689 518 985 542"><b>(6) 残留熱除去系ポンプ出口圧力</b></p> <p data-bbox="689 550 1236 686">残留熱除去系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、残留熱除去系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p data-bbox="689 694 1236 746">(図 58-6-8「残留熱除去系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p> <div data-bbox="728 790 1209 1125" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="667 1149 1227 1171">図58-6-8 残留熱除去系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p data-bbox="689 1220 1041 1244"><b>(7) 低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</b></p> <p data-bbox="689 1252 1236 1388">低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p data-bbox="689 1396 1236 1449">(図 58-6-9「低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>		

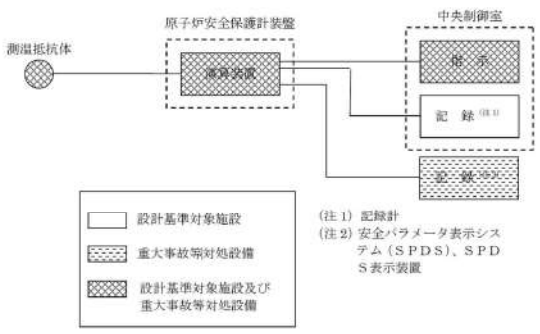
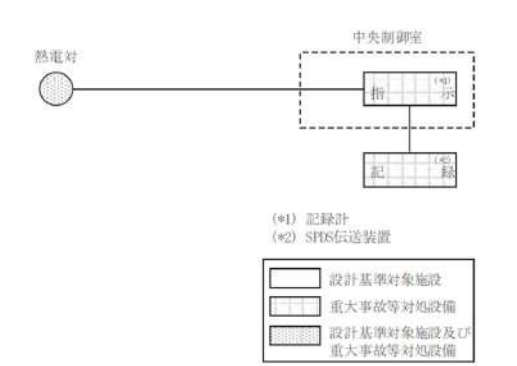
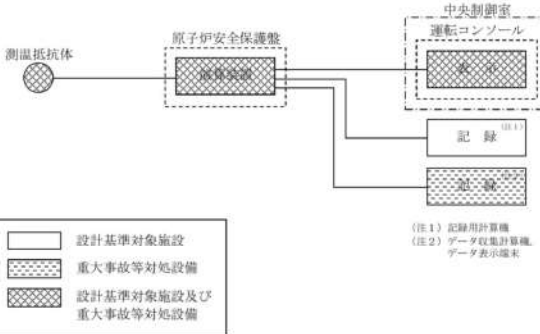
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図58-6-9 低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の概略構成図</p> <p>(8) 復水移送ポンプ出口圧力              復水移送ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、復水移送ポンプ出口圧力として中央制御室に指示し、記録する。              (図58-6-10「復水移送ポンプ出口圧力の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-10 復水移送ポンプ出口圧力の概略構成図</p>		

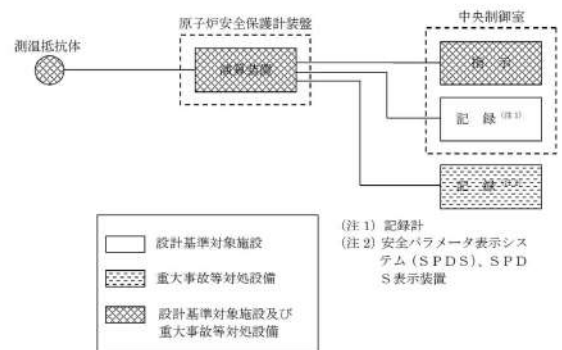
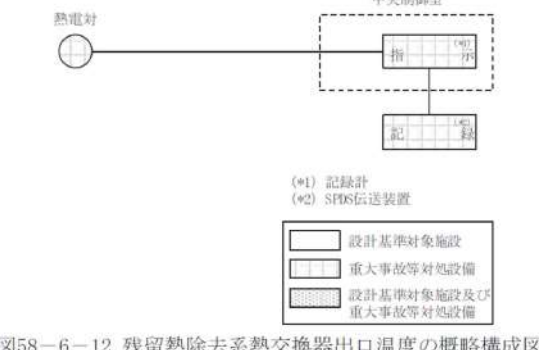
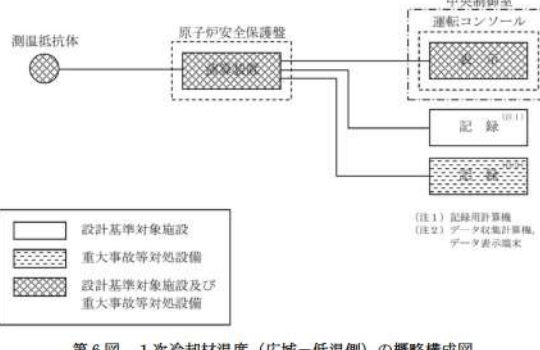
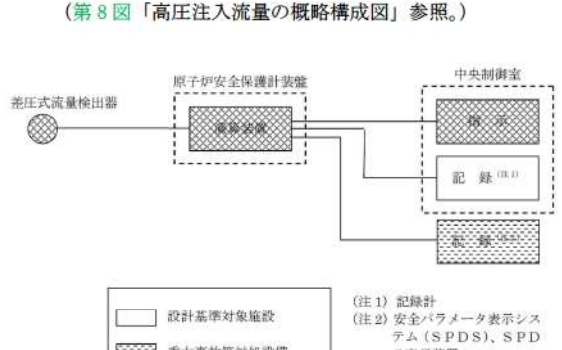
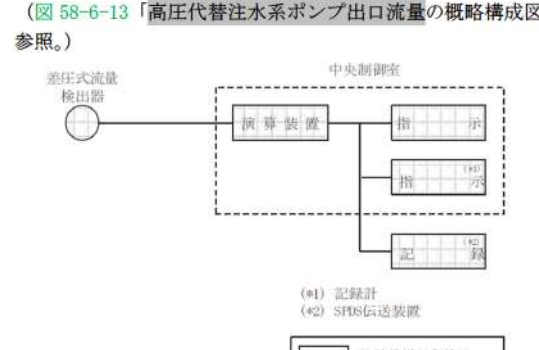
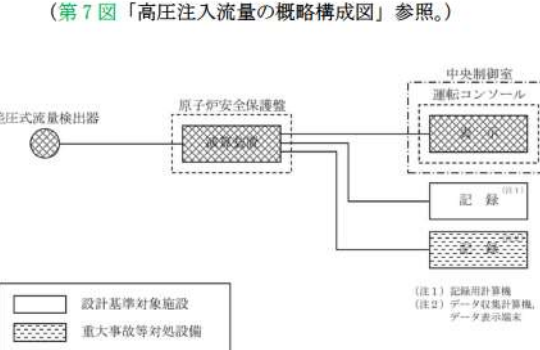
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 1次冷却材高温側温度 (広域)</p> <p>1次冷却材高温側温度 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、1次冷却材高温側温度 (広域) の検出信号は、测温抵抗体の抵抗値を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、1次冷却材高温側温度 (広域) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第5図「1次冷却材高温側温度 (広域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第5図 1次冷却材高温側温度 (広域) の概略構成図</p> <p>(3) 1次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>1次冷却材低温側温度 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、1次冷却材低温側温度 (広域) の検出信号は、测温抵抗体の抵抗値を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、1次冷却材低温側温度 (広域) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第6図「1次冷却材低温側温度 (広域) の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の温度</p> <p>(1) 残留熱除去系熱交換器入口温度</p> <p>残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、残留熱除去系熱交換器入口温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-11「残留熱除去系熱交換器入口温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-11 残留熱除去系熱交換器入口温度の概略構成図</p> <p>(2) 残留熱除去系熱交換器出口温度</p> <p>残留熱除去系熱交換器出口温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、残留熱除去系熱交換器出口温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-12「残留熱除去系熱交換器出口温度の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の温度</p> <p>(1) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</p> <p>1次冷却材温度 (広域-高温側) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて温度信号に変換する処理を行った後、1次冷却材温度 (広域-高温側) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(第5図「1次冷却材温度 (広域-高温側) の概略構成図」参照。)</p>  <p>第5図 1次冷却材温度 (広域-高温側) の概略構成図</p> <p>(2) 1次冷却材温度 (広域-低温側)</p> <p>1次冷却材温度 (広域-低温側) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて温度信号に変換する処理を行った後、1次冷却材温度 (広域-低温側) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(第6図「1次冷却材温度 (広域-低温側) の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

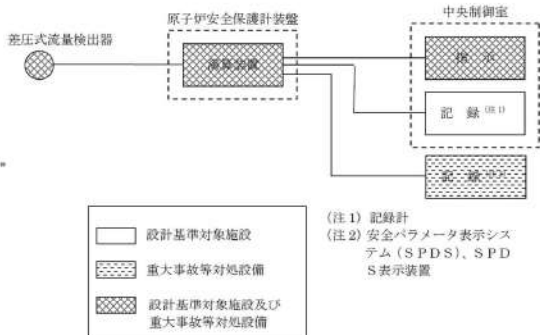
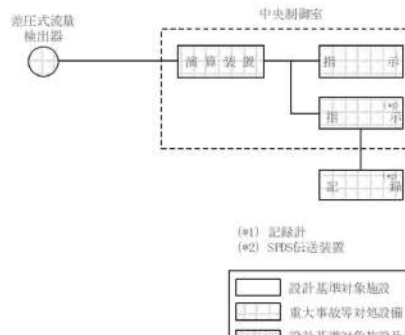
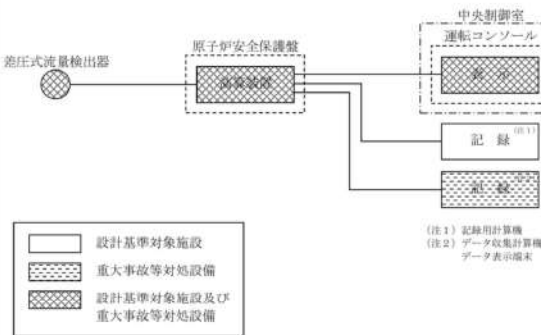
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6図 1次冷却材低温側温度 (広域) の概略構成図</p>	 <p>図58-6-12 残留熱除去系熱交換器出口温度の概略構成図</p>	 <p>第6図 1次冷却材温度 (広域-低温側) の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(5) 高圧注入流量</p> <p>高圧注入流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、高圧注入流量の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高圧注入流量を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第8図「高圧注入流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.3 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の流量</p> <p>(1) 高圧代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>高圧代替注水系ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高圧代替注水系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-13「高圧代替注水系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.2.3 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の1次冷却材の流量</p> <p>(1) 高圧注入流量</p> <p>高圧注入流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高圧注入流量として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第7図「高圧注入流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
 <p>第8図 高圧注入流量の概略構成図</p>	 <p>図58-6-13 高圧代替注水系ポンプ出口流量の概略構成図</p>	 <p>第7図 高圧注入流量の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(4) 余熱除去流量</p> <p>余熱除去流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設</p>	<p>(2) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレ</p>	<p>(2) 低圧注入流量</p> <p>低圧注入流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

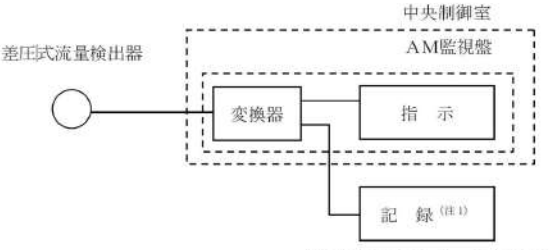
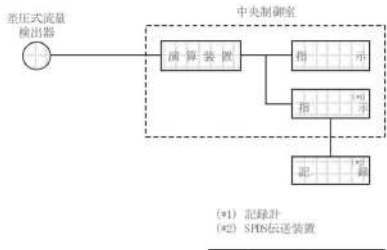
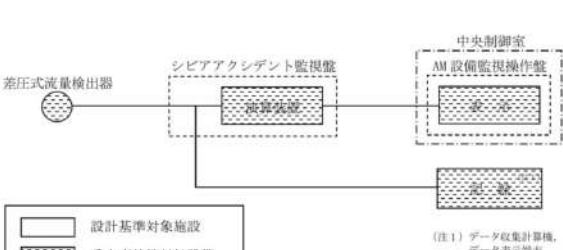
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>備の機能を有しており、<b>余熱除去流量の検出信号</b>は、差圧式流量検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、<b>余熱除去流量</b>を中央制御室に<b>指示</b>し、<b>記録及び保存</b>する。<b>記録及び保存</b>については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第7図「余熱除去流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>第7図 余熱除去流量の概略構成図</p>	<p>ライン洗浄流量)は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、<b>残留熱除去系洗浄ライン流量</b>（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-14「残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-14 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）の概略構成図</p>	<p>備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、<b>低圧注入流量</b>として中央制御室に<b>表示</b>し、記録する。</p> <p>(第8図「低圧注入流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>第8図 低圧注入流量の概略構成図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>(6) 恒設代替低圧注水積算流量</p> <p>恒設代替低圧注水積算流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、<b>恒設代替低圧注水流量の検出信号</b>は、差圧式流量検出器からの電流信号を<b>AM監視盤の指示計</b>にて流量信号へ変換する処理を行った後、<b>恒設代替低圧注水流量</b>を<b>AM監視盤</b>に指示し、記録及び保存する。</p> <p>また、<b>恒設代替低圧注水積算流量</b>の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を、<b>AM監視盤の指示計</b>に接続し、<b>瞬時流量を指示計内部にて演算し、積算流量を指示し、記録及び保存</b>する。</p>	<p>(3) <b>残留熱除去系洗浄ライン流量</b>（残留熱除去系 B系格納容器冷却ライン洗浄流量）</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B系格納容器冷却ライン洗浄流量）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、<b>残留熱除去系洗浄ライン流量</b>（残留熱除去系 B系格納容器冷却ライン洗浄流量）として中央制御室に指示し、記録する。</p>	<p>(3) <b>代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</b></p> <p>代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、<b>シビアアクシデント監視盤内の演算装置</b>にて流量信号へ変換する処理を行った後、<b>代替格納容器スプレイポンプ出口流量</b>として中央制御室に<b>表示</b>し、記録する。</p> <p>また、<b>代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</b>の検出信号は、差圧式流量検出器からの電流信号を、<b>シビアアクシデント監視盤内の演算装置</b>に接続し、<b>瞬時流量を演算装置にて演算し、積算流量を中央制御室に表示し、記録</b>する。</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>泊は検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤の演算装置にて流量信号に変換する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

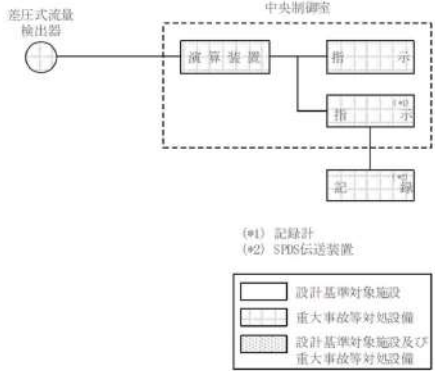
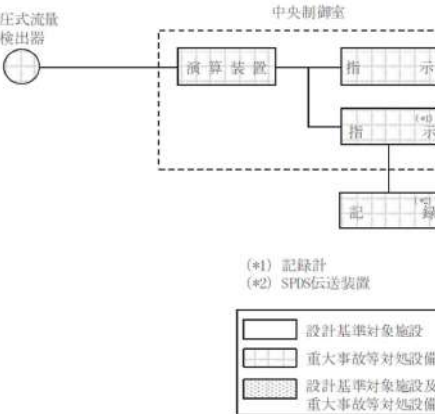
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第9図「恒設代替低圧注水積算流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p>	<p>(図 58-6-15 「残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 記録計 (注2) SPS伝送装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設</li> <li>重大事故等対処設備</li> <li>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</li> </ul>	<p>(第9図「代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) データ収集計算機、データ表示端末</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設</li> <li>重大事故等対処設備</li> <li>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</li> </ul>	<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>第9図 恒設代替低圧注水積算流量の概略構成図</p>	<p>図58-6-15 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) の概略構成図</p> <p>(4) 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量                  直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。                  (図 58-6-16 「直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>	<p>第9図 代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量の概略構成図</p> <p>(4) B-格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM用)                  3.13(3) B-格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM用) と同じ。</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>大飯は、A-格納容器スプレィポンプによる原子炉圧力容器への注水を行う場合、A-格納容器スプレィ積算流量を通らない系統となっている。</p>



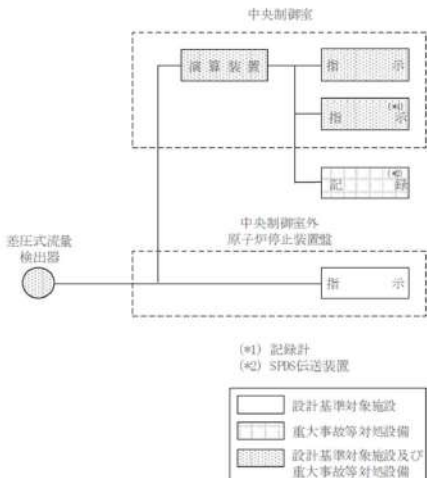
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図58-6-16 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>(5) 代替循環冷却ポンプ出口流量                  代替循環冷却ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、代替循環冷却ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。                  (図 58-6-17 「代替循環冷却ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-17 代替循環冷却ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>(6) 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量                  原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、原子</p>		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>炉隔離時冷却系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。                  (図 58-6-18「原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-18 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>(7) 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量                  高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し、記録する。                  (図 58-6-19「高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>		

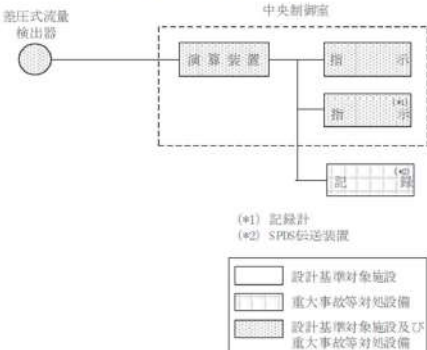
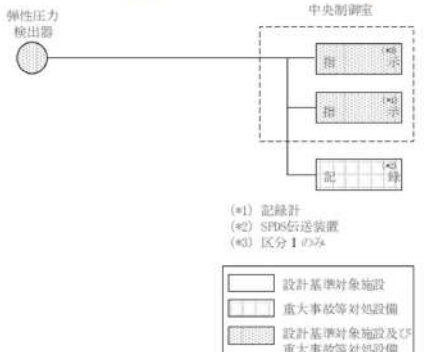
灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p data-bbox="734 145 1160 501"> </p> <p data-bbox="667 517 1218 539">図 58-6-19 高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p data-bbox="689 576 987 598"><b>(8) 残留熱除去系ポンプ出口流量</b></p> <p data-bbox="689 608 1234 746">                 残留熱除去系ポンプ出口流量は, 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており, 差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は, 演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後, 残留熱除去系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し, 記録する。             </p> <p data-bbox="689 754 1234 802">(図 58-6-20 「残留熱除去系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p> <p data-bbox="792 810 1106 1177"> </p> <p data-bbox="770 1190 1128 1209">図 58-6-20 残留熱除去系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p data-bbox="689 1217 1043 1240"><b>(9) 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</b></p> <p data-bbox="689 1249 1234 1417">                 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は, 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており, 差圧式流量検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は, 演算装置にて流量信号へ変換する処理を行った後, 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量として中央制御室に指示し, 記録する。             </p> <p data-bbox="689 1425 1234 1473">(図 58-6-21 「低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の概略構成図」参照。)</p>		

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">中央制御室</p>  <p>(*)1 記録計          (*)2 SPDS伝送装置</p> <p>図58-6-21 低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量の概略構成図</p> <p>3.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>3.3.1 原子炉圧力容器本体内の圧力</p> <p>(1) 原子炉圧力</p> <p>原子炉圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-22 「原子炉圧力の概略構成図」参照。)</p>  <p>(*)1 記録計          (*)2 SPDS伝送装置          (*)3 区分 1 のみ</p> <p>図58-6-22 原子炉圧力の概略構成図</p> <p>(2) 原子炉圧力(SA)</p> <p>原子炉圧力(SA)は、重大事故等対処設備としての機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉圧力(SA)として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-23 「原子炉圧力(SA)の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.3 原子炉圧力容器本体内の水位を計測する装置</p>	

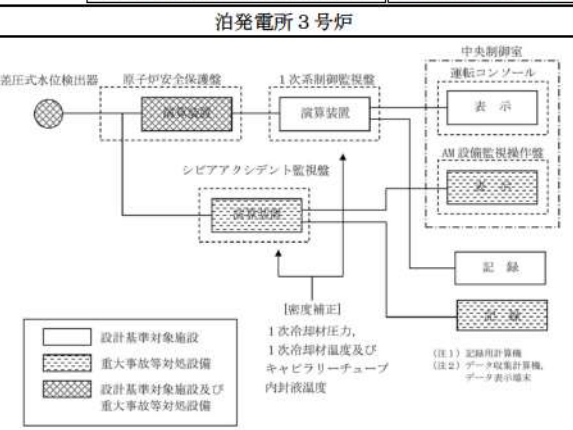
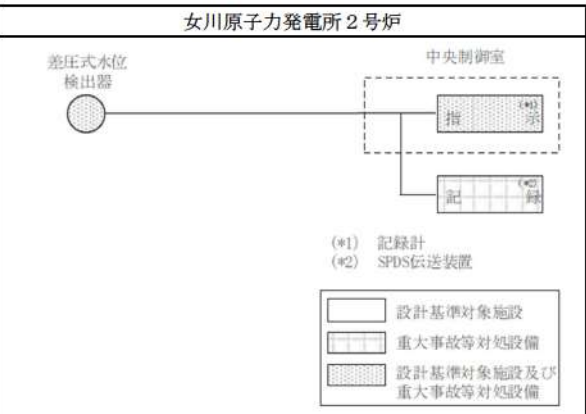
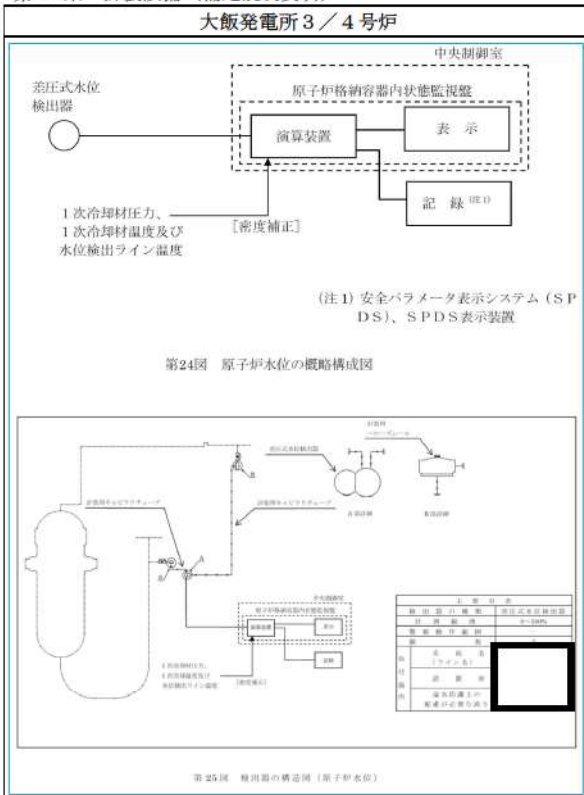
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">比較のため補 58-5-52 より転載</p> <p>(1) 原子炉水位                      原子炉水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、原子炉水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤に入力し、演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉水位を中央制御室に表示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第24図「原子炉水位の概略構成図」、第25図「検出器の構造図(原子炉水位)」及び第43図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>	 <p style="text-align: center;">図58-6-23 原子炉圧力 (SA) の概略構成図</p> <p>3.3.2 原子炉圧力容器本体内の水位</p> <p>(1) 原子炉水位 (広帯域)                      原子炉水位 (広帯域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (広帯域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-24「原子炉水位 (広帯域) の概略構成図」参照。)</p>	<p>(1) 原子炉容器水位                      原子炉容器水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤を經由してシビアアクシデント監視盤に入力し、演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、原子炉容器水位として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第10図「原子炉容器水位の概略構成図」参照。)</p>	<p>【女川】                      記載方針の相違                      女川は原子炉圧力容器の圧力を計測し前段で記載しているため、水位としての項目がある。</p> <p>【大飯】                      設備名称の相違</p> <p>【大飯】                      設備構成の相違                      泊は既設の原子炉容器水位を重大事故等対処設備として機能を追加 (大飯は新設)。</p> <p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】                      設備名称の相違</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

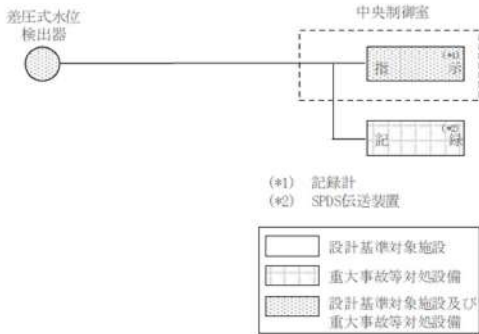
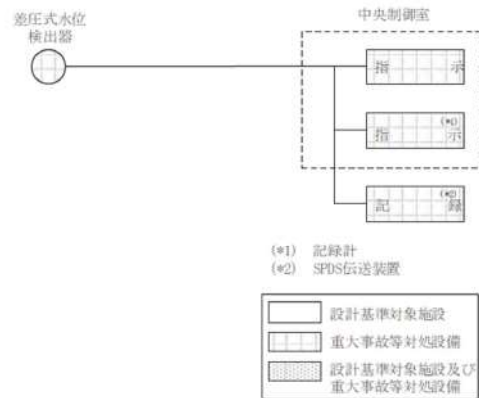


相違理由

【大飯】  
設備構成の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 原子炉水位 (燃料域)</p> <p>原子炉水位 (燃料域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (燃料域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-25「原子炉水位 (燃料域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-25 原子炉水位 (燃料域) の概略構成図</p> <p>(3) 原子炉水位 (SA広帯域)</p> <p>原子炉水位 (SA広帯域) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (SA広帯域) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-26「原子炉水位 (SA広帯域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-26 原子炉水位 (SA広帯域) の概略構成図</p>		

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>3.1.3 加圧器内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 加圧器水位</p> <p>加圧器水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、加圧器水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、加圧器水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。                      (第 10 図「加圧器水位の概略構成図」参照。)</p>	<p>(4) 原子炉水位 (SA 燃料域)</p> <p>原子炉水位 (SA 燃料域) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉水位 (SA 燃料域) として中央制御室に指示し、記録する。                      (図 58-6-27「原子炉水位 (SA 燃料域) の概略構成図」参照。)</p>  <p>図 58-6-27 原子炉水位 (SA 燃料域) の概略構成図</p>	<p>3.4 加圧器内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 加圧器水位</p> <p>加圧器水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、加圧器水位として中央制御室に表示し、記録する。                      (第 11 図「加圧器水位の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】                      記載表現の相違 (女川実績の反映)                      設備名称の相違                      【大飯】                      記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第10図 加圧器水位の概略構成図</p>		<p>第11図 加圧器水位の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備構成の相違</p>
<p>3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>(1) AM用格納容器圧力</p> <p>AM用格納容器圧力は、重大事故等対処設備の機能を有しており、AM用格納容器圧力の検出信号は、弾性圧力検出器からの電流信号をAM監視盤内の信号処理回路にて圧力信号へ変換する処理を行った後、AM用格納容器圧力を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第11図「AM用格納容器圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>3.4.1 原子炉格納容器本体内の圧力</p> <p>(1) ドライウェル圧力</p> <p>ドライウェル圧力は、重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、ドライウェル圧力として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-28「ドライウェル圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.5 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>3.5.1 原子炉格納容器本体内の圧力</p> <p>(1) 格納容器圧力 (AM用)</p> <p>格納容器圧力 (AM用) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号をシビアアクシデント監視盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、格納容器圧力 (AM用) として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第12図「格納容器圧力 (AM用) の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>

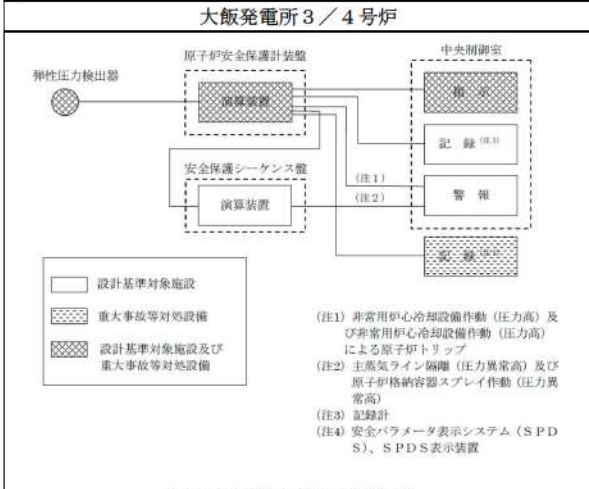
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第11図 AM用格納容器圧力の概略構成図</p> <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p>(注2) 記録計 (注3) SPDS伝送装置</p> <p>設計基準対象施設              重大事故等対処設備              設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>(2) 格納容器圧力 (広域)              格納容器圧力 (広域) は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器圧力 (広域) の検出信号は、弾性圧力検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、格納容器圧力 (広域) を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第12図「格納容器圧力 (広域) の概略構成図」参照。)</p>	 <p>図58-6-28 ドライウェル圧力の概略構成図</p> <p>(2) 圧力抑制室圧力              圧力抑制室圧力は、重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、圧力抑制室圧力として中央制御室に指示し記録する。</p> <p>(図58-6-29「圧力抑制室圧力の概略構成図」参照。)</p>	 <p>第12図 格納容器圧力 (AM用) の概略構成図</p> <p>(注1) データ収集計算機、データ表示端末</p> <p>設計基準対象施設              重大事故等対処設備              設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>(2) 原子炉格納容器圧力              原子炉格納容器圧力は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、弾性圧力検出器にて圧力を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて圧力信号へ変換する処理を行った後、原子炉格納容器圧力として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第13図「原子炉格納容器圧力の概略構成図」参照。)</p>	<p>【大飯】              設備構成の相違</p> <p>【大飯】              設備名称の相違</p> <p>【大飯】              記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】              記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】              設備名称の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

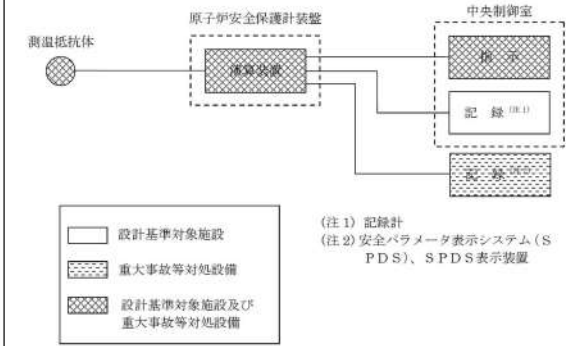


第12図 格納容器圧力 (広域) の概略構成図

(3) 格納容器内温度

格納容器内温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内温度の検出信号は、测温抵抗体の抵抗値を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内温度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。

(第13図「格納容器内温度の概略構成図」参照。)



第13図 格納容器内温度の概略構成図

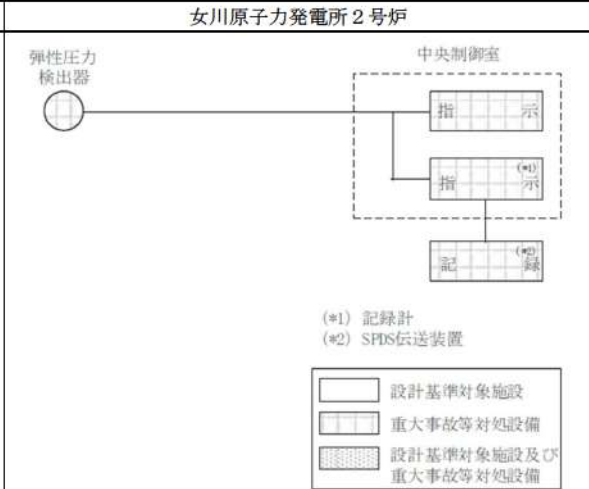


図58-6-29 圧力抑制室圧力の概略構成図

3.4.2 原子炉格納容器本体内の温度

(1) ドライウエル温度

ドライウエル温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、ドライウエル温度として中央制御室に指示し、記録する。

(図58-6-30「ドライウエル温度の概略構成図」参照。)

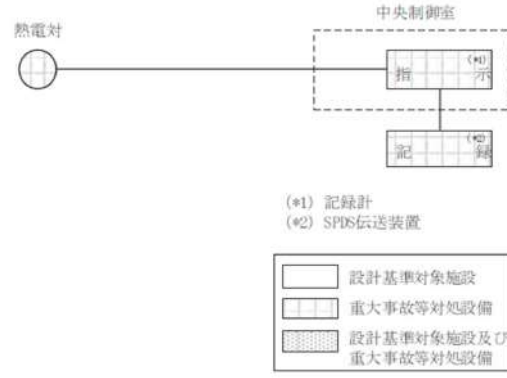
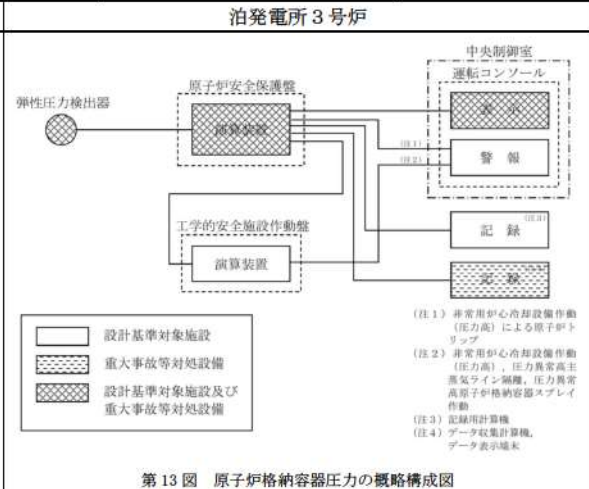


図58-6-30 ドライウエル温度の概略構成図



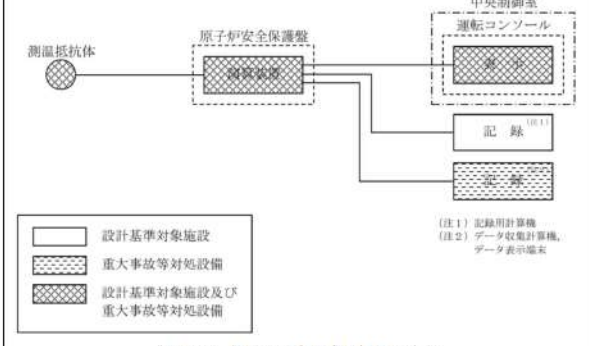
第13図 原子炉格納容器圧力の概略構成図

3.5.2 原子炉格納容器本体内の温度

(1) 格納容器内温度

格納容器内温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、测温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内温度として中央制御室に表示し、記録する。

(第14図「格納容器内温度の概略構成図」参照。)



第14図 格納容器内温度の概略構成図

相違理由

【大飯】  
 設備構成の相違

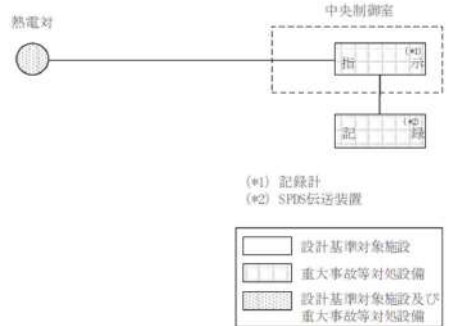
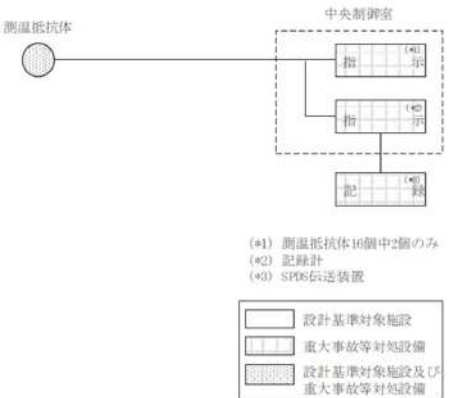
【大飯】  
 記載表現の相違 (女川実績の反映)

【大飯】  
 記載方針の相違 (女川実績の反映)

【大飯】  
 設備構成の相違

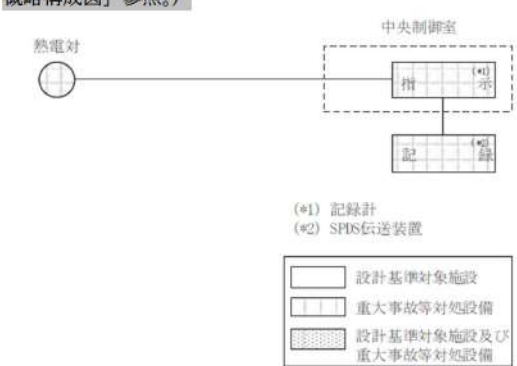
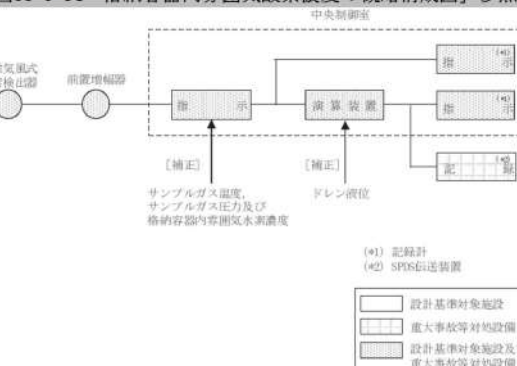
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 圧力抑制室内空気温度</p> <p>圧力抑制室内空気温度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は、圧力抑制室内空気温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-31「圧力抑制室内空気温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-31 圧力抑制室内空気温度の概略構成図</p> <p>(3) サプレッションプール水温度</p> <p>サプレッションプール水温度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、測温抵抗体にて温度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、サプレッションプール水温度として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図 58-6-32「サプレッションプール水温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-32 サプレッションプール水温度の概略構成図</p>		

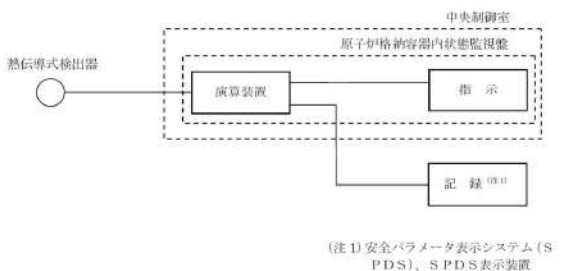
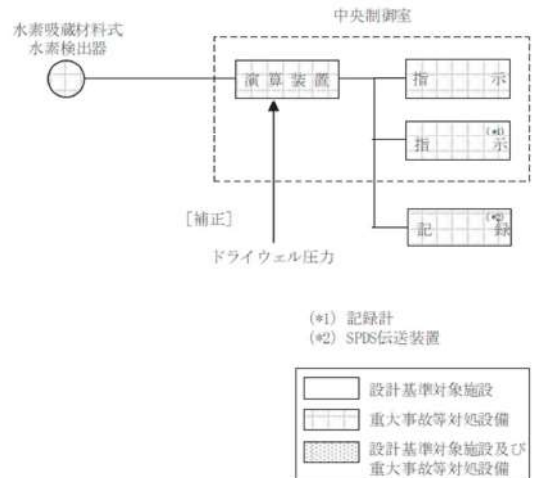
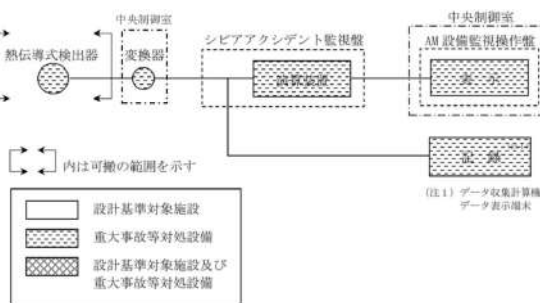
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 原子炉格納容器下部温度</p> <p>原子炉格納容器下部温度は, 重大事故等対処設備の機能を有しており, 熱電対にて温度を起電力として検出する。検出した起電力は, 原子炉格納容器下部温度として中央制御室に指示し, 記録する。(図58-6-33「原子炉格納容器下部温度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-33 原子炉格納容器下部温度の概略構成図</p> <p>3.4.3 原子炉格納容器本体内の酸素ガス濃度</p> <p>(1) 格納容器内雰囲気酸素濃度</p> <p>格納容器内雰囲気酸素濃度は, 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており, 熱磁気風式酸素検出器にて酸素濃度を電流信号として検出する。検出した電流信号は, 演算装置にて酸素濃度信号に変換した後, 格納容器内雰囲気酸素濃度として中央制御室に指示し, 記録する。(図58-6-34「格納容器内雰囲気酸素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-34 格納容器内雰囲気酸素濃度の概略構成図</p>		

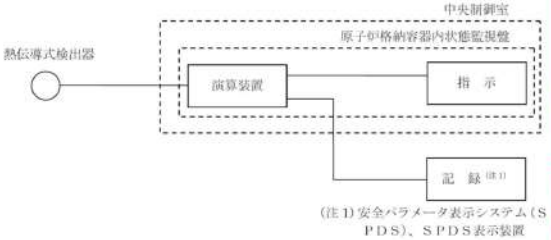
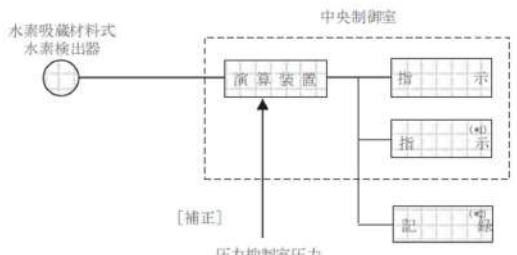
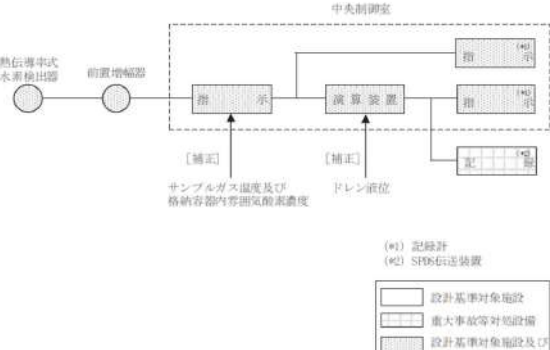
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 可搬型格納容器水素ガス濃度</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、可搬型格納容器水素ガス濃度の検出信号は、熱伝導式検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、水素濃度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第14図「可搬型格納容器水素ガス濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p>第14図 可搬型格納容器水素ガス濃度の概略構成図</p>	<p>3.4.4 原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度</p> <p>(1) 格納容器内水素濃度 (D/W)</p> <p>格納容器内水素濃度 (D/W) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、水素吸蔵材料式水素検出器にて水素濃度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、格納容器内水素濃度 (D/W) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-35「格納容器内水素濃度 (D/W) の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) 記録計 (注2) SPDS伝送装置</p> <p>図58-6-35 格納容器内水素濃度 (D/W) の概略構成図</p> <p>(2) 格納容器内水素濃度 (S/C)</p> <p>格納容器内水素濃度 (S/C) は、重大事故等対処設備の機能を有しており、水素吸蔵材料式水素検出器にて水素濃度を抵抗値として検出する。検出した抵抗値は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、格納容器内水素濃度 (S/C) として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-36「格納容器内水素濃度 (S/C) の概略構成図」参照。)</p>	<p>3.5.3 原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度</p> <p>(1) 格納容器内水素濃度</p> <p>格納容器内水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、格納容器内水素濃度の検出信号は、熱伝導式検出器にて水素濃度を電圧信号として検出する。検出した電圧信号は、変換器にて電流信号に変換し、シビアアクシデント監視盤内の演算装置にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、格納容器内水素濃度として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第15図「格納容器内水素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p>(注1) データ収集計算機、データ表示端末</p> <p>第15図 格納容器内水素濃度の概略構成図</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違 泊は検出した電圧信号を変換器にて電流信号に変換し、その電流信号をシビアアクシデント監視盤にて水素濃度信号に変換する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

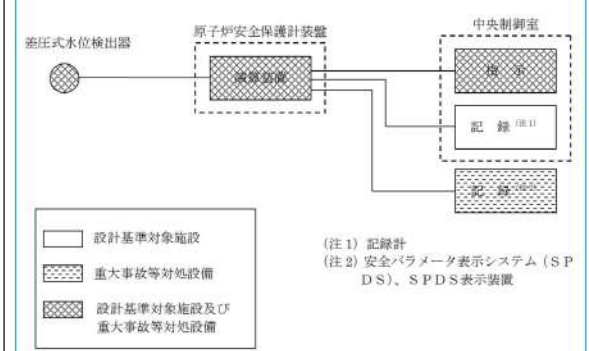
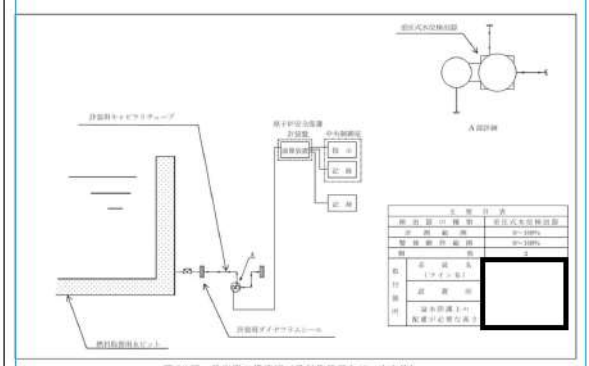
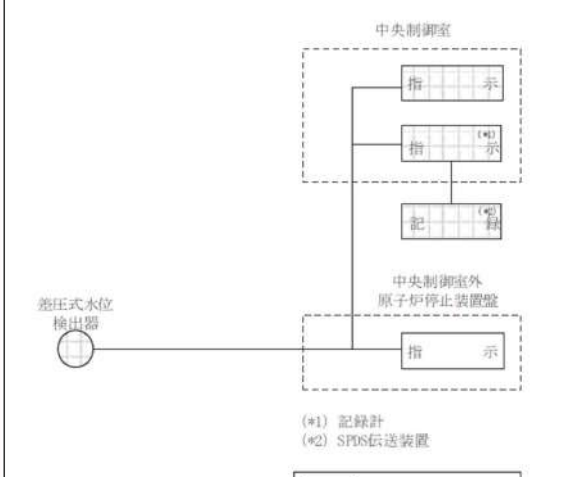
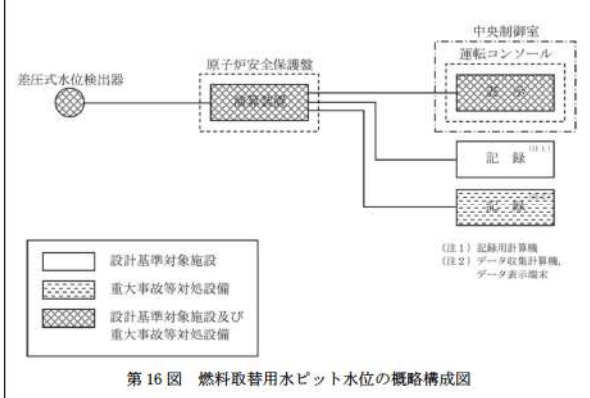
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">比較のため補 58-5-47へ再掲</p> <p>(5) アニュラス水素濃度                      アニュラス水素濃度は、重大事故等対処設備の機能を有しており、アニュラス水素濃度の検出信号は、熱伝導式検出器からの電流信号を原子炉格納容器内状態監視盤にて水素濃度信号へ変換する処理を行った後、水素濃度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。                      (第15図「アニュラス水素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">(注1) 安全パラメータ表示システム (SPDS)、SPDS表示装置</p> <p style="text-align: center;">第15図 アニュラス水素濃度の概略構成図</p>	<p style="text-align: center;">中央制御室</p>  <p style="text-align: center;">[補正] 圧力抑制室圧力</p> <p>(*) 記録計          (**) SPDS伝送装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 設計基準対象施設</li> <li>▨ 重大事故等対処設備</li> <li>■ 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</li> </ul> <p>図58-6-36 格納容器内水素濃度(S/C)の概略構成図</p> <p>(3) 格納容器内雰囲気水素濃度                      格納容器内雰囲気水素濃度は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、熱伝導率式水素検出器にて水素濃度を電流信号として検出する。検出した電流信号は、演算装置にて水素濃度信号に変換した後、格納容器内雰囲気水素濃度として中央制御室に指示し、記録する。(図58-6-37「格納容器内雰囲気水素濃度の概略構成図」参照。)</p>  <p style="text-align: center;">[補正] サンプルガス温度及び格納容器内雰囲気水素濃度</p> <p style="text-align: center;">[補正] ドレン液位</p> <p>(*) 記録計          (**) SPDS伝送装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 設計基準対象施設</li> <li>▨ 重大事故等対処設備</li> <li>■ 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</li> </ul> <p>図58-6-37 格納容器内雰囲気水素濃度の概略構成図</p>		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため58-5-54より再掲</p> <p>(3) 燃料取替用水ピット水位</p> <p>燃料取替用水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、燃料取替用水ピット水位の検出信号は、差圧式水位検出器からの電流信号を原子炉安全保護計装盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、燃料取替用水ピット水位を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存については、「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>(第28図「燃料取替用水ピット水位の概略構成図」、第29図「検出器の構造図(燃料取替用水ピット水位)」及び第43図「検出器の取付箇所を明示した図面」参照。)</p>  <p>第28図 燃料取替用水ピット水位の概略構成図</p>  <p>第29図 検出器の構造図(燃料取替用水ピット水位)</p>	<p>3.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 復水貯蔵タンク水位</p> <p>復水貯蔵タンク水位は、重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、復水貯蔵タンク水位として中央制御室に指示し、記録する。</p> <p>(図58-6-38「復水貯蔵タンク水位の概略構成図」参照。)</p>  <p>図58-6-38 復水貯蔵タンク水位の概略構成図</p>	<p>3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>(1) 燃料取替用水ピット水位</p> <p>燃料取替用水ピット水位は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、差圧式水位検出器にて差圧を電流信号として検出する。検出した電流信号は、原子炉安全保護盤内の演算装置にて水位信号へ変換する処理を行った後、燃料取替用水ピット水位として中央制御室に表示し、記録する。</p> <p>(第16図「燃料取替用水ピット水位の概略構成図」参照。)</p>  <p>第16図 燃料取替用水ピット水位の概略構成図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>